

オートバイ
自動三輪車



信用して賣買出来る

永井モーターサイクル

東京市向島區寺島町一ノ二二九
電話 墨田五〇八一番(呼)
サービス部 向島區寺島町一ノ二二八

販賣・修繕の
御用は—
叮嚀に!
迅速に!
低廉に!
サービス致します

オートバイと

自動三輪車の

事なら何でも皆様の
御用命に應じます

修繕とサービスは

文字通り:
お客様への

奉仕

矢口モーター商会

東京市浅草區鳥越二ノ十一ノ二

電話浅草(84)四五六八番



小型自動車用
各種ラツパ製作

宮本喇叭製作所

営業所 東京市浅草區藏前三ノ一
電話浅草(84)二八四五番
工場 東京市江戸川區東小松川五ノ六六
電話東小松川一一五番

小型自動車
新中古賣買
附屬・部分品購賣
修理



富士矢號自動運搬車販賣聯盟店

高橋モーター商会

高橋長吉

東京市本所區横川橋四ノ三
電話墨田(74)三二四九番

小型自動車
販賣並修理

特にウエルビー自動三輪
車の賣買については如何
なる御相談にも應じます

ウエルビー城東代理店

岡本モーターズ

東京市江戸川区小松川町三ノ八六
電話墨田(74)四六二番



小型自動車販賣修理



斯界の 第一車

何事でもオイソレと御用命に應ずる店

MSA代理店

上田モーター商會

東京市本所區石原町四ノ二四
電話墨田(74)四六五七番



ハリー
三輪車専門
質が第一
七五〇CC型

◇サービス完全◇部分品豊富◇

西本モーターズ

東京市日本橋區村松町一八
電話浪花(67)二二八六番

中古車専門



程度の素晴しく上等な中古車が
常時豊富に在庫して居ります

—在庫案内贈呈—

第一モーターズ商會

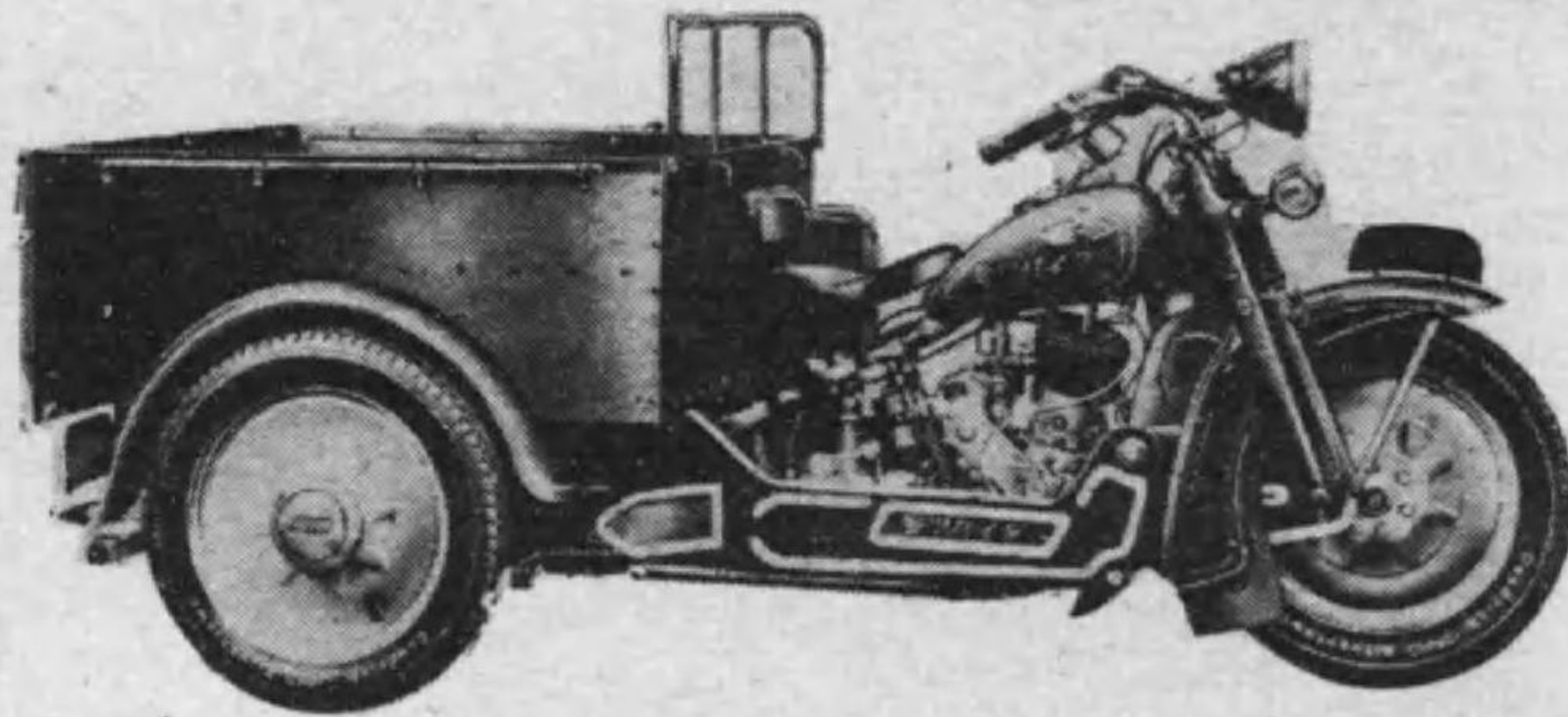
東京市向島區寺島町一ノ二三一
電話墨田(74)五一四番

▶... 一九三六年

ダイハツ號

精巧なる工作

優秀なる性能



ダイハツ號自動三輪車
アリエル自動自轉車
ハーレーダビッドソン
神奈川県特約店

清水兄弟商會

横濱市中區長者町九ノ一七六
電話長者町(3)五八一一番
サービス工場 中區末吉町二丁目(黄金橋角)



サイドカー

下平商店

東京市淀橋區戸塚町二ノ一九一
(明治通り)

各種小型自動車
新古賣買並修理

東京市豊島區高田本町二ノ二六

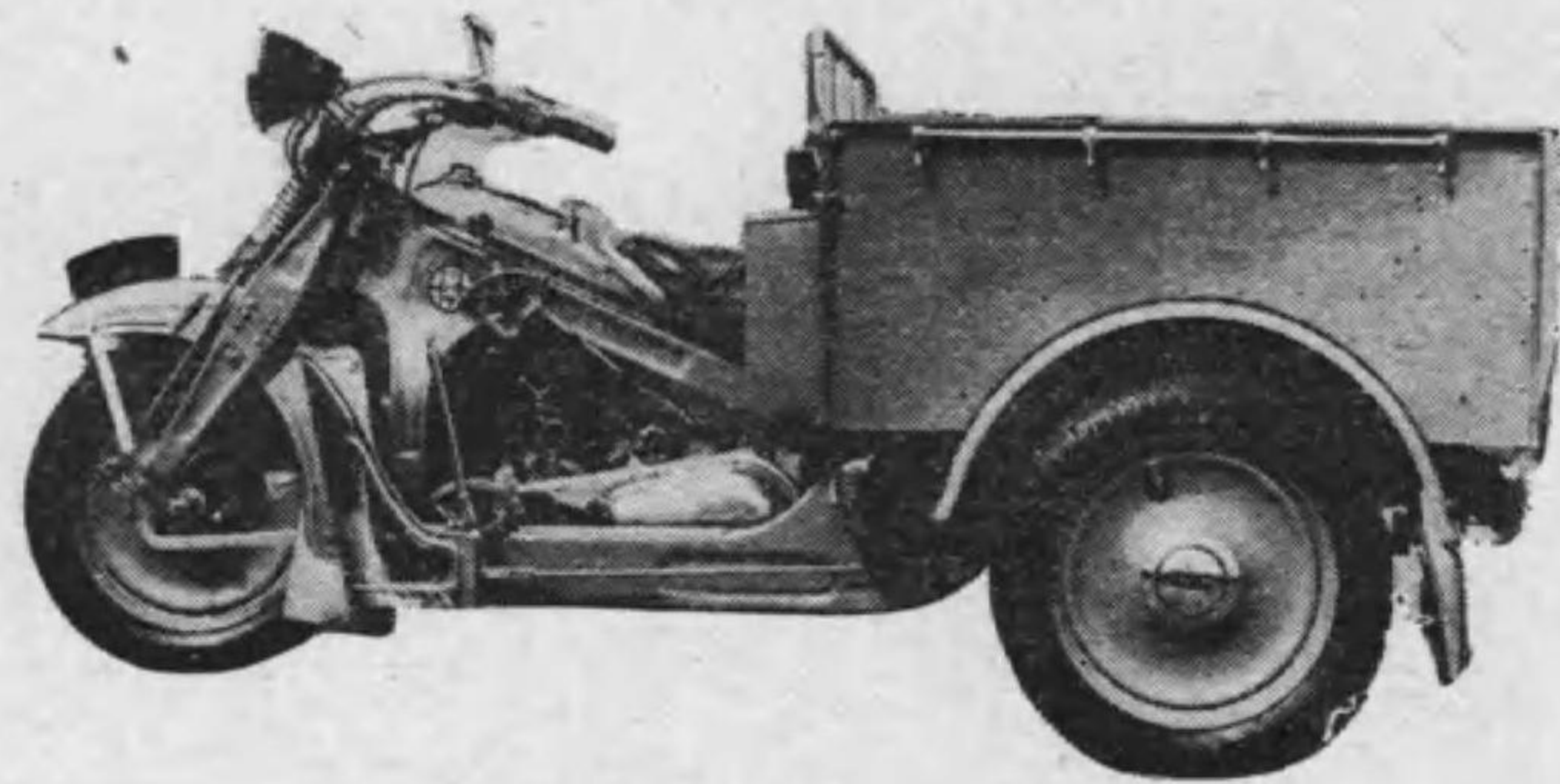
栗原モーターズ

電話牛込(34)四四五(呼)

M S A自動三輪車
ヂャイアント運搬車
ハーレー各型取扱

實用と經濟の
新銳ツバサ號

750 c.c. 650 c.c.



ごんな御相談にも應じ
親切に誠實に奉仕します

ツバサ號神奈川県總代理店

中山モーター商會

營業部 横濱市中區麥田町二丁目電停際

電話本局(2)二五五一番

サービス部 横濱市中區麥田町一丁目六一

製造元 日本エヤーブレーキ株式会社 神戸

各種
ツパー
モーター
製作卸

富松商會支店

横濱市中區宮川町三ノ七四
電話長者町(3)六四九番
振替東京五六四九番

ダットサン四輪車・京三四輪車・小型三輪車
自動自轉車・部分品附屬品販賣及修理

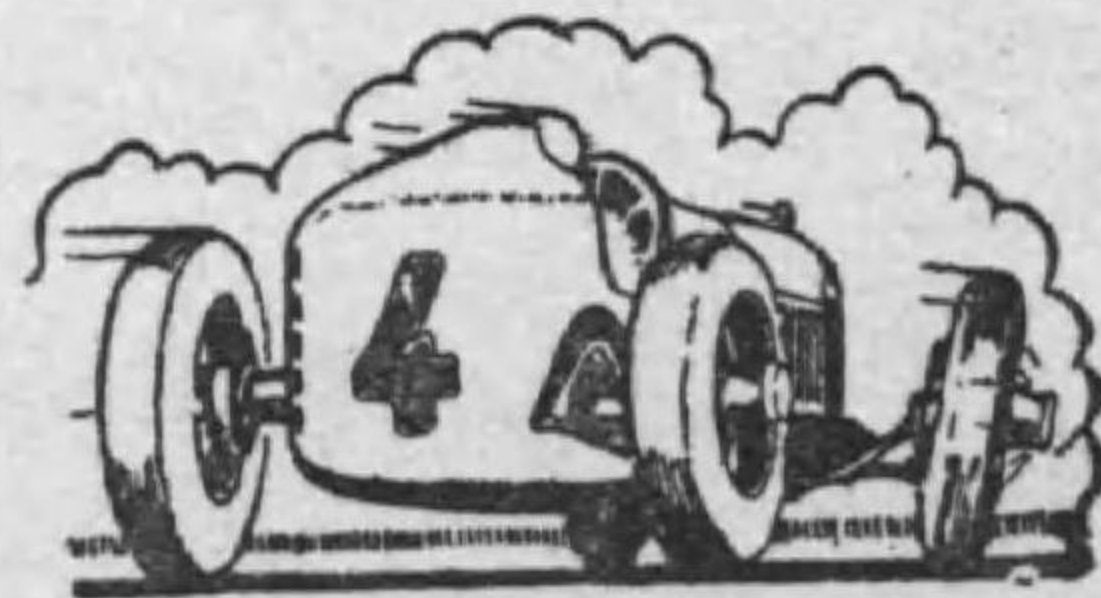


荒井小型自動車商會

横濱市中區扇町三ノ一五
電話長者町(3)二一三六番

自動三輪車
ニューエラ

販賣と修理



京三號
小型自動車

大川小型自動車商會

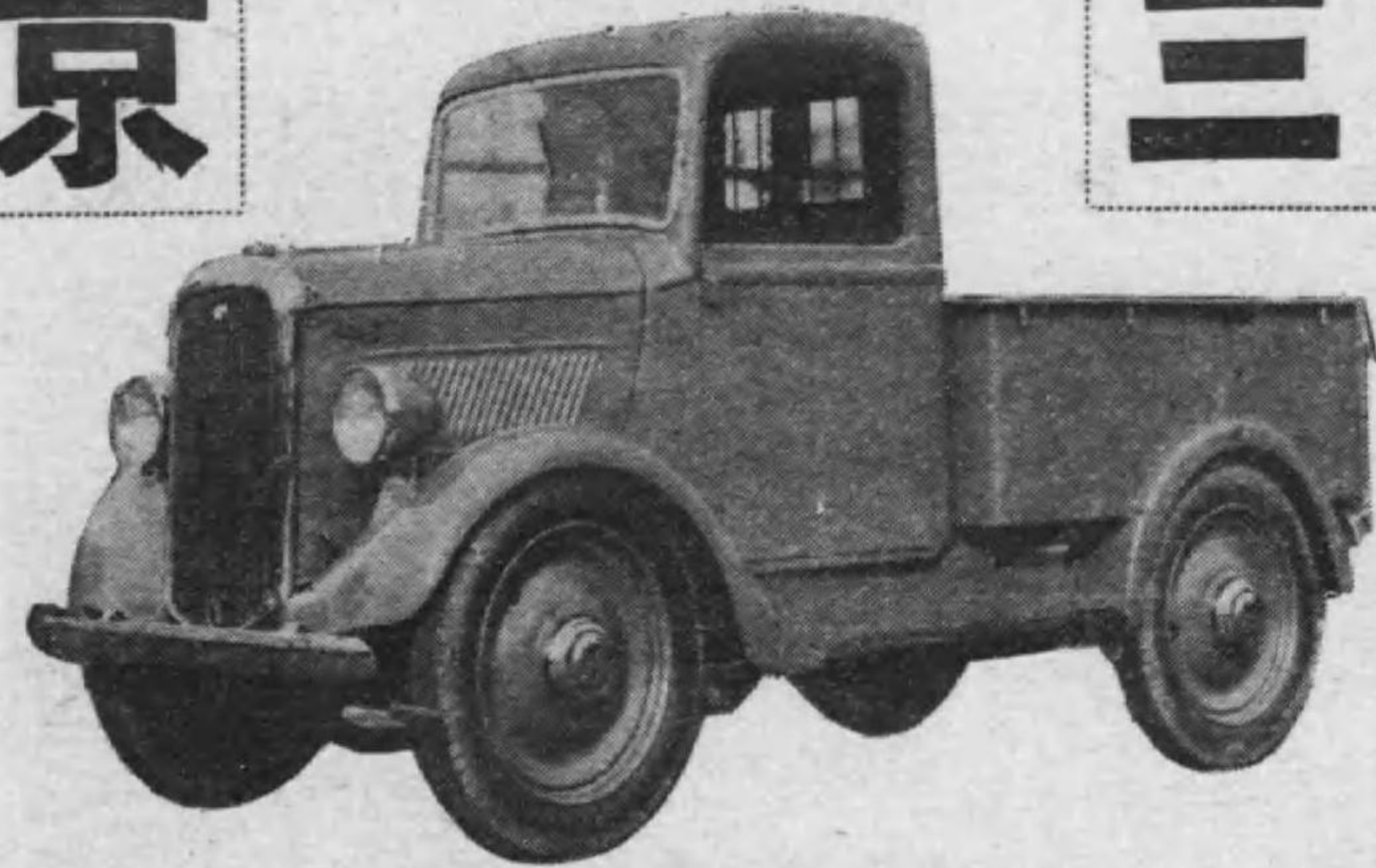
横濱市神奈川區青木通六一
電話本局四七〇三番

小型四輪界の寵兒

優美・堅牢・強大

京

三



神奈川、静岡、山梨縣 川本八郎商店 横濱市中區松影町一ノ二四
總代理店 電話長者町(3)1913・4742

— 特 — 約 — 販 — 賣 — 店 —

- | | |
|---------------------------|---------------------------|
| 荒井小型自動車商會 横濱市中區扇町三ノ一六 | 岩崎サイクル 横濱市中區尾上町一ノ一四 |
| 大川小型自動車商會 横濱市神奈川區青木通六一 | 飯田モーター商會 横濱市神奈川區子安二八〇一 |
| 駒井商店 横濱市中區扇田町三ノ六八 | 細井サイクル商會 横濱市鶴見區潮田一五六〇 |
| 森谷モーター商會 神奈川縣厚木町 | 清水モーター商會 横須賀市小川町 |
| 増田兄弟商會 神奈川縣高津町溝ノ口 | 藤江モーター商會 平塚市須賀通一五三三 |
| マルチ石田商會 山梨縣甲府市 | ミツワ商會 沼津市添池町 |
| | 濱松京三商會 濱松市田町 |

”小型車なら
ハマの
岩崎にしよう“



各種小型車
賣買修理

京三四輪車
ウエルビー
富士矢號

横濱市中區尾上町一ノ一四

岩崎モーターサイクル

電話 長者町(3)三三二五番
出張所 横濱市神奈川區六角橋際

各種

小型自動車

販賣修理

ニエーエラ三輪車
ダイハツ三輪車
京三號四輪車
川崎販賣所

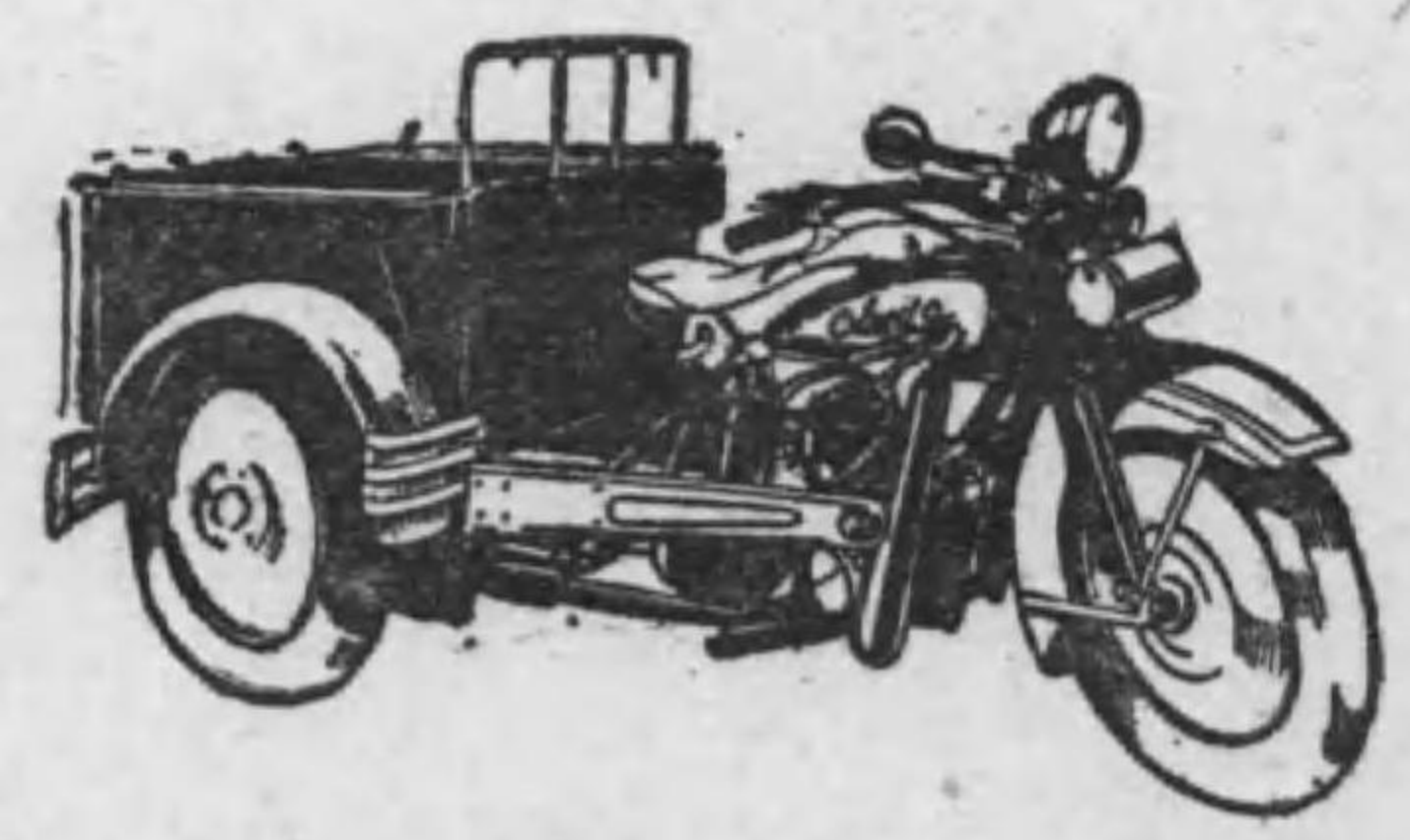


川崎 サイクル 商會

川崎市宮本町一七
電話川崎二〇四九(呼)

各種小型自動車賣買修理

ニューエラ ★ 京三號



サービスは丁寧……………
賣買は誠實……………

飯田モーター商會

横濱市神奈川區子安町二八〇一
電話本局四九五一番

各種小型自動車販賣修理
ダイハツ號京三號代理店

佐々木モーター商會

横濱市神奈川區神奈川通り二ノ五一
電話本局七一九番

各種小型自動車販賣修理

横濱市中區高根町二ノ一五

太田モーター商會

ダイハツ號販賣所

電話長者町五九六三番



オートバイ
自動三輪車
小型自動車

新古販賣並に修理

(御一報次第參上)

中村モーターサイクル店

中村賢助

東京市下谷區竹町七九(電停西町下車南=入ル)

各種小型自動車販賣修理

京三號販賣店

駒井商店

機濱市中區扇田町三ノ六八
電話長者町四四八五番

各種小型自動車販賣買修理

M S A 代理店

鶴見モーター商會

横濱市鶴見區生麥四六
電話鶴見三〇五〇番



久保田機械製作所

横濱市中區山田町二ノ一九
電話長者町(3)四七一六番

オートバイ
自動三輪車
部分品と附屬品
製作販賣修理
設備の完全と
技術の優秀は
最良品を生み
販賣を擴大す

ハンデラン純正パーツ

整理の爲め投賣

特アト刷カット豊富、印刷鮮明の豪華な新型録一部八十錢の處、郵券五十錢同封の方に御送附!

ダットサン・ドライブ會(入會金・費用
廉!)

東京・芝
虎ノ門 喜多商事

電話芝一九三三・振替東京四〇〇三四

オート三輪用タンク
單車用各種タンク 一製作

東京市麴町區土手三番町二一

仲村定吉工場

電話九段(33)〇八五五番

發動機用タンク
一修理

**マグネト
ダイナモ**

完全
修理

技術優秀難物歓迎

藤岡電気工作所

東京市赤坂區田町三ノ三九
電話青山(36)三五三六(呼)

小型自動車

修理と賣買



鈴川モーター商會

東京市芝區三田小山町二番地
電話三田(45)一九二五番(呼)

ツバサ號代理店

岩崎商會

東京市杉並區高圓寺二ノ一二〇
電話中野三八二六番

小型自動車賣買修理

ウエルビー三輪車代理店

前田商店モーター部

東京市日本橋區小網町
三丁目二番地(茅場橋際)
電話茅場町(66)三八七一番

オートバイ並
自動三輪車

販賣修理

廣澤サイクル商會

廣澤 三男

東京市深川區新大橋二ノ二一
電話本所(73)七八三四番

フレーム・サイドカー製作

長谷川板金工場

東京市世田ヶ谷區北澤四ノ三四五
電話世田ヶ谷三一一九番

M.S.A自動三輪車代理店

オートバイ
自動三輪車 修理

日高モーターズ

日高 祐

東京市目黒區下目黒二丁目七十六番地
電話高輪三九二一番(呼)

フレーム・ムフオーク製作修理
エキゾースト・ハンドル

那倉製作所

古い歴史
優秀の技術

東京市荒川南區
千住町六ノ一三一

各種小型自動車
ノートン代理店

岡本モーターズ

東京市牛込區早稻田
鶴卷町三百七十一番地

單車專業

在庫豊富



エチパス・モーターズ

東京市瀧野川區昭和町二丁目
一〇〇(省線尾久驛前)
電話小石川二〇九六番

小型自動車販賣並修理

M・S・A自動三輪車代理店

青木モーターサイクル商會

青木 松五郎
東京市日本橋區人形町一ノ八
電話茅場町(66)六五二四番

酸素溶接

獨特の技術

神林工業所

小型自動車
賣買修理

東京市品川區
大崎本町三ノ六三六

HARLEY DAVIDSON

各種小型車
賣買並修理

藤野モーターズ

東京市神田區元岩井町十一
電話浪花二七八七番

親切を賣る……

ハーレー代理店

M. S. A

誠實勉強

小型自動車賣買修理

玉川モーターサイクル商會

東京市世田ヶ谷區玉川一三八五
電話玉川一七九番(呼)
M・S・A三輪車代理店

オートバイ
販売修理改造

マグネット・ダイナモ及附屬品販賣修理

キヤマサイクル商會

山野林吾

東京市瀧野川區瀧野川一四四七
電話板橋七二五(呼)

迅速
丁寧

自動車貸車庫業

梁瀬自動車車庫

日比谷車庫
東京麹町區内幸町(衆議院前)
電話銀座(57)二八二六、三六八
芝浦車庫
東京芝區芝浦一丁目三十九番地
電話三田(45)五七一

フレーム・フォーク
小型・特殊カー一切 製作修理

影山製作所

東京市麻布區霞町十一番地
電話青山(36)三九一二(呼)

小型自動車賣買修理

勝又モーター商會

東京市荒川區尾久町三ノ三五〇
長野縣松本市常磐町

自動自轉車 賣買修理
小型自動車

鈴木音藏商店

東京市下谷區入谷町一六四
昭利通り市バス北入谷停留所前

ツバサ號代理店

榎モーター商會

東京市本所區吾妻橋二ノ二三
電話墨田二五一八(呼)

ン、ブヂョー、オースチン等の輸入車によつて爲され、部分品の補給困難其他の社會情勢に影響されてフォード、レボレ1等の普通自動車に壓倒されて了つたのである。而して近時再び擡頭し來つた小型タクシーは且てのそれは全然類を異にし専らダットサン等の國産車によつて計畫實現されてゐる。加ふるに社會情勢も往時とは甚だしく相違してゐる。此處に吾人は小型タクシーの過去の失敗の歴史に拘泥する事なく現在の小型タクシーの必須性を認識しなければならない。小型自動車による旅客運輸營業は地方

官廳の認可を要する。而して現在營業の認可を得て小型タクシーの經營されてゐる地方は青森、山形、岩手、茨城、群馬、富山、福井、岐阜、山梨、静岡、滋賀、和歌山、岡山、廣島、徳島、愛媛、香川、福岡、石川、三重、千葉、埼玉、福島、秋田、北海道及び朝鮮(全羅南道、平安北道、平安南道、慶尙南道)で全國の大半に及んでゐる。全日本小型自動車協會の内務省、警視廳、地方官廳に向つての認可諒解運動は軍部乃至商工省の支援を俟つて早晚全國的に奏効するものと見られる。現在小型タクシーに使用されてゐる車

は大部分がダットサンで他にオースチンを見る程度に過ぎないが將來はツクバ、スピリット等の出現も見るのであらう。又小型自動車の規格が氣筒容積に於て一五〇〇C・C程度に擴大され車體規格もそれに準じて或程度迄擴大されるなれば外國車として英國のC型フォード(ベビーフォード)モリス、佛蘭西のシトロエン、獨逸のオベル、伊太利のフィヤツ、白耳義のミネルバ等の出現も豫想される。

各種小型乗用車比較表

| 車種並型 | ダットサン | オースチン | フォード | モリス | オベル |
|----------|-------|-------|------|-----|-----|
| 氣筒數 | 四 | 7 | 4 | 8 | 4 |
| ボア(耗) | 五 | — | 五 | 五 | 五 |
| ストローク(耗) | 六 | 10 | 六 | 10 | 六 |

| 項目 | 昭和四年 | 昭和五年 | 昭和六年 | 昭和七年 | 昭和八年 | 昭和九年 |
|-------------|------------------|-------|-------|---------|--------|-------|
| 排気容量 (C.C.) | 731 | 747.5 | 1,125 | 1,173 | 918 | 1,121 |
| 車輪 (吋) | 40 | 45 | 45 | 45 | 45 | 46 |
| ホキールス (吋) | 19 | 18 | 19 | 19 | 19 | 19 |
| 車體全幅 (吋) | 47 | 51 | 54 | 57 | 56 | 56 |
| 車體全長 (吋) | 110 | 119 | 139 | 145 1/2 | 137 | 137 |
| 重量 (斤) | 600 | 600 | 785 | 737.5 | 1,050 | 1,050 |
| 定価 (磅) | 130 | 131 | 150 | 133 | 175 | 175 |
| 減速比 | {5.8對1 6.5對1} | 5.5對1 | 5.5對1 | 5.5對1 | 5.75對1 | 5.3對1 |

小型タクシーが本邦の國內情勢に適合する理由としては經濟上からは高價な輸入車が安價な國產車に更へられ燃料の消費量は小型車は普通車の四割に過ぎず道路の利用は狭小の地に迄及び而も車體の大きさは日本人向きで普通車の様に不必

要に大き過ぎない等の諸點が擧げられてゐる。

更に國產自動車工業確立の見地からしては昭和九年度に於て尙全國自動車需要臺數の九割迄を外國車の供給に俟つてゐる情勢下に於て國產普通自動車工業の發

達が極めて遅々たるに反し國產小型四輪車工業が急速に伸展しつつある事實は自工確立礎石としての小型四輪車工業の重要性を明示するものとして之が助長促進策としても小型タクシーの普及が必須とされてゐる。

本邦累年自動車需給臺數

| 年 | 國產 | | 外産 | | 合計 |
|------|-------|-------|--------|-------|--------|
| | 總數 | 小型 | 輸入組立 | 完成車輸入 | |
| 昭和四年 | 437 | — | 28,087 | 5,018 | 33,542 |
| 同五年 | 458 | — | 18,663 | 2,591 | 21,712 |
| 同六年 | 434 | — | 18,908 | 1,887 | 21,229 |
| 同七年 | 840 | 144 | 13,327 | 997 | 15,164 |
| 同八年 | 1,612 | 557 | 14,084 | 491 | 16,187 |
| 同九年 | 2,701 | 1,366 | 30,884 | 891 | 34,486 |

内務大臣ニ提出セル陳情書

昭和十年八月八日
全日本小型自動車協會
理事長 山本 惣治
内務大臣 後藤文夫閣下
小型自動車ノ營業ニ關スル陳情書
拜啓
一、陳情ノ要旨

小型自動車(自動三輪車ヲ含ム)ニ依リ「自動車運輸事業以外ノ自動車ニ依ル運送事業規則」ニ基ク營業免許ヲ出願シタル場合ハ簡易且迅速ノ御許可願上度シ

二、理由
近時吾國工業ハ異常ナル發達ヲ遂ケ世界各國ニ對シテハ不拘自動車工業ニアリテハ半遺憾未タ其ノ大半ヲ外國車ノ輸入ニ俟タサルヘカラサルノ悲シムヘキ實狀ニ在ルノ秋獨リ我カ小型自動車工業ニ於テハ政府ヨリ何等ノ

小型自動車のタクシー界への急激なる進出は普通自動車によるタクシー既營業者に多大の脅威を與へ各地に之が反對運動は繰り返され其爲に小型タクシーの普及は或程度阻止されてゐるので全日本小型自動車協會はかかる情勢を打破す可く不斷の努力を拂つてゐる。小型協會から内務省鐵道省に提出せる陳情書、警視廳に提出せる陳情書及意見書は次の如くで小型タクシー問題に對する小型四輪乗用車製作販賣界の代表的見解とされてゐる

補助金ヲ受クルコトナク全ク斯業者ノ犠牲的努力ト取締當局者ノ善導トニ依リ著シキ進歩ヲ來シ年産既ニ壹萬臺ヲ突破スルノ盛況ヲ呈スルニ至リ今ヤ我國ニ於ケル大衆的交通機關トシテ重要ナル一分野ヲ劃スルニ至リタルハ國產自動車工業確立上邦家ノ爲洵ニ欣快ニ不堪次第ニ有之候

然ルニ近時小型自動車ニ依ル營業免許問題ニ關シ其ノ出願ニ對シ地方官憲ニ於テ徒ラニ許可ヲ遅延或ハ躊躇シ甚シキニ至リテハ調査ニ藉口シテ全ク握リ潰シノ状態ニアリ出願者ヨリ其ノ處置ノ不公平ヲ問ヒ糺スモ何等願人側ノ承服シ得ヘキ解答ヲ與ヘラレサル向モ有之極端ニ判斷スレハ既設普通自動車營業團體擁護ノ結果ナルカノ如ク臆懼セサルヲ得サル實狀ニ有之此ノ際特ニ監督官廳ノ御調査及公平明朗ナル御處置ヲ希望シテ竭マサル次第ニ有之候

營業免許出願ニ對シテハ簡易且迅速ニ許可セラル、様御取計相願度候
右及陳情候也

鐵道大臣ニ提出 セル陳情書

昭和十年八月八日

全日本小型自動車協會

理事長 山本惣治

鐵道大臣 内田信也閣下

小型自動車ノ營業ニ關スル陳情書

拜啓

一、陳情ノ要旨

小型自動車(自動三輪車ヲ含ム)ニ依リ「自動車運輸事業以外ノ自動車ニ依ル運送事業規則」ニ基ク營業免許ヲ出願シタル場合ハ簡易且迅速ニ御許可願上度シ

二、理由

近時吾國ノ工業ハ異常ナル發達ヲ遂ケ世界の躍進ヲ爲シツ、アルニ不拘自動車工業ニアリテハ乍遺憾未タ其ノ大半ヲ外國車ノ輸入ニ俟タサルヘカラサルノ悲シムヘキ實狀ニ在ルノ秋獨リ我カ小型自動車工業ニ於テハ政府ヨリ何等ノ補助金モ受クルコトナク全ク斯業者ノ犠牲的努力ト取締當局者ノ善導トニ依リ著シキ進歩ヲ來シ年産既ニ壹萬臺ヲ突破スルノ盛況ヲ呈スルニ至リ今ヤ我國ニ於ケル大衆的交通機關トシテ重要ナル一分野ヲ劃スルニ至リタルハ國產自動車工業確立上邦家ノ爲洵ニ欣快ニ不堪次第ニ有之候

然ルニ近時小型自動車ニ依ル營業免許問題ニ關シ其ノ出願ニ對シ地方官憲ニ於テ徒ラニ許可ヲ遅延或ハ躊躇シ甚シキニ至リテハ調査ニ藉口シテ全ク握リ潰シノ状態ニアリ出願者ヨリ其ノ處置ノ不公平ヲ問ヒ糺スモ何等願人側ノ承服シ得ヘキ解答ヲ與ヘラレサル向モ有

右及陳情候也

警視總監ニ提出 セル陳情書

昭和十年八月二十八日

全日本小型自動車協會

關東支部長 又木周夫

警視總監小栗一雄殿

陳情書

一、陳情書ノ要旨

小型自動車ニ依リ旅客營業免許ヲ出願シタル場合ハ速カニ御許可願上度シ

二、理由

近時我國ニ於ケル工業ハ異常ナル發達ヲ遂ケ世界の躍進ヲナシツツアルニモ不拘自動車工業ニアリテハ未タ其ノ大半ヲ外國車ノ輸入ニ俟タサルヘカラサル悲シムヘキ状態ニ在ルノ秋獨リ我カ小型自動車工業ニ於テハ政府ヨリ何等ノ補助金ヲ受クルコトナク全ク斯業者

之極端ニ判斷スレハ既設普通自動車營業團體擁護ノ結果ナルカノ如ク臆懼セサルヲ得サル實狀ニ有之此ノ際特ニ監督官廳ノ御調査及公平明朗ナル御處置ヲ希望シテ竭マサル次第ニ有之候

元來小型自動車ハ輕量ニシテ且ツ操縱容易ナル爲メ足踏自轉車並ニ荷車同様ノ取扱ヲ受ケ居リシニ偶々昭和八年內務省令自動車取締令ニ於テ之ヲ自動車ニ包含セラレタル爲メ惹テ自動車運送事業規則中ノ自動車トシテノ適用ヲ受クルノ止ムナキニ至リシモノニ有之候

モ現行自動車取締令ニ於テハ其ノ性能規格ノ點ニ鑑ミ無試験ニテ免許ヲ與ヘラル、外格納所ニ關シテモ三臺以下ハ車庫設備ヲ要セサル旨ヲ特ニ內務大臣ヨリ地方長官ニ通牒ヲ發セラレ居ル等ノ特典ヲサヘ與ヘラレ居ル次第ニ付之等ノ實狀御斟酌ノ上何卒頭書ノ通り營業免許出願ニ對シテハ簡易且迅速ニ許可セラル、様取計相願度候

ノ犠牲的努力ト取締當局者ノ善導トニ依リ著シキ進歩ヲ來シ年産既ニ壹萬臺ヲ突破スルノ盛況ヲ呈スルニ至リ今ヤ吾國ニ於ケル大衆的交通機關トシテ重要ナル使命ヲ果シツツアルコトハ國產自動車工業確立上邦家ノ爲メ眞ニ欣快ニ不堪處ニ有之候

而シテ最近小型自動車中乗客用車ヲ以テ旅客營業ヲ營マムトスル傾向漸ク顯著トナリツツアルハ小型自動車本來ノ特殊性即チ其ノ原價及維持費ノ低廉ニ依ル運賃ノ低下、規模倭小ニ依ル交通事故ノ低下及道路利用率ノ増大等全ク我カ國情ニ適セルニ起因スルモノニシテ洵ニ當然ノ成行ト言ハサルヘカラス

內務省ニ於カレテハ夙ニ今日アルヲ豫想セラレ昭和八年現行自動車取締令制定ニ當リテモ能ク此ノ點ニ留意サレ小型自動車旅客營業ニ關シテ特ニ種々適切ナル規定ヲ設ケラレタルハ實ニ本問題ノ歸趨ヲ明カニセラレタルモノト思

惟セラル

然ル處最近東京府下ニ於テ小型自動車ニ依ル旅客營業ヲ出願セルニ對シ貴廳ニ於カレテハ未タ御許可無之由ニ候得共右ハ現在各地方廳ニ於テモ續々許可セラレツツアル實狀ニ有之候間種々御事情モ可有之ト被存候得共此際何分ノ御詮議ヲ以テ急速ニ實情御調査ノ上小型自動車ノ爲メ今後之レカ營業出願ニ對シテハ速カニ御許可相願度此段及陳情候也

小型自動車旅客營業ニ關スル意見書

(警視廳へ提出ノモノ)

小型自動車營業許可希望ノ理由

(總論)

小型自動車ハ吾カ國情ニ最モ適セルモノニシテ小型自動車問題ヲ論スルニ際シ先ツ茲ニ乗客用ト云ハス貨物用ト云ハス總括シテ小型自動車カ吾カ國情ニ最モ適應セル事實ヲ一言セサルヘカラス、而シテ之レヲ最モ如實ニ證スルニ彼ノ貨物運搬小型自動車、主トシテ自動三輪車ノ例ヲ以テセントス、運搬用小型自動車カ今日東京市内ニ既ニ壹萬臺ヲ突破シ全國ニ於テハ實ニ四萬臺ニ垂々トスルニ至リシハ之云フ迄モナク中小商工業者所謂大衆階級ニ於テ「トラック」(普通貨物自動車)ノ代用トシテスピード運搬機關トシテノ小型自動車カ最モ經濟的ニシテ且ツ之等大衆階級ノ要求スル諸條件ニ適應セルニ外ナラサルナリ、而シテ試ニ萬一我國ニ於テ貨物用小型車ノ出現ナカリセハ之等中小工業者ニシテスピード運送ヲ要スルモノハ止ムナク非常ナル不經濟ヲ忍ヒツ

(本論)

業者カ營業不振ナリト聞ク之レ全ク如上ノ車輛過大ニシテ大衆向トシテ缺陷ヲ有スルノ故ニ非スヤ若シ夫レ日々惹起シツ、アル交通事故ヲ見ムカ、吾人ノ目ヲ覆ハシム慘禍ノ如キモ依ツテ來ルモノハ現在ノ車ノ構造規格ノ過大ニ起因スルモノナキカ吾人ハ茲ニ營業者ト云ハス、道路修理ニ惱ム道路管理者ト云ハス輸入超過ニ惱ム政府當局者ト云ハス或ハ交通事故防止ニ苦慮セラレツツアル交通警察當局者ト云ハス之等ノ諸弊ヲ全ク一掃スルニ足ルモノニシテ而モ政府ヨリ何等ノ補助金ヲ受クルコトナク全ク獨自ノ力ヲ以テ發達シツ、アル國產小型自動車ノ獎勵コソ一ツハ以テ熱烈ナル吾カ愛國國民性ヲ喚起スルノ外他國民大衆ニ大ナル利便ヲ與ヘ而モ其結果トシテ交通慘禍ヲ救フヲ得ハ蓋シ效果ハ一石三鳥四鳥ナラスヤ、切ニ當局者ノ奮起ヲ熱望スル所以ナリ

一、小型タクシー營業ハ大衆ノ要望ニ最モ克ク適應スヘキコト

理由
交通機關ニ對スル大衆ノ要望條件トモ見ルヘキモノハ(一)該機關カ隨時隨所ニ於テ利用セラル、状態ニ在ルコト(二)賃金ノ低廉ナルコトニ在リト云ハサルヘカラス、從テタクシートシテ其ノ條件ニ最モ克ク適應スルモノトシテ吾等ハ普通自動車ヨリモ小型自動車ヲ先ツ指摘セムトスルモノナリ

即チ
イ、小型自動車ハ其ノ機構上ヨリスル當然ノ結果トシテ現在普通自動車ノ走行シ得サル狹隘ナル道路ヲモ走行シ得ルヲ以テ路面ノ利用價值ヲ著シク増大シ大衆ノ交通ヲ容易且利便ナラシムルコト甚大ナリ
今東京市内ニ於ケル道路ニ就キ之ニ

、モトラックヲ自家用トシテ使用スルカ或ハ一々トラックニ依ル運送營業者ニ依存スルノ外ナク蓋シ其不利不便ハ此處ニ詳述ノ要ナカラン、而シテ貨物運搬界ニ於テハ如斯小型車發達ノ爲利便ヲ得ツ、アルニ反シ乗客用車殊ニ主トシテ大衆用タルタクシー界ニ於テハ其乘用小型自動車ノ發達遲延ノ爲メモアランカ其ノ殆ント全部ハ未タ外國製大型車ヲ用ユルノ現狀ニアリ

元來トラックニセヨタクシーニセヨ全然外國製ナルカ故ニ外國ニ於テハ適應セルモノナランモ吾カ國ニ於テハ道路狀態其他國民經濟上ヨリシテ特殊階級者或ハ特殊目的以外ニハ大體ニ於テ其構造過大ニ失セルモノト云ハサル可ラス從テ價格モ高價ニシテ且ツ多額ノ維持費ヲ要スルコト等ヨリシテ所謂大衆向即チ多クノ場合一人乃至二人程度ノ乗用車トシテハ一大缺點アルコトヲ何人ト雖モ否定スル事能ハサル可シ宜ナル哉最近之等タクシー

該當スルモノヲ調査スルニ別表第一

一ノ如ク普通自動車ノ利用シ得ル路面ハ全體ノ一三、一七パーセントナルニ對シ小型自動車ヲ以テスレハ五三、一九パーセントニシテ從來ノタクシー利用面積ヨリモ實ニ約四倍ノ道路ヲ活用セシムルニ至ルモノナリ

尙逐日膨脹シツ、アル東京市ノ人口市域等ノ趨勢ニ能ク追隨シテ交通機關ノ普及發達ニ貢獻シ得ルモノハ先ツタクシーノ外アラサルモ道路狀態ハ都心ヲ離ルルニ隨ヒ一般ニ狭少セラレツ、アルヲ以テ就中小型自動車ニ依ルタクシー活用分野ト觀ルヲ妥當トスヘシ

ロ、從業車ノ原價、維持費、消耗費等ハ直ニ營業料金ヲ決定スルモノニシテ小型自動車ヲ以テスル低廉ナル料金カ大衆ノ希望ニ添フヘキハ論議ノ餘地ナキ所ナリ

二、小型ノ既營業者ニ及ホス影響ニ就テ既營業者ハ寧ロ之ニ依リテ救ハルヘシ理由

現在タキシ―營業ニ從事セルモノハ採算不引合ナリトノ聲ヲ聞クコト屢ニシテ採算ノ不引合ハ各種不幸ナル事態ノ惹起ニモ關聯スヘキヲ以テ、營業收支ニ關スルノ問題ハ最モ研究ヲ要スヘク試ニ普通自動車、小型自動車ニ對スル營業收支計算(推算)ヲ見ルニ別表第二ノ如ク小型自動車ニ依ルタキシ―營業ハ普通自動車ニ依ルモノニ比シ遙カニ有利ナルヲ信スルモノナリ併カモ警視廳管下ニ於テハ目下タキシ―ノ新規營業ヲ許可セラレサルヲ以テ小型タキシ―業者ト云フモ實際ニ於テハ普通自動車ヨリ小型自動車ヘノ轉向者即チ既營業者ナルヘキヲ以テ結果ヨリ之ヲ見ルトキハ既營業者ニ對スル救済トモナルヘシ

交通事故ノ程度ハ著シク緩和セラレハシ
イ、總重量ノ比 一、二〇〇噸對
ロ、馬力 三〇馬力對
(實馬力) 九〇馬力對
ハ、スピード 八〇哩對
ニ、幅 六尺對
ホ、長サ 十五尺對
ナルヲ以テ不幸ニシテ事故ヲ惹起シタル場合ヲ想像スルニ其ノ程度ハ當然低下スヘク、尙前題一ノ(イ)ニ於ケルカ如ク有效路面ノ擴大セラル、コトハ一面ニ於テハ全體ノ交通流ヲ緩和スル所以ニシテ交通流ノ緩和ハ當然交通事故自體ノ緩和ヲ齎スモノト思惟ス

理由
普通自動車ト小型自動車ヲ比較スルニ
六〇〇 疋 即チ二對一
七、五馬力 # 一〇對二、五
一二馬力 # 一五對二
三〇哩 # 八對三
四尺 # 三對二
九尺 # 五對三
シテ爾後我國ノ隆々タル國力ノ伸長ト工業ノ發展トハ國狀民度ニ最モ適應シタルモノ、ミニ能ク進展性ヲ有シ今ヤ國產自動車工業勃興ノ機運充滿シ自動車工業確立ノ國是一度決定セムカ外車ハ立所ニ存立性ニ動搖ヲ來サムトセル實狀ニアリ
此ノ際ニ於テ一ハ國產工業發達ニ貢獻スルノ傍ラ能ク國情ト民度ニ適應シタル小型自動車カ大衆ノ支援ト當局者ノ善導トニ依リテ將來ニ於ケル我國ノ交通界ニ圓滿ナル發達ヲ遂ケムトスルニ當リ何人カ能ク之ヲ支持シ得ザラン

切ニ適切ナル御施設ヲ希望シテ竭マサル所以ナリ
五、前各項ニ依リ結局小型自動車ニ依ルタキシ―營業ハ寧ロ既營業者ノ救済トシテノ一方法ナルカ故其ノ營業方法ニ於テ料金ノ値下ハ當然ナルモ營業場所及

方法ニ就テハ一切從來通りニテ何等差支ナク萬一既營業者ニ及ホス影響ヲ怖ル、ニ於テハ左ノ通り「ナガシ」ヲ行ハスシテ營業スルモ止ムヲ得サルヘシ
左 記
一、營業方法

ハイヤー業及駐車場營業ノ貳種トス
二、料金
メーター制ニ依ルコトトシ最初ノ二軒迄ヲ貳拾錢自後〇、八軒ヲ増ス毎ニ五錢ヲ加フ 以上

(別表第一)

小型自動車ニ依ル利用價值増大道路調査表

| 東京市内 | 舊百 | 新百 | 市分 | 市分 | 域率 | 域率 | 幅員 | | 面積 | | 面積 | |
|------------|------------|-------|----|----|--------------|-------|--------------|---------------|--------|-------|-------|-------|
| | | | | | | | 2.5間以上 | 5.5以下 | 2.7米以上 | 4.5以下 | 2.5以下 | 4.5以下 |
| | 65,538.92 | 4.80 | | | 316,637.56 | 2.14 | 247,318.76 | 890,941.14 | 6.02 | | | |
| | 866,110.66 | 13.68 | | | 4,531,818.51 | 15.34 | 2,916,054.34 | 9,626,405.93 | 32.51 | | | |
| 計 | 931,649.58 | | | | 4,848,451.07 | | 3,163,423.10 | 10,517,347.07 | | | | |
| 全路面ニ對スル百分率 | 12.09 | | | | 10.93 | | 41.10 | 23.72 | | | | |
| 全路面ニ對スル百分率 | 13.17 | | | | | | | | | | | |

備考 (本表ノ數字ハ東京市土木局ノ統計ニ依リ)單位メートル

第一表 東京市統計ニ依ル平均營業狀態ニ於ケル

營業收支比較

(一ヶ月30日就業, 1日走行 162哩 一日水上グヲ大型小型共 ¥14.00トス)

| (大 型) | | (小 型) | |
|--|--|---|--|
| 購入價格 ¥3,500.00ノ外國車輛ヲ使用シ1ヶ年後ニ¥1,400.00賣却ノ場合 | | 購入價格 ¥1,700.00ノ國產小型車ヲ使用シ1ヶ年後ニ¥500.00賣却ノ場合 | |
| (毎月) | $\frac{(3,500-1,400)}{12} = 175.00$ | (毎月) | $\frac{(1,700-500)}{12} = 100.00$ |
| 1、車輛代金償却 (金利ヲ含ム) | | 1、車輛代金償却 (金利ヲ含ム) | |
| 2、運電者勞銀 | 84.00 | 2、運電者勞銀 | 84.00 |
| 3、助手手當 | 15.00 | 3、助手手當 | 10.00 |
| 4、車庫費 | 25.00 | 4、車庫費 | 25.00 |
| 5、ガソリン消費料 | 1ガロン1哩走行 $\frac{162}{15} \times 30 \times .40 = 129.60$ | 5、ガソリン消費料 | 1ガロン40哩走行 $\frac{162}{40} \times 30 \times .40 = 48.60$ |
| 6、オイル消費料 | 13.00 | 6、オイル消費料 | 5.00 |
| 7、税 | 14.00 | 7、税 | 2.50 |
| 8、タイヤ其ノ他修理費 | 40.00 | 8、タイヤ其ノ他修理費 | 30.00 |
| 計 | ¥ 495.60 | 計 | ¥ 305.10 |
| 収入 | ¥ 14.00 × 30 | 収入 | ¥ 420.00 |
| 支出 | — ¥ 75.60 | 支出 | + ¥ 114.90 |
| 年間ノ利益 | — ¥ 907.20 | 年間ノ利益 | + ¥ 1,378.80 |

(66)

| | |
|-------|--------------|
| 計 | ¥ 495.60 |
| 収入 | ¥ 14.00 × 30 |
| 支出 | — ¥ 75.60 |
| 年間ノ利益 | — ¥ 907.20 |

(別表第二) その二

第二表 推定ニ依ル營業狀態ニ於ケル比較

(1ヶ月就業27日トシ大型 1日300哩走行 水上 ¥20.00)

小型 200 14,00トス)

| (大 型) | | (小 型) | |
|--|--|---|--|
| 購入價格 ¥3,500.00ノ外國車輛ヲ使用シ1ヶ年後ニ¥1,300.00ニテ賣却スル時 | | 購入價格 ¥1,700.00ノ國產小型車ヲ使用シ1ヶ年後ニ¥400.00ニテ賣却スル時 | |
| (毎月) | $\frac{(3,500-1,300)}{12} = 183.00$ | (毎月) | $\frac{(1,700-400)}{12} = 108.00$ |
| 1、車輛消却 (金利ヲ含ム) | | 1、車輛消却 (金利ヲ含ム) | |
| 2、運轉者勞銀 | 108.00 | 2、運轉者勞銀 | 76.00 |
| 3、助手手當 | 15.00 | 3、助手手當 | 10.00 |
| 4、車庫費 | 25.00 | 4、車庫費 | 25.00 |
| 5、ガソリン消費料 | 1ガロン1哩走行 $\frac{300}{15} \times 27 \times .40 = 216.00$ | 5、ガソリン消費料 | 1ガロン40哩走行 $\frac{300}{40} \times 27 \times .40 = 54.00$ |

(68)

| | | |
|--------------|--------|----|
| 6. オイル消費料 | ガソリン代ノ | 金 |
| 7. 税 | | |
| 8. タイヤその他修理費 | | |
| 支 | 出 | 總計 |
| 收 | | |

毎月ノ利益
一ヶ月ノ利益

| | | | |
|-------|----------|-------|------------|
| 8%トシ | 17.00 | 10%トシ | 5.00 |
| | 14.00 | | 2.50 |
| | 50.00 | | 30.00 |
| | ¥ 628.00 | | ¥ 310.50 |
| 20×27 | ¥ 540.00 | 14×27 | 378.00 |
| | ¥ 78.00 | | + ¥ 67.50 |
| | ¥ 936.00 | | + ¥ 810.00 |

東京自動車業聯合會反駁要旨

全日本小型自動車協會の小型タクシーの全国的營業認可促進運動に反對する各地タクシー既營業者を代表するものと見られる東京自動車業聯合會の小型協會に對する反駁は次の如くであるが、其理由とする現在の國產小型乗用車が機構上に於てタクシーに使用す可く脆弱に過ぎると云ふ事は或程度に事實であり又小型自動車と雖もタクシーを營業するからには格納車庫を必要とすることを本旨とす可きは當然であり更に料金問題に就いては最も慎重に考慮さる可きであらふ。

一、「現行自動車取締令に於ては其の性能規格の點に鑑み無試験にて免許を與へる」云々は夫れが自家用或は貨物營業の場合に於てのみ許さるゝものにして之が乗客營業用の場合には自動車取締令第七十六條に依り當然運轉技能に關し試験を爲すものなり。

二、「格納所に關しては三臺以下は車庫設備を要せざる旨」云々は内務省の自

動車取締令を鵜呑みとなせしものにして假りにも事業を爲すには先づ其の營業所なかるべからず現行にては特殊の場合の外は營業所は即ち格納所にして其の營業所なくして何所にて營業を爲すべき意志なるや。

三、「機構が倭小に依る交通事故の低下」云々は型態が倭小なるの故を以て交通の輻輳が緩和さるゝ故に交通事故が低下すとの見解は一理ある如き言なるも之れは机上の論にして、交通と云ふ一つの流れが秩序整然たる時に於て始めて主張し得らるゝ議論にして、警視廳當局の取

締りの意に反し無統制、無秩序なる現時の一般交通流に於ては交通の訓練の如何に依るの外交交通事故防止の方法無く、型態の極く倭小なる自轉車の交通事故の増加率は其の間の事情を雄辯に物語れるものなり。

四、「オート三輪車がトラック界に進出せる理由を以て小型自動車はタクシー界に進出し得るものなり」との見解は、數多き荷物を載積する貨物營業と人を乗車せしむるものとは運用機能自ら相違せるものなるに不拘ず之れが同一に解釋せる事は暴論も甚しと云ふべし。

五、「使用車輛の定價が安い故に經濟である」之れは一概に云ひ得られざるものにして眞の經濟車とは即ち其の車輛の内容的價值にあるものにして今假りに甲車の定價が乙車の定價の六分の三なるも其の使用價值が甲車が乙車の六分の二の持久力しかなき場合は甲車は乙車に比し六分の一だけ不經濟車なる車輛と云ふ

結果となるものなり。

六、交通事故に對する考察の項に普通車と小型車の速度比較に於て普通車八十哩對小型車三十哩其の比率八對三の如きは餘りに實情を無視せるものと云ふべく現在普通車に於て四十哩の速度にて疾馳する車輛の如きは深夜二重橋前道路が京濱國道にて偶々見聞する以外絶無と云ふべく況んや八十哩と云ふ可恐超速度の疾走は有得ない事であつて故意に普通車の重大なる事故惹起の結果を想起せしむるが如き數字は不謹慎も甚しと云ふべし。

七、營業方法及料金制定に關しては今假りに小型タクシー營業を爲すとせんか其の大部分は我々業者なり然るに吾々業者を無視して生産會社及其の販賣者の團體たる協會が其のタクシー營業の方法及料金制を云々し且陳情するが如きは其の本末を辨へざるも甚しき事と云ふべし、

八、第一表、第二表に依る營業收支比較表は其の數字の餘りに出鱈目の甚しき

に呆然たるものにして其誤りを指摘する煩に堪へざるものもあるも參考の爲め一二の點を記さん。

イ、六萬軒にしてエンジン・ボリリングを爲さざるを得ない、ダットサン車が二十五萬軒前後にてエンジンボリリングを爲す、フォード車及シボレー車と同一の耐久力あるものとして車輛の價却を算出せる事

ロ、一ヶ月一萬三千軒前後を走行する現行タクシー界の實情を無視し三四ヶ月の耐久力の車輛を一ヶ月餘耐久力あるものとしたる事は欺瞞も甚しと云ふべく若し之れが欺瞞にあらざるとすれば夫は机上の空論と斷ずるものなり。

ハ、普通車と小型車と同一の收入あるものとして收入金圓を算出せる事。

ニ、三四ヶ月程度の耐久力の車輛を一ヶ月耐久力あるものとして收入を算出せるは無暴と云ふべし。

貨物運輸

小型自動車による貨物運輸營業は旅客運輸營業よりも歴史は遙かに新しい。殊に小型四輪貨物車による營業は最近の事である。將來はダットサン・トラック、京三號に加ふるにオート、ダイハツ、スピリット等の新生小型四輪貨物車が此方面にも進出して自動三輪車と對立するものと見られる。然し現在の小型四輪貨物車の機構を以てしては自動三輪車と比較してその牽引力、積載量、耐久力等に於て大差なく價格に於ては尙相當の距離があるので目下の所では小型自動車による貨物運輸營業は専ら自動三輪車によつて爲されてゐる模様である。

小型トラック營業は小型タクシー營業に比較してその歴史は新しいが發達普及過程は極めて順調で小型タクシーの様に中途挫折する事がなかつた。即ち小型タク

小型自動車による貨物運輸營業が必須とされ普通自動車によるそれに比較して長所とされる諸點は次の如くである。即ち小型トラックは普通トラック一臺分に充たざる貨物を普通トラック以下の料金で運搬し得て本邦の如き貨物移動單位の小さい國內情勢下にあつては群小商工業者乃至一般大衆の要望に克く適合する。小型トラックは狭小なる道路も走行し得て貨物運輸の理想とする戸口から戸口へのモーターを實現し群小工場、店舗乃至一般大衆に利用の機會を多くする。小型

タクシーの場合に於ては現在では既營タクシー業者の普通自動車に小型自動車を併用してゐるのは尠いが小型トラックの場合に於ては早くから既營トラック業者が普通自動車に小型自動車を併用し普通トラック一臺分の積載量に満たない貨物の運搬には専ら自動三輪車を利用する様になつたのでこの傾向は更に小型自動車の

みによる單獨貨物運輸營業の發達普及を著しく助長促進せしめたものと見られる。小型自動車のみにによる單獨貨物運輸營業は小型タクシー營業の場合と同様に各地方官廳の認可を必要とし而も現在これが認可實現されてゐる地方は小型タクシーのそれに比べて全国的に面積の點からすれば甚だ狭小であるが東京を始めとして幾多の主要大都市に於て認可實現されてゐるので實質的には充分に小型タクシーに對立する位置にある。

小型トラック營業の全国的認可運動は勿論全日本小型自動車協會を通して小型

トラックは車輛原價低廉である上に國產車である爲に之が發達は小型自動車工業の促進となり國產自工確立の必須前提と見られる。小型トラックの消耗費は著しく軽減され特にガソリンの節約は燃料國策上必然的に期待さ、可きものである。更に車庫設備の簡易、運轉者等の人件費軽減は既營トラック業者が併用する場合はその經營を合理化し新規營業者には充分に採算あらしめる等の諸點が擧げられてゐる。

小型トラック營業用として使用車に特

タクシーのそれと併行して行はれてをり小型協會の名に於て爲された内務大臣及び鐵道大臣宛の陳情書（前項旅客營業の部の陳情書参照）には小型トラックの問題も包含されてはゐるが其後の運動は兎角小型タクシーのそれに比して緩慢なるかの觀がある。即ち小型乗用四輪車にあつては小型タクシーの全国的認可、殊に大都市に於ける認可は焦眉の急であるが自動三輪車乃至小型四輪貨物車にあつては既に自家用貨物運搬車としての確固たる需要地盤を形成してをり而も小型トラックの全国的認可に於ても大都市に於ては既に認可實現を見てゐるので自然その運動は小型タクシー程に白熱的であり得ないものと見られる。然し今年に於ける小型四輪貨物車の大量進出は小型貨物車の生産過剩を招來する事が必至であり従つて之が打開策として早晩はその貨物營業の全国的認可運動に全力が集中される事も必至の趨向とならふ。

生産販賣

自動自轉車

本邦に於ける自動自轉車の大部分は輸

入車で國產車が極めて少數である事は普通自動車の場合と同じである。輸入車は本邦の對外爲替關係から近時價格に高騰を來たし市場消化に圓滑性を缺いてゐる

に要望されてゐる所はその營業の性質上牽引力の強大なる事、オーバードに耐える丈の堅牢性を持つ事、積載容量の大なる事等の諸點であり現在専ら營業用として使用されてゐる自動三輪車も克く之等の諸點に對應し得る車種のみに限られてゐる事實よりして將來この方面にも進出を期待する小型四輪貨物車はその機構上に充分の用意を必要とするであらう。

ので米車としてインデアン、ハーレーの輸入を見てゐる外に歐洲車としては僅かに英車のA・J・S、アリエル、B・S・A、ノートン、ラーヂ、サンビーム、

トライアンフ、ペロセット等の輸入を見るに過ぎない状態にある。輸入車のかゝる情勢に乗じて近時擦頭し來つた國産車には東京にアイコク、アサヒ、大阪にキヤブトン、リツリンがあり他に米車ハイレも國産化されてゐるが未だ何れも本格的の生産軌道に乗つてゐないので市場への進出量数は僅少である。別に軍需を目標として早くから發達し來つた國産車に東京のクロガネ名古屋のノーリツがあるが何れも一般市場には餘り進出してゐない。

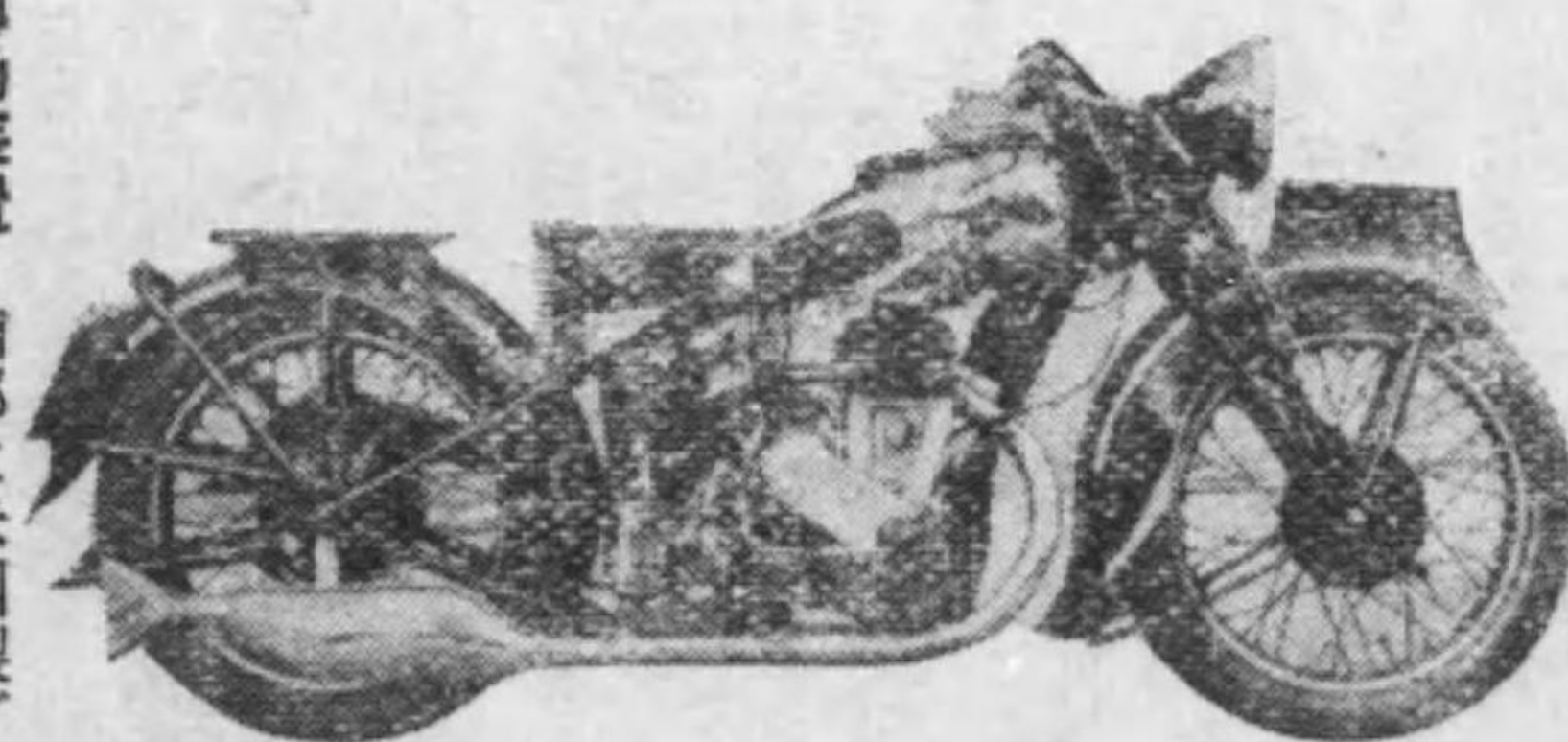
然し最近の國內自動自転車情勢は外國車の輸入を一層困難とし他面現存輸入車の多くは舊年式の老朽車と化し國産車の進出に絶好の機會たる事を示してゐる。本年度あたりからはアサヒ、國産ハイレ等も大量生産工程に入りクロガネ、ノーリツも大衆需要に應じて一般市場に進出するものと見られる。既に技術上に於ては現在の國産車は殆

んど輸入車に遜色なき迄に發達してをり而も價格に於ては相當の値開きを見せてゐるのであるから其前途は頗る好望視されてゐるが軍用車及びアサヒを除いてはその多くは輸入車の模倣によつてゐる結果本邦の國情に適應する独自の機構性に乏しき憾あり未だ一般大衆需要に完全に合致するには至らない模様である。

自動自転車仕様書

★あ い こ く

エンジン J・A・C直立單氣筒四衝程
 サイドバルブ型及びH・M・S空冷式
 直立單氣筒四衝程オーバード・バルブ型の二種を採用す。
給油装置 メカニカルオイル唧筒
給油器 英國製アマル又は國産トヨロ
酸化器 英國製アマル又は國産トヨロ



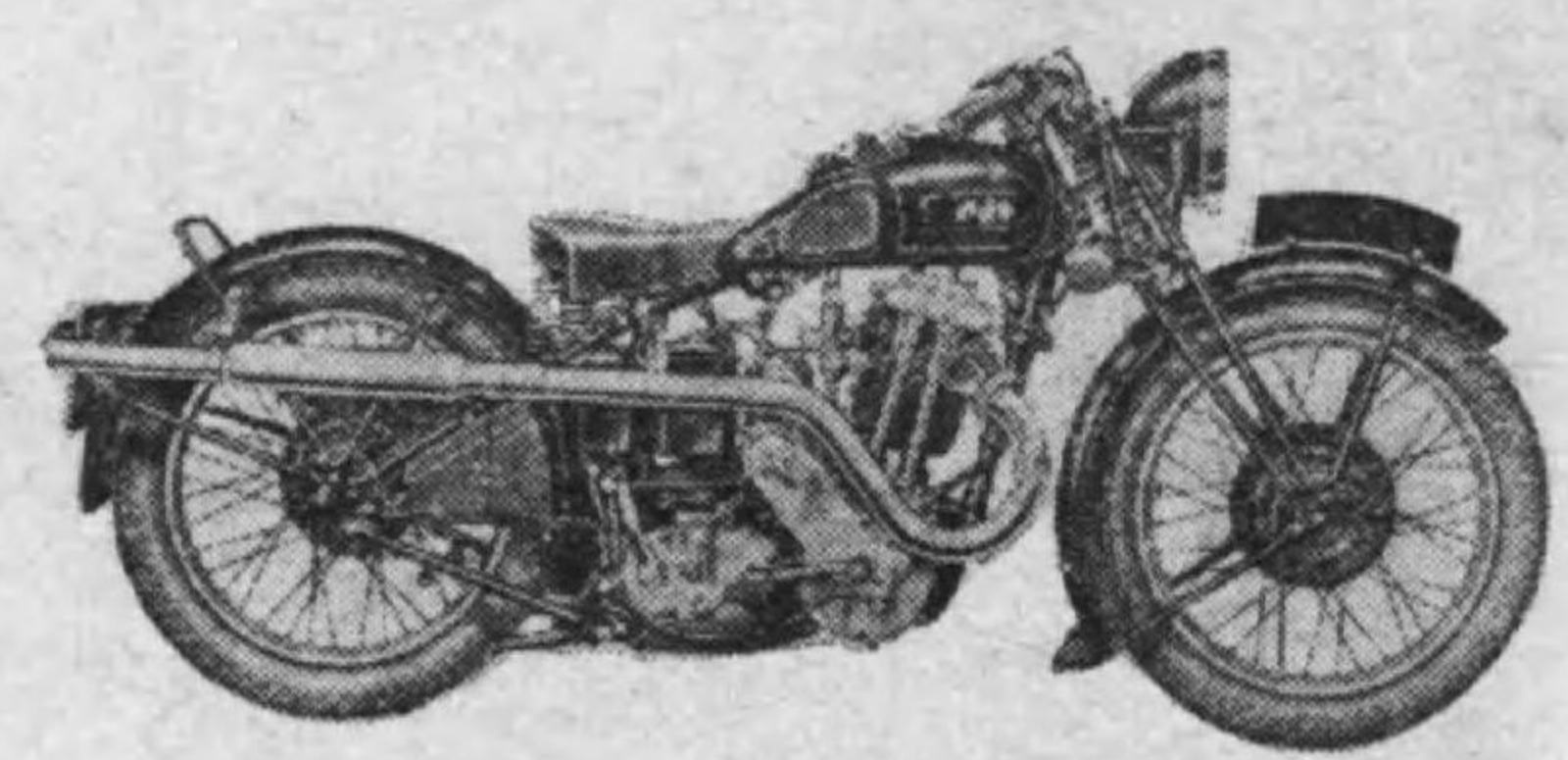
AIKOKU

傳動装置 前部は米國製ダックウオース
 チェインの(5 $\frac{16}{16}$ ×1 $\frac{2}{2}$)後部は國産
 D500チェイン(3 $\frac{8}{8}$ ×5 $\frac{8}{8}$)使用
變速器 「メグロ」前進三段後退一段
タンク 黒色及クロムメッキの塗裝、
 パネル付、標準としてスピードメータ

1、スキツチ、アンメーター、ガソリンキヤツプ付
電氣装置 日立製コイル・イグニッション式
タイヤ ダンロップタイヤ、二五×三・八五
泥除 流線型泥除
前フォーク 中央壓縮スプリング式、ステアリング・ダンパー付の「アリエル」型フォーク
モデル J・A・C 五〇〇C・C型
 H・M・S 五〇〇C・C型
價格 —
製作元 東京モーター用品製造組合
 オートバイ製作聯盟

★エー・ジエー・エス

五〇〇C・C一八型
エンジン エー・ジエー・エス會社製、シングルポート、單氣筒頭上弁型、コンプレッションレシヨは六對一の比。ロ



A. J. S

ツカーギア及タベットチューブは密閉式なり。氣筒直徑八四耗、衝程九〇耗、氣筒容積四九八〇C・C
變速機 自社製の四段變速、手動操作及足動操作任意。
クラツチ 乾燥多板式

フレーム 堅牢なる半クレードル型フレーム
フォーク 中央壓縮スプリング型、手動調整式の緩衝装置及ステアリング・ダンパー付
排氣管 特異なダウン・スウェプト型サイレンサーを取付け、注文に依つては寫眞の如き跳ね上り式のものを取付けられる。
ハンドルバー ツウキスト・グリツプ及び調整式ステアリング・ダンパー付、「クリーン」型ハンドルバーは調整式
車輪 後輪はエー・ジエー・エス會社特許の迅速着脱式ホキール、前後輪のハブは共に調整可能なテーパー・ローラー・ベアリング及びクロームメッキを施したリムを取付く
タイヤ 二六吋×三・二五吋タイヤ
泥除 後部は着脱式
酸化器 アマル會社製
ブレーキ 前後輪共に七吋直徑のブレー

キ、共に塵埃及防水装置及び手動調整式

サドル ライセツト型、前後方調整式
スタンド 中央スプリング仕掛けのスタンド

タンク 黒色及金色の塗装、インストリ

ユーメント・パネル付で、迅速作動の
ファイラー・キャップを取付けてある。

ガソリン容量は二・二分ノ一ガロン

オイルタンク 迅速作動のファイラー・キ

ャップ付で、オイル容量は四・二分の

一ポイント

価格 一六型三五〇〇・C・C一七〇・〇〇

一八型五〇〇〇・C・C一四一八・〇〇

製作元 英國ロンドン エージエーエス

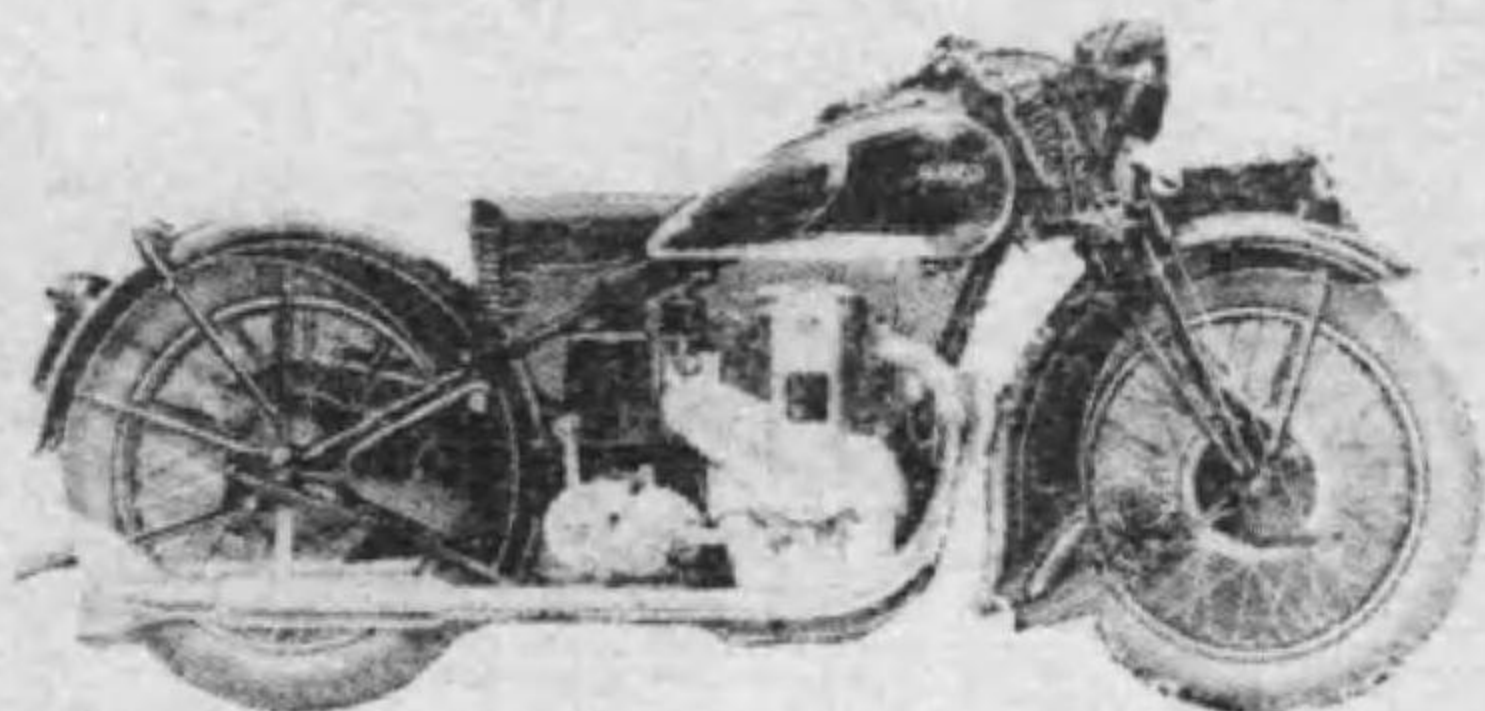
モーターサイクル會社

日本輸入元 東京市麹町區飯田町一丁目

松本オートサイクル商會

★アリエル

アリエル三六年度一般仕様



A R I E L

フレーム クレドール型、航空機用材高級チューブ使用、同ジョイントは鍛接

せられてあるため、あらゆる強度に對して堅牢無比。サイドカーの取付用特殊ラック付き

フォーク 太いブリッチのある鋼製先細

チューブ材は、單車及びサイドカー用として極めて頑強大型中央壓縮スプリング及び摩擦面の大なる手動調整式ダンパー装置

ステアリング・ダンパー 鋸齒狀調整握りは、必要に應じ自由自在に調整が出来る、摩擦面は四個

ハンドルバー 振動緩衝の特許ゴム隔離式取付、調節自由、グリッパ式

ホキール 段付スポークを使用し頗る頑丈、ハブは直径の大なるテーパローラーベアリング装置リヤチエーン・スプロケツトは着脱式、リヤホキールの簡着脱装置は特別註文により取付けられる

ブレーキ 前後兩端共直径七寸の内部擴張式、リヤブレーキには支柱調節式の特別廣面積シューを採用、操作圓滑耐久力絶大

スタンド 後輪は鍛鋼製桁材躍上げ式、前輪は強靱なチューブ製

フイトレスト 廣範圍に調節が出来る、

ピリオン用フイトレストのために、チエーン・ステイの上の特種ラゲを取付けてある

コントロール ツイスト・グリッパ・コントロール手働操作クランチ、すべての

のコントロールは各乗用者に適する様自由に調節することが出来る。

サドル エロー型弾力性に富みクッションよく調節可能

インスツルメント・パネル ゴム絶縁式

タンク取付、自動車式油圧計を有し、ガソリン注入蓋はカム作動により開閉簡單、ギア・ボックス駆動スピード

メーター及時計、これ等各計器を照明るすパネル・ライトは取外して點検ランプに使用することが出来る。

イグニツション及イチング ルーカス

六ボルトマグダイノ装置、ヘッド・ランプは直径八寸燈火の明暗はハンドルバーから操作出来る、バッテリーはサ

ドルの下部に頑丈な鋼製製臺上に装置され、點檢便利で振動絶無である。

附屬品 大型全鋼製ツール・ボックスが調和よく取付けられ、ツールは必要道具一式取揃へ、グリース・ガン及び空氣入れ付

仕上げ 防銹金屬の上に極上黒色エナメルが施され、全光澤部は厚いクロム鍍金が施されてある。タンクはアリエル獨特の仕上げになり車全體の品位を高めてある

モデル

4 F型 方型四氣筒

V H型 レッドハンター 六〇〇・C

N H型 レッドハンター 五〇〇・C

L H型 レッドハンター 三五〇・C

V G型 O・H・V デラックス 二五〇・C

V H型 レッドハンター 六〇〇・C
N H型 レッドハンター 五〇〇・C
L H型 レッドハンター 三五〇・C
V G型 O・H・V デラックス 二五〇・C

V F 3型 O・H・V スタンド 五〇〇・C

V F 4型 O・H・V スタンド 五〇〇・C

N F 3型 O・H・V スタンド 三五〇・C

N F 4型 O・H・V スタンド 三五〇・C

L F 3型 O・H・V スタンド 二五〇・C

L F 4型 O・H・V スタンド 二五〇・C

V B 型 S・V デラックス 五五〇・C

V A 3型 S・V スタンド 五五〇・C

V A 4型 S・V スタンド 五五〇・C

價格 四F型六〇〇・C方型四氣筒 一九五〇・〇〇

V B型五五〇デラックス型

一六五〇・〇〇

V G型五〇〇C・Cデラックス型

一七〇〇・〇〇

製作元 英國バーミングハム市

アリエル自動自轉車製作會社

日本輸入元 横濱市中區山下町一六四

エー・エム・アブカー商會



ASAHI

發動機 空冷式二行程旭A A型、單氣筒

口徑×行程五七×六七ミリ、排氣容量

一七二C・C、公稱一七五C・C

酸化器 絞辨付シングルレヴアー式酸化

器

發電裝置 フライホキール高壓コイル式

着火裝置、同低壓コイル式發電裝置

變速機 常時齒車式前進三段、直結式チ

エンヂレバー G:G, 13:3 18:9:1

傳動裝置 發動機—變速機、變速機—後

輪、チエインドライブ式

チエイン 1ミ×3ミ/16ミローラーチエイン

給油裝置 獨立給油式(特許出願中)

但し燃料と混合式を採用することも出

来る裝置を附す

照明裝置 照明能率一〇〇%の前燈(一

五〇ミリ) 完全防水を施す尾燈フライ

ホキール發電機より充電する一〇アン

ペア時蓄電池附

操縦 ハンドルの兩端に裝備したるレヴ

アー式、右(スロットル、前ブレーキ)

左(クラッチ排氣ヴァーブ)

制動機 前後輪共内側擴張式、前輪手動

後輪足動

クラッチ 乾燥單盤式(左手にて操作)

フレーム・ホーク 特殊形状断面を有す

る鋼板製粹型、熔接部は凡て電氣熔接

に依る

燃料タンク 磨鋼板製のガソリン及潤滑

油に區別さる

サドル 發條式特製レザークロス張、容

量ガソリン九立、潤滑油一立

タイヤ 二六×三・〇〇バルーンタイヤ

附屬 荷掛、スタンド、ラツパ、普通工

具及鞆付全長……二米 幅……〇・八

米 高さ……一・一米 總重量……一

五〇疋

モデル 一七五C・C型二衝程

價格 標準 三四〇〇・〇〇

特別 三七〇〇・〇〇

製作元 東京市蒲田區雜色町九一

株式會社 宮田製作所

★ビー・エス・エー

五〇〇C・C O・H・V型

★キャブトン

A型五〇〇C・C頭上弁型

エンジン 氣筒直徑82mm/行程94mm/

82mm/オーバーヘッドバルブ・ツイボ

ート式エンジン・ロッカーボックスに

は自動給油裝置あり、エンジンスポロ

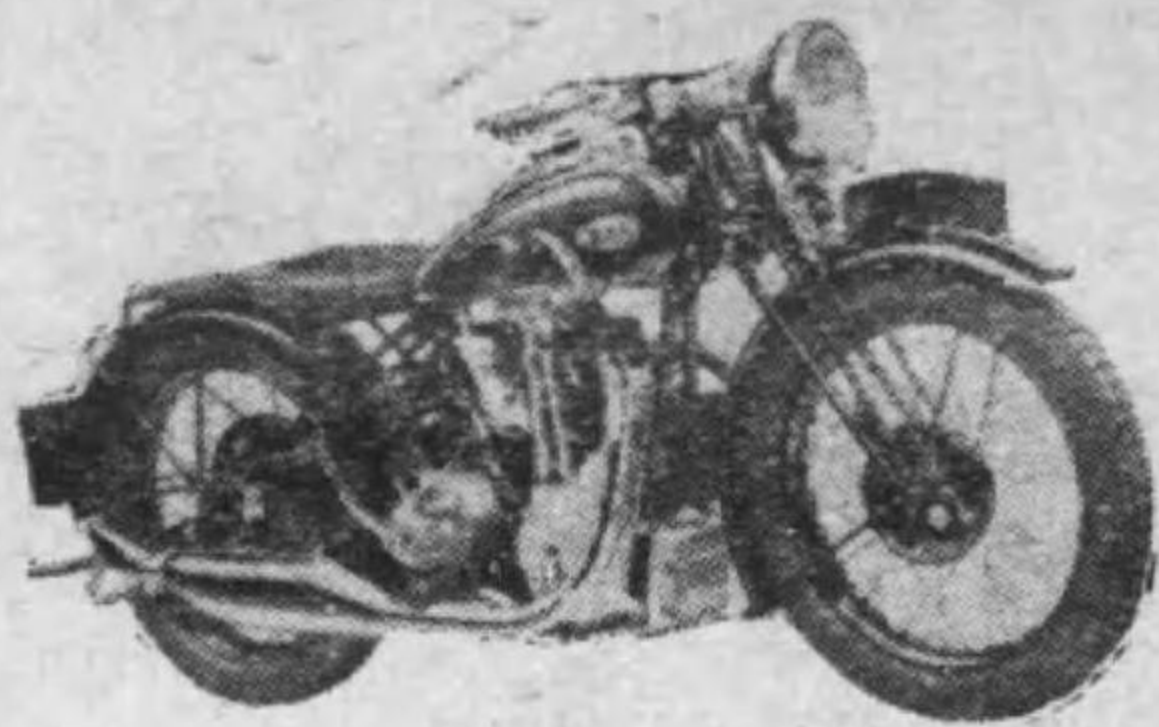
ケットには完全なるショックアブソーバ

ーを裝置し走行中不快を感じず

給油裝置及オイルタンク 自動ポンプ式

オイルタンクはサドル下部に裝置ク

ームメツキにて黒塗仕上げ



B. S. A

エンジン 單氣筒頭上弁型ツイポート、

口徑八二耗、行程九四耗、氣筒容積四

九六立方種

給油裝置 B・S・Aドライブランプ式

酸化器 アマル會社製品

傳動裝置 シヤフト、クラッチ駆動

前部チエイン〇・五吋×〇・三〇五吋

後部チエイン八分ノ五吋×四分ノ一吋

クラッチ 鋼乾板製

變速機 四段變速比率

製作元 英國バーミングハム市

B・S・Aサイクル會社

日本輸入元 東京市赤坂區溜池町

キノマタ商店



CABTON

氣化器 アマツク型スロツトルレバーは握り式

傳導裝置 前方××チエン後方××チエン前後に完全なるチエンカバーを用ふ

變速機 日黒製キャブトン特製品前進三段式

ガソリ、タンク 押型厚口鐵板製クロームを黒塗を用ひタンク上面にパネルを裝置アンメーター・スイッチ スピードメーター及ゴム製大型タンクアテを附すガソリン量約一四リツトル

電機裝置及マグネット ルーカス型 マグ・ダイナモ式キャブトン特製6V大型ヘツトライト切替スキツチ付

タイヤ ダンロップ二六×三五〇針金式 ホート別厚口

泥除 D型巾廣中央浮出し筋入前後共袖付後は車輪の取外し容易ならしむ切斷式

前フォーク 特別堅牢中央押スプリング

式シヨックアブソーバー及ステアリングダンパーを附す

車輪 前後ハブはテーパローラーベアリングを用ひ直徑7×の自動式内側擴張式ブレーキにて其の蓋の廻りはクロームメツキ・リムはクロームメツキ中黒筋入

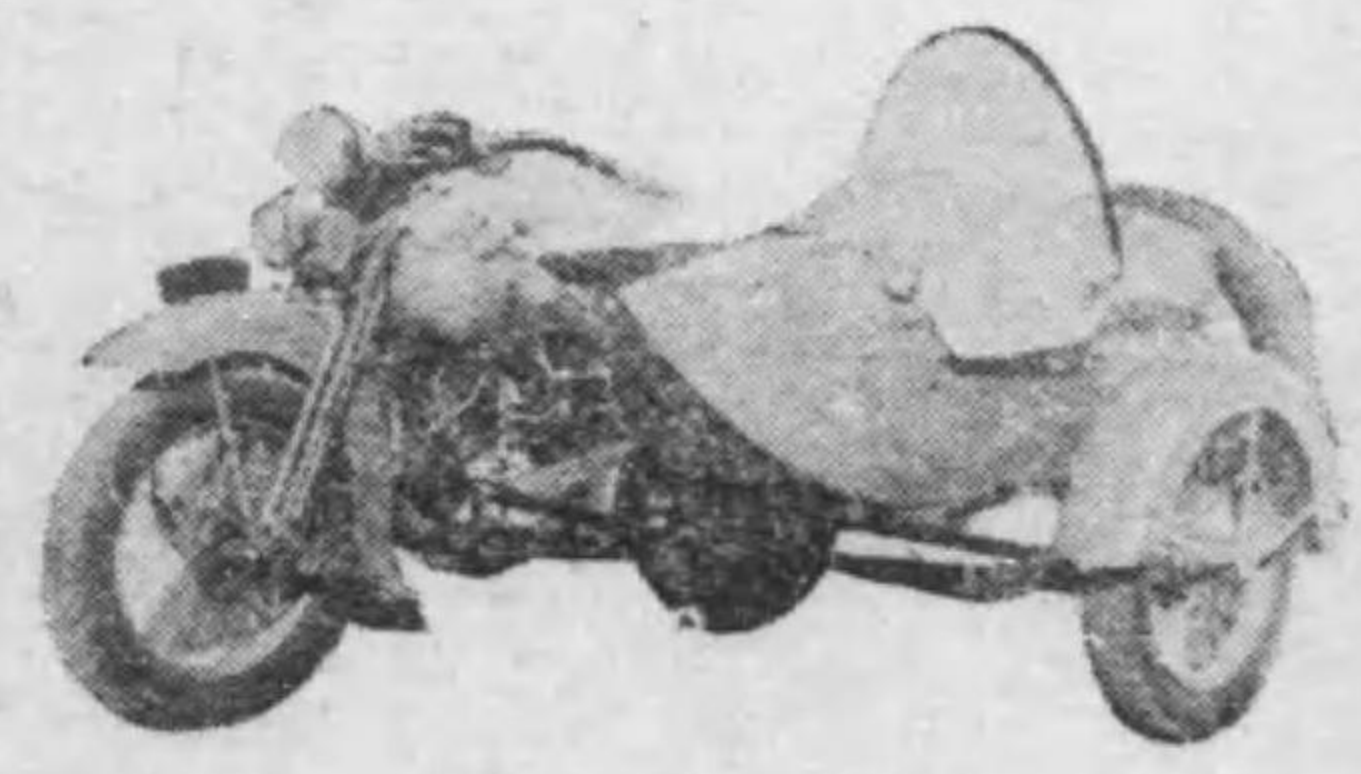
仕上 高級黒エナメル塗及特別厚口クロームメツキ仕上げ

モデル A型 五〇〇・C 頭上弁ツーパーボット型 B型 三五〇・C サイドバルブ型

價格 A型 五〇〇・C 一一〇〇・〇〇 B型 三五〇・C 八九五・〇〇

製作元 大阪市北區鳴尾町 中川幸四郎商店 東京市神田區多町二ノ一 山田輪盛館

★國産ハーレー



HARLEY-DAVIDSON

モーター 空氣冷却四衝程式V型2氣筒 氣筒直徑八六・七二耗、衝程一〇一・六〇耗、分頭式シリンドラー・ヘッド、サイド・バルブ式 氣筒運動容量 一二〇七、九五六C・C フォーク I型ドロップ・ホーヂ鋼に特別の熱處理を施したる強靱無比の新型

フォーク

チエーン 前2聯式ピツチ二分ノ一時、幅四分ノ一時、後方チエーン、ピツチ八分ノ五時、幅八分ノ三時

タイヤ及びリム 二七×四時・パロン・タイヤ(針金式)、リム中央凹狀式

ホキール・ベース 六〇時 タンク サドル型 ガソリン容量四ガロン三バイント(八升九合)、オイル容量一ガロン一バイント(二升五合)

ホキール 前後サイドカー車輪は總て共通性を有し着脱自在、ワイヤー式

マフラー バーゲス式マフラー トランスミッション 摺動式(前進三段後進一段)

カーブブレーター リンカート型 給油裝置 三四年式に於いて始めてツキン型に採用されたる改良型自動出量調整式給油ポンプによりトランスミッションには飛散式、前方チエーンには壓送式給油を行ふ廻轉部にはアレマイト

給脂法を採用

イグニツション ハーレーダビッドソン 發動機電池式

電氣裝置 自動的發電出量調整裝置附大型ゼネレーター、防水、風化裝置を施したる大型コイル、及びハイ・スピード・タイマー新型二二アンペア・アワー・バッテリー、音色大なる新型ホーン、七吋徑ヘッドライト、テールランプ、スキツチパネル並びにカット・アウトリレー等

クラツチ 大型ハーレーダビッドソン式 乾燥多板式

コントロール ピアノ線による捻轉式 フレーム 含炭素量の多い繼目なき鋼管とドロップ・ホーヂ鋼に依て結合したる頑強な構造を有する新型低床式フレーム

ブレーキ 前輪、後輪共に擴張式ブレーキ

サドル ハーレーダビッドソン式特許シ

1トポストに取付られたる大型スポンデサドル

塗色 ハーレーダビッドソン・オリーブ・グリーンに黒色と金線のよき調和、美麗なるダイヤ型パネル、タンクパネルは金色のダイヤとスピードを表す翼

モデル 一二〇〇C・C二氣筒V型空冷式 價格 一二〇〇C・C型一六〇〇・〇〇

製作元 東京市品川區北品川三ノ二八七 ハーレーダビッドソンモーターサイタル株式會社品川工場

★舶來ハーレー

モーター 空冷式、四衝程V型二氣筒サイドバルブ式、分頭式シリンドラー・ヘッド

七五〇C・C—氣筒直徑 二 四分ノ三吋 衝程 三 一六分ノ一三吋 一二〇〇C・C—氣筒直徑 三・四 二二吋 衝程 四吋



HRLEY-DAVIDSON

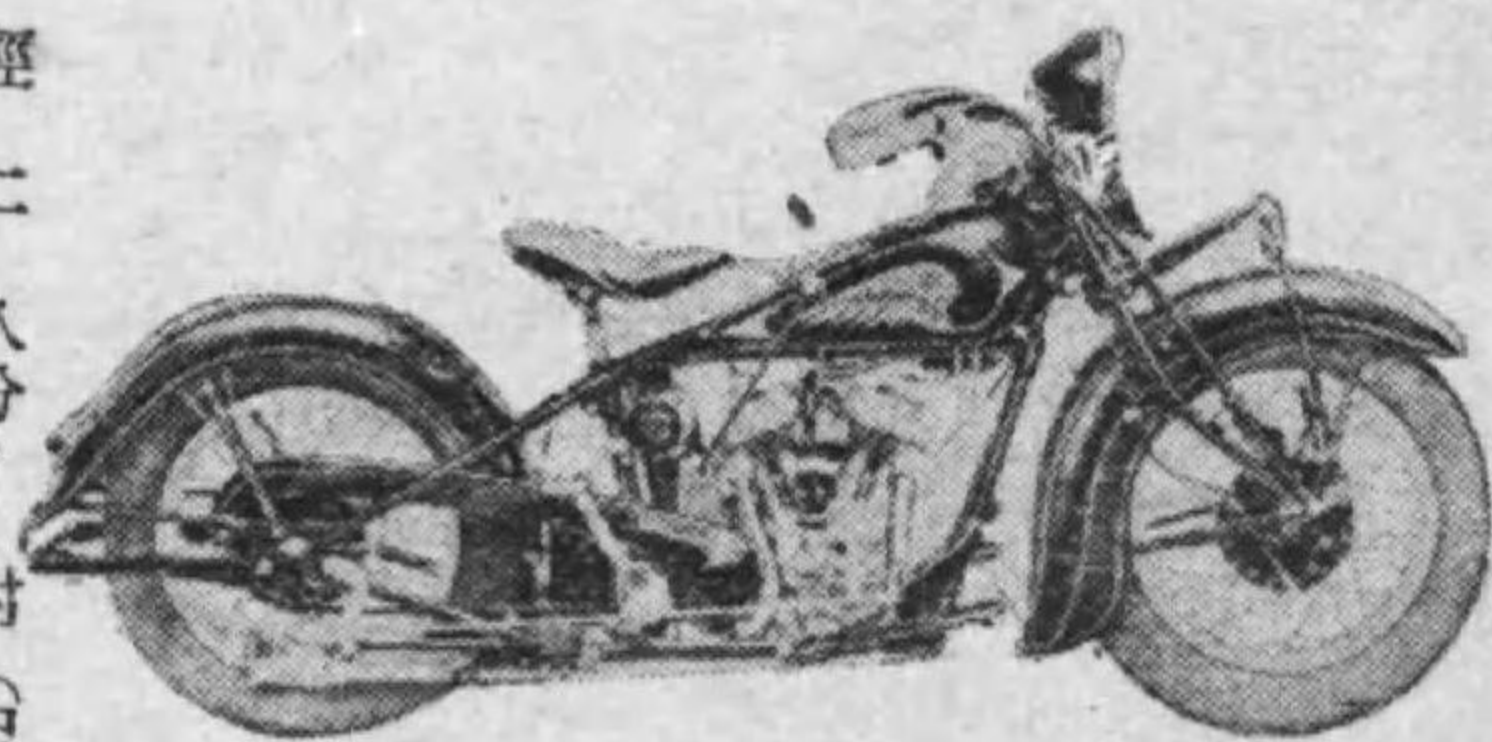
一三〇〇C・C—氣筒直徑 三・四
 二二吋 衝程 四 四分一ノ吋
 マフラー バイゲス式マフラー
 酸化器 リンカート型
 變速機 摺動式
 點火裝置 ハーレーダビッドソン式發電
 機電池式
 フォーク I型ドロップ・ホーヂ鋼に特
 別の熱處理を施したる強靱無比のリヂ
 ッド・フォーク、レコイル・スプリン
 グを精妙に組合せた鋼管製のスプリン

グ・フイーク
 タイヤ 標準型、パロリン・タイヤを使
 用す
 一九×四—二二〇〇C・C 一三〇
 〇C・C
 一八×四—七五〇C・C
 ホキール 一二〇〇C・C、一三〇〇C
 ・C、は前、後、サイドカー車輪は總
 て共通式にて着脱自在
 七五〇C・C、後車輪は取外し容易。
 ワイヤード
 ホキール・ベイス 一二〇〇C・C、一
 三〇〇C・C—六〇吋 七五〇C・
 C—五七 二分ノ一時 全長は約三
 四吋を加ふ
 タンク サドル型大型タンク。メイン・
 タンク 二一 四分ノ三バイン
 豫備タンク 八 二分ノ一バイン
 オイル 八 四分ノ三バイン
 サドルの高さ 一二〇〇C・C、一三〇
 〇C・C—二九 二分ノ一時

七五〇C・C—二七吋
 給油裝置 改良型自動出量調整式給油ボ
 ンプによりトランスミッションには飛
 散式、前方チェーンには壓送式給油を
 行ふ、廻轉部にはアレマイト給脂法を
 採用
 電氣裝置 自動的發電出量調整装置附大
 型ゼネレーター、防水、風化裝置を施
 したる大型コイル、及びハイ・スピー
 ド・タイマー、新型二二アンペア・ア
 ワー・バッテリー、音色大なる新型ホ
 ー・七吋徑ヘッドライト、テールラン
 プ、スキッチパネル並びにカット・ア
 ウトリレール等
 スターター ハーレーダビッドソン後方
 賦下式
 クラッチ 大型ハーレーダビッドソン式
 乾燥多板式
 フレーム 含炭素量の多い繼目なき鋼管
 とドロップ、ホーヂ鋼に依て結合した
 る頑強なる構造を有する新型低床式フ

レーム
 ブレーキ 前、後輪共に擴張式ブレーキ
 サドル ハーレーダビッドソン式特許シ
 ートポストに取付けられたる大型サド
 ル
 附屬小道具 修理工具及びタイヤ、チュ
 ープの修理具一式とアレマイトグリ
 ス及びグリースガン等
 モデル VH型一三〇〇C・C型、一二
 〇〇C・C型、RS型七五〇C・C型
 價格 一三〇〇C・C型一九七五・〇〇
 一二〇〇C・C型一八九〇・〇〇
 七五〇C・C型一六三八・〇〇
 一三〇〇C・C三輪車 二四〇〇・〇〇
 一二〇〇C・C三輪車 二三二五・〇〇
 輸入元 赤坂區溜池町
 ハーレー株式会社

★インデアン



INDIAN

スカウト四五型
 エンジン 350 V型二氣筒、空冷式。口
 徑 二 八分ノ七吋 (73.025m.m.) 衝
 程 三 二分ノ一時 (88.9m.m.) 排氣
 量 四五、四四立方吋 (744.625c.c.) シ
 リンダーL形頭。ピストンT形溝付、
 偏心形、リナイト製。全メインベアリ
 ングはローラー。アルミニウム製氣

筒蓋付特別シリンドラーは別注文値増の
 事。
 トランスミッション 前進三段。前進四
 段及バック付は別注文値増の事
 クラッチ オイル中にて作動する多盤式
 傳動裝置 第一次傳動裝置は滑油中にて
 作動する四列チェーン。後部傳動裝置
 に無關係に調節せらる。後部傳動は
 八分ノ五×八分ノ三吋ローラーチェー
 ン。齒車比單車用 4.68:1。サイドカー
 用 6.48:1。
 電氣と着火裝置 「オートライト」ダイナ
 モ、「オートライト」デイストリブユー
 ター、「ウキラード」六ボルト二四アム
 ペア時。外側電液注入口附新型バッテ
 リー・スプリットドルフマグネット式
 は別注文にして値増の事。ストップブラ
 イト共用のテイルライト及 Hi-Low ビ
 ーム式ヘッドライトが標準裝置。
 潤滑裝置 新インデアンドライブサンプ
 システムにして過剰の油はタンクへ返

送させる。必要個所に「アレマイト式」注油口を取付く。全自動給油装置付バルブガイド。

ブレーキ 前車ブレーキ 外攢式、手動レヴァーにて操作せらる。後車ブレーキ 外攢式、フットペダルにて操作せらる。制動面積 總計三三・三七五平方吋

フレーム インデアン式二本チューブクレードル型。ステアリングヘッドには盗難除け錠前を附す

フォーク インデアン式三本柱型。葉狀スプリングを装備

タンク 本タンク及び準備タンクの二箇に分れ、各別にベツトコックを備ふ。

容量 ガソリン三英ガロン（一四リットル）、オイル二、五英クオート（二、八リットル）。イージーオンファイライキヤツプ付

ホキール及びタイヤ 針金式ホキール一八吋ドロップセンターリム。寸法



KUROGANE

揮發装置 セブラー・デラックス
点火装置 ロバートボツシユ高壓マグネツト式
冷却装置 空氣冷却式
始動装置 足動槓桿式
傳動装置 聯動機 乾燥多盤式足動
變速機 摺動漸進式前進三段後退一段
比 高速 一對一・〇〇
中速 一對一・八二
低速 一對二・九六

は一八×四・〇〇吋。タイヤはグッドイヤール又はファイヤーストン。ホキールベース 六一 二分ノ一吋

サドル シートポスト式。別註文に依りサイドスプリング式も装置せらる。高底調節可能なり。サドルトップは皮にて被はれたるゴムクツシヨン

塗装 標準色はデユボンデユラックス、インデアン赤色、他に色變りあり。特別色變りは値増の事。重量 四四五封度

モデル インデアン4型

一二六五・四七C・C空冷
同 チーフ七四型

一二〇六・四九〇・C空冷
同 スカウト四五型

七四四・六二五C・C空冷
同 スポルト・スカウト四五型

七四四・六二五C・C空冷
同 スカウト・ボニー型

四九二・七六C・C空冷

後退 一對三・二〇

ローラーチェーン式

操縦装置 操向機 中央部自轉車式

調速装置 捻轉式

制動機 足動、後輪及側車

手動前輪

内部擴張式

車輛一般

全長 約二・五七〇米

全幅 一・六三〇米

全高 一・一五〇米

軸間距離 一・五三〇米

軸間距離 一・二四〇米

最低部地上高 〇・一五〇米

自重 四三五瓩

自登力 四分ノ一

回轉半徑 約二米

最大速度 八〇浬

乘車人員 二名

フォーク 王型ドロップフォージ鋼製にして主桿を構成し緩衝用スプリングは

價格 一、ボニー型 一、三五〇〇〇

二、スポルト型 一、五二〇〇〇

三、スカウト四五型 一、五二〇〇〇

四、スカウト四五型 一、五五〇〇〇

五、チーフ七四型 一、七五〇〇〇

六、インデアン四型 一、九八五〇〇

以上 電氣装置（デイストリブユーター

イグニツシヨン）スピードメーター

一荷掛、前輪スタンド付、但手押ラ

ツバ及後寫鏡なし

製造元 米國インデアン會社

日本輸入元 東京市京橋區木挽町四丁目

四 東西モーター株式會社

★くろがね

エンジン V型二氣筒、内徑九〇浬、衝

程九四浬、容積一、一九六立方浬

壓縮比 一對四・七

公稱馬力 一〇・〇八馬力

給油装置 ブランチャード式自動給油ポン

プ及手動ポンプ式

實用新案登録をなせる四個の捲發條より成る二重クツシヨン式

サドル J・A・Cバケツト型

タイヤ 二七×四・〇〇吋バルーンタ

イヤール

ホキール ワイヤースポーク式、互換性

を有す

車框 強靱なる鋼管と鋼鑄物を以て組立

てられ、側車框と車體はニツケル鋼に

て製作せる一本の支柱と二個の球接手

に依り取付けられ簡単に着脱し得

製造元 東京市大森區大森三ノ五八

日本内燃機株式會社

★ノーリツ

機關 自社特製、一二〇〇C・C、空氣

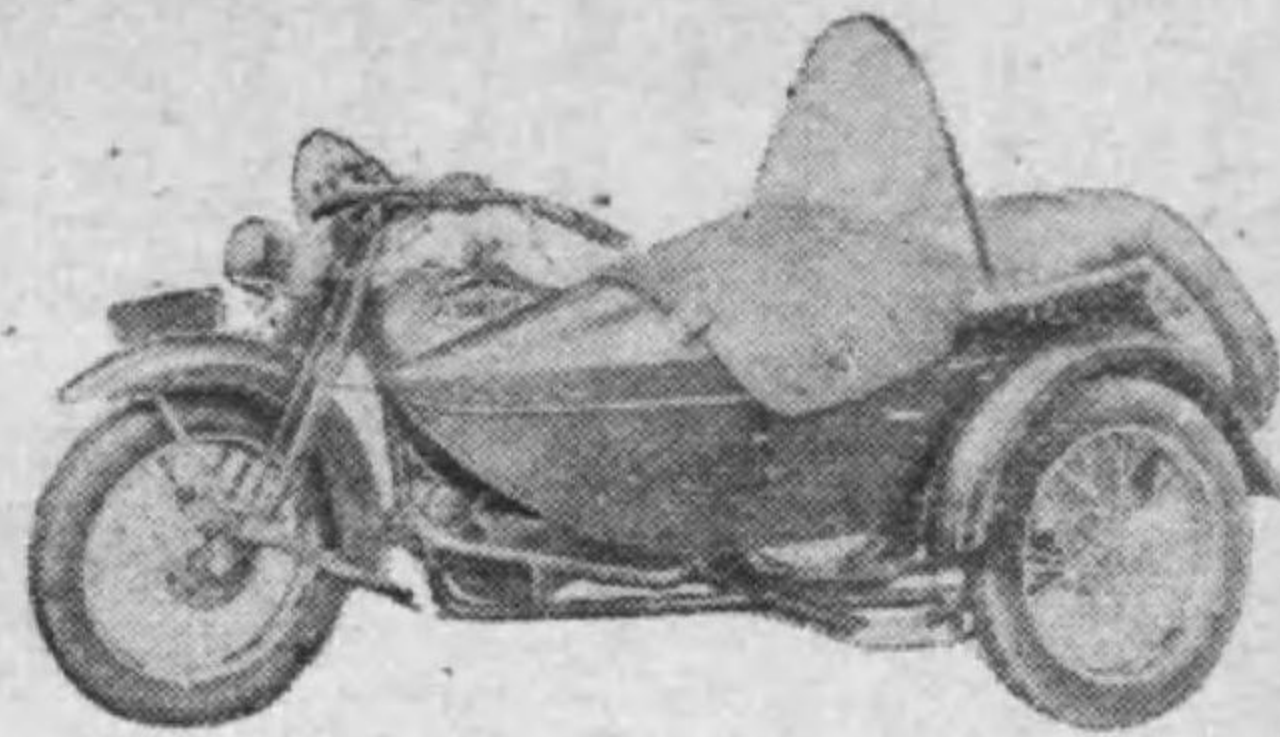
冷却四衝程式V型二氣筒サイドバルブ

式、氣筒直徑八七浬、衝程一〇一・六

浬

潤滑装置 自動出量調整式、壓力給油ポ

ンプによる

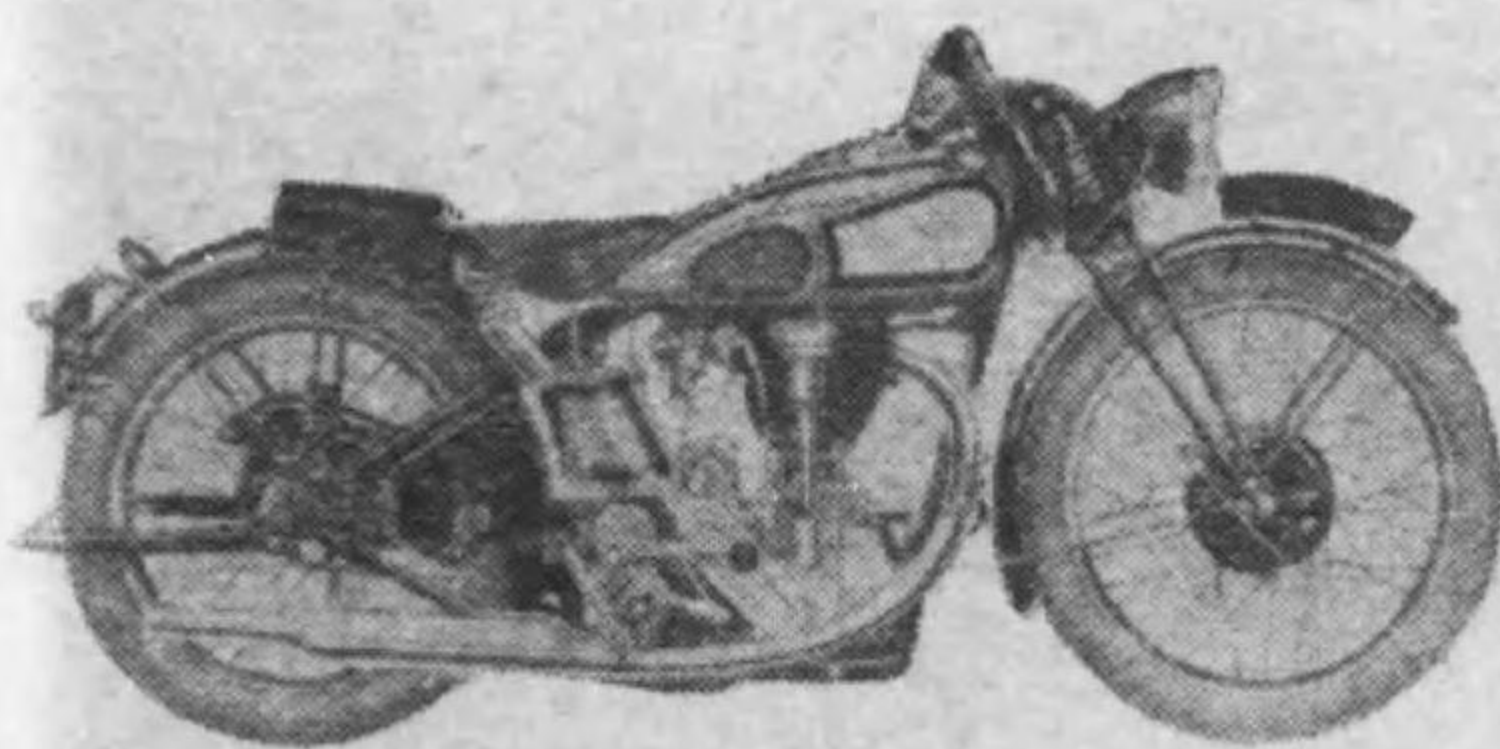


NORITU

酸化器 シェブラーDLX型
 点火装置 マグダイ又はダイナモ電池式
 クラッチ 大型多板乾燥式
 ブレーキ 前輪手動内部擴張式、後輪側
 車輪同時足動内部擴張式
 タンク 大型容量ガソリン一八立ニール
 四・五立
 サドル 革製浮動式、大型
 フレーム 繼目無鋼管をドロップフォロ

チ鋼製接手によつて緊縮された頑強な
 る構造
 フォーク 四條スプリング並列緩衝式、
 ドロップフォロチ鋼製
 トランスミッション 摺動漸進式 前進
 三段、後進一段
 チェーン 起動 復式 傳動 單式
 タイヤ 四吋×二七吋針金式
 側車 尖銳流線舟型
 自重 約四二五瓩(側車共)
 ホキールベース 一・五四米
 附屬品 修理工具一式グリースガン其他
 モデル 一二〇〇C・C型
 價格 —

製造元 名古屋市中區東郊通七丁目
 岡本自轉車自動車製作所
 ★ノートン
 四九〇C・C二〇型
 エンジン 直徑七九瓩、衝程一〇〇瓩、



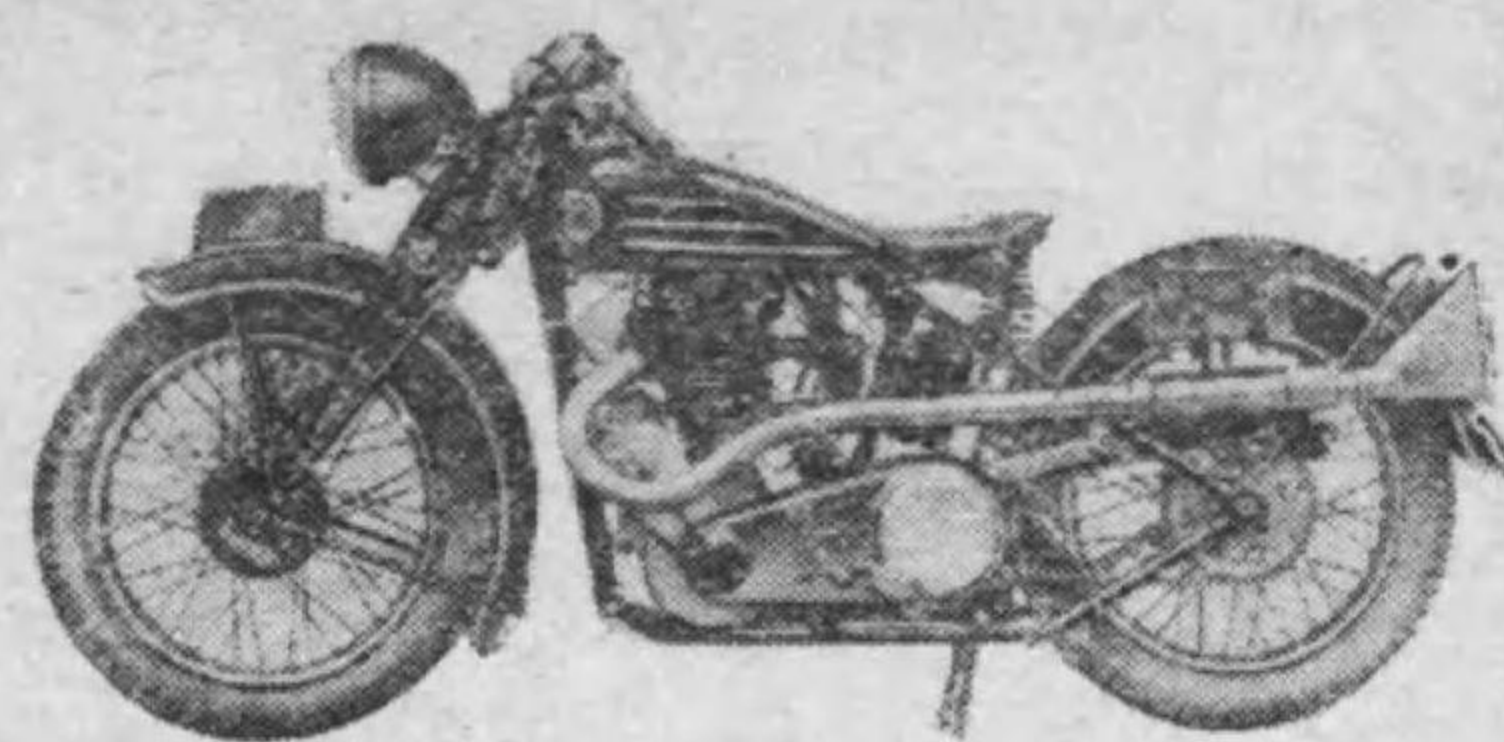
NORTON

氣筒容積四九〇C・C、プッシュロッド
 型直立單氣筒ツーパーボット、オーバーヘ
 ッド型でプッシュロッド及オーバーヘッ
 ド、ロッカーギアは全部密閉されて
 居る
 潤滑装置 完全に潤滑されるドライサン
 プ式採用

氣化器 アマル會社製半自動的のツウキ
 スト、グリッブコントロール式
 フレーム 半ループ型フレーム
 排氣管 ノートン車獨特の能率の高い排
 氣管
 變速機 ノートン會社四段變速式、比率
 は、單車 四・四四—五・三七—
 七・八五—一三・二 側車 四・九
 三—五・九六—八・七—一四・
 七
 傳動裝置 レノルド會社チェイン式で前
 部は二分の一×十六分の五吋、後部は
 八分の五×四分の一吋チェイン
 制動裝置 七吋直徑内部擴張式
 車輪 ノートン車獨特の迅速着脱式及交
 換式
 タイヤー 二六×三・二五吋ダンロップ
 ヘビークード・タイヤー
 フォーク 世界的のインターナショナル
 道路レースに取付けられたノートン會
 社特許(第三八七五〇)のフォーク

スタンド 前輪及後輪取付け
 タンク クローム鍍金の英車稀に見る美
 麗仕上げのタンクで、ガソリン容量は
 二ガロン四分の一容量、後部にはニー
 グリッブを取付く。
 モデル
 十八型 四九〇C・C頭上弁型
 I型 六三三C・C側弁型
 十六型 四九〇C・C側弁型
 十九型 五九六C・C頭上弁型
 C.S.I型 四九〇C・C
 二十型 四九〇C・C頭上弁型
 E.S.2型 四九〇C・C 同
 三十型 四九〇C・C
 四十型 三三八C・C
 C.J型 三三八C・C 同
 五十型 三三八C・C頭上弁型
 五十五型 三三八C・C 同

インターナショナル型
 四九〇及三三八C・C型
 (寫眞は三三八C・C NO 40型)
 價格 インターナショナル
 五〇〇C・C 二二五〇〇〇
 同 三五〇C・C 一三〇〇〇〇
 十八型 五〇〇C・C 一七五〇〇〇
 二十型 五〇〇C・C 一八三〇〇〇
 同S.2型
 五〇〇C・C 一八五〇〇〇
 製造元 英國バーミンガム市
 ノートン・モーガース株式會社
 日本輸入元 東京市麹町區飯田町一丁目
 松本オートサイクル商會
 ★リツリン
 五〇〇C・C型
 エンジン リツリン特製KN型エンジン
 單氣筒直徑 80mm 衝程 100mm 容
 積 五〇二C・C、ツーパーボット オ
 ーバーヘッド バルブ。シリンドーには



RITSURIN

特別仕上げの放熱板を有す。流線型バルブ。ポート及フライホイールは特別入念總磨きに仕上げてあり。バルブには最高速度用二重堅牢スプリングを用ふ。コネクティングロットのピクエエンドには四分ノ一×四分ノ三のローラ

1. ベアリングを又メインシヤフトのスポロケット側には二列のローラーベアリングを使用す。ピストンは耐熱アルミニウム。マダネシウム合金にて造り高圧式とす。ガチョンピンは太く且つ總遊動式なり。カムは競走用高速度式且耐方式採用調節自由にしてカムギヤ及カムはインレットエキゾースト着脱式。タベットアヂヤストは容易に出来得る様製作せり。マダネットダイナモはエンジンの前方装置なる爲エンジン過熱に絶對故障なし。
給油装置 自動オイルポンプを採用し増減自由にして絶對故障なし。
氣化器 特製東洋キヤブレター。
電装 三菱會社製六ボルト コイル イグニツション ダイナモ又はマダダイナモ式。
變速機 リツリン特製R型ミツシヨンにして前進三段式。各齒車は特別磨きニツケル クローム アロイ鋼なる爲音

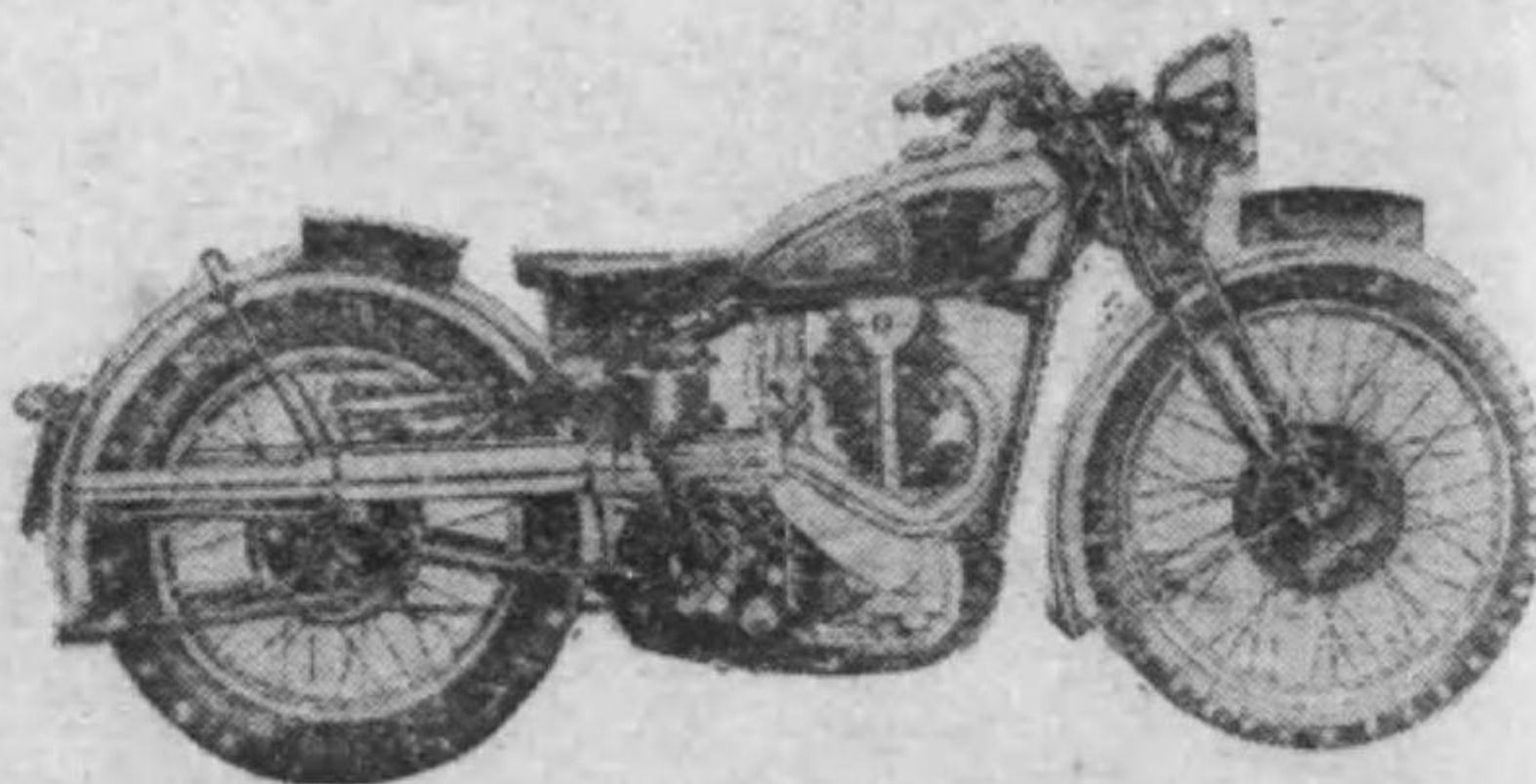
靜か、クラッチはリツリン新案のV型二板ライニングを使用スラストもV型になり絶對滑らず軽く動く。
ギヤレシヨン ロー 1:2.5 セカン ド 1:1.5 トップ 1:5.2
傳動装置 前後共チェーン式にしてクラックケースのレリーズパイプに依り給油す。
ハンドル 自由ハンドル。右スロットル左イグニツシヨン クリツプ、エヤーエキゾースト、クラッチ、前ブレーキはレバーにて使用、ハンドル パネルにエンジン及ライトスイッチ取付 スキッチキーにて使用。
ホイール ダンロップ タイヤ(ロード) 二六×三・五〇針金式を用ひ、模様新型横滑り絶無。
ハブ 特別テーパーローラー Hub ホブ
レーキは擴張式内徑 180mm を使用
リム 外クローム内側黒塗鋼スポーク 四〇本組立。

泥除 M型巾廣にして中央高く鋼鐵板磨きを使用し堅牢なり。

車體 鋼管メンラックローブキ組立。
前フォーク 特別堅牢中央スプリング式シヨックアブソバー アヂヤスト付。
スタンド 前後共中スタンド使用スプリング式にして立脚に至極容易なり。
タンク 鋼鐵板を銲接したる堅牢なるサドルタンクにして三線押し非常に優美なり。容積ガソリン三ガロン オイル四分ノ三ガロン。
サドル 總スプリング三點懸垂式高低自在。
スピードメーター リツリン マークスハンドルパネルに装置ギヤボツクスよりドライブす。
仕上 高級黒塗にしてタンクは白線クロームメツキ其の他部分品及リム泥除等はクロームメツキ仕上。
總重量 一五〇斤
車體寸法

全長 二米一二〇
ホイールベース 一米四五〇
幅員(含ハンドル) 〇米七六〇
高 一米〇九〇
地上よりサドル迄 〇米七〇〇
地上よりフレーム下迄 〇米一七〇
モデル 五〇〇C・C 頭上型
三五〇C・C 側身型
價格 五〇〇C・C型
三五〇C・C型
製造所 大阪市北區曾根崎新地三ノ三四
栗林部分品店オートバイ部

★ラ ー 子
五〇〇C・Cウルスター型
エンジン 口徑八五耗、行程八八耗、氣筒容積四九九C・C、アルミニウムブロンズ製の氣筒頭、四頭上弁、十四耗ブラグ。
潤滑装置 ドライサンプ式
點火装置 B・T・Hトグネット



RUDGE

氣化器 英國アマル會社製スポーツ型
タンク ガソリン容量三ガロン・三パイ
ント
オイル・タンク オイル半ガロン
變速機 常時嚙合式四段變速
比率(單車)四・四對一 五・四五對一

七・一三對一 一二・九對一
 (側車)五・五對一 六・八五對一
 八・九對一 一六・一對一

フットレスト 調整容易

ハンドルバー 半スポーツ型調整式、ス
 テアリング、ダンパー付

制動装置 ラーチ独特のカップルド・ブ
 レーキ、八吋直徑、前後輪共にハンド
 ル調整式、アルミニウム製の覆ひを持
 つてゐる。

附屬品 ミラー會社ダイナモ、ルーカス

電氣ホーン、スミス速度計、八日巻時

計、ストップライト、免許證入れ等

モデル 二五〇〇・C ラビッド型

二五〇〇・C スポーツ型

五〇〇〇・C スペシャル型

五〇〇〇・C ウルスター型

コンベテイション型

價格

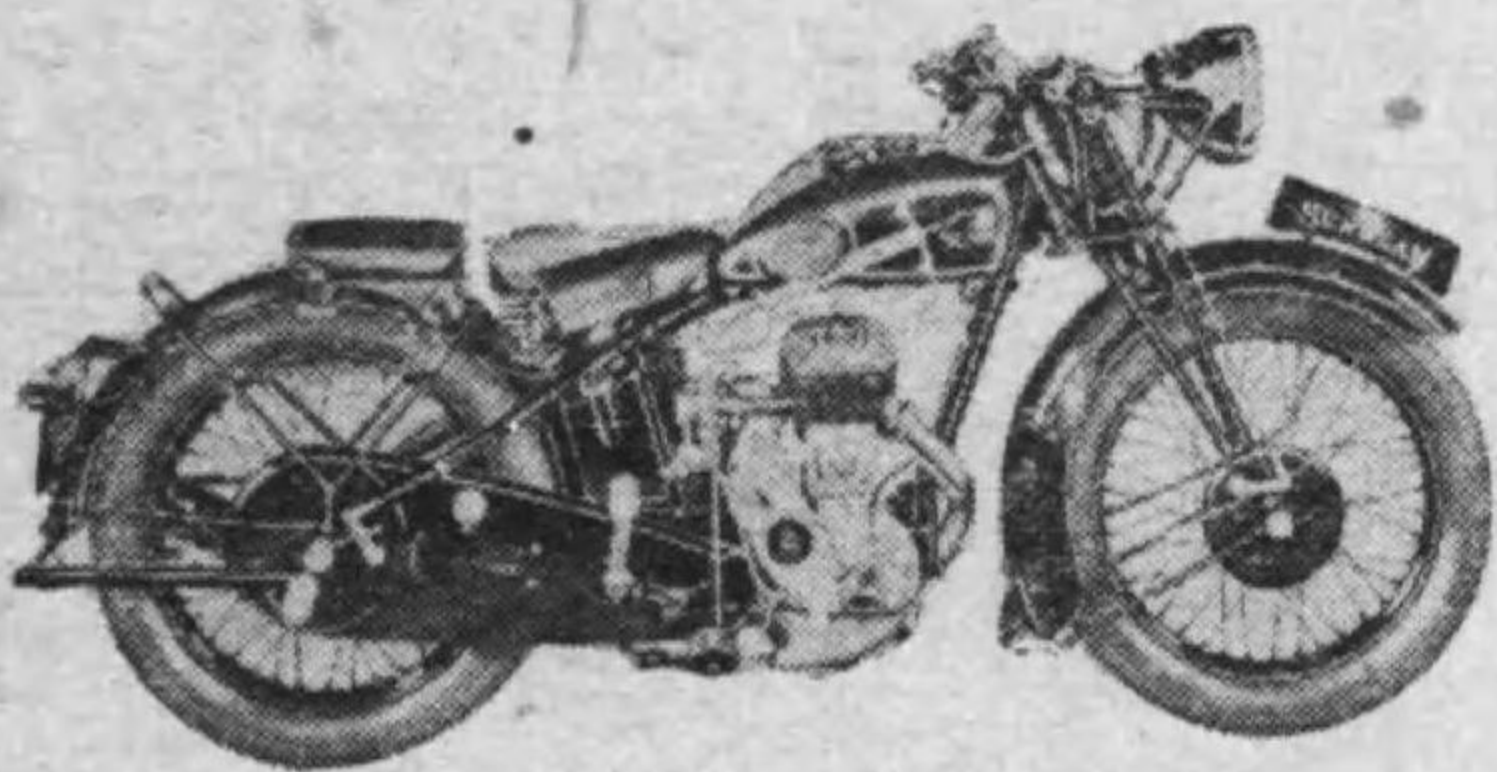
製造元 英國コベントリー市

ラツヂ・ホキットウオース會社

日本輸入元 東京市麻布區二ノ橋

ナショナル商會車輛部

★サンビーム



SUNBEAM

六〇〇〇・Cライオン型

エンジン 單氣筒サイド・バルブ型、分

離式のアルミニウム氣筒頭

潤滑装置 調整式のドライサンプ式、特

許二九〇四一三號

酸化器 アマル會社ツウキストグリツブ

操作

變速機 常時啮合式サンビーム四段變速

装置キツクスターターは密閉式となつ

てる。

ギア比率

單車 四・九對一 六・五對一

側車 九・三對一 一四・七對一

一〇・〇對一 一五・九對一

トランスミッション 前部チェインは、

サンビーム特許の油浴式チェイン・ケ

ス中に完全に密閉され、後部チェインは

チェイン覆ひに依つて保護され自動的

に給油されてゐる。エンジンシャフト

にはサンビーム式ショックアブソーバ

付

ホキール 着脱及交換式

タイヤ 二六×三・五〇型ダンロップ
 フットレスト サンビーム式護謨調整式
 フレーム サドルタンク及び分離したオ
 イルタンクで、乗心地の良好をねらつ
 た低位置のフレームで、ステアリング
 ダンパー装置のサンビーム式調整用の
 ハンドルバー付

サドル 特別テリ型

ブレーキ 前後輪共に内部擴張式

機關内容 口徑八五耗、行程一〇五、五

耗、全容積五九八C・C

タンク 平均容量二ガロン二分ノ一

製作元 英國ウルバーハンプトン

ジョン・マーストン會社

日本輸入元 東京市神田區五軒町四

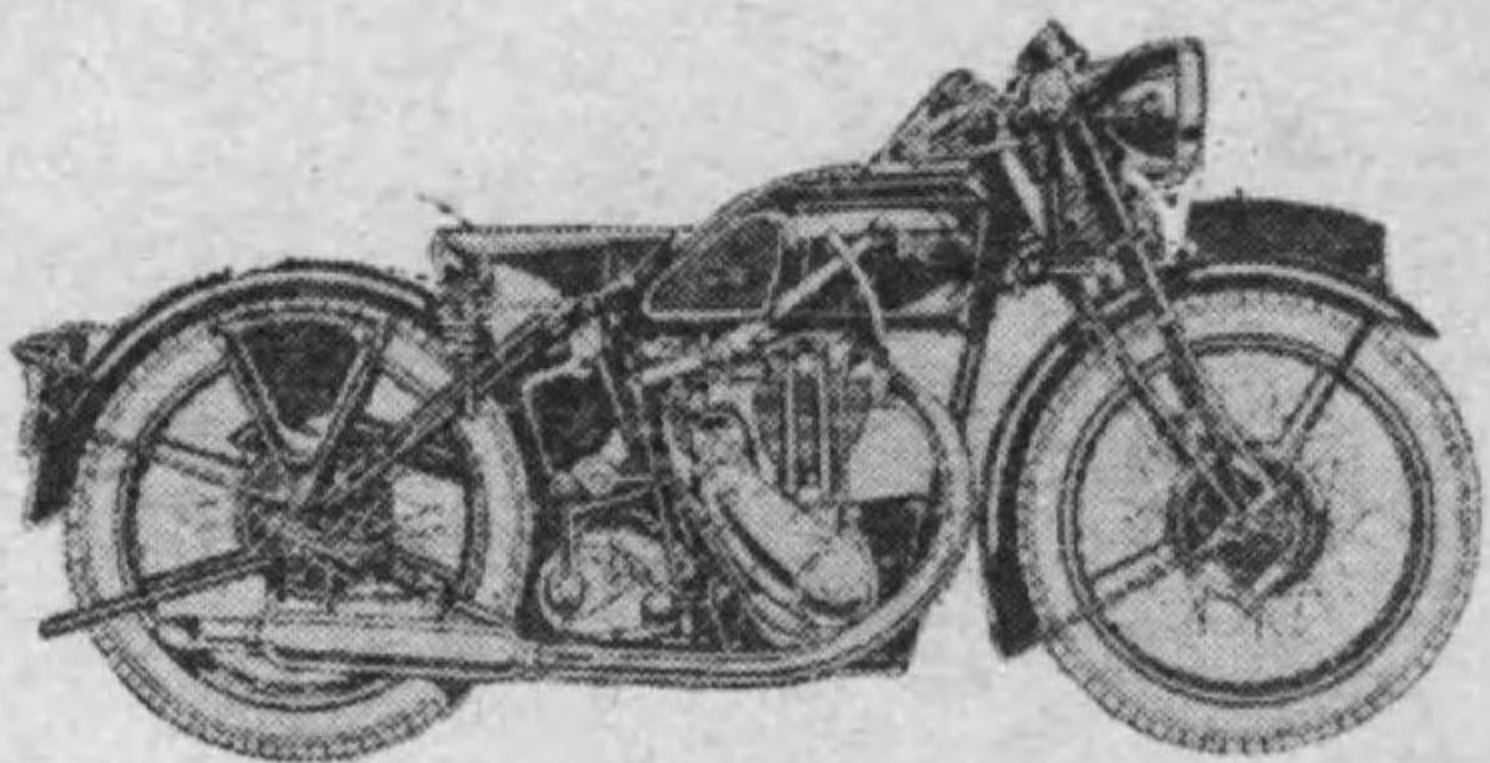
株式會社 三國商塵

★トライアンフ

三五〇〇・C頭上弁型

エンジン 單氣筒四衝程、オーバーヘッ

ドバルブ型、バルブギア一密閉式、口



TRIUMPH

徑七〇耗、行程八九耗、容積三四三C

・C

潤滑装置 ドライサンプ式

オイルタンク 四パイント容量

フレーム デュープレッタクス・クレード

ル型

トランスミッション チェイン式で、ア

ルミニウム・オイルバス式

ブレーキ 七吋直徑のブレーキ

タイヤ 二六×三・二五吋タイヤ

タンク二ガロン四分の三容量入り、金

色を配した黒色仕上げの塗装

點燈装置 ルーカス會社六ボルトのマグ

ダイノ

酸化器 アマル會社製品

ギア操作 手働式

モデル 二四九C・C 頭上弁型

三四三C・C サイドバルブ型

三四三C・C 頭上弁型

五四九C・C サイドバルブ型

四九三C・C 頭上弁型

六四九C・C 同

價格

製造元 英國コベントリー市

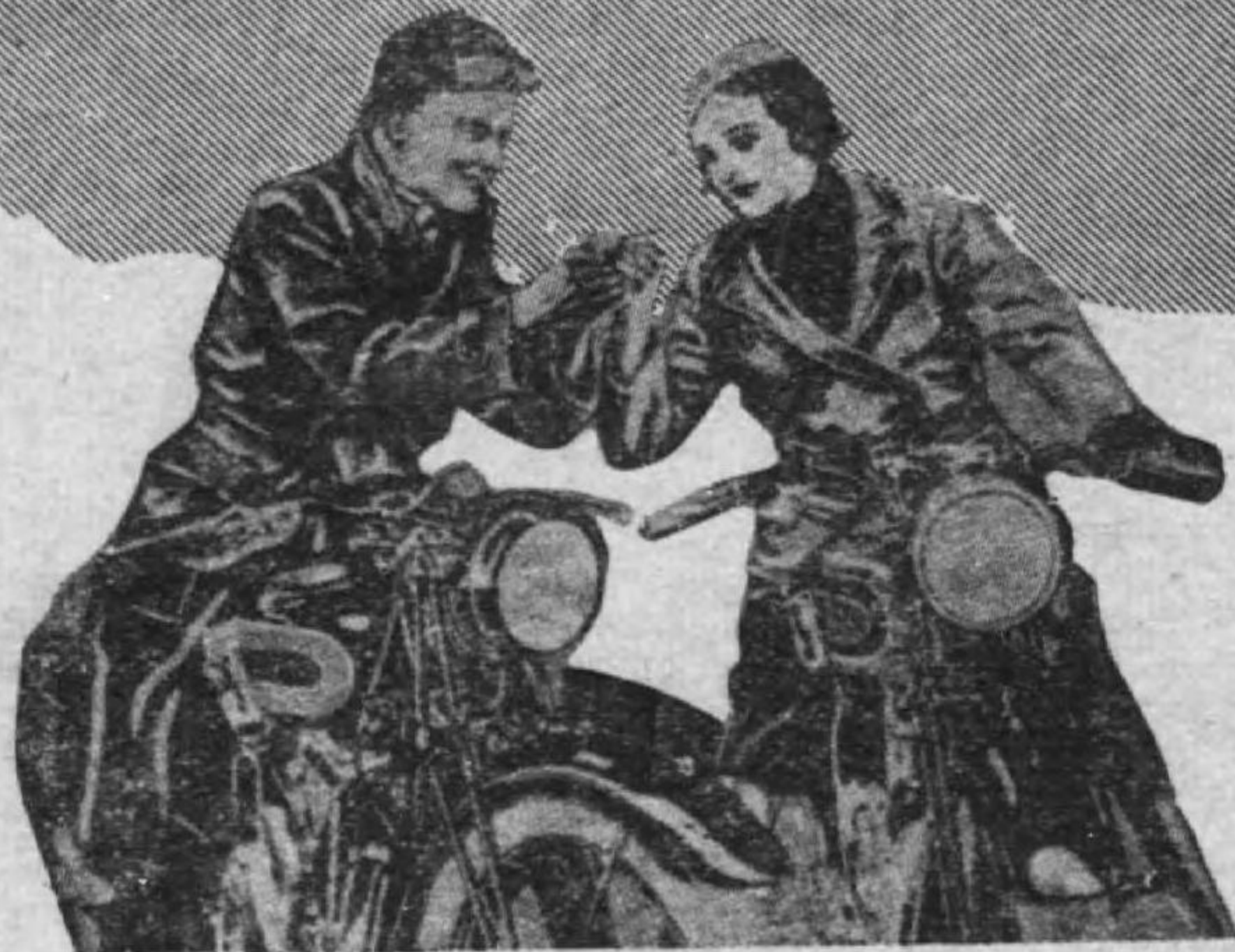
トライアンフ會社

日本輸入元 東京市麻布區二ノ橋

ナショナル商會車輛部

モーターサイクル
サイドカー
ライトカー

専門車用
翻用車

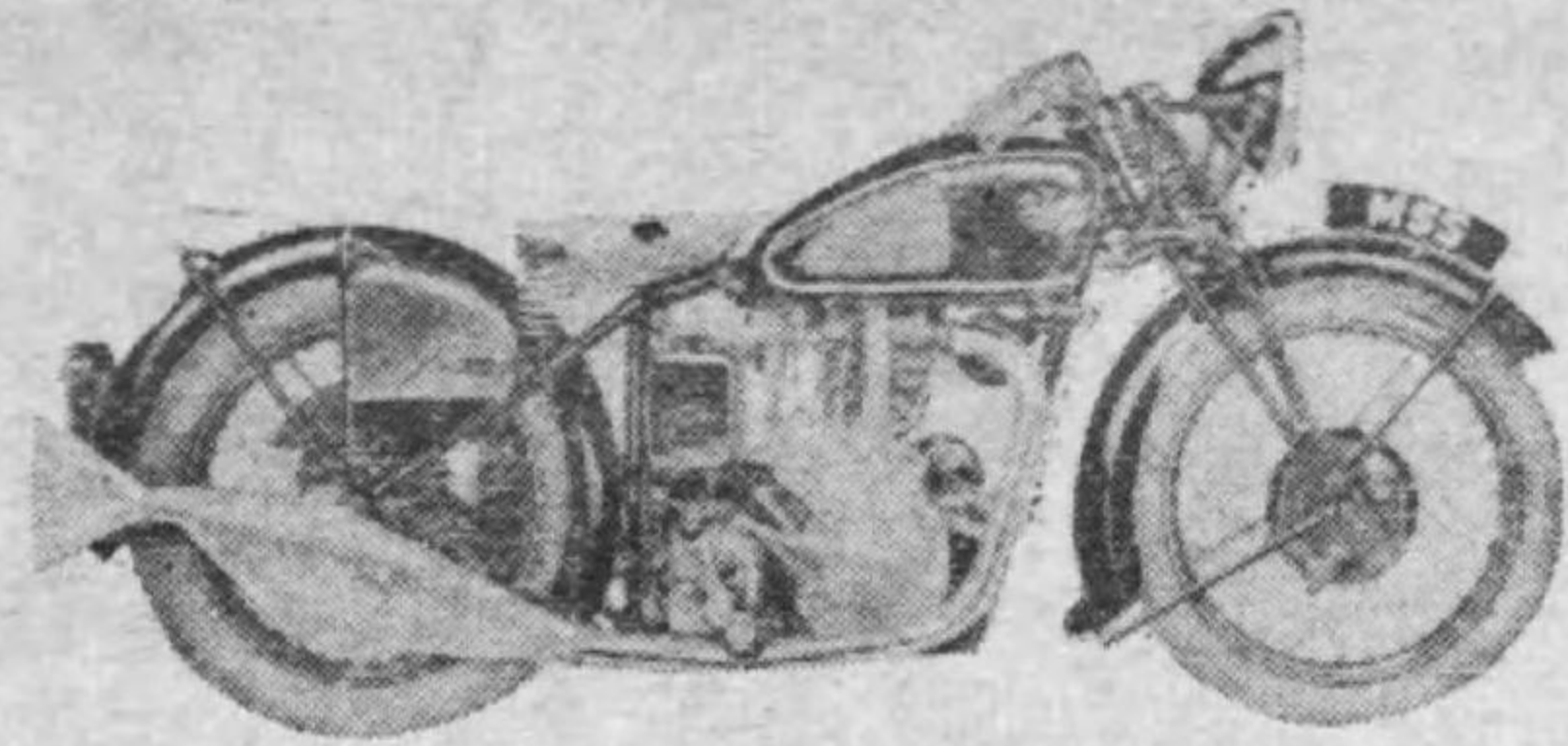


自動自轉車・小型自動車
船舶用發動機・ターゼル機關
販賣修理製作及用品卸商

木輪商會

東京市神田區東神田三ノ一二
市電豊島町・省線淺草橋下車
電話・浪花(67)1934番
振替・東京21032番

★ベロセツト



VELOCETTE

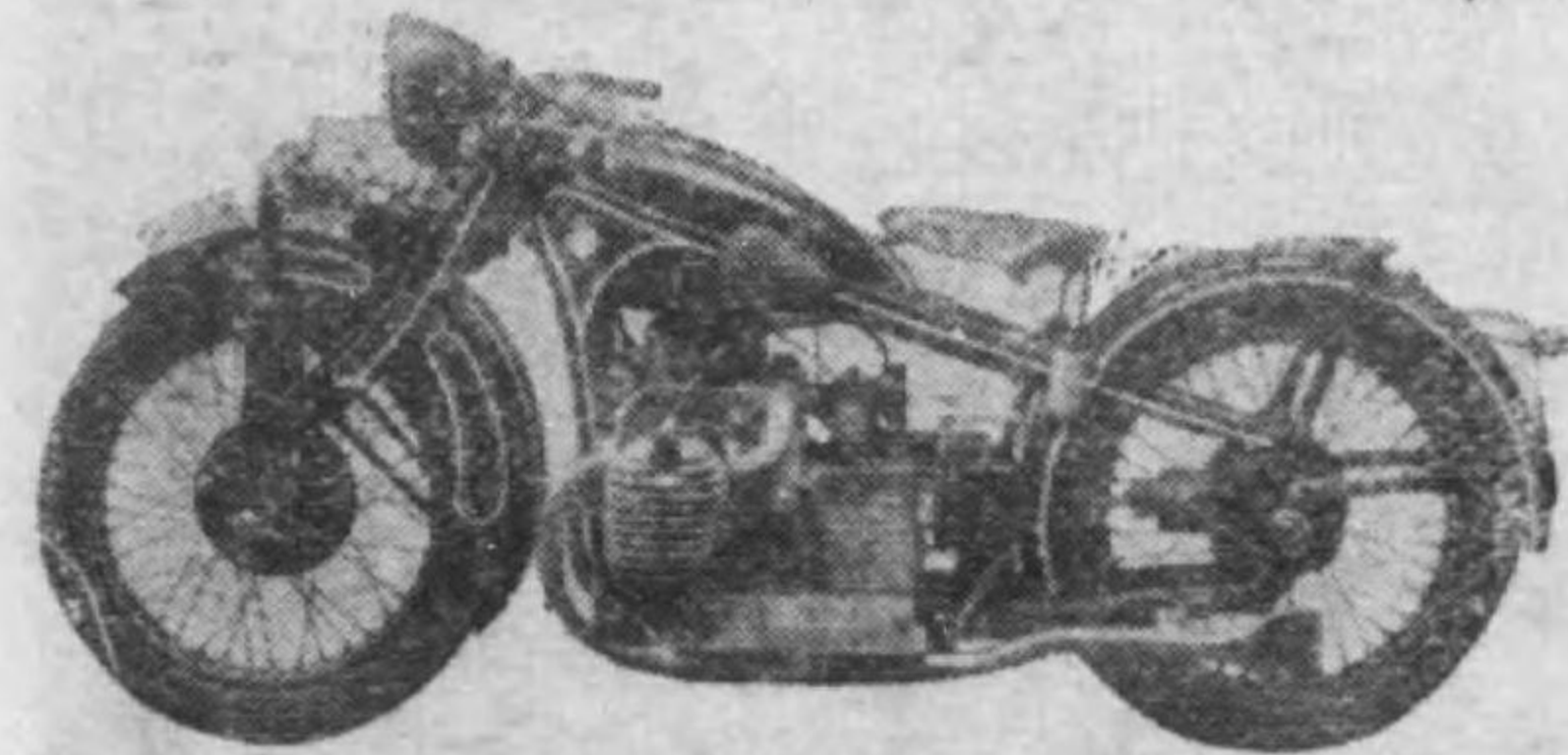
M・S・S・型
エンジン シングルボート式直立四衝程
短プッシュロッド型、口径八一耗、行程

九六耗、容積四九五C・C
潤滑装置 ドライサンプ式
ギアボックス 四段變速器
フレーム クレイドル型
ブレーキ 七吋直徑の手动操作式ブレーキ
タイヤ 前輪 三・五〇×一九
後輪 四・〇〇×一九
サドル 三點支持式
フイトレスト 調整式
消音器 魚尾狀型サイレンサー
タンク 三ガロン二分ノ一容量
塗装 黒色エナメル塗タンクには金の配
色あり。
スピード 單車平均時速七〇哩乃至七五
哩 側車平均時速六〇哩
ホキルベース 五五吋
地上間隙 四吋四分ノ三
價格 四九五C・C M・S・S型
一五〇〇・〇〇
製作元・英國バーミンガム市

ベロセツト製造會社
日本輸入元 東京市麴町區丸ノ内郵船ビ
ル 富家貿易商會

★ビー・エム・ダブリユー

エンジン 水平二氣筒空冷式、エンジン



B. M. W

沖 區 州 九 區 國 四 區 國 中

| | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------|-----|-----|----|-----|-----|----|-----|-----|-----|----|----|-----|-----|-----|-----|----|
| 鹿兒島 | 宮崎 | 大分 | 熊本 | 長崎 | 佐賀 | 福岡 | 高知 | 愛媛 | 香川 | 徳島 | 山口 | 廣島 | 岡山 | 島根 | 鳥取 | 島 |
| 計 | 二五八 | 一三八 | 七三 | 一〇〇 | 一一二 | 四〇 | 四六七 | 二二三 | 一三六 | 六九 | 六九 | 二六四 | 四四五 | 三三七 | 一二〇 | 四三 |
| 一三、三三〇 | 二五八 | 一三八 | 七三 | 一〇〇 | 一一二 | 四〇 | 四六七 | 二二三 | 一三六 | 六九 | 六九 | 二六四 | 四四五 | 三三七 | 一二〇 | 四三 |
| 四、三三九 | 九六 | 三四 | 一二 | 四一 | 一五 | 四三 | 二〇六 | 七四 | 二二 | 九 | 一七 | 三〇 | 二二六 | 三九 | 一八 | 四 |
| 一七、六六九 | 九六 | 三四 | 一二 | 四一 | 一五 | 四三 | 二〇六 | 七四 | 二二 | 九 | 一七 | 三〇 | 二二六 | 三九 | 一八 | 四 |
| 一一、二二九 | 二五 | 二六 | 四 | 一〇 | 一五 | 五 | 八一 | 二二 | 一五 | 一五 | 三四 | 一 | 六一 | 四〇 | 一四 | 六三 |
| 四、四五四 | 七九 | 三九 | 六 | 一四 | 一四 | 三六 | 一七五 | 七一 | 一一 | 一五 | 一三 | 一五 | 二二七 | 四三 | 一〇 | 六三 |
| 一五、六八三 | 二五 | 三五 | 一〇 | 一四 | 一六 | 四一 | 九八 | 二九 | 一六 | 一三 | 四七 | 一六 | 二七八 | 四四五 | 一五一 | 六三 |
| 一、九八六 | 二 | 九 | 七 | 一 | 一 | 四 | 三一 | 一一 | 一一 | 三九 | 二七 | 二七 | 三九 | 六九 | 一三 | 一六 |

自動三輪車

自動三輪車は既に兩三年前から其臺數に於て自動三輪車の類を遙かに凌駕し最

近に至つては小型自動車全體數の約七割を占めると云はれてゐる。従つてその年

產臺數に就いては正確な數字は判明してゐないが尠くとも一萬五千臺は下ることがあるまいと見られてをり殊に既存車の大量生産、新生車の市場進出が具體化される本年度からの年産臺數は二萬臺乃至三萬臺と豫想され早くも生産過剰による製品の市場消化難が憂慮されてゐる。

自動三輪車は殆んど全部が國產車であり最近に至つてはエンジン其他の部分品までが大部分國產化されてゐる。そして自動三輪車の需要は逐年等比級數的に擴大され従つて自動三輪車工業界にあつては増産に次ぐに増産を以てする活況を持續し之を發達極めて遅々たる國產普通貨物自動車工業に比較すれば隔日の相違があり、かくて國產自工確立は小型自動車工業の躍進に期待され小型自工確立の礎石としては自動三輪車工業が俄然重要視されるに至つたのである。(小型四輪車の部最近に於ける我國自動車生産臺數及輸入臺數調査表参照)

最近に於ける本邦の普通貨物自動車臺數の増加状態は次の如くであつて昭和三年乃至四年頃に比較してその増加率は既に下降氣味であるに反し小型貨物自動車に代表する自動三輪車臺數の増加状態は正に驚異的のものであり(運輸交通篇車輛の部自動三輪車累年増加表参照)昭和九年末に於て既に全國普通貨物自動車に比較してその過半數の臺數に達し(普通自動車に對する小型自動車の比参照)殊に六大府縣にあつては自動三輪車の數は一舉に普通貨物自動車の數に接近し就中大阪、兵庫、京都の如きは兩三年前より後者を凌駕してゐる程である(六大府縣に對する地方臺數の比参照)

自動三輪車販賣界の最近の情勢は大都市に於ては稍々市場消化力に減退を來たしてゐる。而も半面生産界の増産を控えてその製品の市場氾濫が杞憂されてゐるが普通貨物自動車の全國分布状態に見て六大府縣の臺數より地方臺數の方が多

事實に徴するときは自動三輪車の地方臺數が六大府縣のそれに甚だしく懸隔を有することは未だ充分に自動三輪車に對する地方消化能力の實在を示すものとして此方面への販路開拓が今後の重要課題とされるであらう更に小型自動車による貨物運輸營業の全國的認可は之に拍車を加ふるものとして必至を期して達成運動に邁進す可き問題である。

**普通自動車に對する
小型自動車の比**

昭和九年十二月末日現在

| | | | |
|-----|---------|--------|------|
| 車種 | 普通自動車 | 小型自動車 | 百分比 |
| 乗用車 | 七〇、四八二 | 一、三三三 | 一・七 |
| 貨物車 | 四三、〇五九 | 二四、三六八 | 五五・〇 |
| 計 | 一一三、五四〇 | 二五、六一二 | |

貨物自動車増加臺數

昭和三年末 五、七三二

| 縣 | 北 東 北 區 | | 關 東 區 | | | | 北 東 北 區 | | | | 縣 | | | | | | | |
|------|---------|-----|-------|-----|-----|-----|---------|-----|-----|-----|-------|-------|-------|-------|-----|-----|-----|-----|
| | 福 | 山 | 茨 | 栃 | 群 | 埼 | 千 | 東 | 神 | 新 | | 富 | 石 | 福 | | | | |
| 別 | 島 | 形 | 城 | 木 | 馬 | 玉 | 葉 | 京 | 川 | 湯 | 山 | 川 | 井 | | | | | |
| 府 | 道 | 森 | 手 | 城 | 田 | 形 | 島 | 道 | 奈 | 道 | 道 | 道 | 道 | | | | | |
| 昭和九年 | 二八三 | 三一 | 八一 | 一五七 | 一三 | 二七 | 九六 | 一一七 | 一一〇 | 二三五 | 三四八 | 二二三 | 七、三三一 | 九四七 | 四七 | 五七 | 一三九 | 一四三 |
| 昭和八年 | 二六七 | 三〇 | 五〇 | 八〇 | 一二 | 三四 | 七二 | 一〇七 | 一四六 | 一六五 | 七二 | 一七八 | 二、八六五 | 三二一 | 七一 | 三六 | 三三 | 一三五 |
| 増減數 | 一六 | 一 | 三一 | 七 | 一 | 七 | 二四 | 二〇 | 三六 | 七〇 | 二七六 | 四五 | 四、四六六 | 六二六 | △ | 二四 | 一〇六 | 八 |
| 自家用 | 三二七 | 九九 | 八七 | 八八 | 七一 | 八六 | 七四 | 四〇 | 五七 | 九一 | 一一六 | 八〇 | 九一〇 | 六九一 | 六五 | 一〇四 | 四四 | 三六 |
| 營業用 | 八二八 | 一九一 | 三二四 | 四〇五 | 一四四 | 三一 | 五四三 | 七七 | 四四二 | 八二七 | 一、〇六二 | 九六四 | 八、二一八 | 一、三六三 | 七六四 | 三三七 | 三九一 | 一九二 |
| 合計 | 一、一五五 | 二九〇 | 四一一 | 四九三 | 二一五 | 三九七 | 六一七 | 八一 | 四九九 | 九一八 | 一、一七八 | 一、〇四四 | 九、一二八 | 二、〇五四 | 八二九 | 四四一 | 四三五 | 二二八 |

府 縣 別 府 大 六
 大 府 縣 合 計 別 縣 府 大 六
 地 方 府 縣 合 計 別 縣 府 大 六
 地 方 府 縣 合 計 別 縣 府 大 六
 地 方 府 縣 合 計 別 縣 府 大 六

縣 別 府 自 動 三 輪 車 増 減 表

| 府 縣 | 昭 和 八 年 | | 昭 和 九 年 |
|-----------------|---------|-------|---------|
| | 貨物自動車 | 自動三輪車 | |
| 大 東 京 | 八、五七一 | 二、八六五 | 九、一二八 |
| 大 阪 府 | 二、八八四 | 二、五六八 | 三、四三〇 |
| 神 奈 川 縣 | 二、一三六 | 五三六 | 二、二九〇 |
| 兵 庫 縣 | 一、七二一 | 三二一 | 二、〇五四 |
| 京 都 府 | 一、五六四 | 九一三 | 一、七〇三 |
| 大 府 縣 合 計 | 一、一二三 | 一、一八四 | 一、一六四 |
| 六 大 府 縣 合 計 | 一七、九九九 | 八、三八七 | 一九、七六九 |
| 地 方 府 縣 合 計 | 二〇、二〇〇 | 三、三六六 | 二二、二九〇 |
| 地 方 府 縣 合 計 對 比 | 一一二% | 四〇% | 一一三% |

(△印減少)

六 大 府 縣 對 於 地 方 臺 數 之 比

| 同 四 年 末 | 同 六 年 末 | 同 八 年 末 |
|---------|---------|---------|
| 五、八二二 | 三、九五六 | 二、二六〇 |
| 三、三四〇 | 一、一〇二 | 三、八六〇 |

昭 和 九 年 十 二 月 末 日 現 在

| 區國四 | 區國中 | 區畿近 | 區海東 | 區山東 |
|--|--------------------------------------|--|---|--|
| 高愛香德山廣岡島鳥和奈兵大京滋 | 三愛靜岐長山 | 知媛川島口島山根取山良庫阪都賀重知岡 | 野梨 | |
| 八六 八六 七〇 一二三 一八三 三五 三〇八 三一 三五 三一三 一〇一 一九八七 五、四六六 一、二二二 二七五 | 二四 七六 二四五 三九五 一、六〇九 二 | 二二 二二 二二 二〇二 一、一八四 二、五六八 九一三 六三 一四四 三二 二五 二二三 七五 | 一、二二二 二、八九八 一、〇七四 三八 七三 △二二一 一、〇七三 三八二 六五 四七 | 八二 六三 一八〇 一三 五三六 二二三 二〇二 三三 二、八九八 一、〇七四 三八 七三 二〇一 二四五 六〇 七六 四七 |
| 八六 八六 七〇 一二三 一八三 三五 三〇八 三一 三五 三一三 一〇一 一九八七 五、四六六 一、二二二 二七五 | 二四 七六 二四五 三九五 一、六〇九 二 | 二二 二二 二二 二〇二 一、一八四 二、五六八 九一三 六三 一四四 三二 二五 二二三 七五 | 一、二二二 二、八九八 一、〇七四 三八 七三 △二二一 一、〇七三 三八二 六五 四七 | 八二 六三 一八〇 一三 五三六 二二三 二〇二 三三 二、八九八 一、〇七四 三八 七三 二〇一 二四五 六〇 七六 四七 |
| 八六 八六 七〇 一二三 一八三 三五 三〇八 三一 三五 三一三 一〇一 一九八七 五、四六六 一、二二二 二七五 | 二四 七六 二四五 三九五 一、六〇九 二 | 二二 二二 二二 二〇二 一、一八四 二、五六八 九一三 六三 一四四 三二 二五 二二三 七五 | 一、二二二 二、八九八 一、〇七四 三八 七三 △二二一 一、〇七三 三八二 六五 四七 | 八二 六三 一八〇 一三 五三六 二二三 二〇二 三三 二、八九八 一、〇七四 三八 七三 二〇一 二四五 六〇 七六 四七 |

| 沖 | 區州九 | 合 |
|---------|---|----------|
| 鹿宮大熊長佐福 | 兒 | 繩島崎分本崎賀岡 |
| 二 | 五五 一五五 七八 三四 三八 五四五 | 二四、三八八 |
| 二 | 二二三 二九 三〇 二九 四九 四 九 | 一一、七五三 |
| 二 | 三三 二四 三一 三一 二四 三一 | 一二、六三五 |
| 六、四五四 | 二六 二九 三七 八一 四〇 四八 七四 九 | 三三、六〇五 |
| 三五、六〇五 | 六八〇 一五七 一九二 三六九 一九六 二八〇 二九三 三 | 四二、〇五九 |
| 四二、〇五九 | 九四七 一八六 二二九 四五〇 二三六 三二八 三六七 一二 | |

自動三輪車仕様書

種類 直徑 衝程
 670c.c. 90m.m. 105m.m.
 750c.c. 95m.m. 105m.m.

給油装置 飛沫式自動給油唧筒及手押唧筒
 着火装置 高圧マグネトー又はバッテリー
 1・イグニション式

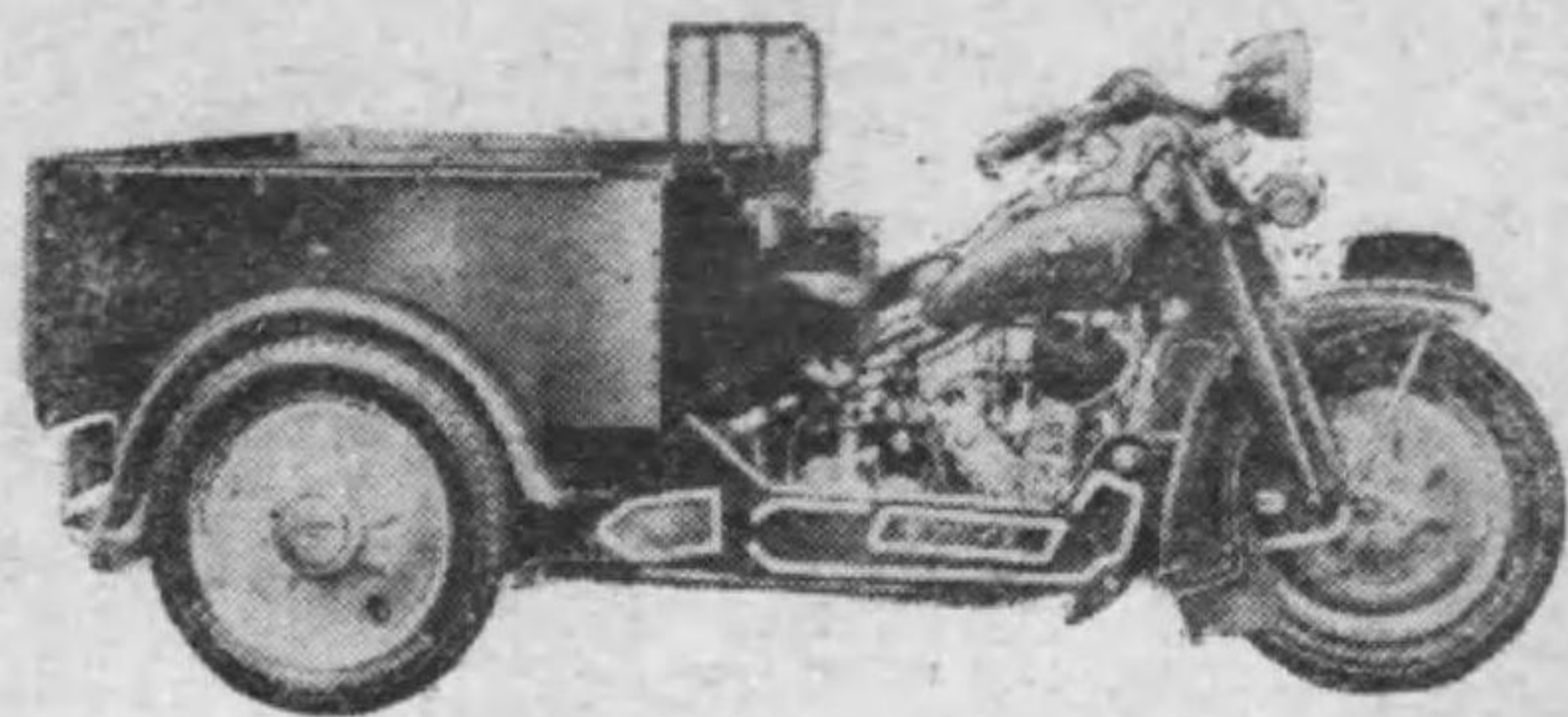
★ダイハツ

機關 空氣冷却四衝程單氣筒側瓣式ダイハツエンジン
 容積 667立方cm. 6.7
 744立方cm. 7.5
 5.6

馬力 警視廳馬力
 6.7 5
 7.5 5.6

變速式 クラッチ 乾燥多板式でフリートベタルにより自由敏速に操作し得
 トランスミッション エンジンよりギヤ一ボックスに至る前部駆動はローラーチェン、ギヤ一ボックスより差動装置に至る後部駆動はシャフトドライブ

差動装置 獨特の考案になるもので後車軸は半浮動式(セミフロートタイプ)
 フレーム 高級可鍛鑄鐵と良質引拔鋼管で組立てたるを以て堅牢無比



DAIHATSU

サイドフレーム 美麗に錆止塗装せる繼
目なきプレス製一枚鋼板
フォーク ドロップフォージ製平行式で
六個のスプリングにより緩衝作用満點
ハンドル 優麗な錆止クローム鍍金を施
す

ブレーキ 獨特の内壓式制動装置で手動
足動の複用

車輪 最新式ディスク型にして厚さ一六
分ノ三の鋼板製

タイヤ 前後輪共(針金式)バルーン・
タイヤ(二七×四・〇〇)

タンク ニツ割式にして容量ガソリン三
ガロン、潤滑油一ガロン入の優雅な流
線型

サドル 大型にして皮製スプリング入凭
附

消音器 背壓少なく消音作用極めて大
なる特殊構造の優秀品

警笛 手押エヤーホーン
速度計(カウンタ付) ギヤボックス
に連結シタンク上見易き箇所に取り付
く

電燈装置 ダイナモで充實しバッテリー
によりヘッド及テールランプを點燈

荷箱 長 1190mm. 幅 上部 1120mm. 下
部 900mm. 深 460mm.

道具箱 大きな角型で荷箱の前側左下に
取り付く

塗飾 高尚優美なラツカー塗
附屬品 バックミラー及修理工具一揃

シャシー寸法 全長 2795mm. 全幅 12
00mm. 高 1300mm. ホキールベース
1860mm. トレッド 1070mm. ロード
クリアランス 180mm.

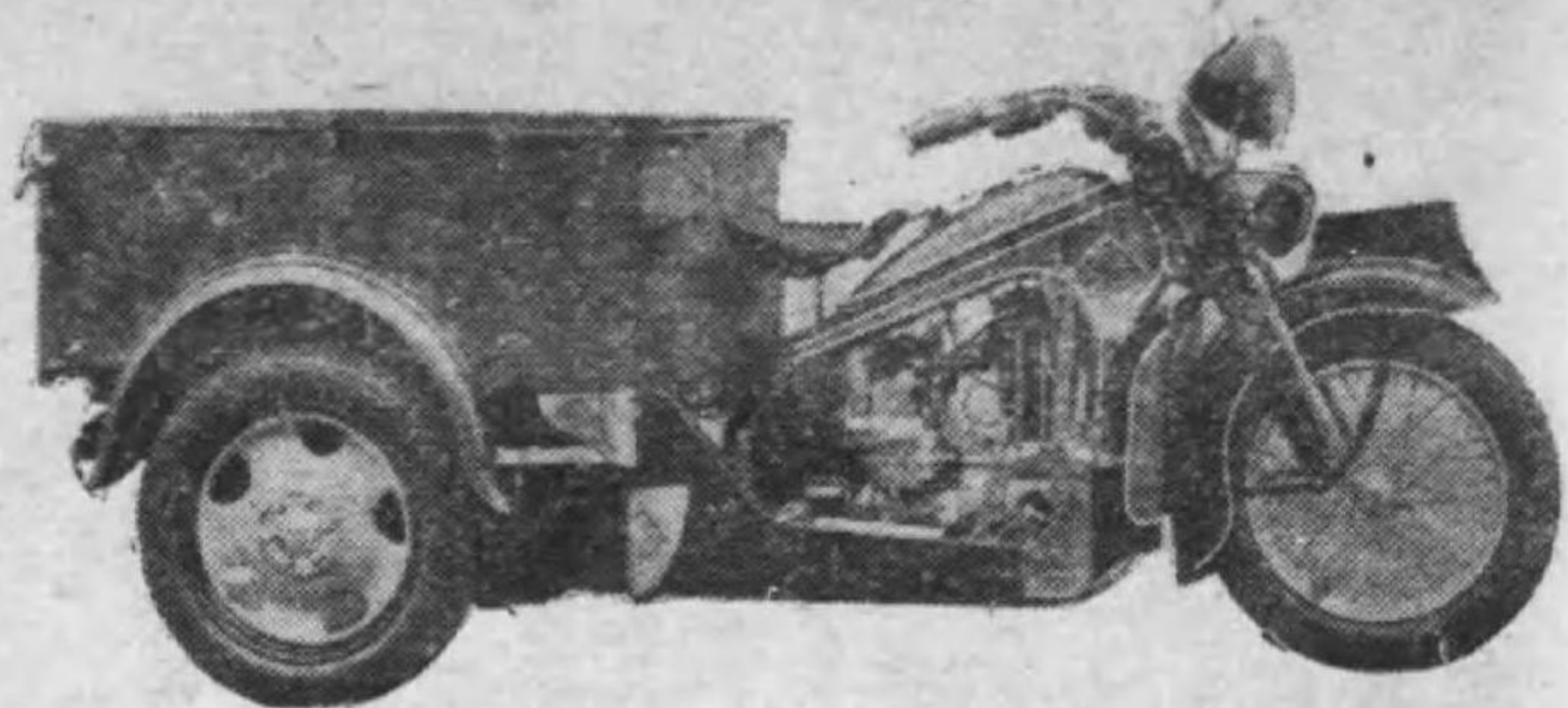
車輪重量 550kg.
モデル

HT—六型 六七〇C・C 標準型
HT—七型 七五〇C・C 同

HV—七型 七五〇C・C 特殊大型
價格 HT—六型 一〇九五・〇〇
HT—七型 一一九五・〇〇

HV—七型 一三五五・〇〇
製作元 大阪市西淀川區大仁東二丁目
發動機製造株式會社

★富士矢
エンジン 國産 S.N.K. Unit Construction



FUJIYA

System Engine 四衝程單氣筒空氣冷却
頭上弁 分頭式公稱容積六五〇C・C、
氣筒内徑九〇耗衝程一〇六耗總容積六
七四・二五立方種

ギヤボックス Unit Construction System

に依るエンヂン並にギヤボックス聯立
式にして前進三段後退一段の變速式自
動車と同様に變速「レバー」によつて容
易に且つ確實に操縦し得、始動は蹴下
式にして「ギヤ」は、すべて常時啣合
式變速型である

クラッチ 「クラッチ」は足動、單發條、
乾燥單板緩衝裝置付とす

トランスミッション 「エンヂン」より
「ギヤボックス」の「メインシャフト」に
至る駆動裝置は直接「シャフト」により
聯結せられ「ギヤボックス」より後部
「デフアレンシャル」に至る駆動方法
も「ユニバーサルジョイント」で連結せ
られたる「プロペラーシャフト」に依り
傳達せらる、即ち純「シャフトドライ
ブ」裝置なり

給油裝置 「ドライブランプ」「スブラッシ
ユ」自動給油筒筒式

氣化器 英國製アマル氣化器或は國産氣

化器

電氣裝置 高壓「マグネット」、或は「バ
ッテリー」裝備の「コイルイグニショ
ン」式

デフアレンシャル 二本の後車軸間に
弊社獨特の考案に、かる完全無缺なる
「デフアレンシャル」裝置が堅牢無比
なる鑄鋼製ケース内に裝置せられて居
る

フレーム 前部「エンヂン」並「ギヤボッ
クス」臺より後部ボディ臺に至る間全
部厚き鋼鐵板押型製である

フォーク 「ドロップフォージ」鋼製平行
式にして六個のスプリングにより極度
の緩衝作用をなす

ガソリンタンク 鋼鐵板押型製にして、
「パーカーライジング」を施行後着色せ
る「スマート」な流線型、容量は約三・
五ガロン

オイルタンク 鋼鐵板押型製にして、容
量は約二ガロン

ブレーキ 弊社獨特の考案にかゝる内擴張式制動装置にして、手動、足踏、兩用式であります

ホキール 前輪は着脱自在にして堅牢無比なる「ボークホキール」後輪は最新式「デクスク」型にして裂傷破損の虞絶對になし

タイヤ 二六×四〇〇(標準型)二七×四〇〇(特種型)グッドリッチタイヤ 荷箱 底五厘厚、周圍五厘厚、鋼鐵板にして各部組付部分の諸金具は堅牢此の上なし

サドル 大型皮製スボンヂ入
速度計 米國ステイワート會社製或は國產の精巧なる速度計「デフアレンシヤール」に連結し「ガソリンタンク」の前上部見易き個所に取付けあり
消音器 警視應告示に依る新型にして背壓少く消音効果大なる優良品なり
警笛 電氣ホーン及エヤーホーン(電氣ホーン禁止の地方は是れを附せず)

實馬力 二五

- 氣化器 アマル
- 潤滑装置 自動ポンプ付飛沫式
- 着火装置 三菱コイル式
- 蓄電池 六ボルト一ニアンペア時
- 冷却装置 パイプ式ラヂエーター
- タンク ガソリン 三ガロン
- オイル 一ガロン
- 變速機 前進三段(1:1.82:3.94) 後退一段(1:3.2)
- クラッチ 乾燥多盤式
- 傳導装置 全浮動シャフトドライブ差動装置付
- 制動装置 一系統内部擴張式
- フレーム プレス鋼板製
- シャシー ダブルフレーム
- ハンドル 左クリップ
- リヤスプリング 九枚特製スプリング
- サドル 特製大型モタレ付
- ホキール 鐵板押抜ディスク型
- タイヤ 二六×四〇〇

電燈装置 「ゼネレーター」に依り自動的に充電する「バッテリー」に依り、「ヘッドライト」、「テールライト」を共に點燈する

塗飾 各部分「パーカーライデング」を施し高尚優雅なる「ラツカー」吹付塗
附屬品 修繕に必要な各種工具一式
各種寸法 全長二・八〇米、全幅一・二〇米、全高一・一〇米、「ホキールベイス」一・九一米、「トレッド」一・六〇米

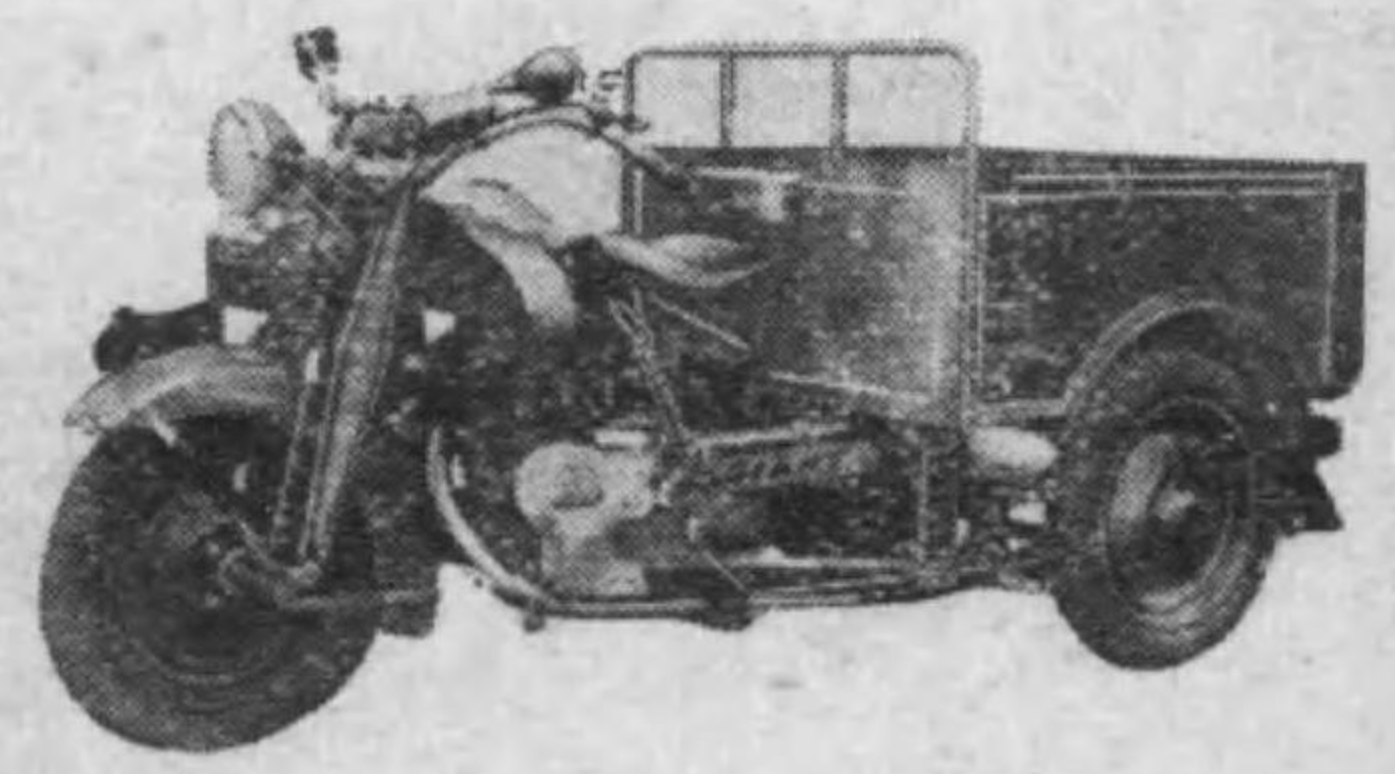
モデル S型六五〇C・C 空冷
價格 S型六五〇C・C 一〇四〇・〇〇
製作元 東京市本所區平川橋三丁目一 昭和內燃機製作所
★チャイアント
チャイアントREX-1
車輛寸法 全長二・八米、全幅一・二米、全高一・二七米、荷箱 長一・二三米、巾一・一七米

照明装置 切替式ヘッドランプ
速度計 トータル付
ツール箱 錠前付
警音器 手押ラツパ
飛沫除 一式
修繕小道具 一式

モデル REX-1 2七五〇C・C 水冷
REX-1 1六五〇C・C 水冷
AIR-1 1六五〇C・C 空冷
價格 REX-1 2型 一三〇〇・〇〇
REX-1 1型 一二一〇・〇〇
AIR-1 1型 一一二五・〇〇
製造元 名古屋市西區築港前新田
チャイアント・ナカノモーターズ株式會社

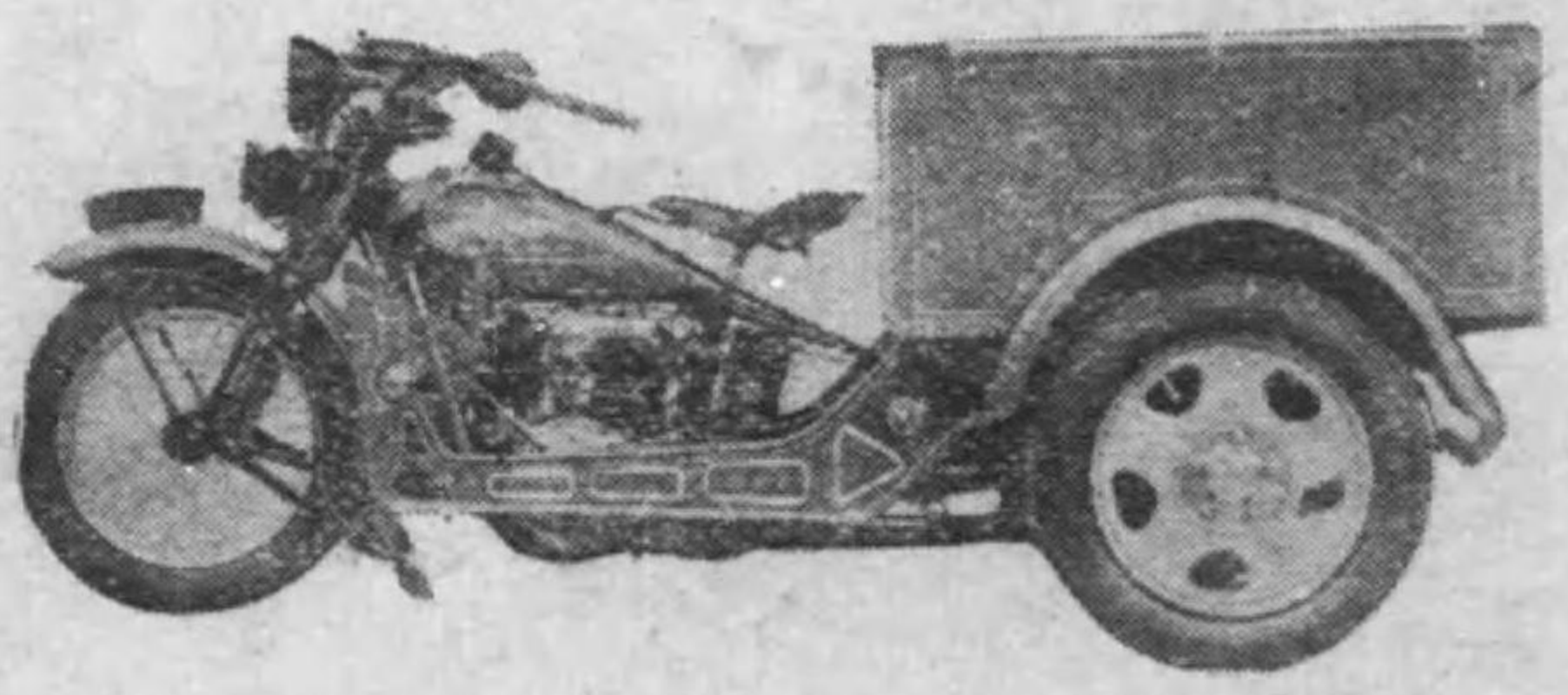
★ハーレー三輪車

エンジン 空氣冷却四衝程式、V型二氣筒、氣筒直徑六九・八五耗、衝程九六・八五耗、分頭式シリンダーヘッド・サイドバルブ式



GIANT

エンジン チャイアントREX-1
氣筒 水冷式單氣筒
バルブ オーバーヘッド
行程 九一ミリ
行程 一〇〇ミリ
氣筒容量 六五〇C・C
壓縮比 五・八
最高迴轉數 五〇〇〇



HARLE-DAVIDSON

氣筒容量 七四六・六三C・C
フォーク 「I」型ドロップ・ホージン鋼フオーク
ハンドル ステアリング・ダンパー(ハ)

ンドル震れ止め装置付)

前方チェイン 二聯式チェーンにして、

静粛圓滑に傳導

點火装置 ハーレー・マグダイナモ式にて、完全なる防水装置を施された單源式電氣装置

サドルの緩衝装置 ハーレー特許シート

ポスト

リアカー・フレーム チャンネル式、結合部分はリベット締めなる故折損、屈曲、變歪等は絶無、然も重量はパイプより輕減せらる

緩衝装置 三二吋の大型スプリング二個をフレームに装置

コトシロール クリツプ(捻轉式)

消音装置 消音完全、靜肅なる標準マフラー

速度計 米國コルビン製の精確優秀なる

スピードメーター

タイヤー 二六×四・〇〇吋バルンタイヤ(針金式)

變速機 前進三段後退一段ハーレー摺動

式

給油装置 最新式ハーレーツキン型に採用された改良型自動出量調整式給油ポンプに依る飛沫式及び壓送式給油、回轉部にはアレマイト給油法を採用

ブレーキ 後輪には足動による擴張式ブレーキ二個

クラツチ ハーレー式大型乾燥多板式

氣化器 リンカート式、ガソリン濾過器付

モデル 國産七五〇C・C型空冷二氣筒

價格 七五〇C・C型 一五一五・〇〇

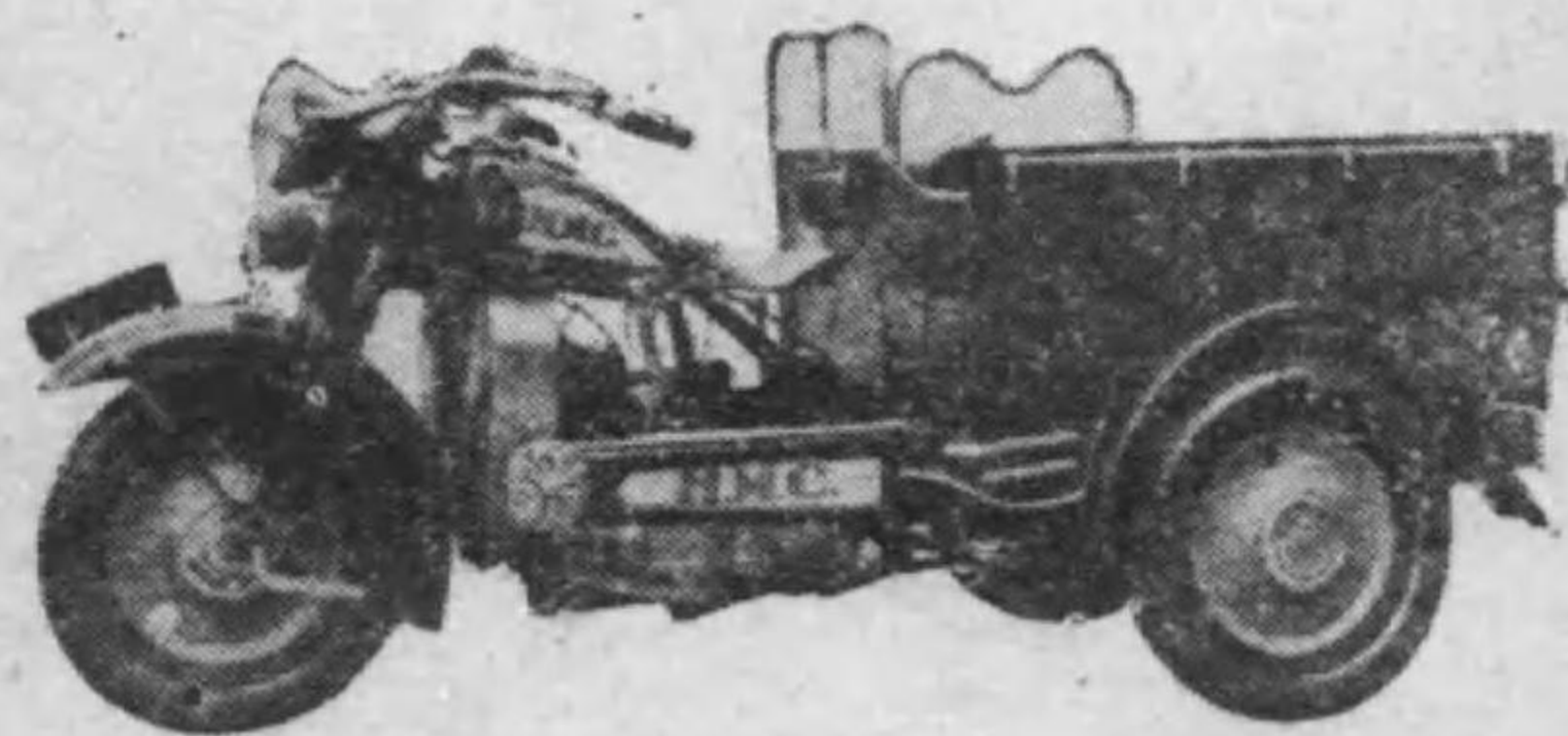
一二〇〇C・C型 二〇七五・〇〇

製作元 東京市品川区北品川三ノ二八七
ハーレーダビッドソン株式会社品川工場

★エツチ・エム・シー

エンジン 特製「水冷式七五〇C・CV

型二氣筒四衝程ホワーポトオーバ



H. M. C

力の強大、故障絶無、耐久力強大、且ガソリン、オイルの消費僅少等實に世界無比

電氣装置 三菱又はルーカスマグダイノ式最新型ヘッドライト及特製ダツシユ

附

變速機 特製重荷用「並列式シャフト」キツクスタータ付前進三段後進一段テーパー式コーンクラツチ又は乾燥多盤式クラツチ

傳導装置 最新型強馬力用「全浮動」デフレキシヤルシャフトドライブ式

フロントフォーク 特種鋼材製二重卷平形式緩衝作用圓滑なるスプリングフオー

ームシャーシ 特種鋼管製抱擁式フ

レーム、特種鋼材製堅牢無比なるチャネルシャーシ、高尚優美なる總塗仕

上

ブレーキ 効率確實なる足動内部擴張式

ホキル 最新型特種鋼板壓搾製

タイヤー 二六×四・四〇ワイヤ式バル

ンタイヤ

タンク 特優不銹鋼板壓搾製容量(ガソ

リン五ガロン・オイル一ガロン)堅牢

優雅なる總塗仕上

冷却装置 眞鍮多管式ラジエーター

サドル 免附特上皮革

消音装置 規定消音器を裝備す

ポデー 特優鋼板製長一・二米 巾一・

一米 高・五米總塗仕上

泥除 特優鋼板製流線型總塗仕上

リヤースプリング 特種鋼材製重荷用十

枚重

ツールボックス 特優鋼板製修繕用工具

入兼用優雅なる總塗仕上

車輛寸法及重量 全長二・八米 幅員一

・二米 重量六〇〇〇斤餘

ホキルベース及ゲージ ホキルベース

一・九七米 ゲージ一・〇八五米

其他 手押ラツパ・スピードメーター・

尾燈・飛沫除・修繕用工具

モデル 七五〇C・C 頭上弁型水冷式

價格 七五〇C・C型 一三五〇・〇〇

六七〇C・C型 一二五〇・〇〇

製作元 神戸市苅藻通二丁目
兵庫モーターズ製作所

★ホクソ

エンジン K型英國製JAP六七〇C・

C、R型はJAP六〇〇C・C、L型

は瑞西製MAG七五〇C・C、T型は

國産ホクソンエンジン六五〇C・C

給油装置 オートマチック調整自由なる

自動給油装置

氣化器 英國アマール製で二本のスロッ

トルレバーにより調整自由

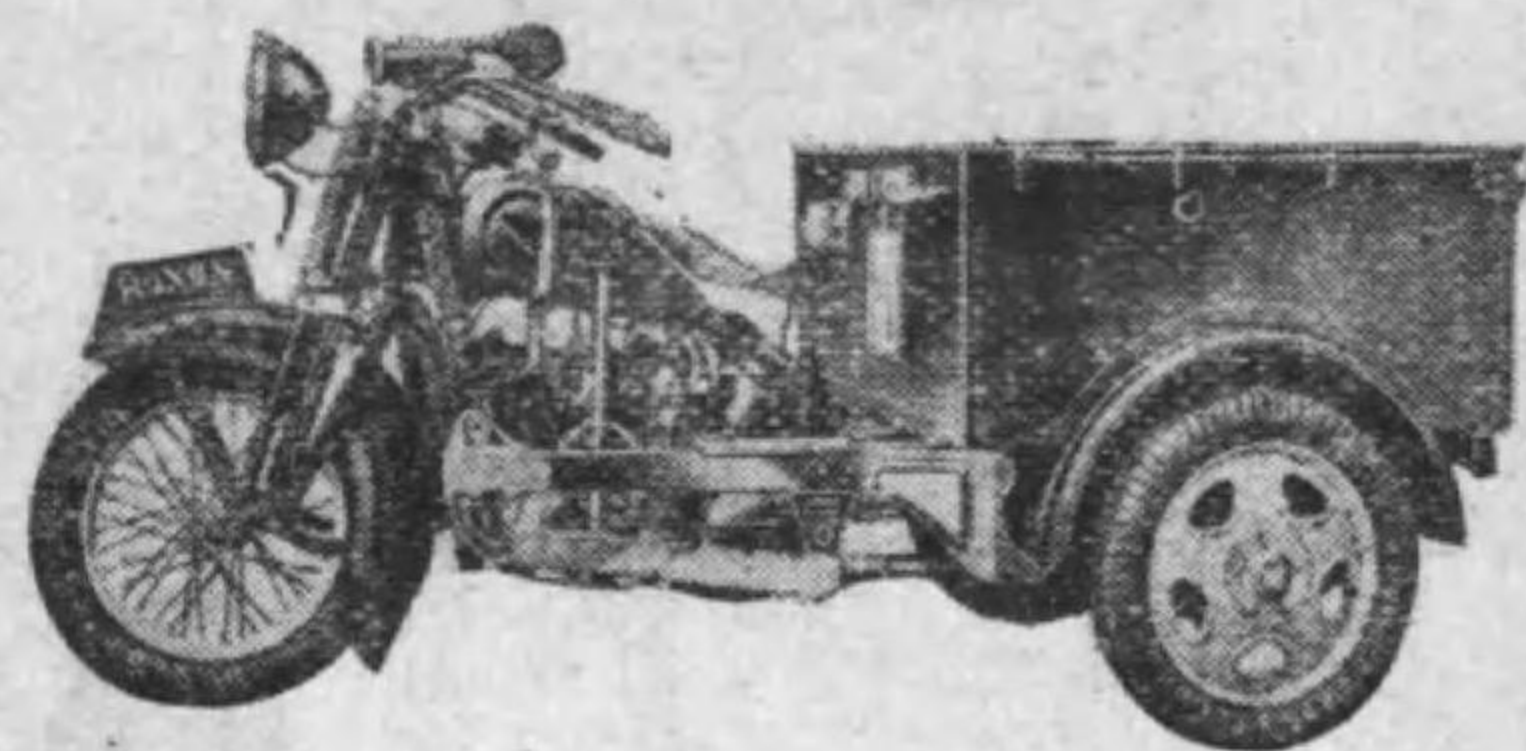
電氣装置 英國製ルーカス會社高壓マグ

ネット及國産ヒタチコイルイグニション

トランスミッション メグロ製HXN式

前進三段後進一段

フレーム 獨特の最高級可鍛鑄鐵と良質

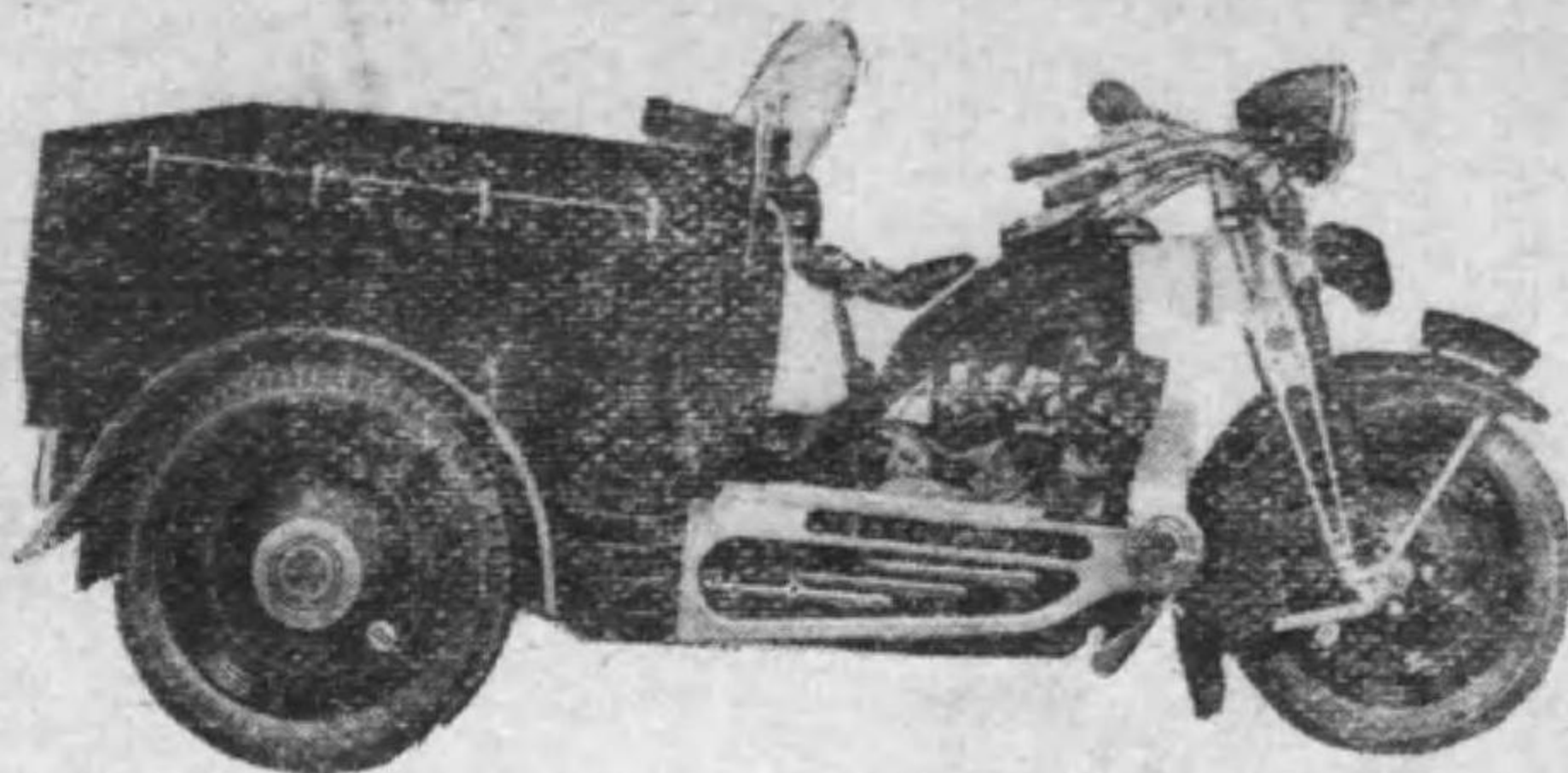


H O X O N

引抜鋼管にて組立前部ダンチューブは二本の鋼管を使用して有りますから堅牢無比
 シヤシー 本車獨特の一本シヤシー角質入れ堅牢無比繼目なし、組立簡易
 ホーク ホークは壓搾鋼鐵板にして本車

獨特の二重スプリング六個の螺旋發條にクツシヨシヨン極めて良く長途の操縦も少しも疲勞を感じない
 サドル及タンク 最新大型流線型巾廣ガソリン四吸二分の一獨立オイル一吸二分の一サドルはHXN式バケツト式モタレ付
 車輪及タイヤ 前輪はワイヤホキルにてカーブ軽く後輪は獨特のディスクホキル・タイヤはダンロップSS式着脱容易二六×四〇〇
 差動装置 ベベルギヤの作用に依りハブの際内側と外側に自動的に回轉し差を生じ樂に合理的回轉なし得る装置
 ブレーキ 内部擴張式にして大型ドラムに作用制動確實ロットHXN式直線にして調整自由
 高さ寸法 全長二・八〇メートル全幅一・二〇メートル荷箱寸法幅長さ三・八及三・九寸高さ一・六寸
 緩衝裝置安全裝置 ボデススプリング本車

獨特の輕重二重スプリングにして、クツシヨシヨン極めて善く積荷の破損を防ぎステヤリングタンパー(安全装置)なるが故安定極めて良く乗者に少の疲勞を感じせず
 傳動裝置 獨特のシヤフトドライブ及チエンドライブ
 附屬品 道具箱、ドライバー、ブライヤスパナ、エーヤホン、スピードメーター
 モデル
 六七〇C・C、J・A・P機關K型
 七五〇C・C、M・A・G機關L型
 六五〇C・C、ホクソン機關T型
 六〇〇C・C、J・A・P機關R型
 價格 R型 一二八〇・〇〇
 T型 一一八〇・〇〇
 K型 一三五〇・〇〇
 L型 一四八〇・〇〇
 製作元 東京市神田區東紺屋町三〇
 ホクソンモーターズ



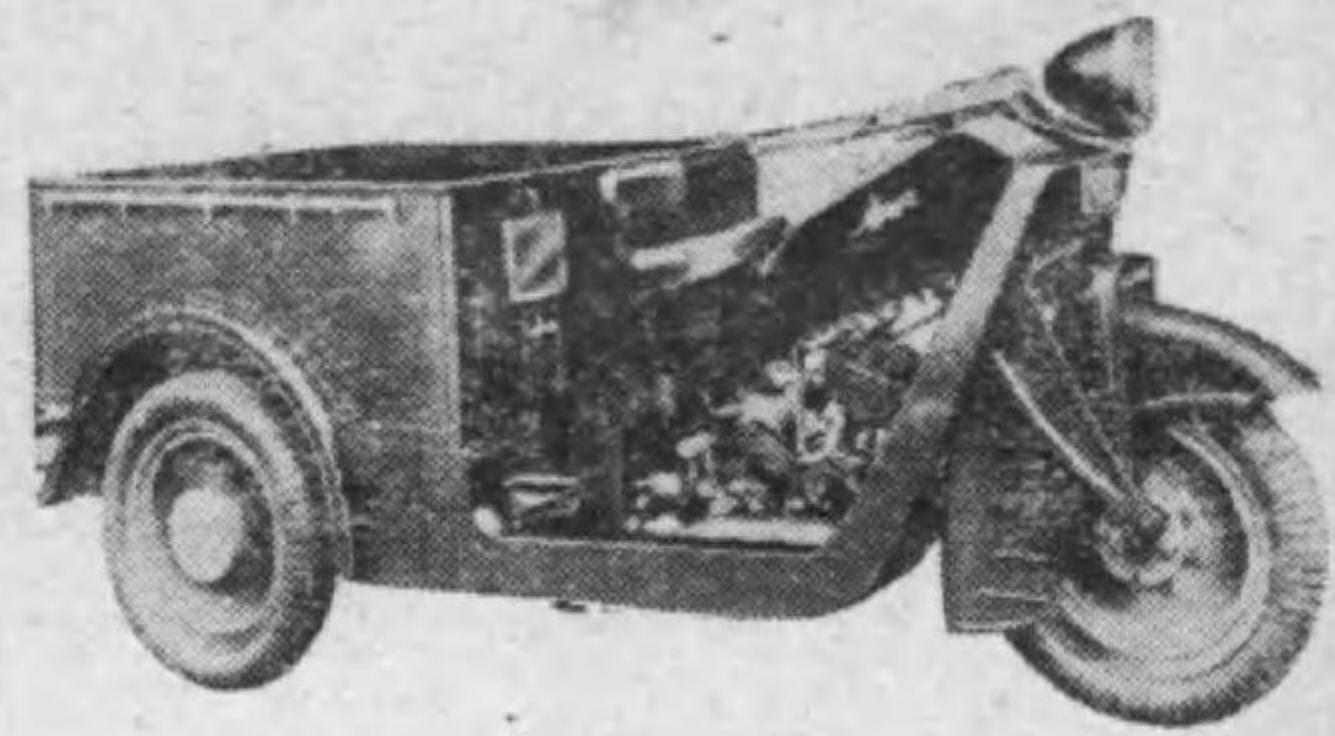
I W A S A K I

★イワサキ

エンジン I・M・C水冷式二氣筒七五〇C・C、單氣筒六五〇C・C、自動

給油裝置アマルカブレター付
 ギヤーボックス 國産バツク付ミツシヨシ前進三段後進一段
 シヤシー・フレーム イワサキ號のシヤシー・フレームはブレッツス特種鋼板を用ひ全部組立式にして堅牢と優美さは在來のシヤシーの比ではありません樞要の箇所には新案特許の構造を加味して眞の經濟的自動三輪車としての最古の歴史と最新の研究により完成されたるものであります
 後車軸轉動部 自動三輪車の最も樞要部分として又最も故障發生の部分たる後車軸轉動部に付ては本車は新案特許の構造たるベヤリングケース横程裝置により左右動による破損と磨滅を保護して居ります
 ホーク 特種鋼板をブレッツスせるものにして優美堅牢にして在來のパイプ熔接式に比して隔世的構造であります
 ブレーキ 内壓式兩カム制動裝置にして

手動及足踏複用の特種構造
 車輪及タイヤ タイヤは針金式ダンロップタイヤ、車輪は最新型ディスクホキール
 荷箱寸法 長1095mm、巾(三尺七寸)巾1090mm、底(三尺六寸)底部(二尺八寸五分高)950mm、(一尺六寸)
 電氣裝置 日立電裝
 其他
 モデル 六五〇C・C、水冷型
 七五〇C・C、水冷型
 價格 六五〇C・C型 一二〇〇・〇〇
 七五〇C・C型 一三五〇・〇〇
 製作元 堺市遠里小野町
 旭内燃機株式會社工場
 ★マツダ
 エンジン及トランスミッション 單氣筒空氣冷却側弁分頭式トランスミッションと單體鑄造(專賣特許九二二二號)氣筒内徑八九・五耗衝程一〇四耗氣筒

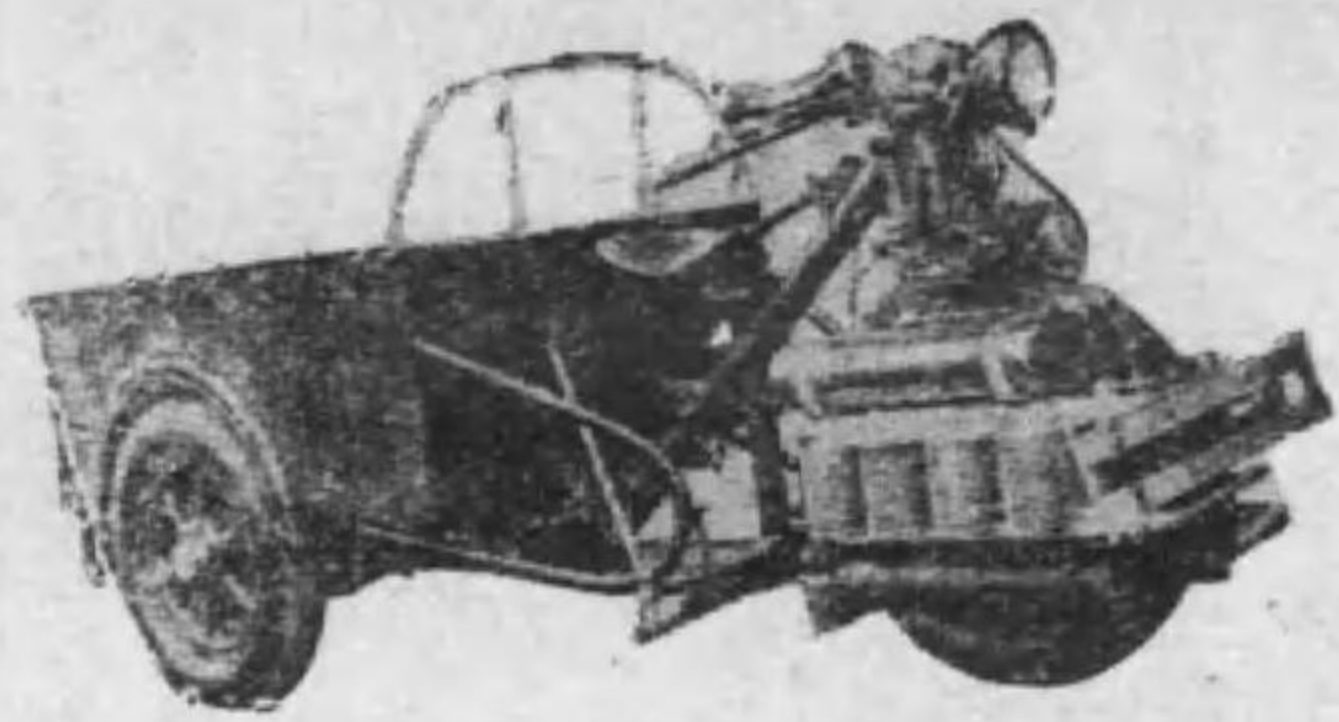


M A Z D A

容積六五四立方種(公稱馬力六・五馬力)變速裝置前進三段後進一段蹴下始動裝置付常時嚙合式
クラッチ足動單發條乾燥多盤式抹面裝置付
給油裝置 ドライサンプ自動給油式(專賣特許八七五一四號)
氣化器 アマル氣化器又は東洋工業株式會社製

電氣裝置 ダイナモコイル式(三菱電機會社製)蓄電池容量六ボルト一五アンペア一時
傳導裝置 シヤフトドライブユニバーサルジョイント前後二個付
後車軸 差動裝置付半浮動式
ハンドルバー 鋼板製函型式スキッチボード付
前フオーク 鋼板式
前發條 二重式板發條
ブレーキ 足動(内擴式)手動(外壓式)二系統自動調整裝置付(實用新案第三五六二號)
ホキール 波狀型鋼板三輪車共通デスクホキール
タイヤー 二六×四〇〇パルンコードタイヤー
タンク 函型容量ガソリン三ガロンオイル一ガロン
サドル 前後及上下移動調整裝置付
車臺 溝型鋼板製(荷箱床面迄地上〇・

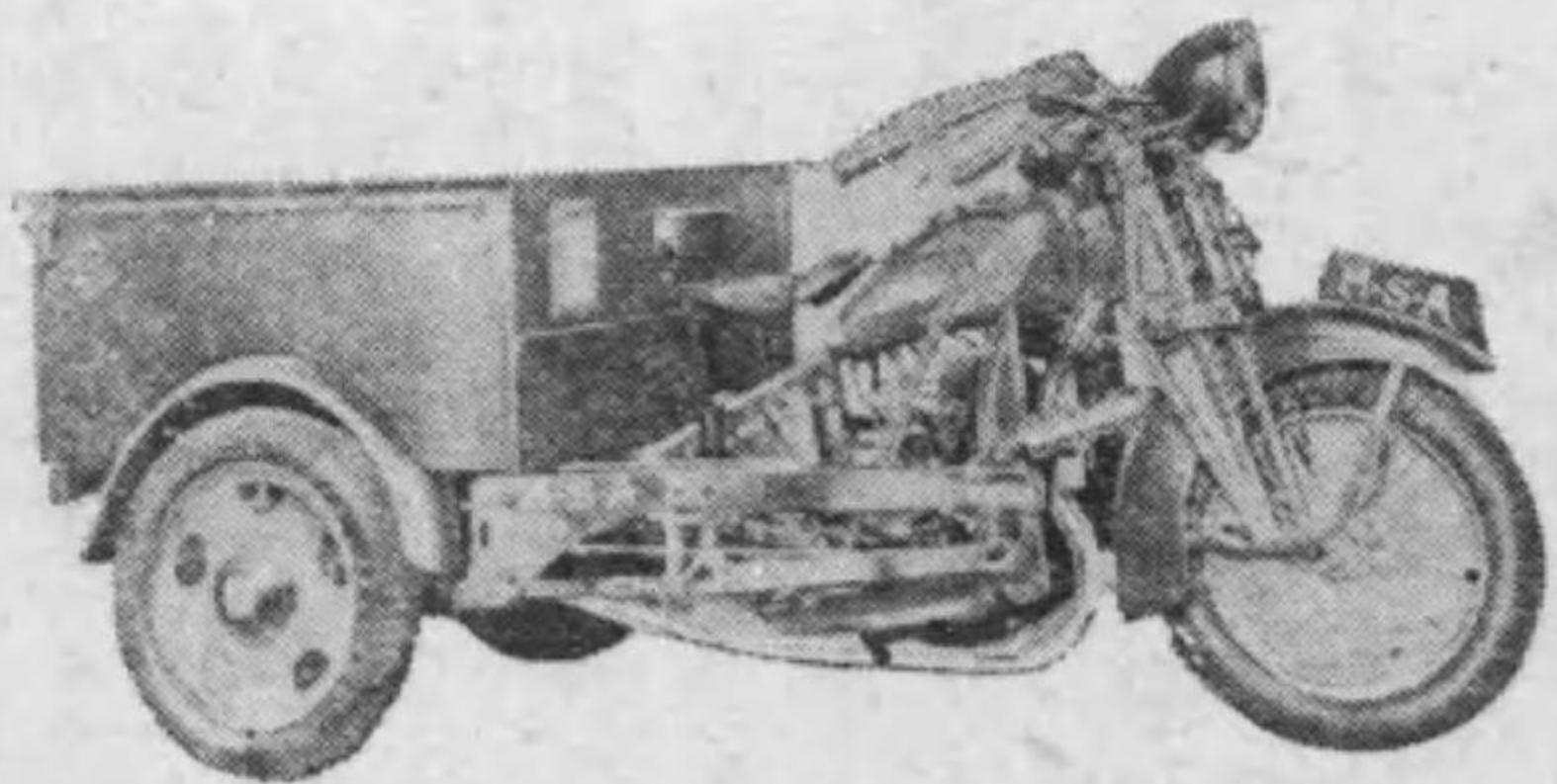
六〇〇米約二尺)(實用新案一三四三三號)
荷箱 電氣點熔接川崎特優鋼板製、標準寸法(内側)幅一・一〇二米(三尺六寸三分)長さ一・二七八米(四尺二寸)高さ〇・五米(一尺六寸五分)
速度計 積算計付
車體寸法 全長二・八〇〇米 全幅一・一九六米
車輪距離 一・八四〇米
車輪間距離 一・〇七八米
塗裝 ラシカー噴霧塗
モデル KC三六型六五四C・C空冷式價格 KC型 一一〇〇・〇〇
製作元 廣島市外府中村 東洋工業株式會社



M I Z U N O

一・〇五耗
氣化器 水野式最新型ンバー本調節裝置變速機 自動車式變速前進三段後退一段電氣裝置 ドイツ製ボツシユマグネット車軸 水野工場最新考案三吋引拔パイプ後車軸にチエン及ギヤ一無しの特長
クラッチ 多板式

速度の急緩 五哩乃至二十五哩
ガソリン消費量 一ガロン、三五哩
モビル 自由注入型
ガソリンモビル容量タンク ガソリン三ガロン、オイル一ガロン
タイヤー ダンロップ、二七×四・七五(普通自動車と同じ)
サドル 水野式獨特製最良クツシヨシヨシ經濟サドル
ラジエータータンク 容量約一斗
車輪 特種鋼ホイール、ボールベアリング一式(自動車式)
ブレーキ 大型足踏擴張式サイドブレーキ付
荷積箱 鐵板製四方角堅牢なるアングル使用し扉は後方開きにて荷物積下に便利なり、縦四尺七寸、幅三尺八寸、深一尺七寸
車全長 縦二・八米、全幅一・二米、高二・八米
モデル 五〇〇C・C型、七五〇C・C



M. S. A

エンジン M・S・A六七五C・C、サイドバルブ空冷斜立型(直徑九〇耗、

型、一〇〇〇C・C型
製作元 名古屋市南區船河原町七ノ一八 水野鐵工所
★エム・エス・エー

行程一〇六耗、容積六七五立方種) 實用新案バルブ密閉装置、デコンプレッサー付
トランスミッション M・S・A専用前進三段、後進一段(フットペダルに依り作動す)
給油装置 飛沫式自動給油ポンプ式にして、殊にバルブシート上に給油装置を施しエンジン及バルブのオーバーヒートを防げり

車體 高級可鍛鑄鐵及引拔鋼管にて組立たるフレーム及堅牢なる鋼板チャンネルとを以て組立てたり(輕快、且堅牢無比なり) 左右にはM・S・A文字並に年號入サイドバンパーを取付く
フォーク緩衝装置 鋼板プレス加工組立式上部には二列の中部スプリングを配し中間左右には獨特の緩衝装置(ショク、アブソーバー)を備へたり(操縦者の疲勞を減せしむ)
ホキール 後車輪は鐵板(ジスクホキール)

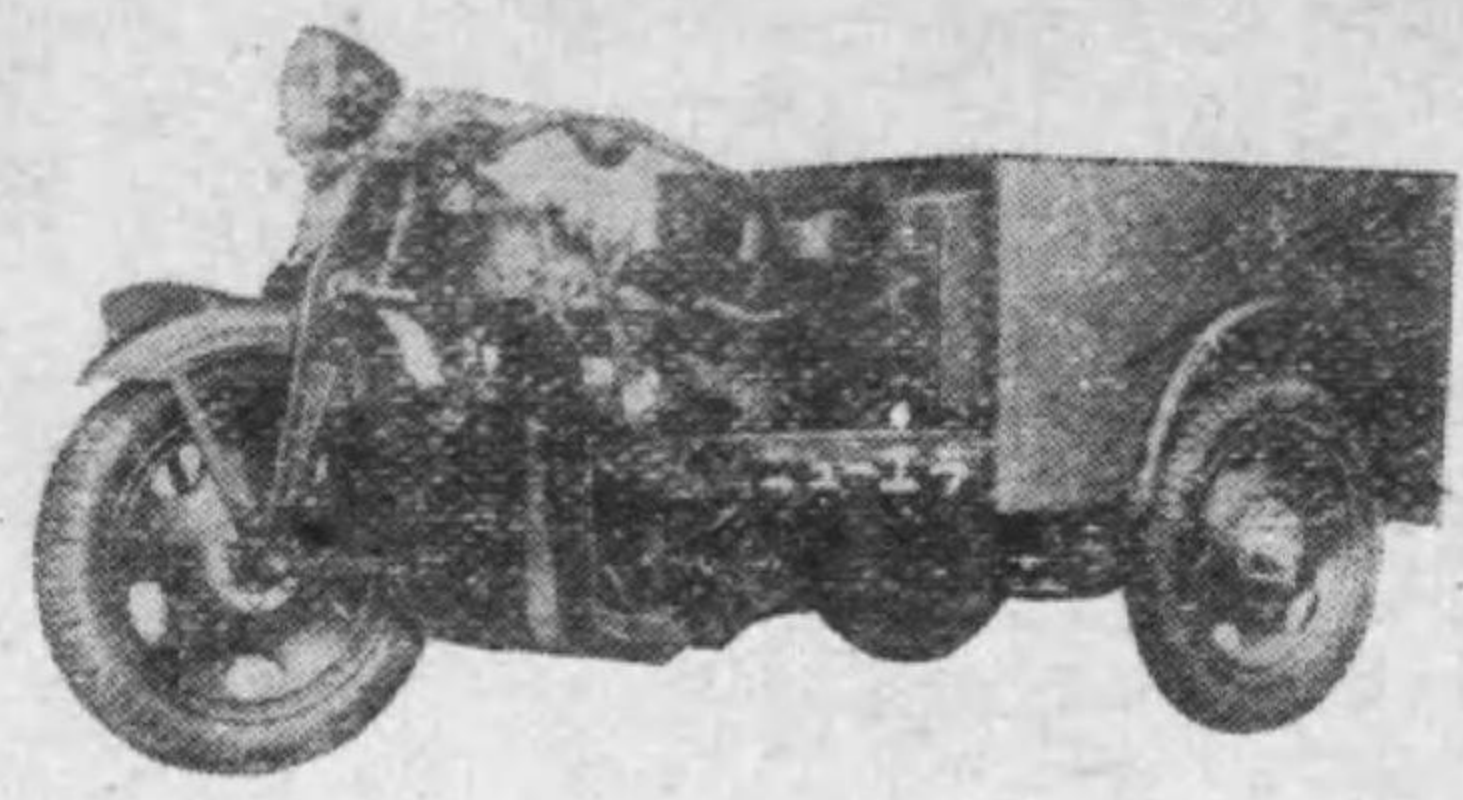
とし取外し自由にして美術的ハブカバーを配す、前車輪は極太鋼線スポークを以て組立てたるワイヤーホキールなり、二六吋×四吋(輕快且堅牢なり)
後車輪 M・S・A獨特のデフアレンシヤル装置にして廻轉部には高級ボールベアリングを使用せり(重量積荷に充分耐らる)
ブレーキ 手動及足動に依る後輪内部擴張式二箇、調節自由式にしてロッドにはエコライザー(天秤均衡式)を用ひブレーキの片ぎきを防げり
サドル M・S・A式大型バケットサドル、バックレスト式(掛心地最も善し) **ハンドル防塵装置** 引拔鋼管クロムメツキ仕上げ、ステアリングダンパー(ハンドル振れ止め)を裝備す(凹凸道路も安全に運搬することを得)
着火、燈火装置 國産最近式コイルイグニッション式ライティングセット、(ヘッドライトの點滅はスキツチボツクス

とし取外し自由にして美術的ハブカバーを配す、前車輪は極太鋼線スポークを以て組立てたるワイヤーホキールなり、二六吋×四吋(輕快且堅牢なり)
後車輪 M・S・A獨特のデフアレンシヤル装置にして廻轉部には高級ボールベアリングを使用せり(重量積荷に充分耐らる)
ブレーキ 手動及足動に依る後輪内部擴張式二箇、調節自由式にしてロッドにはエコライザー(天秤均衡式)を用ひブレーキの片ぎきを防げり
サドル M・S・A式大型バケットサドル、バックレスト式(掛心地最も善し) **ハンドル防塵装置** 引拔鋼管クロムメツキ仕上げ、ステアリングダンパー(ハンドル振れ止め)を裝備す(凹凸道路も安全に運搬することを得)
着火、燈火装置 國産最近式コイルイグニッション式ライティングセット、(ヘッドライトの點滅はスキツチボツクス

に依る) テールライトは警視廳規定ストップ式

荷箱 總鐵板段付四方堅牢なるアングルを使用、扉は後方に開く、長一・二二米、幅一・一〇米、深〇・四八米(内徑)
荷受パネ ボデースプリングは輕重兩用にしてクツションの具合善く積荷の破損を防ぎ操縦者の疲勞を輕減する特長なり
塗裝及意匠 高尚優美なるラツカー吹付仕上げタンク其他塗線は流線燕形とす
速度計 マグネット式スピードメーターにして正確堅牢なり
消音器 警視廳規定マフラーにして消音完全靜肅なり
モデル 六七〇C・C型空冷式
價格 六七〇C・C空冷式 一二〇〇・〇〇
製作元 東京市神田區錦町一丁目
合資會社 モーター商會

★ ニューエラ



NEW ERA

エンジン 單氣筒空氣冷却四衝程式
 氣筒内徑八七・五耗 行程一〇八耗
 排氣容量六四九・五立方種 公稱馬力六・五馬力
給油装置 給油量の調節可能なる自動給

油ポンプにて機關に壓送す尙任意にクランクケース並に變速機に補給し得る手動給油ポンプが裝備され一層完全なる潤滑を爲す
變速機 摺動式前進三段、後進一段蹴下式スキツクスターター付
クラツチ 乾燥多盤式、左足作動
着火装置 電池コイル式
ブレーキ 足動及手動による内部擴張式にして後車兩輪を同時に正確に制動すブレーキは密閉式にして塵埃又は雨水の浸潤を完全に防止する
チエーン調整 新案登録チエーン調整装置は推進及制動による反動力及路面衝擊に對して完全なる作動をなす特種の構造にして、簡易、迅速、正確に調整し得る
フロントフォーク 壓搾鋼板製にしてダブルコンプレッションスプリング式なれば路面の衝擊を完全に緩和して乗心地良し

タンク 流線形サドルタンクにしてガソリン容量四ガロン、尙一方にオイルタンクを設ける、容量一ガロン
サドル ニューエラバケット型、スプリング二箇座乗位置極めて低く後部掛式にして乗心地及安定共に良し
リヤースプリング ダブルスプリング式にして良く超過荷重に耐へ且つ貨物の大小に係らずクツションを良好ならしむるなり
後車輪 單輪驅動六箇の強大なるボールベアリングを裝備し車軸は特種鋼製にして徑四五耗有し超過重に堪へ得
車輪 壓搾鋼板製、デスクホキールにして優美なる曲線を描きて彎曲にて大なる壓力に堪へしめたり
タイヤ 二七×四・〇〇吋ダンロップバルーンコードタイヤ
荷箱 堅牢、鑄止、ラツカー吹付塗、磨仕上げ
荷箱寸法 (内法)長一・二二米(四尺)幅

一・二米 (三・八尺) 深〇・四五米 (一尺五寸)

積載量 積載定量四〇〇瓩 (積載量約五五〇瓩)

附屬品 修繕工具、タイヤ、チューブの修繕具、飛沫除モデル

六五〇C・C、チエンドライブ空冷
七五〇C・C、シャフト・ドライブ二
氣筒空冷

價格 六五〇C・C、八九〇・〇〇圓
七五〇C・C、一二〇〇・〇〇圓

製作元 東京市大森區大森三丁目五八
日本内燃機株式會社

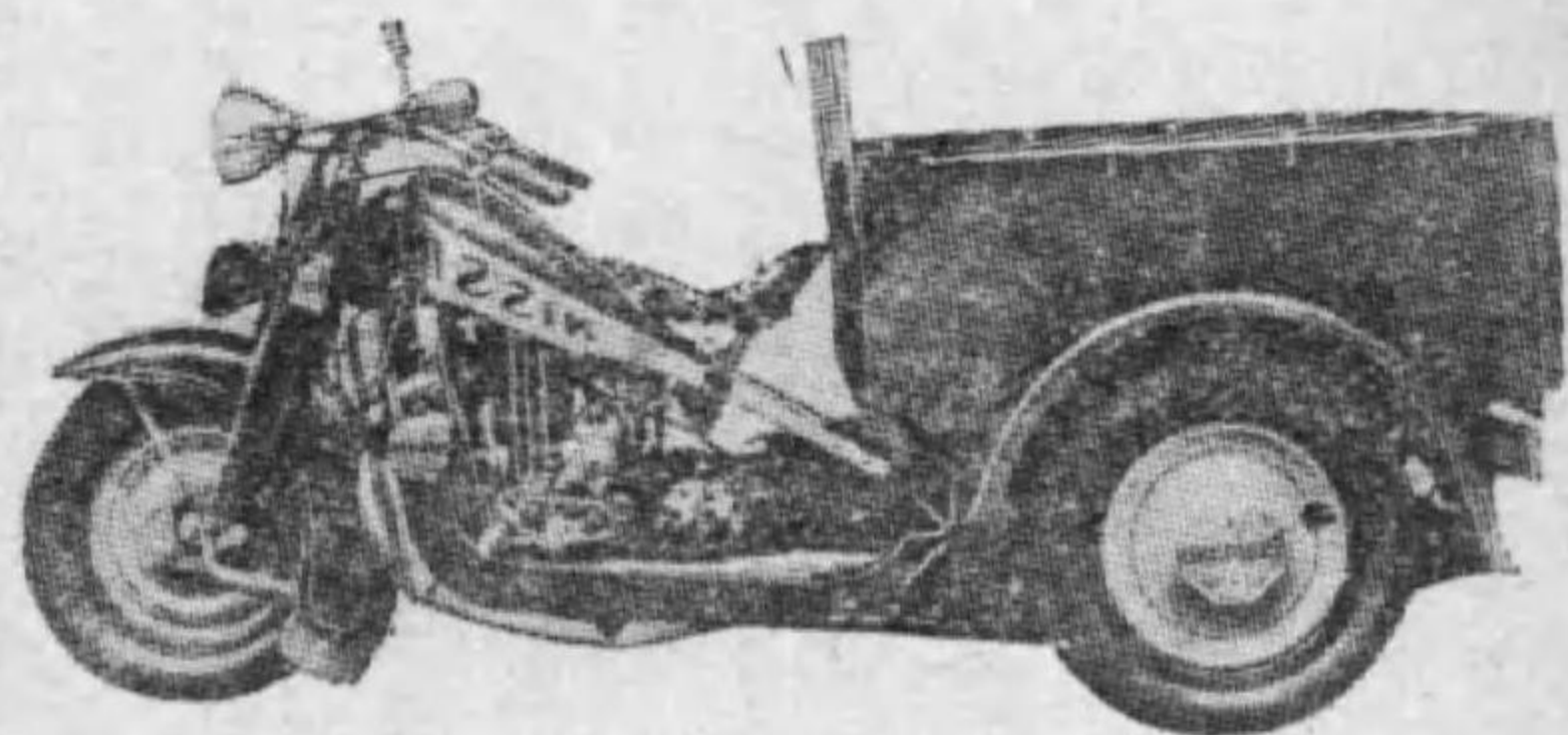
★ニツシン

機關 空氣冷却式、單氣筒、ヘッド・ツアルヅ型。

氣筒數 一

氣筒直徑 八八耗 (37/16")

衝程 九八耗 (37/16")



NISSIN

壓縮比 五・八對一
ピストン移動容積 五九六立方寸 (三六・三六八立方吋)
實馬力 二〇・四 (四、〇〇〇回轉一分)
氣化器 英國製アマール
着火裝置 蓄電池及びコイル。マグネ

1・ダイナモ式は實費差額を頂戴可仕候

電氣裝置 日立又は三菱製。ロバート・ボツシュ製は實費差額を頂戴可仕候

クラツチ 乾式多盤型

變速機 選擇摺動式、前進三段後退一段
燃料裝置 重力式、タンク容量約一四立 (三・四分ノ三ガロン)

潤滑裝置 オイル・ポンプによる循環式
オイル容量約四立 (一ガロン)

車輪 鋼板製

タイヤ 六六〇×一〇〇 (26" X 4.00")

制動機 內擴式にしてモールド・ブレーキ・ライニングを用ふ。ブレーキ・ドラムの寸法二五五耗×三八耗 (10" X 15")

積載量 八〇〇瓩 (約一、八〇〇封度)

全長 一一八〇耗 (9' 2 1/2")

全幅 一一〇〇耗 (3' 11 1/2")

全高 一一〇〇耗 (3' 7 1/2")

モデル A型 六〇〇C・C

シャフトドライブ式空冷

B型 六〇〇C・C

チエンドライブ式 同

C型 六五〇C・C

チエンドライブ式 同

D型 七五〇C・C

シャフトドライブ式 同

價格 A型 一一八〇・〇〇

B型 一一三〇・〇〇

C型 一〇三〇・〇〇

D型 一二五〇・〇〇

製作元 大阪市北區會根崎上四丁目

日新自動車株式會社

★ノリツ

機關 自社製O・K・Bエンジン

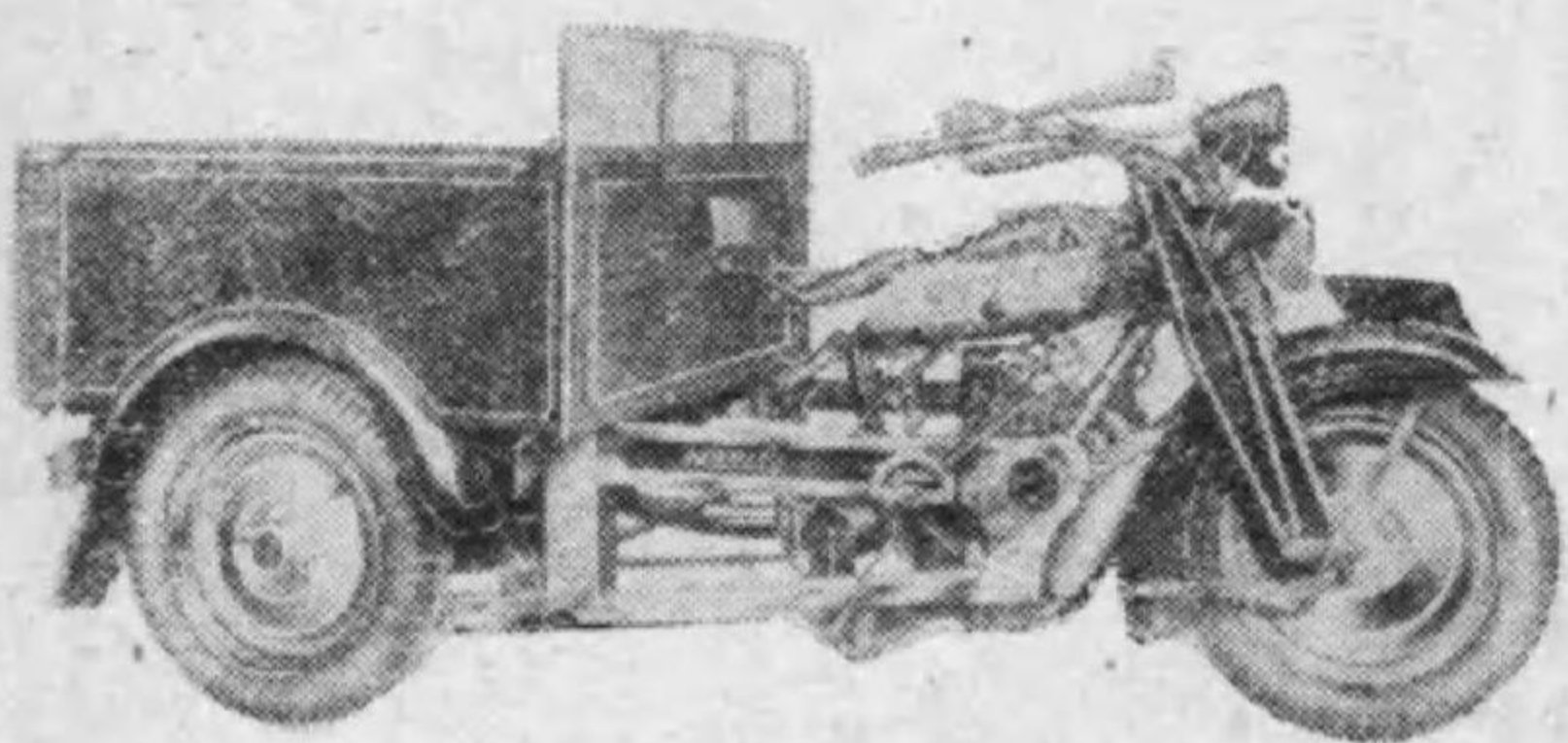
氣化器 アマール型

給油裝置 自動注油式

電氣裝置 マグネット式及コイル式

變速機 能率型前進三段後進一段

クラツチ 足動乾燥多盤式



NORITU

傳動裝置 連鎖驅動式

制動裝置 足動內部擴張式大型

前フオーク 押壓鋼板二連緩衝裝置

車枠 フレーム鑄鋼及鋼管、シヤシー溝

型押壓鋼板ダブル式

タンク 特製サドル型、容量、ガソリン

三ガロン、オイル二分ノ一ガロン

車輪 ディスクホキル二六×四〇〇

タイヤ 二六×四〇〇バルーンタイヤ

サドル 特製能率型

積荷箱 鐵板製、後部閉閉式

車體寸法 全長二・八米 全幅一・二米

塗裝 ラツカ1噴霧美麗塗裝

附屬品 應急修理工具一式

モデル 五〇〇C・C、頭上弁空冷式

製作元 名古屋市中區東郊通七丁目

岡本工業株式會社

★サクセス

エンジン B・S・A六〇〇C・C型は

英國B・S・A會社製エンジンにして

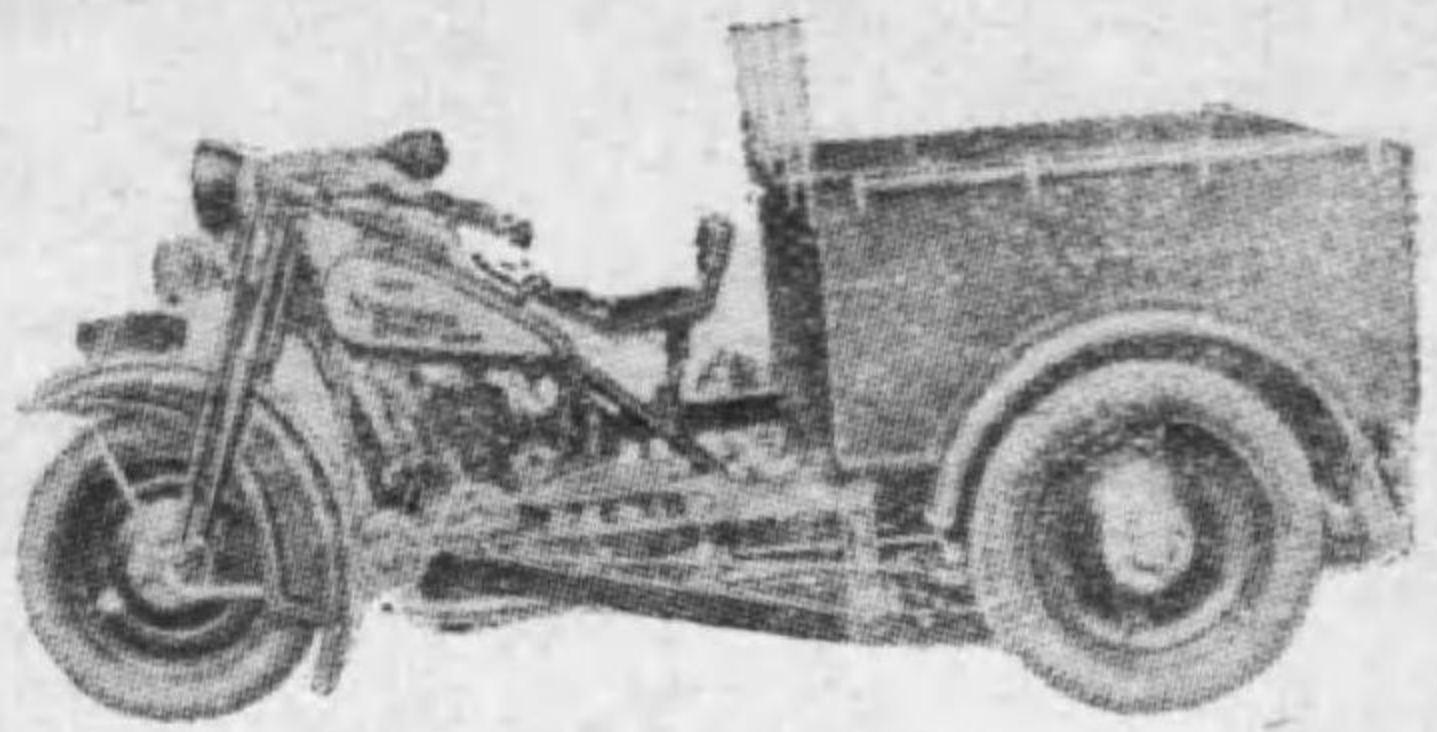
耐久無比斯界に於ける驚異的存在にし

て、J・A・C六五〇C・C型及O・

K・B七五〇C・C型等種々準備す

着火及ランプ 英國ルーカス會社製、獨

逸ボツシュ會社製、日立製作所製、三



SUCCESS

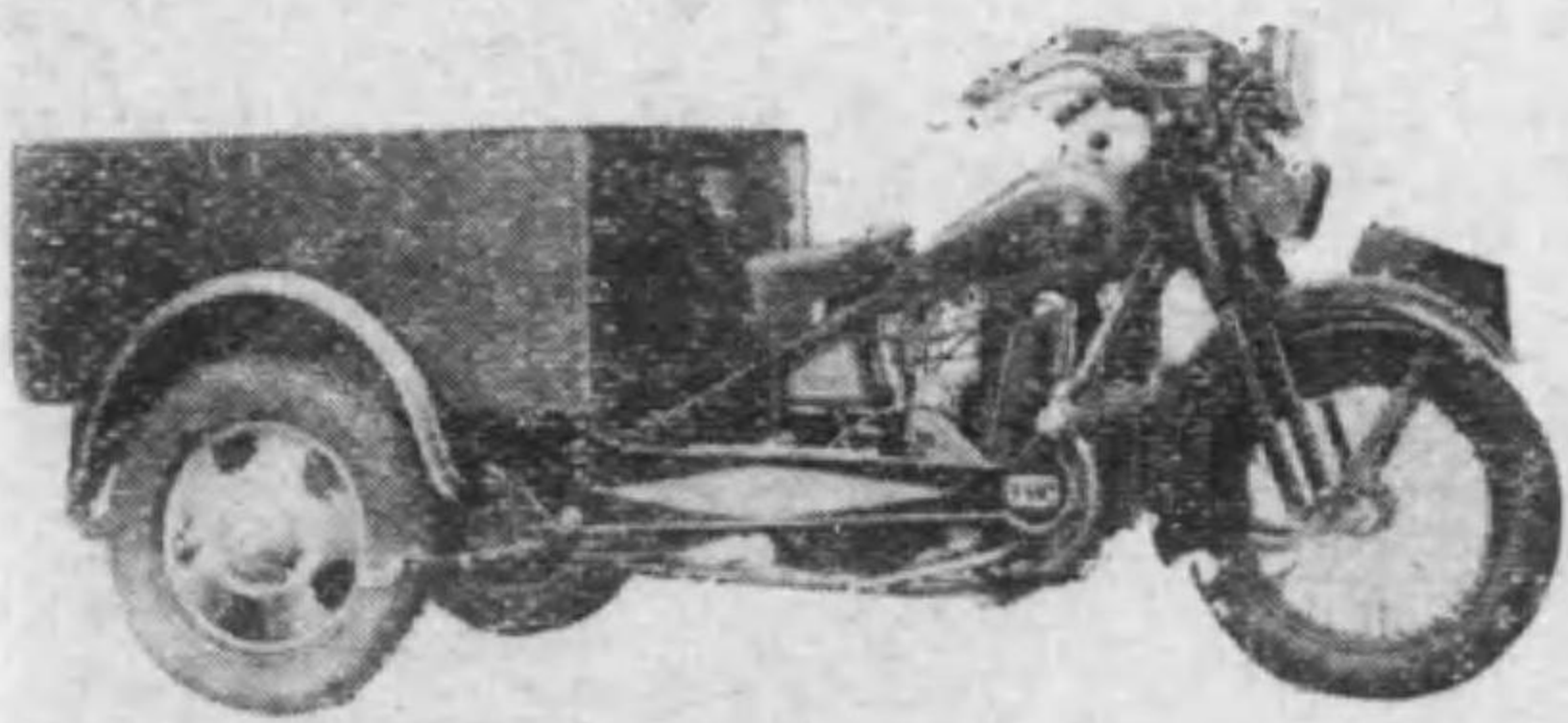
菱製作所製品各種
 氣化器 アマル會社製
 變速裝置 前進三段後進一段クラッチ付
 車體 前部は極厚鋼管二重フレーム、接
 續部分はすべてラックを用ひ、後部フ
 レームは全てチャンネル製
 フォーク 極厚パイプ製二重クッション
 式

シャフト 特別太徑もの鋼鐵製
 スプリング 上質九枚重ねのもの
 ホキール 二六×四・〇〇吋、W・O・
 B・Sタイヤー付（指定により二六×
 四・四〇吋となす）
 ハンドル 巾廣鋼管製
 サドル パンシート大型背當付

函 標準型總巾、内側三・八尺、底部二・
 八尺。長さ三・八尺、總深さ一・五尺
 積載量 B・S・A六〇〇C・C型、J
 ・A・C六五〇C・C型二〇〇貫、O
 ・K・B七五〇C・C型三〇〇貫
 標準部分品 スピードメーター、空氣ホ
 ーン、飛沫除、エンジン用スナツパ
 モデル B・S・A六〇〇C・C空冷
 J・A・C六五〇C・C同
 O・K・B七五〇C・C同

価格
 發賣元 京都市三條小橋西詰 大澤商會

★T・M・Cタイガー



T. M. C TIGER

エンジン 六〇〇C・C、單氣筒空冷式
 對向式、(オボーズド式)バルブ、四衝
 程ボア一九〇ミリ、ストローク九四ミ
 リ、嚮子運動容量五九七C・C、回轉
 數、一分間三、六〇〇回轉……一六馬

力、車量三四キロU Y型六〇〇C・C、
 單氣筒、空冷式サイドバルブ、四衝程、
 ボア一八五・七ミリ、ストローク一〇
 四ミリ、嚮子運動容量五九九C・C、
 車量、七二封度

變速器 國産最高級品メグロギヤボック
 ス使用、前進三段、後進一段、タンク
 サイド型、フートクラッチペダルにて
 繰縦

電氣裝置 三菱電氣部製作の三菱電裝一
 式付

給油裝置 M・A・Gエンジンに對して
 は、特許ビルグリム複式自動給油ポン
 プ裝置、J・A・Pエンジンに對して
 は、特殊のメカニカルポンプを裝置す
 シヤシー及フレーム シヤシー及フレ
 ムはタイガー式堅牢且つ輕量なる材量
 を使用優雅に仕上げ、凡て引拔銅管を
 用ひ、ラング廻りは最高級マリエーブ
 ル使用、分解、組立容易
 ブレーキ裝置 ブレーキは擴張式にてタ

イガー獨得の設計になる防水裝置を施
 し、雨天に於いては、泥水の浸水絶對
 になく、従来のブレーキに依る缺點は
 完全に除去

氣化器 英國製アマル氣化器を使用
 傳動裝置 チェン・ドライブ式
 タイヤー ゲツドリツチ・タイヤー二六
 ×四〇〇針金式

タンク サドル・タンク式にて優美、ガ
 ソリン容量三ガロン
 回轉部 凡て舶來S・K・Fボール・ベ
 ヤリングを使用し、各部共防水裝置を
 施す、特に後車軸のベヤリングはオイ
 ル・バス式

ホキール 前輪はワイヤー・スポーク式
 後車輪はデイクス・ホキールを使用、
 各車輪共タイガー獨特の製作
 メツキ 高級優美なクロム・メツキを
 施し、美觀にして耐久力絶大

塗裝 材料は高級品を撰び、萬人向の塗
 色を施す

消音裝置 タイガー獨特のマフラーを使
 用

モデル M・A・G六〇〇C・C空冷
 M・A・G七五〇C・C空冷

價格 六〇〇C・C、コイル式 一一三〇・〇〇
 六〇〇C・C、マグダイ 一一五〇・〇〇
 七五〇C・C、一二五〇・〇〇

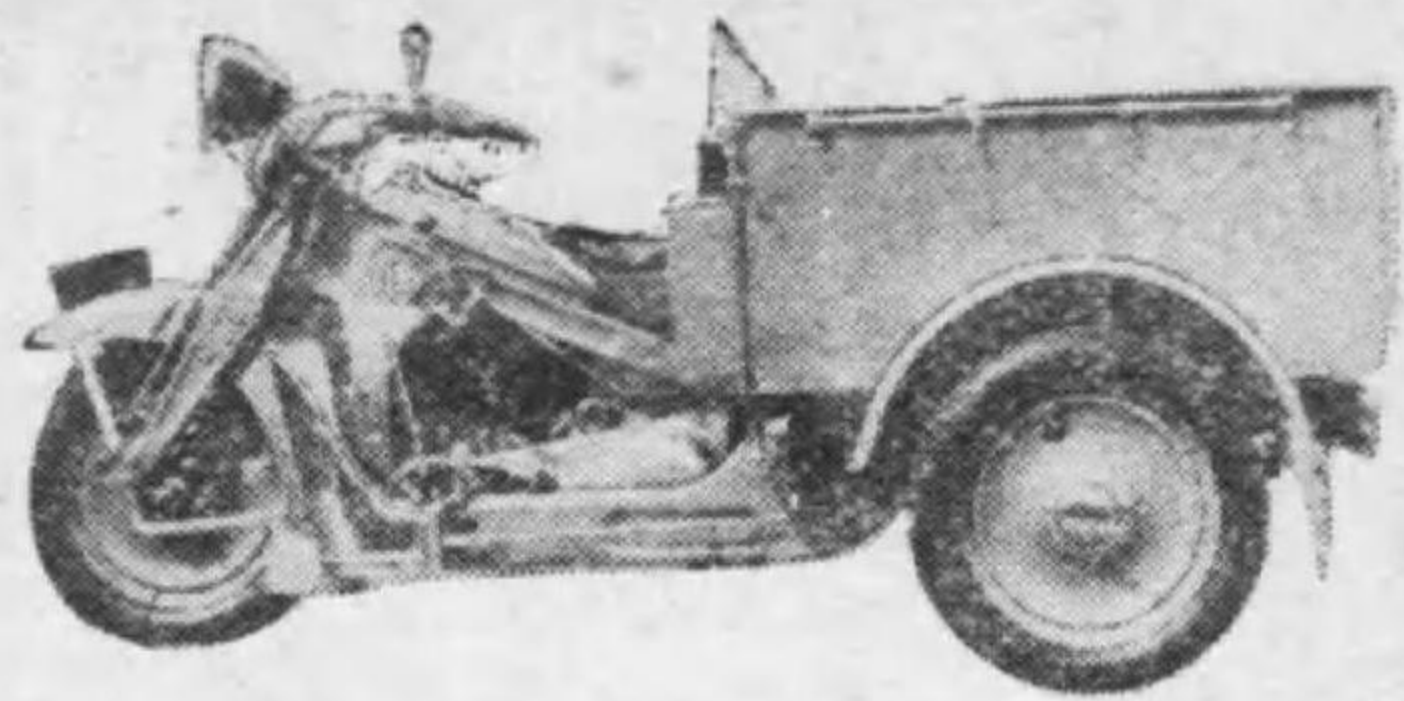
製作元 京都市本所區太平町二ノ三
 並木モーターサイクル商會

★ツバサ

機關 最優良國産サイドバルブ式空冷ナ
 ブコ(NABCO)エンジン六五〇C・C
 單氣筒七五〇C・C雙氣筒

給油裝置 自動給油飛沫式
 着火裝置 バッテリー、イグニション又
 は高壓マグネット式

氣化器 アマル製噴霧式
 トランスミッション 最高級特殊合金鋼

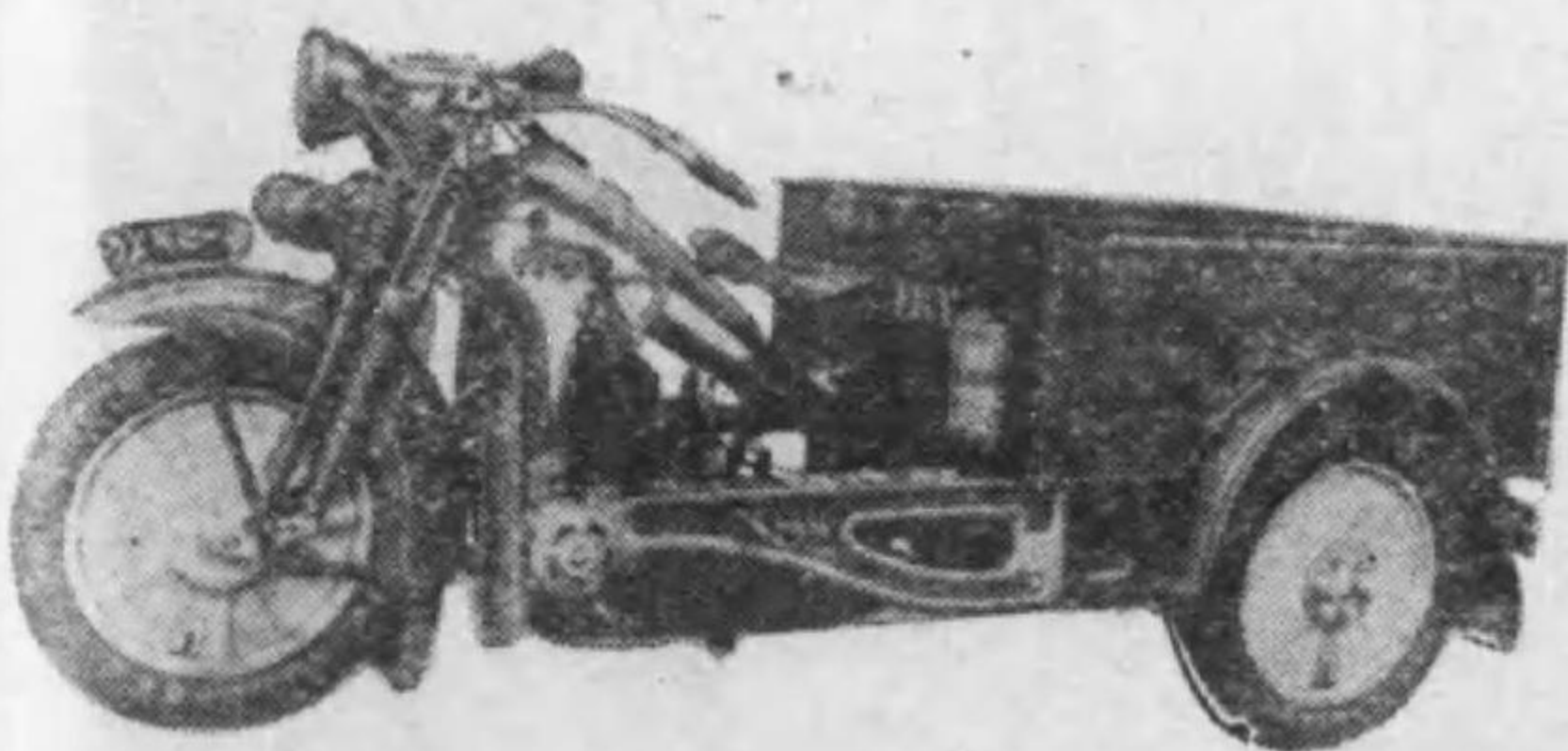


TSUBASA

材を使用、前進三段、後退一段變速式
クラッチ 乾燥多板式
フレーム 特優肉厚銅板全プレス式
サイドフレーム 後部フレームと接目無
 き一體の堅牢銅板、前側兩部バンパー
 及風除附
フォーク 銅板製二重コイルスプリング

附
ブレーキ 内壓式制動、手動足踏併用
車輪タイヤ 最新ディスク型、60、X、F、
 優秀タイヤ
タンク 特殊流線型銅板製、ガンリン四
 ガロン、オイル一ガロン入
サドル 大型、スプリング入凭附
道具箱 特大、荷箱前面に取附
消音器 背壓僅少、消音作用完全なる優
 良標準式
電氣裝置 日立製又は御希望により三菱
 又はルーカス製
速度計 優秀品、タンクに埋込取附
荷箱 強靱堅牢なる鐵鋼製アーチ及荷繩
 掛附

車體寸法 長さ 2,780mm H 1,200mm
附屬品 エヤーホーン、修理工具其他
モデル 六五〇C・C、單氣筒空冷
 七五〇C・C、二氣筒空冷
價格 六五〇型 一一〇〇・〇〇
 七五〇型 一二五〇・〇〇



WELBY

製作元 神戸市葺合區脇濱海岸通五
 日本エヤーブレーキ株式會社
★ウエルビー
機関部 國産六七〇C・C、ウエルビー
 機関、直徑九〇耗、衝程一〇四耗容積

六六二C・C

電氣裝置 國産三菱電機會社製高壓コイ
 ル式又は英國ルーカス會社製マグダイ
 ナモ式。燈火裝置はダイナモで自動的
 にバッテリーへ充電し規定の二十五米
 先迄照明するヘッドライト付

變速器 前進三段後退一段のチェインド
 ライプ式とシャフトドライブ式と有
 り、クラッチは乾燥多盤式にして變速
 レバー及フットペダルにより自由敏速
 に操作す。

傳動裝置 ドライブチェーンは(※)X
 (※)コペントリリーチェーンを使用し、
 シャフトドライブは自動車式にて差動
 及原動機に與える加速度的衝擊を除去
 せる設計を以て緊引力の増大に特に留
 意す。

差動裝置 後車軸には特種鋼材を用ひ軸
 間にはボールベヤリングにて軸承し數
 個のギヤを架設せる自動車式デフレ
 シシャル裝置にして堅牢なるケースを

以て被覆す。

シャシー 本車獨特の厚板プレス製チャ
 ンネルにし先端より後端迄接合部無き
 構造なるが故破損故障等の不安は無く
 昇降部の位置を留意し左右の間隔廣く
 不愉快不便を除きシャシーに裝備せる
 スプリングの緩衝作用により運轉中絶
 對安全と爽快なる氣分を十二分に満喫
 す。

ハンドル及フォーク 優美な錆止めクロ
 ーム鍍金を施し、グリッブはゴム製に
 てコントロールレバー式とコントロール
 ルグリッブ式と二種有り、フォークは
 上下四個の螺旋發條にて緩衝作用をな
 し疲労を感じず。

フレーム プレス式製法幅廣流線型にし
 て體の安定良く操縦も容易く從來のパ
 イプ式と相違して漏抜け及破損等を除
 去す。

タンク タンクには優雅なカバーを被せ
 タンクはガソリンの漏出及火災等絶對

に無き様鐵板を用ひ接合部は電氣熔接
 を完全に施せり。(容量ガソリン三ガ
 ロン、オイル一ガロン)

サドル 大型なる皮製凭付にしてスプリ
 ングを用ひ非常にクッション良く疲勞
 を覺えず。

ホイール 針金式プレスホキルにして如何
 なる重量のショックにも耐え裂傷破損
 等の虞は無くタイヤも同じく針金式
 ダンロップ二六×四〇〇を使用す。

ブレーキ 運轉上一番必要とする個所に
 てエキスパンド式を用ひ規格検査のブ
 レーキ停止器に合格せる完全の裝置な
 り。

消音裝置 消音器は背壓少く消音作用極
 めて大なる特種構造の優秀品にて規格
 検査の合格品なり。

廻轉部 廻轉部に對しては極要なる部分
 に付きボールベヤリングを裝備し廻轉
 を圓滑ならしめ車體に受くる過重を輕
 減し更に原動機の生命を助長せしむ。

ボデー 車體の基礎より設計し内務省令に依る規格範囲内に出來得る限り容積を大にし他車に見られぬ大型ボデーにして材料は地厚な鐵板を用ひ實質外觀共に到底他車の追隨を許さざる裝置を完備せり、ボデー寸法、長さ三尺九寸、幅上三尺六寸、下二尺九寸、高さ一尺六寸。

フエンダー 地厚な鐵板を用ひリヤーには特に外側へ腐蝕裂傷防止のクローム鍍金の枠を挿入す。

積載量 各監督官廳の規定にもとづくものにして定量以上は積載堅引すれど車輛保護の爲め規定を適當とす。

塗裝及鍍金 塗裝面は強き優雅な塗艶を有するラツカー塗、鍍金は優美なるクローム鍍金を施し永久の美を保有す。

附屬品、速度計 空氣ラツパ・エンヂンツール・イギリスレンヂ・ブライヤード・ドライバード・飛沫除付。(尙道具は前部道具箱に藏置し有り)

モデル A型 六七〇C・C、空冷式
B型 六七〇C・C、空冷式

價格 A型 一〇三五・〇〇
B型 九八五・〇〇

製作元 堺市向陽町 ウェルビーモーターズ工場

★ヤマータ
六一〇C・C水冷型

エンジン 單氣筒分頭型水冷却四衝程式
氣筒内徑 八五・七耗 行程 一〇五耗
排氣容量 六〇五立方種 公稱馬力 六一馬力

給油裝置 自動給油ポンプ式

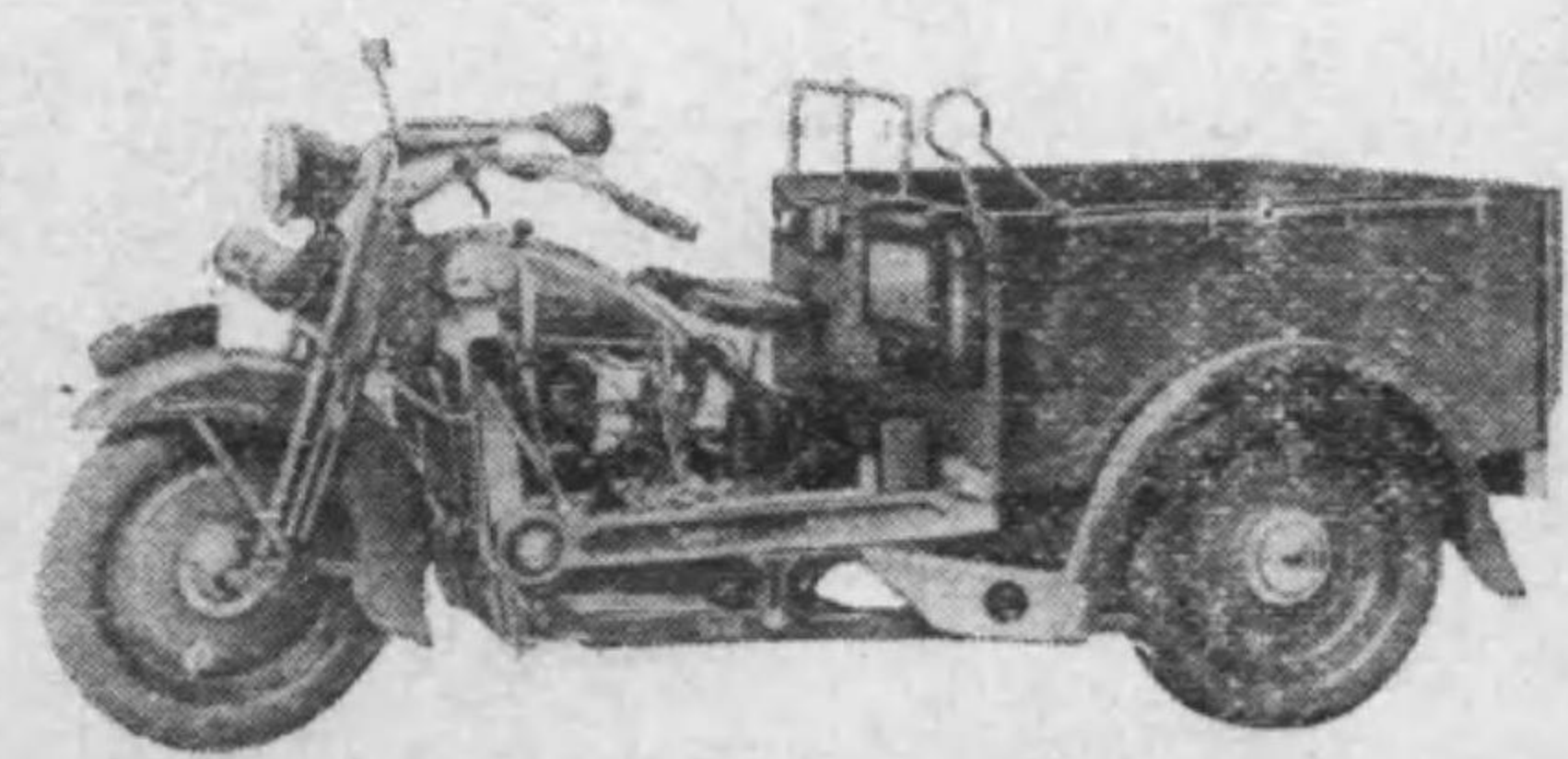
氣化器 ゴー・ア・ヘット氣化器

トランスミッション 前進三段、後退一段

クラツチ 乾燥多盤式

着火裝置 コイル、イグニツション式

冷却裝置 クロームメツキ仕上、蜂巢型ラヂエーターにして如何なる惡路にて



YAMARTA

も支障なし

傳動裝置 八分ノ五吋×八分ノ三吋、チエン、ドライブ式、シャフト、ドライブ式、ユニバーサル、デョイント前後二個使用

後車軸 差動裝置附にして六箇の堅牢なるボールベアリングを使用す

ブレーキ 手動及足動による内部擴張式タンク 流線型サドルタンク、容量ガソリン三ガロン、オイル一ガロン

ハンドル 引抜鋼管製クロームメツキ仕上

フロントホーク ショックアブソーバー附、スプリングフォーク

ホキール 厭搾鋼板製、ディスク、ホキール、取外し容易にして、自動車式、ハブカバーを有す

タイヤ 二六吋×四・〇〇吋、バルーンコードタイヤ

車枠 壓鋼鐵製、溝型断面

荷箱 堅牢、ラツカー噴霧塗仕上

標準寸法(内側)長一・一五米、幅一・一〇米、深〇・五〇米

車體寸法 全長二・八〇米、全幅一・二〇米

ホキールベース 一・九〇米

トレッド 一・〇八米

モデル A型 六五〇C・C、側弁型空冷
B型 六〇〇C・C、側弁型水冷

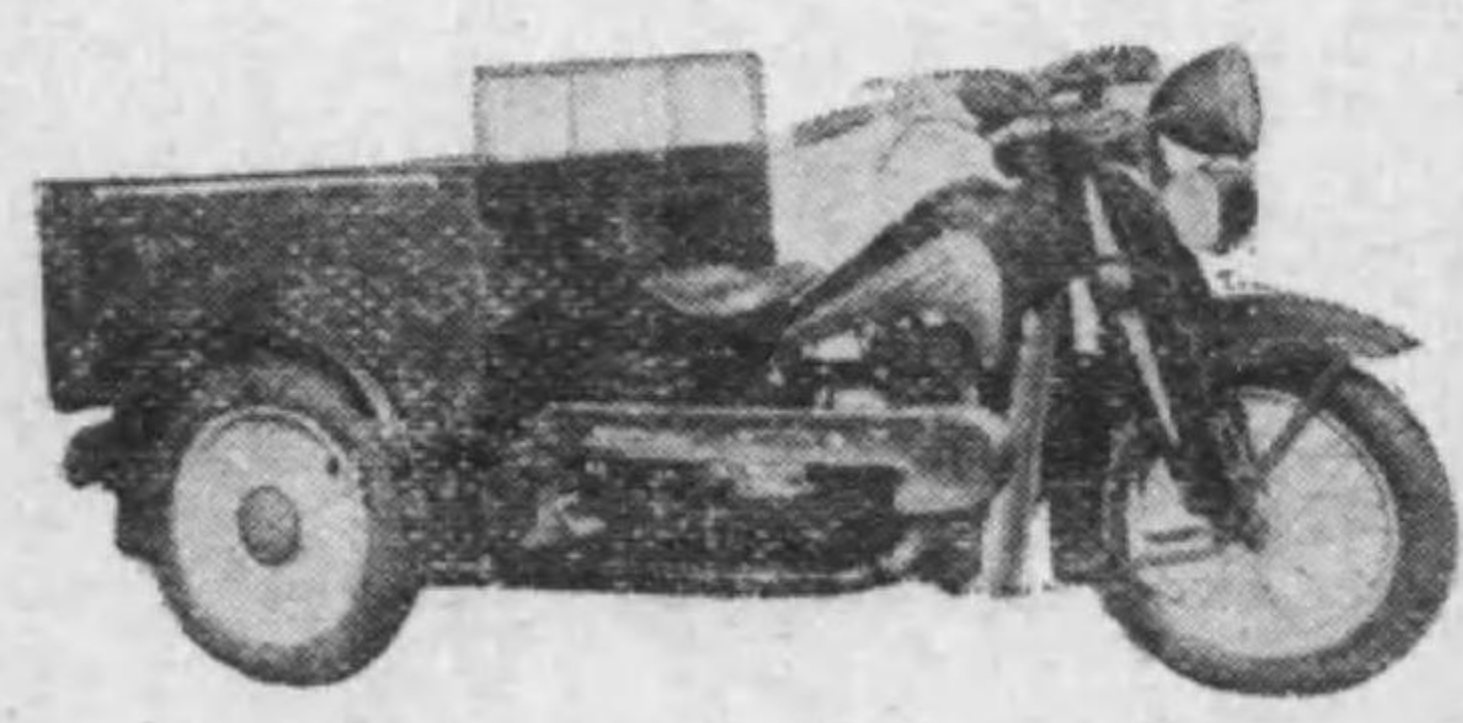
二氣筒A型インデアン機關付 六〇〇C・C
二氣筒B型インデアン機關付 七五〇C・C

價格 A型 一〇七〇・〇〇
B型 一一三〇・〇〇

二氣筒A型 一三〇〇・〇〇
二氣筒B型 一四〇〇・〇〇

製作元 大阪市西區靱南通二丁目 中島自動車工業株式會社

★ヤツカ
エンジン型式 TA六五〇C・C、エンヂンは空冷式四衝程側弁型にして當工場獨特の設計になり、牽引力耐久力絶大、ガソリン消費量僅少なり。氣筒内徑九〇耗、ストローク一〇四耗、氣筒容積六六一C・C



YATSUKA

氣化器 英國アマール會社製品及最新型國產優良品。

變速器 當工場最新設計による重荷用、キツクスターター付、前進三段後進一段、クラツチは足踏式にして乾燥多盤式なり。

電氣裝置 英國ルーカス會社製品及日本

無線株式會社最高級品。

傳動裝置 當工場獨特の強馬力用シャフトドライブ式にして各部ベアリングは特殊ローラーベアリングを使用し自動車式デイレフェレンシャル裝置を裝備す消音裝置 背壓低く消音完全なる標準型マフラーを裝備す。

車體 特殊鋼板にして自動車式チャンネルによるダブルシャシー、然もオールプレス、優雅にして堅牢無比。

フロントホーク 當工場獨特の設計にして巾廣く二重スプリングクッション極めて長く長途及悪路の操縦に少しの疲勞をも感せず。

ブレーキ 内部擴張式にして制動効果甚大且調整容易。

ホキル及車軸 リム及ホキルは當工場特製にして車軸は特殊鋼材を使用す。

ボデー 長さ一・一七米、巾一・一六米、深さ〇・四八米。鋼板製にして堅牢無比優美なる塗裝を施せり。

ステヤリング、ダンパー 新案改良横山式特製

荷箱 鐵厚板製ロッブクリップ付、内徑巾二尺八寸、長三尺六寸、深一尺七寸車軸寸法及重量 ホキールベース一・八七米、全幅一・一二米、高さ一・一米重量五二〇KG

製作元 神戸市葺合區磯上通八丁目

横山商會

★あじあ

エンジン 中央製機所製水冷式單氣筒ホリゾンタルエンジン、ボア九五耗、ストローク一〇五耗、全容積七四四C。

給油裝置 油量の調節可能なる自動給油裝置及び手動給油裝置を備へ、常時運轉の場合は自動的に特に荷重の懸りし場合は適當に手動給油裝置を以てクランクケース内に給油す。

着火裝置 高壓マグネット式又は電池式

ハンドル 引拔鋼管製クローム鍍金にして操縦容易。

スプリング 柔軟強靱なる特殊鋼材を使用したるを以て積荷の破損及運轉者疲勞の憂なし。

サドル ヤツカ號最新式大型特製サドルタイヤ 二六×四・〇〇ワイヤー式バルンタイヤ。

ホキルベース及トレッド ホキールベース一・九〇米、トレッド一・〇五米。

モデル 六五〇C・C、T A型空冷價格

製作元 東京市江戸川區逆井二ノ四四九

株式會社 高橋鐵工所

★クラフ

發動機 Y・B式單氣筒五〇〇C・C、

口徑 8cm/h 衝程 90mm/h

氣化器 Y・B式

變速器 Y・B型前進三段後退裝置

エンジンフレーム 壓成鋼鐵製組立式

車架 壓成鋼鐵製前、後通し(ツギメナシ)の新設計に成る二重式にして頑強せる純組立式

發條 大型半楕圓の發條用高級鋼鐵製前部ホーク 新案純組立式壓鍛法鋼鐵製(實用新案壹五貳六〇七號)

後車軸 全浮遊式二重裝置

車輪 壓成鋼鐵製圓盤式(着脱自在)タイヤ ダンロップバルンタイヤ(針金式)二六×四〇〇

サドル 新案Y・B式クッション裝置

電氣裝置 六ボルト發電機、大形ヘッドライト、テールライト、電氣ホーン付にして大形蓄電池點火裝置

傳動裝置 ダブルチェーン式

制動機 常用足踏制動機二個(内部擴張式) 應急手動制動機二個

タンク 最新型にして、ガソリン三ガロン、オイル二分ノ一ガロン入り

給油裝置 自動給油裝置及補助手動ポンプ裝置

フォーク 獨特の渦卷スプリングは極度に衝撃を減殺し得

前車軸 全浮動式、特に大型ベアリング使用

ブレーキ 大型ドラムを使用したる擴張式制動機、手動足動使用

後部發條 半楕圓形スプリングを左右に使用、厚十六分の五吋、巾二・二分の一吋

ホキール 鋼鐵製リム前輪後輪共特許曲成式にて製作したるデスクホキール

タイヤ 二七×四・七五バルーン、タイヤ

タンク 流線型サドルタンク、ガソリン三ガロン、オイル一ガロン

サドル バケット型座席位置極めて低く後部に凭掛りを設け乗心地安定共によし

道具箱 大型ボデー内に取付

消音器 背壓僅少、消音作用完全なる優良標準式



A J I A

氣化器 アマル式

變速器 高級特殊鋼使用

クラッチ 乾燥多板式

始動裝置 蹴下式

冷却裝置 サイフォン式ラヂエーターを裝置

フレーム

特殊肉厚鋼板製二重シャシー

速度計 タンク埋込取付

荷箱 強靱、堅牢なる鐵板製アーチ荷箱

掛付獨特ラツカー吹付、塗裝を施せる

大型、堅牢、全長一・四〇〇米、全幅

一・一〇〇米、全高四八〇

車體寸法 全長二・八〇〇米、全幅一・

二〇〇米

モデル A—3型

價格 A—3型 九七五・〇〇

製造元 岡崎市中町 中央製機所

小型四輪車

小型自動車のエンジン規格が氣筒容積五〇〇C・C以内に限られてゐた頃から小型四輪車は存在した。然し之が俄然小型自動車界に進出を見るに至つたのは新内務省令により小型自動車の制限馬力が五馬力から七馬力半に迄擴張されてから以來の事である。従つてその發展史は自動三輪車のそれより一層新しいがそれ丈

けにその躍進振りには驚異的なものがある。

一兩年前迄の小型四輪車は殆んど乗用車に限られてをり當初はオースチン等の輸入車が大部分を占めたが漸次ダットサン等の國産車が擡頭し來り輸入車は後退を餘儀なくされて最近は大部分が國産車となつて而も貨物車方面にも進出し自動三輪車の牙城に迫らんとさへしてゐる。従つてその年産臺數は兩三年前にあつては極めて微々たるものであつたが昭和九年度に於ては既に國産普通自動車臺數を凌駕するに至り最近は年産實に五千臺と稱せられてをり更に本年度より新生車として市場に進出を見る可きものを加算すれば今後は年産數とも一萬臺を下る事はあるまいと見られてゐる。

現在乗用界に小型四輪車として活躍するものは國産車としてダットサン、輸入車としてオースチン、トラック界に活躍するものはダットサン、トラック、京三號

の兩國産車に限られてゐるが本年度からは乗用界にはツクバ、トラック界にはオタ、ダイハツ兩方面を兼ねてはスピリット等の新進國産車が何れも本格的生産をもつて市場に登場する事になつてゐるから今後の小型四輪車は從來の乗用界に併せてトラック界にも大進出を試み普通貨物自動車乃至自動三輪車の領域を大に脅威するものと見られる。

小型四輪車の全國分布状態は現在に於ては大都市に或程度集中されてをり殊に東京に於ける普及情勢は正に等比級數的倍加率を以て伸展しつゝあり昨年中の警視廳管内に於ける調査に基づくも小型乗用自動車は小型貨物自動車の一ヶ年間増加率〇・二五に比し〇・四三の優勢を示し而も乗用自動車の内自動自轉車は却つて最近減少氣配を示しつゝある事を考へれば小型四輪乗用車の東京に於ける増加率は自動三輪車のそれに倍するものたること明らかである。

而も尙小型四輪乗用車の普通乗用自動車に對する比は六大府縣に於て又それ以外の各地に於て何れも自動三輪車の普通貨物自動車に對する比に遙かに及ばず従つて販路開拓の前途は頗る好望とされてをり殊に小型自動車による旅客運輸營業

が全國的に認可された曉にはその需要臺數は一躍數倍するものと豫想されてゐる。小型四輪車販賣界に最近問題とされてゐるのは車輛の月賦販賣制であり殊に小型四輪車トラックが自動三輪車の既成地盤侵略の一方途としてこの制度を實行し

來つた事は頗る注目されてをり、將來性に於ては専ら乗用界に於てもトラック界に於ても營業用車需要に市場消化を期待しなければならぬ小型四輪車にとつて此の方途は或は必須のものともされてゐる。

最近ニ於ケル我國自動車生産臺數及輸入臺數調

| 年次 | 國産車生産臺數 | | 輸入車臺數 | | 合計 |
|------|---------------|-----------|--------|---------|---------|
| | 小型自動 車(四輪) | 普通 自動車 | 小 計 | 組 立 | |
| 昭和四年 | — | 四三七 | 四三七 | 二八、〇八七 | 五、〇一八 |
| 昭和五年 | — | 四五八 | 四五八 | 一八、六六三 | 二、五九一 |
| 昭和六年 | — | 四三四 | 四三四 | 一八、九〇八 | 一、八八七 |
| 昭和七年 | 一四四 | 六九六 | 八四〇 | 一三、三二七 | 九九一 |
| 昭和八年 | 五五七 | 一、〇五五 | 一、六一二 | 一四、〇八四 | 四九一 |
| 昭和九年 | 一、三六六 | 一、三三五 | 二、七〇一 | 三〇、八八四 | 八九一 |
| 合計 | 二、〇六七 | 四、四一五 | 六、四八二 | 一一三、九五三 | 一一、八六九 |
| | | | | | 一三五、八二二 |
| | | | | | 一四二、三〇四 |

警視廳管内 特殊自動車及 小型自動車 臺數調

昭和十年中各月末現在 — 警視廳交通課調査 —

| 月次 | 特殊自動車 | | | 小型自動車 | | | 合計 |
|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | 乗用 | 貨物用 | 其他 | 乗用 | 貨物用 | 其他 | |
| 一月末 | 57 | 49 | 30 | 2,254 | 7,733 | 9 | 10,015 |
| 二月末 | 50 | 44 | 15 | 2,332 | 7,980 | 2 | 10,303 |
| 三月末 | 53 | 43 | 15 | 2,383 | 8,086 | 3 | 10,482 |
| 四月末 | 55 | 42 | 15 | 2,444 | 8,255 | 7 | 10,716 |
| 五月末 | 52 | 42 | 15 | 2,466 | 8,399 | 2 | 10,894 |
| 六月末 | 50 | 42 | 15 | 2,599 | 8,549 | 3 | 11,108 |
| 七月末 | 53 | 42 | 15 | 2,662 | 8,684 | 5 | 11,361 |
| 八月末 | 57 | 42 | 15 | 2,733 | 8,871 | 1 | 11,635 |
| 九月末 | 53 | 45 | 15 | 2,809 | 9,019 | 1 | 11,889 |
| 十月末 | 55 | 41 | 15 | 2,882 | 9,336 | 2 | 12,110 |
| 十一月末 | 52 | 43 | 15 | 3,039 | 9,396 | 2 | 12,447 |
| 十二月末 | 56 | 45 | 15 | 3,336 | 9,638 | 2 | 12,866 |
| 一ヶ年間増減率 | 約0.1減 | 約0.5増 | 約0.3減 | 約0.4増 | 約0.5増 | 約0.8減 | 約0.2増 |
| 合計 | 11,101 | 11,483 | 11,650 | 11,873 | 13,008 | 13,334 | 13,734 |

縣廳別府 小型四輪乗用車増減表

(△印減少)

| 縣廳別府 | 昭和九年 | | 昭和八年 | | 増減臺數 | 自家用 | | 營業用 | | 合計 |
|------|-------|----|-------|----|------|-----|-------|-----|--------|--------|
| | 臺數 | 増減 | 臺數 | 増減 | | 臺數 | 増減 | 臺數 | 増減 | |
| 北海道 | 14 | 1 | 4 | 0 | 10 | 1 | 157 | 1 | 1,293 | 1,450 |
| 青森 | 9 | 0 | 7 | 0 | 2 | 0 | 78 | 0 | 558 | 636 |
| 岩手 | 9 | 0 | 4 | 0 | 5 | 0 | 33 | 0 | 501 | 534 |
| 宮城 | 7 | 0 | 3 | 0 | 4 | 0 | 18 | 0 | 705 | 823 |
| 秋田 | 4 | 0 | 1 | 0 | 3 | 0 | 11 | 0 | 501 | 534 |
| 山形 | 4 | 0 | 1 | 0 | 3 | 0 | 11 | 0 | 429 | 460 |
| 福島 | 7 | 0 | 2 | 0 | 5 | 0 | 31 | 0 | 429 | 460 |
| 茨城 | 4 | 0 | 1 | 0 | 3 | 0 | 11 | 0 | 567 | 622 |
| 栃木 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 6 | 0 | 895 | 957 |
| 群馬 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 6 | 0 | 190 | 264 |
| 埼玉 | 28 | 1 | 17 | 0 | 11 | 0 | 86 | 1 | 1,138 | 1,224 |
| 千葉 | 31 | 1 | 14 | 0 | 17 | 0 | 83 | 1 | 1,125 | 1,208 |
| 東京 | 23 | 1 | 1 | 0 | 22 | 0 | 87 | 1 | 991 | 1,078 |
| 神奈川 | 362 | 1 | 4 | 0 | 358 | 0 | 45 | 1 | 1,066 | 1,111 |
| 新潟 | 42 | 1 | 32 | 0 | 10 | 0 | 70 | 1 | 1,497 | 1,742 |
| 富山 | 8 | 0 | 1 | 0 | 7 | 0 | 26 | 0 | 273 | 327 |
| 陸北 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 4 | 0 | 273 | 327 |
| 合計 | 1,450 | 1 | 1,101 | 0 | 349 | 0 | 1,450 | 1 | 11,873 | 13,008 |

小型四輪車仕様書

★オーリスチン

機關 機關の僅かな震動でもシャシーに傳はらない様に厚いゴムの上に架装されて居る。此のオーリスチン・セブンの

機關は能率の良い事、經濟的な事、耐久力のある事で世界中に知られたつて居り、地球上のあらゆる場所で、あらゆる條件の下に完全な試験済である。シリンダー・ヘッドの取り外しの出来る水冷式四氣筒機關で氣筒直徑二・二吋(五六耗)、衝程三吋(七六耗)、總容積四五・六立方吋(七七・五立方吋)である。R・A・Cの比率馬力は七・

八、實馬力は毎分二、六〇〇回轉の時に一二馬力を持つて居り、その頑丈なクランク・シャフト(曲柄軸)はローラー・ベヤリングによつて支へられ、ピストンは膨脹率の極度に少ない能率の高いアルミニウム合金製で、ダイヤ(辨)は全部側面で吸氣及び排氣のマニフールド(多岐管)は吸氣瓦斯を温める爲に一體に鑄造されて居る。

| | | | | | | | | | |
|-------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 沖 | 鹿 | 宮 | 大 | 熊 | 長 | 佐 | 福 | 高 | 愛 |
| 合 | 計 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 一、二、三 | 一 | 三 | 五 | 一 | 四 | 三 | 四 | 三 | 四 |

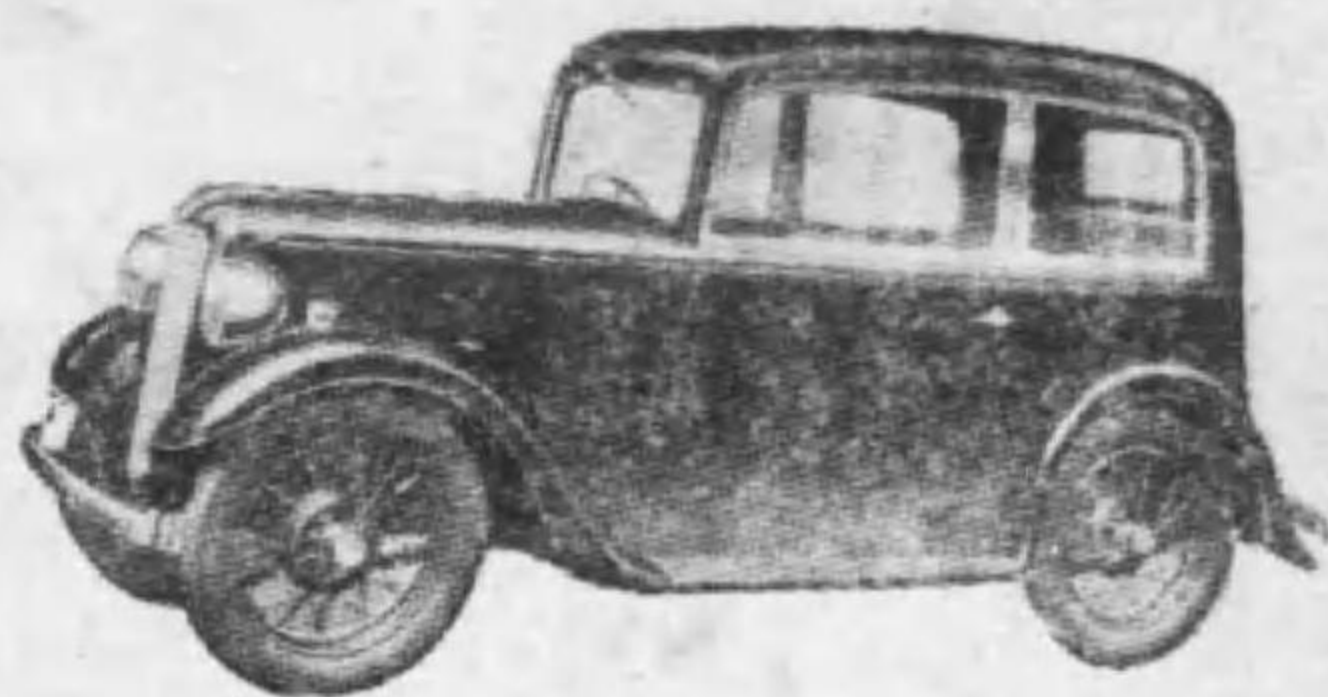
| | | | | | | | | | |
|-------|----|----|----|----|-----|----|----|-----|----|
| 五九〇 | 一 | 八 | 五 | 一 | 三 | 一 | 一 | 〇 | 一 |
| 六三三 | 一 | 五 | 一 | 一 | 一 | 三 | 四 | 二 | 四 |
| 七、九七〇 | 二〇 | 五三 | 四二 | 二七 | 一一二 | 六七 | 二二 | 一九一 | 四二 |

| | | | | | | | | | |
|--------|-----|-----|-----|-----|-------|-----|-------|-----|-----|
| 六二、五一一 | 一二八 | 七三七 | 五二二 | 八九一 | 一、〇一一 | 七〇七 | 二、四五〇 | 五四三 | 三六五 |
| 七〇、四八一 | 一四八 | 七九〇 | 五六四 | 九一八 | 一、一三四 | 七七四 | 二、六四一 | 五八五 | 四〇七 |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----|-----|-----|-----|-----|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 國四 | 區國中 | 區畿近 | 區海東 | 區山東 | 區 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 香 | 德 | 山 | 廣 | 岡 | 島 | 島 | 和 | 奈 | 兵 | 大 | 京 | 滋 | 三 | 愛 | 靜 | 岐 | 長 | 山 | 福 | 石 | | | |
| 川 | 島 | 口 | 島 | 山 | 根 | 取 | 山 | 良 | 庫 | 阪 | 都 | 賀 | 重 | 知 | 岡 | 阜 | 野 | 梨 | 井 | 川 | | | |
| 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | | |
| 一 | 六 | 三 | 〇 | 三 | 一 | 一 | 九 | 三 | 九 | 一 | 四 | 四 | 二 | 一 | 七 | 一 | 七 | 一 | 〇 | 八 | 五 | 二 | 六 |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 一 | 三 | 四 | 一 | 一 | 五 | 一 | 一 | 三 | 二 | 六 | 二 | 三 | 二 | 六 | 一 | 五 | 二 | 一 | 九 | 〇 | 一 | 一 | 一 | |
| 一 | 三 | 九 | 〇 | 二 | 四 | 一 | 九 | 一 | 一 | 七 | 一 | 一 | 〇 | 一 | 五 | 二 | 〇 | 三 | 五 | 〇 | 五 | 二 | 一 | 一 |
| 四 | 二 | 三 | 七 | 四 | 二 | 一 | 六 | 〇 | 八 | 三 | 三 | 五 | 二 | 〇 | 五 | 三 | 六 | 二 | 六 | 四 | 五 | 六 | 五 | |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 五 | 三 | 三 | 四 | 八 | 七 | 一 | 九 | 一 | 一 | 〇 | 九 | 九 | 一 | 四 | 〇 | 一 | 一 | 〇 | 九 | 九 | 一 | 四 | 八 | 七 |
| 五 | 三 | 三 | 四 | 八 | 七 | 一 | 九 | 一 | 一 | 〇 | 九 | 九 | 一 | 四 | 〇 | 一 | 一 | 〇 | 九 | 九 | 一 | 四 | 八 | 七 |
| 五 | 三 | 三 | 四 | 八 | 七 | 一 | 九 | 一 | 一 | 〇 | 九 | 九 | 一 | 四 | 〇 | 一 | 一 | 〇 | 九 | 九 | 一 | 四 | 八 | 七 |



AUSTIN

燃料装置 ガソリン・タンク(燃料槽)は車の後部にありその容量は五ガロン(二二立)、ガソリン・ゲージ(燃料計)は計器盤にある。ガソリンをタンクからキャブレター(氣化器)に送るはガソリン・ポンプによる。

着火装置 バツテリとコイルにより、ヂストリビューターの着火時を進めた

り遅れさしたりするは機關の回轉速度に應じて自動的である。

冷却装置 サーマサイフオンの式とファンによる。

潤滑装置 機關の潤滑はオイル・ポンプによつて行はれ、シャシー廻りの注油はグリース・ガンを用ひる。

變速機 クラッチは作動が圓滑で、操作の容易な單盤式で、變速機はトップと第三段と第二段がシンクロメツシユ式の噛み合せになつて居り、變速が容易で、騒音無く、非常に圓滑に作動し、第二段は荷重が多い時の發車の際とか坂路とか、悪い道を無理して通る時等に用ひる。機關の回轉數と車輪の回轉數との比率はトップで五・二五對一、第三段で八・七三對一、第二段で一三・八五對一、第一段で二二・九四對一になつて居る。變速桿は運轉席の横の中央に在つて誰でも樂に變速出来る位置に在り。後車輪は四分の三浮動式で

差動装置にはスパイラル・ベベル・ギヤを用ひて居る。

制動機 制動機は内擴式で作動は圓滑で特に制動力の強いので知られて居り、ハンド・レバー(手動桿)もペダルも四車輪に同時に作用し、その調整は非常に簡單である。

シャシー シャシーは特許の三角式設計で輕量であるのに拘らず頑丈なので知られて居る。

換向装置 非常にハンドルの輕い此の換向装置はウヤームとウヤーム・ホキールの式で摩滅に對しては調節出来る様になつて居り、ホーン・ボタンはステヤリング・ホキール(換向輪)の中心にあり、そのボタンの前方に方向指示器を動かすレバーがある。方向指示器はいづれも自動的に元に戻る装置になつて居る。

スプリング 前部は前車軸に對して平行に取り付けられた半橢圓型で、後部は

左右に四分の一橢圓型が附いて居る。

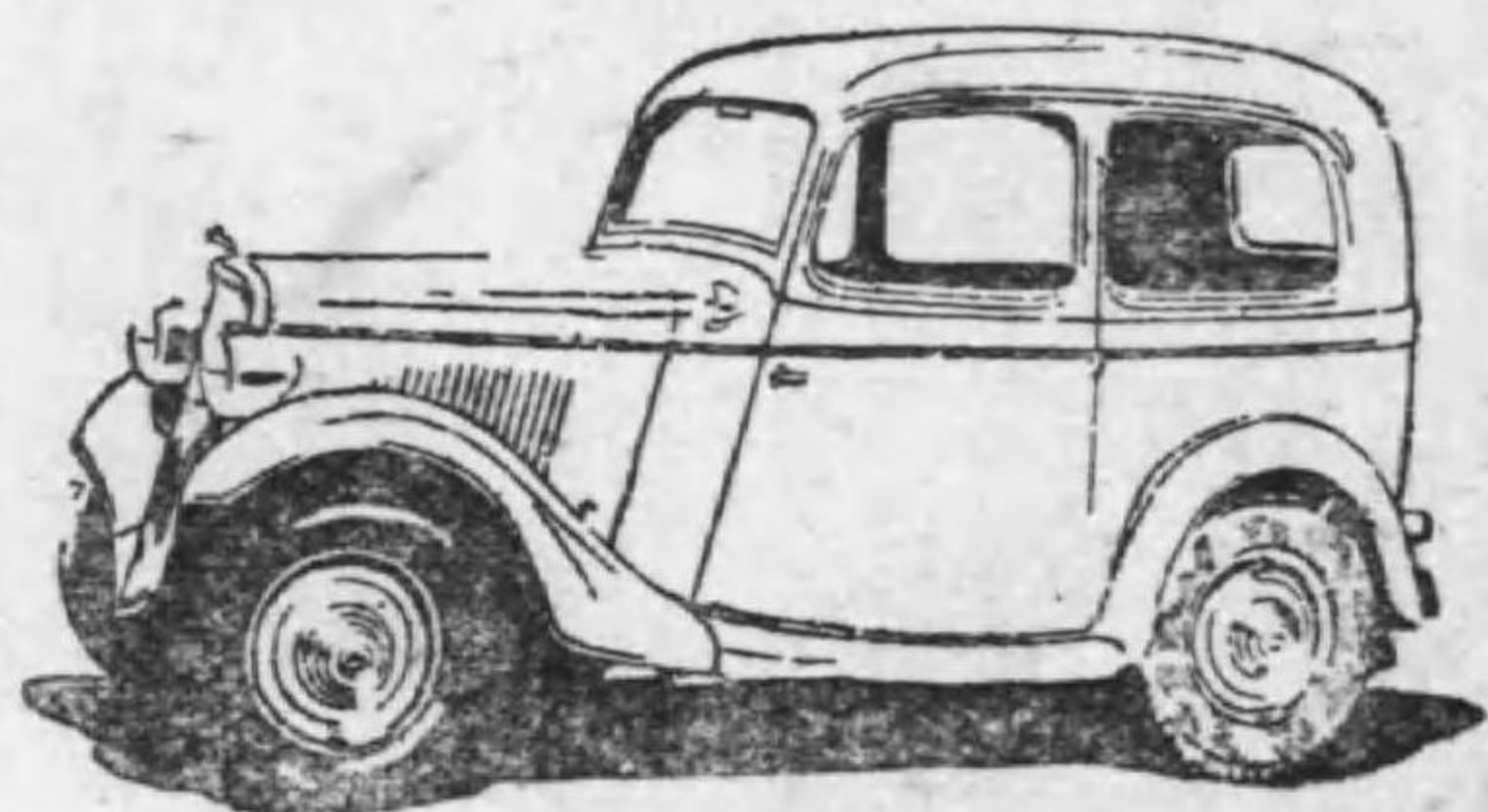
ホキール ホキール(車輪)はいづれも特製のワイヤー・ホキールで、ホキール・キャップはステインレス・スチール不銹鋼で造られて居る。

タイヤ 四・〇〇×一八
モデル ラービー・サルーン型、オープンロード・ツアラー型
價格 ラービー・サルーン型 三二〇〇・〇〇
オープン・ロード・ツアラー 三一〇〇・〇〇

製作元 英國バーミンガム市ロングブリッジ オースチンモーター株式会社
日本輸入元 大阪市北区會根崎上四丁目 日新自動車株式会社

★ダットサン

□乗用車
車軸寸法 全長二・七九〇米、全幅一・一九〇米、全高一・六〇〇米(セダン)



DATSUN

エンジン 水冷直立四氣筒
ボア 五五耗
衝程 七六耗
實馬力 十六馬力、三六〇〇迴轉時
壓縮比 五・四對一
點火装置 蓄電池、配電器、コイル連結

式

始動装置 電氣始動装置及び手廻しハンドル

冷却装置 サイフオン式にして大型蜂集式「ラヂエーター」及び四枚羽根の扇風機

傳導機 乾燥單板式

變速器 選擇前進三段後退一段

後車軸 半浮動式、差動裝置附

制動機 内部擴張式四輪制動

タイヤ 一六×四吋

速度 九一八〇耗

登坂能力 五分ノ一

行續距離 一ガロン五〇哩

□トラック

積載容量 五〇〇疋

ホキールベース 二・〇〇五米

重量 五九〇疋

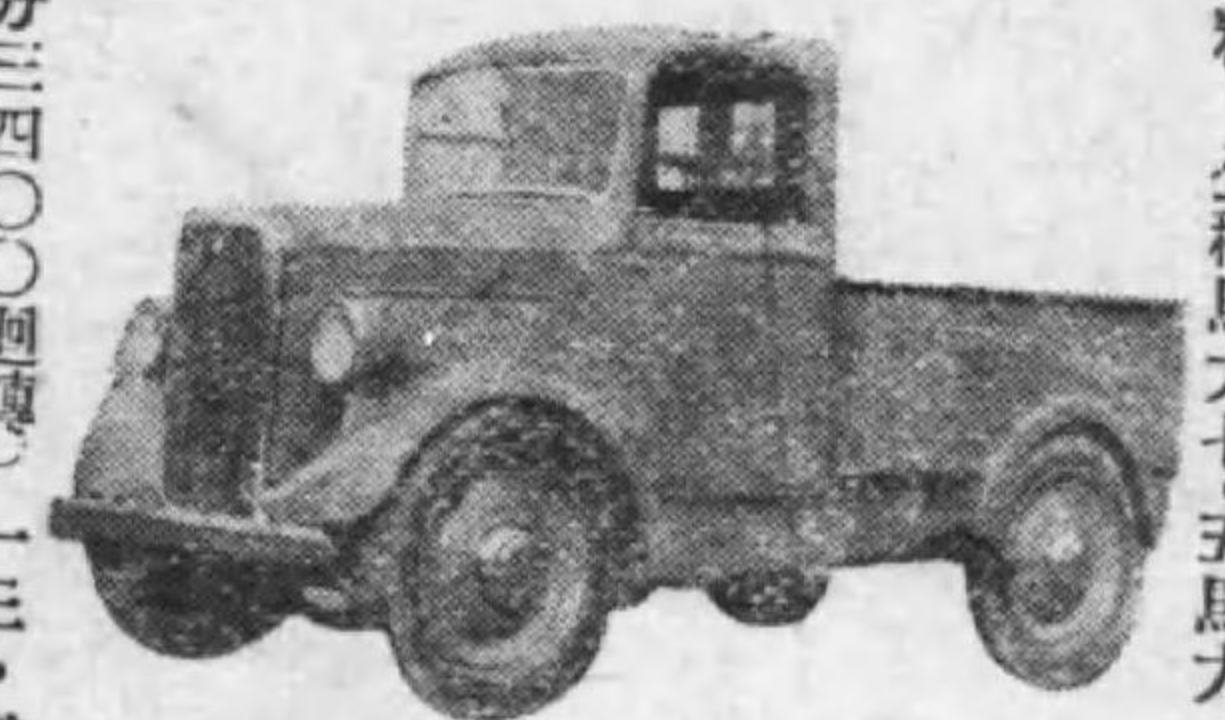
後車軸 半浮動式差動裝置附

フレーム 特殊の補強裝置を施し、ボディ裝置に便ならしむ、

モデル セダン型 七五〇C・C、水冷
 フェートン型 七五〇C・C、同
 ロードスター型 同
 クーペー型 同
 トラックA型 同
 トラックB型 同
 ライトバン型 同
 価格 乗用車
 セダン(四人乗) 一九〇〇圓
 フェートン(四人乗) 一八〇〇圓
 ロードスター(三人乗) 一七五〇圓
 トラック
 トラック(標準型) 一六四〇圓
 ライトバン(同) 一七二〇圓
 製作元 横濱市神奈川區新子安 日産自動車株式會社

★京三號

エンジン 二氣筒、四衝程式、京三型水冷式、氣筒直徑七六・二耗、衝程八二・〇耗、ピストン排出容積七四八立方



KYOSAN

耗、公稱馬力七・五馬力、制動馬力(每

分三四〇〇迴轉) 一三・二馬力
 壓縮比 五對一
 點火裝置 蓄電池及コイル式にして發電機にて充電す。發電機京三製B・T・B型六V一六〇W、配電器京三製、D-2BL型
 始動裝置 手動把手式及セルモーター式
 注油裝置 京三型自動循環ポンプに依る循環式
 燃料供給裝置 落差式

傳導裝置 乾式單板
 變速機 常時啮合式クラッチ選擇式、前進三段、後退一段、速比一低速四・一二、中速二・〇五、直徑一・〇、後退三・六四
 後車軸 ウォーム及ウォームホキールに依る減速式
 差動裝置 スーパーギヤー式
 制動機 機械式、前後車四輪制動
 手動、前後車四輪内部擴張式
 足動、前後車四輪内部擴張式
 操向機 ウォーム及ウォームホキールによる減速にして傳導桿による
 發條 前部、半楕圓式二個、後部半楕圓式二個
 タイヤー 二六×四・〇〇吋バルンタイヤー
 照明裝置 前二個、後一個
 速度 標準車八升乃至五〇升、低速車六升乃至四〇升
 登攀能力 標準車六分の一、低速車五分

回轉半徑 五米、外側まで
 ガソリン容量 五ガロン
 オイル容量 四分ノ一ガロン
 荷臺寸法 長さ一・二三〇米、幅一・一米、高〇・四六米
 モデル 七五〇C・C水冷TB型、七五〇C・C水冷T型
 價格 TB型一五九〇・〇〇、T型一六九〇・〇〇
 製作元 横濱市鶴見區平安町 京三製作所

★オオタ

車體寸法 全長 二・八〇米
 全幅 一・二〇米
 ホキールベース 一・九七米
 トレッド 一・〇五米
 ロードクリヤランス 〇・二〇米
 自重 乗用車五〇〇斤、トラック五三〇斤



O T A

ガソリンエンジン 特許オオタ式N-7單體鑄造、直立四氣筒、側弁式、三點支持
 シリンダー 口徑六一耗、衝程六四耗、排氣量七四八立方
 馬力 公稱馬力七・五、實馬力一二・五(回轉數每分二、八〇〇の時に於て)
 壓縮比 五對一
 給油裝置 特許オオタ式ポンプ及飛沫式併用油量一・五立(五分ノ二吸)、滑油供給法は特許オオタ式オイルパン
 燃料裝置 オオタ式特殊キャビュレータ

1、ガソリン自然降下式、油槽容量二二立(六吸)
 冷却裝置 サイモサイホン式、冷却水容量七立(二吸)
 着火裝置 バツテリイ及變壓コイル式
 始動裝置 手動及電動式、特許オオタ式スターチングモーター
 クラッチ 乾性單板式
 變速機 選擇摺動式、前進三段、後進一段
 前車軸 I型鑿鍛法、逆エリオット式
 後車軸 半浮動式、齒車はスパイラルベベルギヤ
 制動機 手動足動共四輪内壓式、制動面積八〇〇平方尺
 操舵裝置 ウォーム及セクター式特殊オオタ式換向裝置
 回轉半徑 三・五〇米(内側)
 スプリング 半楕圓型、八點支持、テンションスプリング各二枚使用
 タイヤー 二六吋×四・〇〇吋

速力 乗用三一五五哩、トラック三一四八哩

燃料消費 一ガロン當り五〇哩

モデル フェイトン型 七五〇C・C

セダン型

ロードスター型

標準A型トラック

標準S型二扉配給車

価格

製作元 東京市品川区東品川五ノ五〇

高速機關工業株式會社

★スピリット

車軸 全長二米七七〇、全幅一米二〇〇

高さ一米五六二、ホキールベース一米九二〇

自重 セダン型 六八〇疋

トラック 六〇〇疋

機關 空冷水平二氣筒、内徑七七疋、行程七七・八疋、氣筒容積七二四C・C

公稱馬力 七五〇C・C



SPIRIT

實馬力 十三馬力(三千回轉時)

壓縮比 五對一

聯動機 單乾板式

後車軸 半浮動式傘型螺旋式傳動

ブレーキ 内部擴張式の四輪ブレーキ

點火裝置 蓄電池、配電盤コイル式

冷却裝置 二個の扇風器裝置

潤滑油法 壓送飛沫式

變速機 前進三段後退一段

タイヤ 二六×四・〇〇吋

操向裝置 ウォーム及セクレター式右側

運轉

ライト ヘッドライト二個、停止燈付電

燈一個、室内燈一個、計器板燈一個、

器具 スピードメーター、電流計、油壓

計、點火燈スキッチ、スロットル及チ

ヨーク、ボタン等

モデル 乗用セダン型

トラックA型

ライトバン型

トラックB型

製作元 乘用セダン四シート

埼玉縣粕壁

ライト自動車製造株式會社

★筑

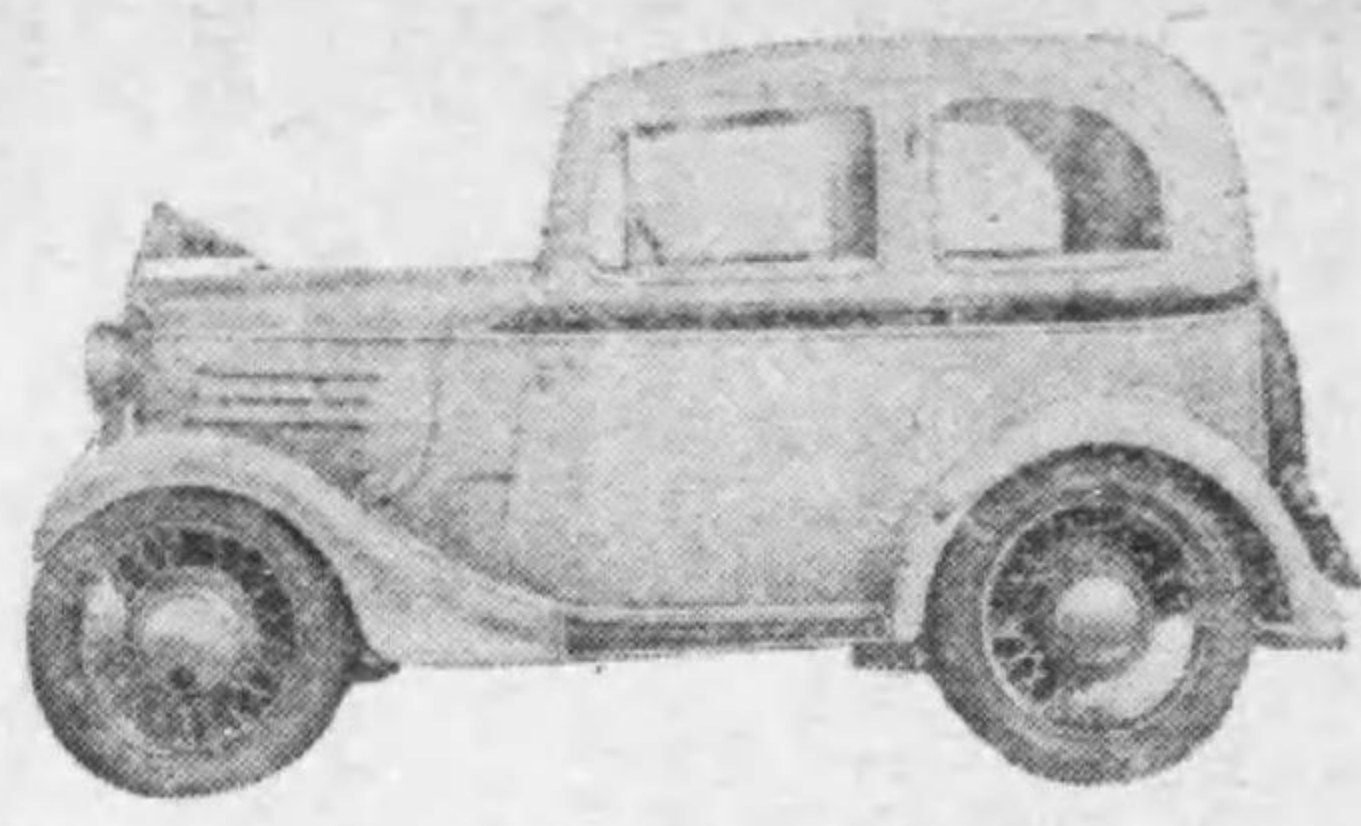
波

エンジン 四衝程水冷式左右對立式四氣

筒、氣筒口徑五五・五疋、衝程七六疋

最大廻轉數一分間四〇〇〇廻轉、馬力

一分間三〇〇〇廻轉時に十二馬力、課



TSUKUBA

稅馬力七・二五、排氣量七三六・五立

方種、壓縮比五・五、重量七〇疋

氣筒 水冷式四衝程對立四氣筒にして、

單一構造となし、ニツケルクローム鑄

造

寸法 車臺寸法二米八〇、車臺全幅一米

二〇、高一米五二(セダン型の場合)、

地上高前部二〇五・五疋、後部二一〇

・〇耗(運轉整備の時)、車輪踏面距離

前車輪九七〇耗、後車輪一米

登坂力 五分ノ一

速度 最高速度七〇浬

冷却裝置 離心唧筒を用ひ、唧筒はフア

ン軸に直結され、軸はボールベアリン

グに依り支持さる。唧筒軸はVベルト

により廻轉せしめられベルトはダイナ

モと共に連鎖廻轉されベルトの調節は

ダイナモの位置と共に調節する。

着火裝置 六ボルト蓄電池式にして、コ

イル及配電盤はオートライトを採用し

配電盤軸はカム軸によつて廻轉する。

着火位置は一、三、四、二の順序にし

てガバナナー裝置により自動式調節を

行ふと共に運轉臺に於て手動式調節を

併用す、プラグの徑は十八疋

氣化器 ダウンドラフト式ゼニス氣化器

を用ひ給油はメカニカル唧筒により後

部油槽より供給

電裝 スターターゼネレーター共にオー

トライト製を用ひ、シフトンクレバー

ポストの右側に始動スキッチを有す。

蓄電池一〇〇アンペア

變速機 前進三段後退選擇式、齒車は常

時噛合式(後退ギアを除く)にして、

三個の軸は各々中空軸となし壓力唧筒

により滑油を壓送循環せしめて軸及ギ

ア間の供給を豊富ならしむ、減速比

第一速、一一一、第二速、二・〇九一

一、第三速、三八八一、後退、三五

一、油量一八リットル

フレーム フレーム鋼を以て組立て、四

個のクロスメンバーを用ひ、断面はフ

レーム長手中央部分に於て九〇×三二

×三三疋、兩端に於て二〇×三二×三三

の字型断面となし、中央部のクロスメ

ンバーと後車軸間にラヂアスロットを

使用す。

制動裝置 四輪制動裝置にして、前車輪

は後車輪デフレンシャル、ウォームホ

キールの右側短軸に徑一九〇耗のブレ

キードラムを装置し、一個のブレーキドラムを以て左右前車輪に共用せしむ。後車輪は各々の車輪に徑二〇〇耗のブレーキドラムを有し、全制動面積は四八六九平方種（前車輪一四二・七平方種、後車輪は二六六・二平方種）にして、前車は外部收縮式、後車は内部擴張式なり。

換氣裝置 インターナル・ベベル及ビニオン式にして其の比は六一一

車輪 鋼製ワイヤー、スポーク、前後車輪共防塵防水裝置、タイヤは二六×四・〇〇吋を使用

クラッチ 乾燥單板式

ファイナルギア ウォーム及ウォーム・ホキール式

ガソリン消費量 一ガロンに付六〇軒モデル 四人乗セダン型、四人乗フェイトン型、二人乗ロードスター型、コムマシヤルバン型、無蓋トラック型

價格（東京渡し）

四人乗セダン型 二四五〇・〇〇
 四人乗フェイトン型 二四〇〇・〇〇
 二人乗ロードスター型 二三八〇・〇〇
 二人乗マシヤルバン 二三三〇・〇〇
 無蓋トラック 二二八〇・〇〇
 マシヤル 二〇〇〇・〇〇

製造元 東京市城東區南砂町四
 東京自動車製造株式会社

小型自動車のエンジンは昭和四年頃迄は全部外國製で國産品は皆無であつた。それが小型自動車のエンジン規格が五〇〇C・Cに擴大されると共に國産エンジンの擡頭となり折柄の金輸出再禁止と關稅改正に外國製エンジンが對外爲替安と從來の自重税一〇〇斤三〇圓から一躍從價税三五%になつた事で輸入困難に喘ぐ間に國産エンジンは長足の進歩を遂げて漸次外國製品を國內市場から驅逐し今や

國産エンジン製造工場は二十有餘に及びコンプリートカーに裝備されてゐる以外に單獨に輸入される外國製エンジンは二三を數ふるに止まる國産萬能の時代となつたのである。

全日本小型自動車協會によつて爲された小型自動車用原動機調査會に提出を見たエンジンに就いても昭和十年度に於ては外國製と國産品と同數で現在需要の大部分たる六〇〇C・C以上にあつては外國製は國産品の六割五分に過ぎない。而もその提出エンジン中には現在既に輸入乃至製造されてをらず單に中古車に裝備されて現存するのみのものも多々ある事を考慮する時は其數量に於ては外國製エンジンの市場需要は國産品のその精々一割見當とされてゐる。

小型自動車用原動機を氣筒數の點から見れば乗用四輪車は全部四氣筒であり貨物用四輪車は四氣筒及二氣筒で自動三輪車は七五〇C・Cは大部分二氣筒、それ

以下は全部單氣筒である。特に注目すべきは單氣筒七五〇C・Cの出現した事であつて本邦獨自のものであるだけにその成否は頗る問題視されてゐる。冷却裝置

の點から見れば四輪車の大部分は水冷であり三車輪中にも近時水冷式が相當に出現しつゝあるがその可否は疑問とされてゐる。尙型式上から見たサイドバルブと

オーバーヘッド、傳導法から見たチェイソンドライブとシャフトドライブ等々の問題もその可否は充分の研究を要するものとされてゐる。

調査會提出エンジン分類表(第一表)

全日本小型自動車協會調査

| 調査年度 | 以下 | 三五〇 | 五〇〇 | 六〇〇 | 六五〇 | 七五〇 | 合計 |
|----------|----|-----|-----|-----|-----|-----|----|
| 昭和五年 外國製 | 三 | 二〇 | 一五 | 一 | 一 | 一 | 二六 |
| 七月 國產 | 一 | 二 | 二 | 一 | 一 | 一 | 四 |
| 昭和六年 外國製 | 一 | 六 | 一四 | 一 | 一 | 一 | 二二 |
| 七月 國產 | 一 | 三 | 七 | 一 | 一 | 一 | 二二 |
| 昭和九年 外國製 | 一 | 七 | 二〇 | 一 | 一 | 一 | 三二 |
| 一月 國產 | 一 | 二 | 三 | 一 | 一 | 一 | 六 |
| 昭和十年 外國製 | 一 | 七 | 二〇 | 一 | 一 | 一 | 三二 |
| 三月 國產 | 一 | 三 | 三 | 一 | 一 | 一 | 六 |

調査會提出エンジン分類表(第二表)

昭和十年全日本小型自動車協會調査

| 氣筒別 | 氣筒容積 | 外國製 | 國產 | 合計 |
|-----|------|-----|----|----|
| 單氣筒 | 三五〇 | 七 | 一〇 | 一七 |
| | 五〇〇 | 二〇 | 一 | 二一 |
| | 六〇〇 | 九 | 五 | 一四 |
| | 六五〇 | 一 | 〇 | 一 |
| | 七五〇 | 一 | 三 | 四 |
| 二氣筒 | 三五〇 | 一 | 一 | 二 |
| | 五〇〇 | 一 | 二 | 三 |
| | 六〇〇 | 一 | 一 | 二 |
| | 六五〇 | 一 | 一 | 二 |
| | 七五〇 | 一 | 一 | 二 |
| 四氣筒 | 三五〇 | 一 | 一 | 二 |
| | 六〇〇 | 一 | 一 | 二 |
| | 六五〇 | 一 | 一 | 二 |
| | 七五〇 | 一 | 一 | 二 |

調査會提出エンジン分類表(第三表)

昭和十年全日本小型自動車協會調査

| 冷却式 | | 空冷式 | |
|-----|-----|-----|-----|
| 計 | 七五〇 | 計 | 七五〇 |
| 外國製 | 三五〇 | 外國製 | 六〇〇 |
| 國産 | 四〇〇 | 國産 | 一五〇 |
| 計 | 七五〇 | 計 | 七五〇 |
| 外國製 | 一〇〇 | 外國製 | 六〇〇 |
| 國産 | 六五〇 | 國産 | 一五〇 |

| 水冷却式 | | 空冷式 | |
|------|-----|-----|-----|
| 計 | 三五〇 | 計 | 七五〇 |
| 外國製 | 一〇〇 | 外國製 | 六〇〇 |
| 國産 | 二五〇 | 國産 | 一五〇 |
| 計 | 三五〇 | 計 | 七五〇 |
| 外國製 | 一〇〇 | 外國製 | 六〇〇 |
| 國産 | 二五〇 | 國産 | 一五〇 |

小型自動車原動機一覽表(第一表)

全日本小型自動車協會調査表

| 原動機名 | 公稱氣筒容積 | 衝程 | 氣筒數 | 氣筒徑 | 行程 | 氣筒容積 | 原動機記號 | 冷却 | 製造者 |
|------|--------|----|-----|--------|------|--------|---------------|----|-------|
| アンゼン | 五〇〇C | 四 | 一 | 八五・五 | 八五・五 | 四九七C | A | 空 | 安全自動車 |
| アサヒ | 一七五 | 二 | 一 | 一五七・一五 | 一七五 | 六七一・九 | A A | 空 | 宮田製作所 |
| 同 | 七五〇 | 四 | 二 | 七四・四 | 八四 | 七三〇 | B A | 同 | 同 |
| 同 | 七五〇 | 四 | 四 | 七四・四 | 七六 | 七四七・五 | M | 同 | 同 |
| 同 | 三五〇 | 四 | 一 | 七四・四 | 八八 | 三四八 | P C | 空 | 英國製 |
| 同 | 三五〇 | 四 | 一 | 七一 | 八八 | 三四八 | P C | 空 | 英國製 |
| 同 | 五〇〇 | 同 | 同 | 八一 | 九六・八 | 四九八 | F H E G F X D | 同 | 同 |
| 同 | 六〇〇 | 同 | 同 | 八一 | 一〇五 | 四九六 | F L | 同 | 同 |
| 同 | 六〇〇 | 同 | 同 | 八五 | 九八 | 四九三 | Y 7 | 空 | 英國製 |
| 同 | 五〇〇 | 同 | 同 | 八〇 | 一〇五 | 四九三 | A 10 | 同 | 同 |
| 同 | 五〇〇 | 同 | 同 | 八〇 | 九八 | 四九八 | B 12 | 同 | 同 |
| 同 | 六五〇 | 同 | 同 | 九〇 | 同 | 四九八 | 同 | 同 | 同 |
| 同 | 七五〇 | 同 | 同 | 九五 | 同 | 七四四・二六 | 同 | 同 | 同 |
| 同 | 六七〇 | 同 | 同 | 九五 | 同 | 六六七・九八 | 同 | 同 | 同 |
| 同 | 七五〇 | 同 | 同 | 九五 | 同 | 七四四・二六 | 同 | 同 | 同 |
| 同 | 七五〇 | 同 | 同 | 九五 | 同 | 七四四・二六 | 同 | 同 | 同 |
| 同 | 五〇〇 | 同 | 同 | 五四 | 同 | 四九五 | 同 | 同 | 同 |
| 同 | 七五〇 | 同 | 同 | 五五 | 同 | 七四八・四 | 同 | 同 | 同 |
| 同 | 七二五 | 同 | 同 | 五五 | 同 | 七二二 | 同 | 同 | 同 |
| 同 | 六七五 | 同 | 同 | 五五 | 同 | 一〇六 | 同 | 同 | 同 |

| 原動機名 | 公稱氣筒容積 | 衝程 | 氣筒數 | 氣筒徑 | 行程 | 氣筒容積 | 原動機記號 | 冷却 | 製造者 |
|------|--------|----|-----|--------|------|--------|---------------|----|-------|
| アンゼン | 五〇〇C | 四 | 一 | 八五・五 | 八五・五 | 四九七C | A | 空 | 安全自動車 |
| アサヒ | 一七五 | 二 | 一 | 一五七・一五 | 一七五 | 六七一・九 | A A | 空 | 宮田製作所 |
| 同 | 七五〇 | 四 | 二 | 七四・四 | 八四 | 七三〇 | B A | 同 | 同 |
| 同 | 七五〇 | 四 | 四 | 七四・四 | 七六 | 七四七・五 | M | 同 | 同 |
| 同 | 三五〇 | 四 | 一 | 七四・四 | 八八 | 三四八 | P C | 空 | 英國製 |
| 同 | 三五〇 | 四 | 一 | 七一 | 八八 | 三四八 | P C | 空 | 英國製 |
| 同 | 五〇〇 | 同 | 同 | 八一 | 九六・八 | 四九八 | F H E G F X D | 同 | 同 |
| 同 | 六〇〇 | 同 | 同 | 八一 | 一〇五 | 四九六 | F L | 同 | 同 |
| 同 | 六〇〇 | 同 | 同 | 八五 | 九八 | 四九三 | Y 7 | 空 | 英國製 |
| 同 | 五〇〇 | 同 | 同 | 八〇 | 一〇五 | 四九三 | A 10 | 同 | 同 |
| 同 | 五〇〇 | 同 | 同 | 八〇 | 九八 | 四九八 | B 12 | 同 | 同 |
| 同 | 六五〇 | 同 | 同 | 九〇 | 同 | 四九八 | 同 | 同 | 同 |
| 同 | 七五〇 | 同 | 同 | 九五 | 同 | 七四四・二六 | 同 | 同 | 同 |
| 同 | 六七〇 | 同 | 同 | 九五 | 同 | 六六七・九八 | 同 | 同 | 同 |
| 同 | 七五〇 | 同 | 同 | 九五 | 同 | 七四四・二六 | 同 | 同 | 同 |
| 同 | 五〇〇 | 同 | 同 | 五四 | 同 | 四九五 | 同 | 同 | 同 |
| 同 | 七五〇 | 同 | 同 | 五五 | 同 | 七四八・四 | 同 | 同 | 同 |
| 同 | 七二五 | 同 | 同 | 五五 | 同 | 七二二 | 同 | 同 | 同 |
| 同 | 六七五 | 同 | 同 | 五五 | 同 | 一〇六 | 同 | 同 | 同 |

小型(中古自動車)原動機一覽表(1)

| 車名 | サイクル | 気筒數 | ボア | ストローク | C. C. |
|--------------|------|-----|--------|-------|----------|
| A. J. S. (英) | 4 | 1 | 74 | 81 | 349. T5. |
| | 4 | 1 | 84 | 90 | T6. TP6 |
| | 4 | 1 | 65 | 75 | 498. T8. |
| | 4 | 2 | 84 | 90 | T9. TB8 |
| | 4 | 1 | 74 | 93 | 248 |
| | 4 | 2 | 74 | 93 | 996 |
| | 4 | 2 | 65 | 75 | 399 |
| A. B. C. (英) | 4 | 2 | 69 | 54 | 799 |
| | 4 | 4 | 56 | 61 | 496 |
| | 4 | 2 | 69 | 54 | 597 |
| | 4 | 1 | 65 | 73 | — |
| | 4 | 1 | 65 | 73 | 242 |
| | 4 | 4 | 23/4 | 31/4 | 1265 |
| | 4 | 4 | 211/16 | 31/4 | 1220 |
| エロ-フア-スト(日) | 4 | 1 | 86.4 | 95 | 557K30 |
| | 4 | 1 | 81.8 | 95 | 467C.D. |
| | 4 | 1 | 65 | 75 | 248 |
| | 4 | 1 | 86.4 | 85 | 499 |
| | 4 | 1 | 72 | 85 | 348 |
| | 4 | 4 | 51 | 61 | 497 |
| | 4 | 4 | 56 | 61 | 597 |
| アリエル(英) | 4 | 1 | 60 | 88 | 249 |
| | 4 | 1 | 82 | 94 | 495 |
| | 4 | 1 | 82 | 94 | 495 |
| | 1 | 1 | 53 | 60 | 132 |
| | 4 | 1 | 53 | 60 | 132 |
| | 4 | 1 | 54 | 60 | 137 |
| | 4 | 1 | 54 | 60 | 137 |
| アスコット・プリン(英) | 4 | 1 | 85.7 | 85 | 490 |
| | 4 | 1 | 85.7 | 85 | 490 |
| オーグスト・バクー(獨) | 4 | 1 | 80 | 99 | 988 |
| | 4 | 2 | 70 | 88 | 680 |
| アルバ | 4 | 1 | 80 | 99 | 988 |
| | 4 | 2 | 70 | 88 | 680 |
| | 4 | 1 | 80 | 99 | 988 |
| | 4 | 2 | 70 | 88 | 680 |
| 安全(日) | 4 | 1 | 85.7 | 85 | 490 |
| | 4 | 1 | 85.7 | 85 | 490 |
| | 4 | 1 | 85.7 | 85 | 490 |
| | 4 | 1 | 85.7 | 85 | 490 |
| ブロー・スペリヤ(英) | 4 | 1 | 85.7 | 85 | 490 |
| | 4 | 1 | 85.7 | 85 | 490 |
| | 4 | 1 | 85.7 | 85 | 490 |
| | 4 | 1 | 85.7 | 85 | 490 |
| ピアッキ(伊) | 4 | 1 | 57 | 67 | 175 |
| | 4 | 1 | 74 | 81 | 348 |
| | 4 | 1 | 75 | 90 | 393 |
| | 4 | 1 | 65 | 75 | 249 |

小型自動車原動機一覽表(第三表)

中古自動自転車の部

| 車名 | サイクル | 気筒數 | ボア | ストローク | C. C. | 備考 |
|----|------|-----|--------|-------|----------|----|
| 同 | 4 | 1 | 74 | 81 | 349. T5. | 同 |
| 同 | 4 | 1 | 84 | 90 | T6. TP6 | 同 |
| 同 | 4 | 1 | 65 | 75 | 498. T8. | 同 |
| 同 | 4 | 2 | 84 | 90 | T9. TB8 | 同 |
| 同 | 4 | 1 | 74 | 93 | 248 | 同 |
| 同 | 4 | 2 | 74 | 93 | 996 | 同 |
| 同 | 4 | 2 | 65 | 75 | 399 | 同 |
| 同 | 4 | 4 | 56 | 61 | 799 | 同 |
| 同 | 4 | 2 | 69 | 54 | 496 | 同 |
| 同 | 4 | 4 | 56 | 61 | 597 | 同 |
| 同 | 4 | 2 | 69 | 54 | — | 同 |
| 同 | 4 | 1 | 65 | 73 | 242 | 同 |
| 同 | 4 | 4 | 23/4 | 31/4 | 1265 | 同 |
| 同 | 4 | 4 | 211/16 | 31/4 | 1220 | 同 |
| 同 | 4 | 1 | 86.4 | 95 | 557K30 | 同 |
| 同 | 4 | 1 | 81.8 | 95 | 467C.D. | 同 |
| 同 | 4 | 1 | 65 | 75 | 248 | 同 |
| 同 | 4 | 1 | 86.4 | 85 | 499 | 同 |
| 同 | 4 | 1 | 72 | 85 | 348 | 同 |
| 同 | 4 | 4 | 51 | 61 | 497 | 同 |
| 同 | 4 | 4 | 56 | 61 | 597 | 同 |
| 同 | 4 | 1 | 60 | 88 | 249 | 同 |
| 同 | 4 | 1 | 82 | 94 | 495 | 同 |
| 同 | 4 | 1 | 82 | 94 | 495 | 同 |
| 同 | 1 | 1 | 53 | 60 | 132 | 同 |
| 同 | 4 | 1 | 53 | 60 | 132 | 同 |
| 同 | 4 | 1 | 54 | 60 | 137 | 同 |
| 同 | 4 | 1 | 54 | 60 | 137 | 同 |
| 同 | 4 | 1 | 85.7 | 85 | 490 | 同 |
| 同 | 4 | 1 | 85.7 | 85 | 490 | 同 |
| 同 | 4 | 1 | 80 | 99 | 988 | 同 |
| 同 | 4 | 2 | 70 | 88 | 680 | 同 |
| 同 | 4 | 1 | 80 | 99 | 988 | 同 |
| 同 | 4 | 2 | 70 | 88 | 680 | 同 |
| 同 | 4 | 1 | 85.7 | 85 | 490 | 同 |
| 同 | 4 | 1 | 85.7 | 85 | 490 | 同 |
| 同 | 4 | 1 | 85.7 | 85 | 490 | 同 |
| 同 | 4 | 1 | 85.7 | 85 | 490 | 同 |
| 同 | 4 | 1 | 57 | 67 | 175 | 同 |
| 同 | 4 | 1 | 74 | 81 | 348 | 同 |
| 同 | 4 | 1 | 75 | 90 | 393 | 同 |
| 同 | 4 | 1 | 65 | 75 | 249 | 同 |

小型(中古自動車)原動機一覽表(3)

| 車名 | サイクル | 気筒數 | ボア | ストローク | C. C. |
|------------------|------|-----|------|-------|-------|
| ドグラス(英) | 4 | 2 | 57 | 68 | 346 |
| | 4 | 2 | 60.8 | 60 | 348 |
| | 4 | 2 | 68 | 68 | 494 |
| | 4 | 2 | 68 | 82 | 596 |
| | 4 | 2 | 74.5 | 68 | — |
| | 4 | 2 | 83 | 68 | — |
| D. K. W. (獨) | 2 | 1 | 64 | 64 | 206 |
| | 2 | 1 | 74 | 68 | 293 |
| ダネルト(英) | 4 | 1 | 66.7 | 71.4 | 249 |
| | 4 | 1 | 60 | 88 | 248 |
| | 4 | 1 | 71 | 88 | 348 |
| | 4 | 1 | 79 | 101 | 496 |
| | 4 | 2 | 63 | 65 | 424 |
| エバンス | 2 | 1 | 50 | 50 | 98 |
| エクセルシヤー(英) | | | | | |
| フランス バーネット(英) | 4 | 2 | 55 | 62 | 147 |
| | 4 | 2 | 61 | 67 | 196 |
| | 4 | 2 | 53 | 67 | 148 |
| | 4 | 1 | 55 | 73 | 173 |
| F. N. (伯) | 4 | 4 | 52 | 88 | 748 |
| | 4 | 1 | 64 | 80 | 257 |
| ガレリー(伊) | 2 | 2 | 50 | 85 | 167 |
| フレラ(伊) | 4 | 1 | 58 | 66 | 174 |
| | 4 | 1 | 84 | 90 | 498 |
| グツシ(伊) | 4 | 1 | 50 | 63.9 | 175 |
| | 4 | 1 | 68 | 68 | 248 |
| | 4 | 1 | 88 | 82 | 499 |
| | 4 | 4 | 66 | 50 | 500 |
| チレットバリ(佛) | 4 | 2 | 70 | 90 | 692 |
| ヘンリー(英) | 4 | 1 | 71 | 88 | 348 |
| | 4 | 1 | 85 | 96.8 | 549 |

小型(中古自動車)原動機一覽表(2)

| 車名 | サイクル | 気筒數 | ボア | ストローク | C. C. |
|-------------------|------|-----|------|-------|-------|
| ブラツクバーン(英) | 4 | 1 | 80 | 105 | 523 |
| | 4 | 1 | 60 | 88 | 249 |
| | 4 | 1 | 53 | 79 | 173 |
| | 4 | 1 | 67 | 79 | 298 |
| ブラッドショー(英) | 4 | 1 | 80 | 105 | 528 |
| | 4 | 1 | 68 | 96 | 348 |
| ベンジャミン(英) | 4 | 1 | 60.3 | 79.3 | 226 |
| B. M. W. (獨) | 4 | 2 | 63 | 78 | 487 |
| | 4 | 2 | 68 | 68 | 493 |
| | 4 | 1 | 63 | 64 | 198 |
| | 4 | 2 | 78 | 84 | 346 |
| B. S- A. (英) | 4 | 1 | 63 | 80 | 249 |
| | 4 | 1 | 72 | 85.5 | 349 |
| | 4 | 1 | 85 | 98 | 557 |
| | 4 | 1 | 85 | 88 | 499 |
| | 4 | 2 | 76 | 98 | 770 |
| | 4 | 2 | 80 | 98 | 986 |
| | 2 | 1 | 60 | 61.5 | 175 |
| | 4 | 1 | 85 | 82 | 465 |
| | 4 | 1 | 85 | 105 | 495 |
| 4 | 2 | 63 | 80 | 498 | |
| 4 | 1 | 85 | 140 | 595 | |
| コベントリー ビクター(英) | 4 | 2 | 63 | 78 | 486 |
| | 4 | 2 | 75 | 78 | 688 |
| コベントリー イーグル(英) | — | — | — | — | — |
| カルソフ(英) | 4 | 1 | 85.5 | 86 | 490 |
| | 2 | 1 | 67 | 70 | 248 |
| | 2 | 1 | 55 | 62 | 147 |
| クリーブランド(米) | 2 | 1 | 70 | 70 | 268 |
| カルコット(英) | 4 | 1 | 70 | 85 | 327 |
| シトロエン(佛) | 4 | 3 | 55 | 90 | 856 |

小型(中古自動)原動機一覽表(5)

| 車名 | サイクル | 気筒數 | ボア | ストローク | C. C. |
|-------------|---------|-----|-------|-------|-------|
| J A P (英) | 2 | 1 | 53 | 67 | 148 |
| | 2 | 1 | 57 | 57 | 171 |
| | 4 | 1 | 55 | 73 | 173.4 |
| | 4 | 1 | 55 | 83 | 197 |
| | 4 | 1 | 60 | 88 | 170 |
| | 4 | 1 | 64.5 | 76 | 248 |
| | 4 | 1 | 70 | 78 | 300 |
| | 4 | 1 | 70 | 104 | 396 |
| | 4 | 2 | 60 | 60 | 498 |
| | 4 | 2 | 70 | 88 | 680 |
| | 4 | 2 | 85.7 | 85 | 980 |
| J L O (獨) | 4 | 1 | 65 | 70 | 246 |
| J M B (獨) | 4 | 1 | 85.7 | 85 | 500 |
| K M K (日) | 4 | 1 | 85.7 | 85 | 490 |
| | 4 | 1 | 95 | 105 | 744 |
| K T S | 2 | 1 | 70 | 65 | 250 |
| K T W (日) | 2 | 1 | 57.15 | 67 | 172 |
| | 4 | 1 | 89 | 80 | 497.4 |
| 京 三 (日) | 4 | 2 | 76.2 | 82 | 748 |
| | レ ー (英) | 4 | 1 | 80 | 80 |
| レ ビ ス (英) | 2 | 1 | 67 | 70 | 247 |
| | 2 | 1 | 62 | 70 | 211 |
| | 2 | 1 | 70 | 90 | 346 |
| | 4 | 1 | 80 | 99 | 498 |
| レックスアクメ (英) | 2 | 1 | 56 | 60 | 148 |
| | 4 | 1 | 60 | 61 | 172 |
| マートレット (英) | 4 | 2 | 76 | 110 | 1009 |
| マツチレス (英) | 4 | 1 | 62.5 | 80 | 246 |
| | 4 | 1 | 82.5 | 93 | 498 |
| | 4 | 1 | 69 | 93 | 347 |
| | 4 | 1 | 85.5 | 85.5 | 495 |

小型(中古自動)原動機一覽表(4)

| 車名 | サイクル | 気筒數 | ボア | ストローク | C. C. |
|---------------|------|-----|-------|-------|--------------------------------------|
| ヘンダーソン (米) | 4 | 4 | 68 | 88.9 | 1301 |
| ヒジリ (日) | 4 | 1 | 84 | 90 | 499 |
| ヒイズ (日) | 4 | 1 | 89 | 80 | 493 |
| ハノマーグ (獨) | 4 | 1 | 76 | 98 | 444 |
| | 4 | 1 | 80 | 100 | 502 |
| ホレツクス (獨) | 4 | 1 | 79 | 101 | 500 |
| H. M. S. (日) | 4 | 4 | 90 | 94 | 598 |
| スカウト (米) | 4 | 2 | 73.03 | 88.9 | 745(27/8) (31/2)45 |
| インデアン・チーフ (米) | 4 | 2 | 79.38 | 100.8 | 998(31/8) (3 ³¹ /32)61 |
| エース (米) | 4 | 4 | 69.85 | 82.55 | 1265(23/4) 31/4 |
| パーラス (米) | 4 | 2 | 73.38 | 100.8 | 998 |
| I. M. C. (日) | 4 | 1 | 85.7 | 112 | 646 |
| J. A. C. (日) | 4 | 2 | 90 | 94 | 1196 |
| ゼームス (英) | 4 | 1 | 55 | 62.5 | 148 |
| | 4 | 1 | 57.15 | 67 | 172 |
| | 4 | 1 | 61 | 67 | 196 |
| | 4 | 1 | 67 | 70 | 247 |
| | 4 | 1 | 64 | 77.5 | 249 |
| | 4 | 1 | 73 | 83.5 | 249 |
| | 4 | 1 | 64 | 77.5 | 498.6 |
| | 4 | 1 | 64 | 77.5 | 498.6 |
| シヤバ (チエッコ) | 4 | 1 | 70 | 90 | 346 |
| | 4 | 1 | 80 | 99 | 493 |

小型(中古自動車)原動機一覽表(7)

| 車名 | サイクル | 気筒數 | ボア | ストローク | C. C. |
|---------------------|------|-----|------|-------|--------|
| バンサー(英) | 4 | 1 | 87 | 100 | 598 |
| チャタリー(英) | 4 | 1 | 71 | 88 | 348 |
| | 4 | 1 | 85 | 96 | 545 |
| ローヤル・エンフ イールド(英) | 2 | 1 | 56 | 60 | 148 |
| | 2 | 1 | 64 | 70 | 225 |
| | 4 | 1 | 64 | 77 | 248 |
| | 4 | 1 | 70 | 90 | 346 |
| | 4 | 1 | 80 | 99.25 | 499 |
| | 4 | 2 | 85.5 | 85 | 976 |
| ラーチ(英) | 4 | 1 | 70 | 90.5 | 349 |
| | 4 | 1 | 85 | 88 | 495 |
| ラレー(英) | 4 | 1 | 60 | 79.5 | 225 |
| | 4 | 1 | 60 | 88 | 248 |
| | 4 | 1 | 65.6 | 88 | 298 |
| | 4 | 1 | 71 | 88 | 348 |
| | 4 | 1 | 79 | 101 | 496 |
| | 4 | 2 | 75 | 84 | 742 |
| リツリン(日) | 2 | 1 | 55 | 65 | 175 |
| スコット(英) | 4 | 1 | 73 | 71.4 | 300 |
| | 4 | 1 | 66.6 | 71.4 | 498 |
| サンビーム(英) | 4 | 1 | 70 | 90 | 347 |
| | 4 | 1 | 77 | 105.5 | 492 |
| | 4 | 1 | 80 | 90 | 493 |
| トライアンフ(英) | 4 | 1 | 59.5 | 62.5 | 173.8 |
| | 2 | 1 | 63 | 80 | 249.37 |
| | 4 | 1 | 72 | 85.5 | 348 |
| | 4 | 1 | 70 | 89 | 343 |
| | 4 | 1 | 80 | 99 | 497.5 |
| | 4 | 1 | 84 | 89 | 493.5 |
| | 4 | 1 | 84 | 99 | 548.5 |
| ペロセット(英) | 4 | 1 | 74 | 81 | 348 |
| | 2 | 1 | 63 | 80 | 249 |
| ピンセント H R D(英) | 4 | 1 | 84 | 90 | 498 |

小型(中古自動車)原動機一覽表(6)

| 車名 | サイクル | 気筒數 | ボア | ストローク | C. C. |
|------------------|------|-----|------|-------|-------|
| マツチレス(英) | 4 | 1 | 85.5 | 101.6 | 586 |
| | 4 | 2 | 85.5 | 85.5 | 990 |
| | 4 | 2 | 53.9 | 85.7 | 400 |
| M H(日) | 4 | 1 | 89 | 80 | 493 |
| 水野(日) | 4 | 1 | 82 | 92 | 486 |
| ミネルバー(白) | 4 | 1 | 84 | 86 | 465 |
| モルガン(英) | 4 | 2 | 85 | 85 | 482 |
| | 4 | 2 | 85.7 | 95 | 1096 |
| M A G(瑞) | 4 | 1 | 64 | 77 | 248 |
| | 4 | 1 | 72 | 85 | 347 |
| | 4 | 2 | 72 | 91 | 748 |
| | 4 | 2 | 82 | 94 | 996 |
| | 4 | 1 | 61 | 85 | 248 |
| | 4 | 1 | 72 | 85 | 347 |
| | 4 | 1 | 82 | 94 | 498 |
| | 4 | 1 | 90 | 94 | 597 |
| | 4 | 2 | 72 | 104 | 846 |
| モートベセス | 4 | 4 | 81.7 | 54 | 750 |
| ノートン(英) | 4 | 4 | 71 | 88 | 348 |
| | 4 | 1 | 79 | 100 | 490 |
| | 4 | 1 | 79 | 120 | 588 |
| | 4 | 1 | 82 | 120 | 633 |
| ニュー・ハドソン(英) | 4 | 1 | 70 | 90 | 346 |
| | 4 | 1 | 83.5 | 90 | 493 |
| | 4 | 1 | 83.5 | 100 | 547 |
| ニュー インベリアル(英) | 4 | 1 | 62.5 | 80 | 246 |
| | 4 | 1 | 83 | 86 | 246 |
| | 4 | 1 | 74 | 80 | 346 |
| | 4 | 1 | 70 | 90 | 346 |
| | 4 | 1 | 86 | 86 | 499 |
| O K(英) | 4 | 1 | 66 | 72.5 | 248 |
| | 4 | 1 | 70 | 90 | 346 |

部 分 品 用 品

小型自動車の部分品工業は輸入オートバイのスペアパーツ製作にその端を發してゐる。即ち輸入オートバイの純正部分品の入荷はオートバイそれ自體と同様對外爲替安と關稅高とに阻まれて著るしく困難になつて來た機會に乘じ國産部分品は俄然進出し始めたのである。輸入オートバイのスペアパーツだけの需要では國産部分品工業は今日の隆昌に達し得なかつたのであらふが折柄擡頭し來つて僅々數ヶ年の間に小型自動車界を完全に風靡した國産自動三輪車が國産部分品工業の發達を急激に促進せしめた。更に最近の小型四輪車と國産オートバイの擡頭は之を一層に助長した。今や我國の小型自動車部分品工業は完全にスペアパーツ補給時代を蟬脱してオリヂナルパーツとして國産車たる自動三輪車を始めとし

て小型四輪車、自動轉車にも旺んに需要されてゐるのである。

他面小型自動車界の好況に着眼した普通自動車部分品工業界ではその餘力を小型自動車部分品工業に伸展させるもの續出し之等は何れも當初から相當の資本と設備とを擁して漸次優秀なる製品を完成するに至つた。而して之等優秀國産品は連續的に市場に送り出されて輸入部分品の領域に進出し嘗ては外國製品に獨占されてゐた國內需要を漸次獲得して最近はその種類に於て九五%數量に於て八五%迄を把握するに至つてゐる。

即ち今尙完全に國産化されるに至らず外國製品と市場に覇を争ひつゝある各種重要部分品に就いて見るもその大部分は既に國産品がスタンダードとされてゐるのである。

★ビストンリング

小型自動車用のビストンリングの國産

化は理研ビストンリングの小型自動車界進出によつて先づ開始され次いで日本ビストンリングも斯界に進出し來り更に關西にはロング、ビストンリング大友ビストンリング界の代表的國産品も出現し當初はサイズの種類の不整備に尙輸入リングの需要を見てゐたが漸次國産リングの小型自動車用各種型が整備されるに及び外國製品の輸入は完全に杜絶し今や市場には僅かにストックの片影が認められるに過ぎない状態である。従つて小型自動車用ビストンリングの國內需要の殆んど全部を供給してゐるその年産額は輸出數量をも含んで五十萬本を超えるものと見られてゐる。

★ビストン

ビストンリングに比較してはビストンの需要は少いのでその製作工業も古くから東京ではヤマモト、大阪では日本ビストン等が活躍してはゐたがリングに於け

る様な大規模の生産機構の發達を見なかつた。併し最近では理研ビストンも愈々小型自動車界に進出を開始し大阪輕合金も小型サイズの製作に乘出す事となつたので將來はリングと併行して發展するものと見られる。従つて現在の年産收益は精々五萬個内外と見られるが之が十萬程度に達する日も遠くはあるまい。

★ミツシヨ

小型自動車のミツシヨンの製作は早くから發達し折柄擡頭し來つた自動三輪車の部分品が漸次國産化されると共に國産ミツシヨンにはメグロギヤールボックスを始めとして神戸ミツシヨンの優秀品が進出し近くは東洋ミツシヨンも之に参加して國産品の完璧を成就し國産小型自動車の全ミツシヨン需要を充足するに至りその年産は尠くとも二萬臺分を下るまいと見られてゐる。

★マグネットダイナモ

普通自動車の場合と同様に小型自動車の電機裝置の國産化も頗る困難とされて久しくボツシユ、ルーカス等の優秀な外國製品に市場を獨占されてゐたが三菱電機日立製作兩權威の進出を見るに及んで俄然外國製品は一大脅威を受くるに至つた加ふるに最近ではルーカスの國産化とも見られるM・D・C電裝も發表されるに至つて此處に國産電裝は全需要の七〇%以上を把握して尠くとも年産一萬臺分は完全に市場消化を約束される事となつたのである。

★ベアリング

小型自動車に用ひられるベアリングも普通自動車と同様S・K・F等の優秀外國製品に市場を獨占されてゐたが國産ベアリングN・S・K、I・K・F等が普通自動車界から漸次小型自動車界にも進出するに及び外國製品は漸次その地盤を蠶食されつゝある。併しS・K・Fの如

きは電裝のボツシユと同様多年に亘つて形成せるその需要界には確固たるものがあり俄かに國産品の侵略を許さず依然優秀性は一部市場に於て確認されてゐる。

★ブラグ

ブラグはボツシユを筆頭にチャンピオン、ロッヂ界の優秀外國製品が早くから旺んに輸入されてゐたが先づ・G・Kが國産ブラグの先驅として小型自動車界に出現し最近では更にT・P・S、マイティ等々の國産ブラグが市場に簇生するに及び外國製品は漸次後退しつゝあるが尙オートバイ界にあつては外國製品の需要に餘り變化を見ず殊に競走用として依然ロッヂ、チャンピオン等が愛好されてゐる模様である。

★氣化器

小型自動車の氣化器の國産化は普通自動車それより一段と困難視されて嘗て

日本氣化器で不成績に中絶された儘市場は全然アマル、シエブラー等の外國製品に獨占されてゐたが其後も密かに國産化の研究に餘念のなかつた日本氣化器は遂に最近に至つて完成品を得て市場に進出する迄となり他方關西にもトロー、ゴアヘッド等の國産キャブレターが出現するに及び漸く市場にも國産氣運が動き始めアマル製品の國産化計畫も頓に具體化するに至つてゐるが尙全需要の過半數は依然外國製品によつて充足されてゐる現狀である。

★チエーン

自轉車のチエーンは完全に國産化され之等優秀なる國産チエーンは今や旺んに海外市場に輸出されてゐる現狀であるが小型自動車用チエーンの國産化はその國內需要量が僅少である爲に大量生産制によるダックウオース、レノルド、コベントリー、ダイヤモンド、ブリリアント等

の外國製品に壓倒されて容易に確立しなかつたが最近頓に自動三輪車が發展しチエーンの國內需要にも激増を見るに及んで遂にダイア、トービー等の國産チエーンが出現するに至り此處に外國製品は大脅威を受ける事となつたが現在に於ては尙大勢は外國製品の全盛を示してゐる。

★タイヤ

普通自動車界にあつては本邦の特質とも見られるタクシーの異常なる發達に伴つてタイヤの需要は逐年増加して必然的に早くからタイヤの國産化が實現されたが普通自動車界に比較して遙かに需要量の少い小型自動車界に於ては外國製品が久しきに亘つて市場に存在した。併し自動三輪車の抬頭は俄然小型自動車用タイヤの需要を旺盛にし且そのサイズの種型はオートバイに比し極めて僅少なので此處には在來のダンロップの外にブ

リツヂストーン、グッドリツチが普通自動車界から進出し他方プリンスは自轉車界から進出するに及び輸入タイヤの壓迫を蒙つて市場からその姿を没し現在では僅かにコンブリートカーとして輸入されるオートバイに外國製品を見受けるのみとなつたのである。

國産タイヤ中にあつてはダンロップが一番古い歴史を有し英國の本社との關係から小型自動車用のサイズも各種型に亘つて最も多數に保有してゐるが之に遙かに遅れて小型自動車界に進出し來つたブリツヂストーンとグッドリツチは多種多様のサイズを常備する必要のあるオートバイ用のタイヤを當初から對象外に置いて専ら新興の自動三輪車小型四輪車用の數種のタイヤに全力を集中し純國産たる事を看板としてダンロップの牙城に挑戦し普通自動車界と同様に猛烈な三巴戦を演じ他方プリンスは關西にあつて獨自の地盤を開拓してゐるが最近小型四

輪車の急速なる發達は俄然タイヤ界を

刺戟し殊にグッドリツチの進出は一段と

目立つてゐる。

ダンロップ自動自轉車タイヤ卸賣値段表

| サイズ | コード | チエーン | サイズ | コード | チエーン |
|-------------------|-------|--------|-------------------|-------|-------|
| 24×2¼ | | ¥10.00 | 25×3.00 (3.00-19) | | 13.00 |
| 24×2½ | | 11.80 | 26×3.00 (3.00-20) | | 13.10 |
| 26×2¼ | | 11.30 | 26×3.25 (3.25-19) | | 13.20 |
| 26×2½ | | 13.30 | 26×3.50 (3.50-19) | | 14.00 |
| 26×2½×2¼ | | 13.30 | 24×4.00 (4.00-16) | | 14.20 |
| 26×3 | | 13.70 | 26×4.00 (4.00-18) | | 15.30 |
| 28×3 | | 15.30 | 27×4.00 (4.00-19) | | 16.50 |
| 27×3½ | | 16.50 | 27×4.40 (4.40-19) | | 19.00 |
| 650×65(耗) | | 13.90 | | | |
| S/S | | | B/E | | |
| 24×2.375 | | 11.90 | 24×3.30 | | 12.80 |
| 25×2.75 | | 12.70 | 25×3.30 | | 13.10 |
| 26×2.375 | | 12.50 | 26×3.30 | | 13.30 |
| 27×2.75 (2.75-21) | | 13.90 | 25×3.85 | | 14.40 |
| | | | 27×3.85 | | 15.50 |

(S.S.=針金式、B.E.=引掛式、總ター木ノ値段)

消音器警音器

自動車(小型自動車を含む)の騒音防止に關しては内務省の自動車取締令第十條第十一條及第十七條に規定されてあるのて該法令の主旨に副ふ可く全日本小型自動車協會關東支部では警視廳と協力して自動三輪車の消音器に就いては警視廳管下標準規格を制定し東京小型自動車商工組合も亦警視廳と協力してオートバイのマフラーに就いて大體各車種のオリヂナルに準據して管下公認型三十餘種を制定したが全國的には未だ何等具體的標準の定まつたものがなかつたので内務省當局では昭和十年末小型自動車中の自動三輪車の消音装置及一般自動車用(小型自動車を含む)警音器の検査標準を次の如く決定し全國各府縣に通牒を發して之が實施に努めしめる事となつた。

警保局警發甲第一七四號
昭和十年十二月十八日 内務省警保局長

各府縣長官殿

自動車ノ警音器及消音装置ノ取締ニ關スル件

自動車ノ運轉ニ因リテ生スル騒音ノ防止ニ關シテハ自動車取締令第十條第十一條及第十七條ノ規定有之候へ共未タ消音装置及警音器ノ性能ニ關シ具體的標準ノ定リタルモノ無之其ノ取締區々ニ互ルノ嫌アルヲ以テ爾今小型自動車タル自動三輪車ノ消音装置及一般自動車用警音器ノ検査標準ヲ左記ノ通りトシ之ニ適合セルモノニ對シテハ其ノ供給業者又ハ使用者ノ團體ヲ督勵スル等ノ方法ニ依リ新ニ使用セムトスル車輛ニ對シテハ車輛検査ノ時ヨリ之ヲ實施シ既ニ使用中ノ車輛ニ對シテモ供給ノ状態ヲ考慮シテナルヘク速ニ本標準ニ據ラシムル様御配慮相煩度

追テ現在使用サレツ、アル一般自動三輪車ノ消音装置及一般自動車ノ警音器中數種ノモノニ付今回當局ニ於テ検査

シタル結果左記標準ノ條件ヲ具備スルモノト認メタル、モノ別表及添付圖面ノ通りニ付取締上參稽セラレ度申添候

一、消音装置

小型自動車タル自動三輪車(前輪驅動ノモノヲ除ク)ノ消音装置ニ付テハ東京市電氣研究所備付ノ騒音測定装置ヲ用ヒ原動機ノ全負荷ノ状態ニテ其ノ回轉數毎分二、五〇〇ノトキ消音装置ノ吐出口ヨリ一米ノ距離ニ於テ測定装置ノ「マイクログフォン」ヲ吐出口ノ末端ニ對シ四十五度ニ斜面セシメテ測定シタル場合音ノ大サ六五「デシベル」ニ滿タサル消音効力ヲ有スルモノヲ自動車取締令第十一條ノ「適當ナル消音装置」ト認ムルコト

二、警音器

東京市電氣研究所防音室ニ於テ同所備付騒音試験測定装置ニテ所定ノ測定方法ニ依リ測定ノ結果基本周波數毎秒一七條ニ規定シタル「軟調ノ警音器」ト認ムルコト。

〇〇「サイクル」乃至二〇〇「サイクル」音ノ大サ六五「デシベル」乃至八〇「デシベル」ノモノニシテ且ツ其ノ音色ノ惡質ナラサルモノヲ自動車取締令第十

シベル」ノモノニシテ且ツ其ノ音色ノ惡質ナラサルモノヲ自動車取締令第十

標準消音装置第壹表

小型自動車(自動三輪車)ノ消音装置ノ所定ノ消音効果ヲ現シタルモノヲ例示スレバ次ノ如シ。(昭和拾年七月検査)

| 行程式 | 氣筒總容積(立方種) | 氣筒數 | 排氣管數 | 消音裝置吐出口 | 型別 |
|-----|------------|-----|------|---------|------|
| 四 | 七五〇C・C(以下) | 二 | 二 | 一 | 第一號型 |
| 四 | 六五〇C・C(以下) | 二 | 二 | 一 | 第二號型 |
| 四 | 六五〇C・C(以下) | 二 | 二 | 一 | 第三號型 |
| 四 | 六五〇C・C(以下) | 二 | 二 | 一 | 第四號型 |
| 四 | 六五〇C・C(以下) | 二 | 二 | 一 | 第五號型 |

「說明……全日本小型自動車協會」

- 第一號 警視廳制定型單排氣孔のもの (六ミリのもの) (試作 材料鐵板を厚くして 八ミリのもの)
 - 第二號 警視廳型單排氣孔のもの (試作 材料鐵板を厚くして 一〇ミリのもの)
 - 第三號 同 (試作 材料鐵板を厚くして 一〇ミリのもの)
 - 第四號 大阪府公認型のもの (單排氣孔に變更のもの)
 - 第五號 警視廳制定型復排氣孔のもの (六ミリのもの)
- (備考) ミリを以て表すは内部ロートを取付けたるものに穿つ孔の直徑なり
- 七五〇CC以下單氣筒 單排氣管のもの 從來の東京型
 - 七五〇CC以下復氣筒 單排氣管のもの 從來の東京型
 - 六五〇CC以下單氣筒 單排氣管のもの 從來の東京型の試作 8mm 10mmのものにして材料鐵板厚さのもの大阪型シンケルもの
 - 六五〇CC以下單氣筒 復排氣管のもの 從來の東京型

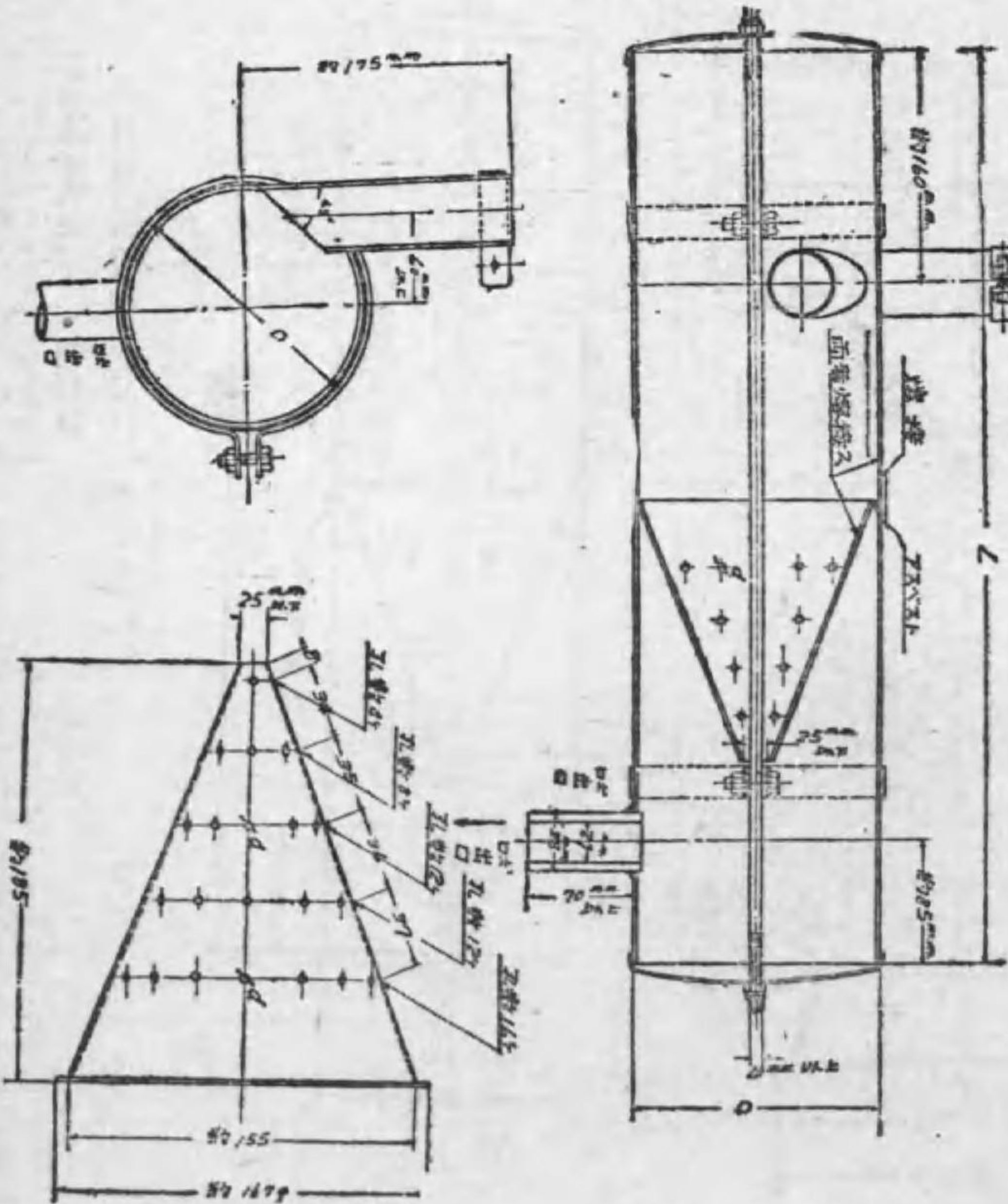
標準警音器第壹表 (昭和十年八月検査)

今回ノ試験ニ於テ所定ノ軟調音ヲ發スル警音器ト認メタルモノヲ例示スレバ次ノ如シ

| 種別 | 名 | 稱 | 音 | | 備考 |
|------|-----------------|-----------|-----------------|-------------------|----------|
| | | | 音の大きさ (デシベル) | 基本周波數 (サイクル毎秒) | |
| 第一號型 | 手押ボア、ホーン二號 | (中型) | 七六 | 一〇六 | 良質 東京宮本製 |
| 第二號型 | 手押ボア、ホーン三號 | (小型) | 七七 | 一〇七 | 良質 同 |
| 第三號型 | 手押ストリートボア、ホーン四號 | (小型) | 六九 | 一〇七 | 良質 同 |
| 第四號型 | 手押ルーカス、ホーン一號 | (二ツ卷) | 七五 | 一七一 | 良質 同 |
| 第五號型 | 手押ルーカス、ホーン四號 | (二ツ卷、特大型) | 七七 | 一六一 | 良質 同 |
| 第六號型 | 手押ルーカス、ホーン | (二ツ卷) | 七九 | 一八四 | 良質 大阪河村製 |
| 第七號型 | 手押圓筒形、ホーン | (二二〇號) | 七五 | 一四七 | 良質 同 |

【註】音の大きさ「デシベル」は音壓千分の二「ダイーン毎平方種」なる千サイクル(毎秒)の音の大きさを標準とす。
 六〇「デシベル」は二「ダイーン毎平方種」なる音壓を有す。
 以上

標準警音装置 第一圖 自動三輪車用消音装置 第一號型

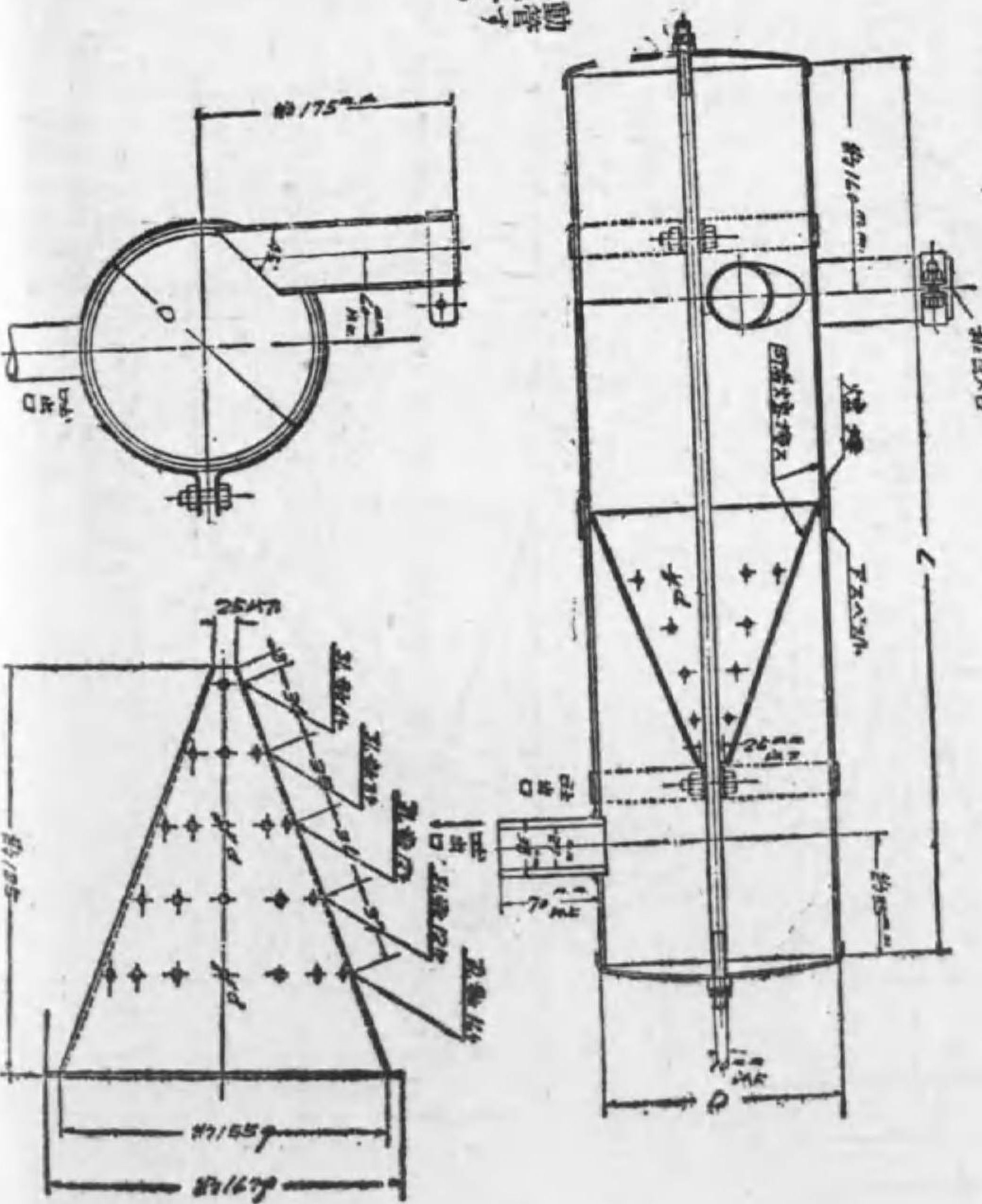


排氣入口 { 内徑 = 44.5mm (1 3/4") } 又は原動機排氣管
 { 外徑 = 47mm (1 7/8") } に適合するもの

吐出口 { 内徑 = 29mm (1 1/8") } 以下
 { 外徑 = 38mm (1 1/2") } 以上

L = 630 mm 以上
 D = 170 mm 以上
 喇叭厚 $\delta = 1.00$ mm 以上
 鏡板厚 $\delta = 1.20$ mm 以上
 漏斗厚 $\delta = 0.6$ mm 以上
 $d = 6$ mm孔數52

標準消音裝置 第二號型
自動三輪車用消音裝置 第二號型

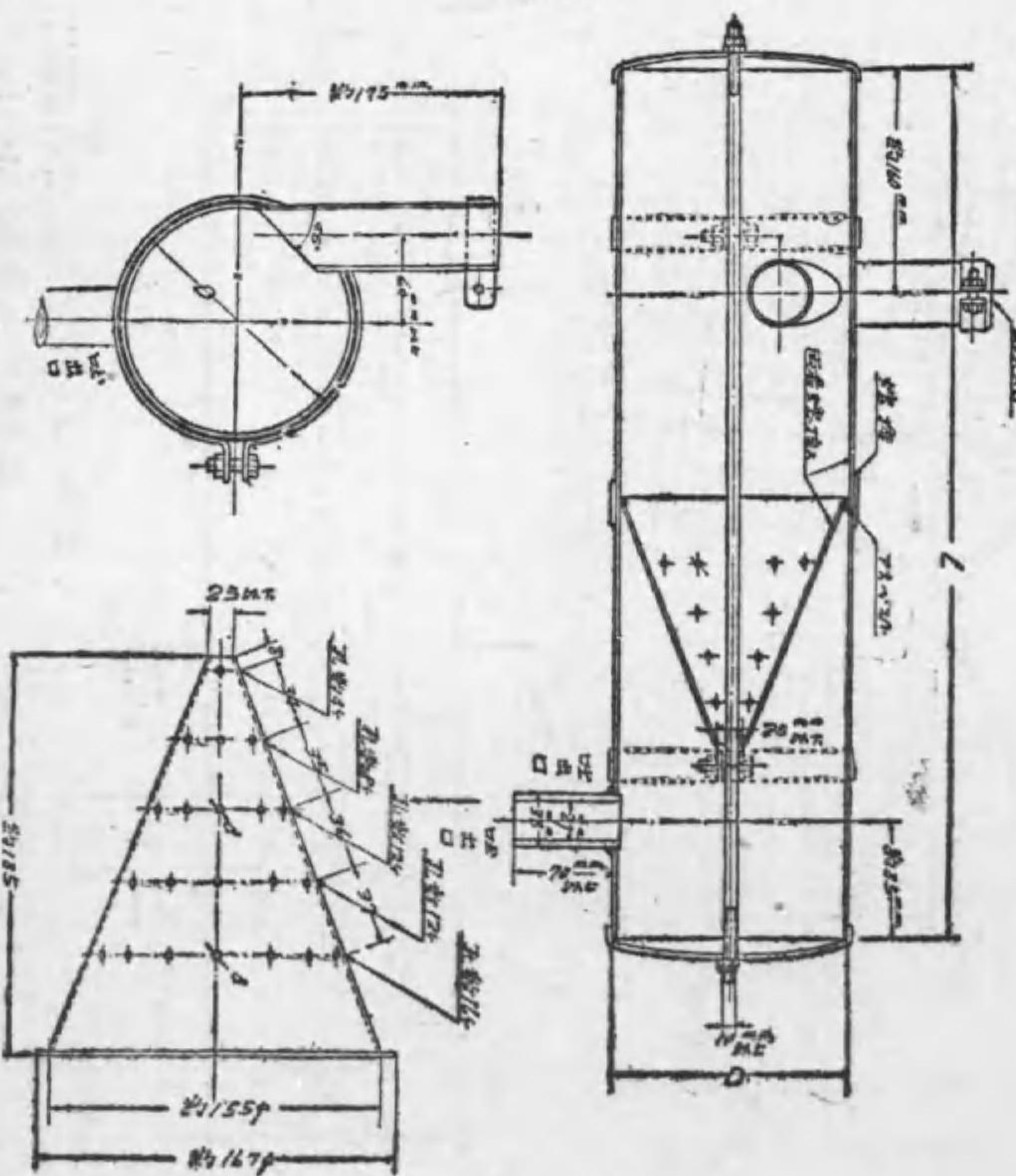


L = 620 mm 以上
D = 170 mm 以上
胴板厚さ = 1.20 mm 以上
鏡板厚さ = 1.40 mm 以上
漏斗厚さ = 0.8 mm 以上
d = 8 mm 孔數52

排氣入口 { 内徑 = 44.5mm (1 3/4") } 又は原動機排氣管に適合するもの
 { 外徑 = 47 mm (1 7/8") }

吐出口 { 内徑 = 29mm (1 1/8") } 以下
 { 外徑 = 38mm (1 1/2") } 以上

標準消音裝置 第三號型
自動三輪車用消音裝置 第三號型

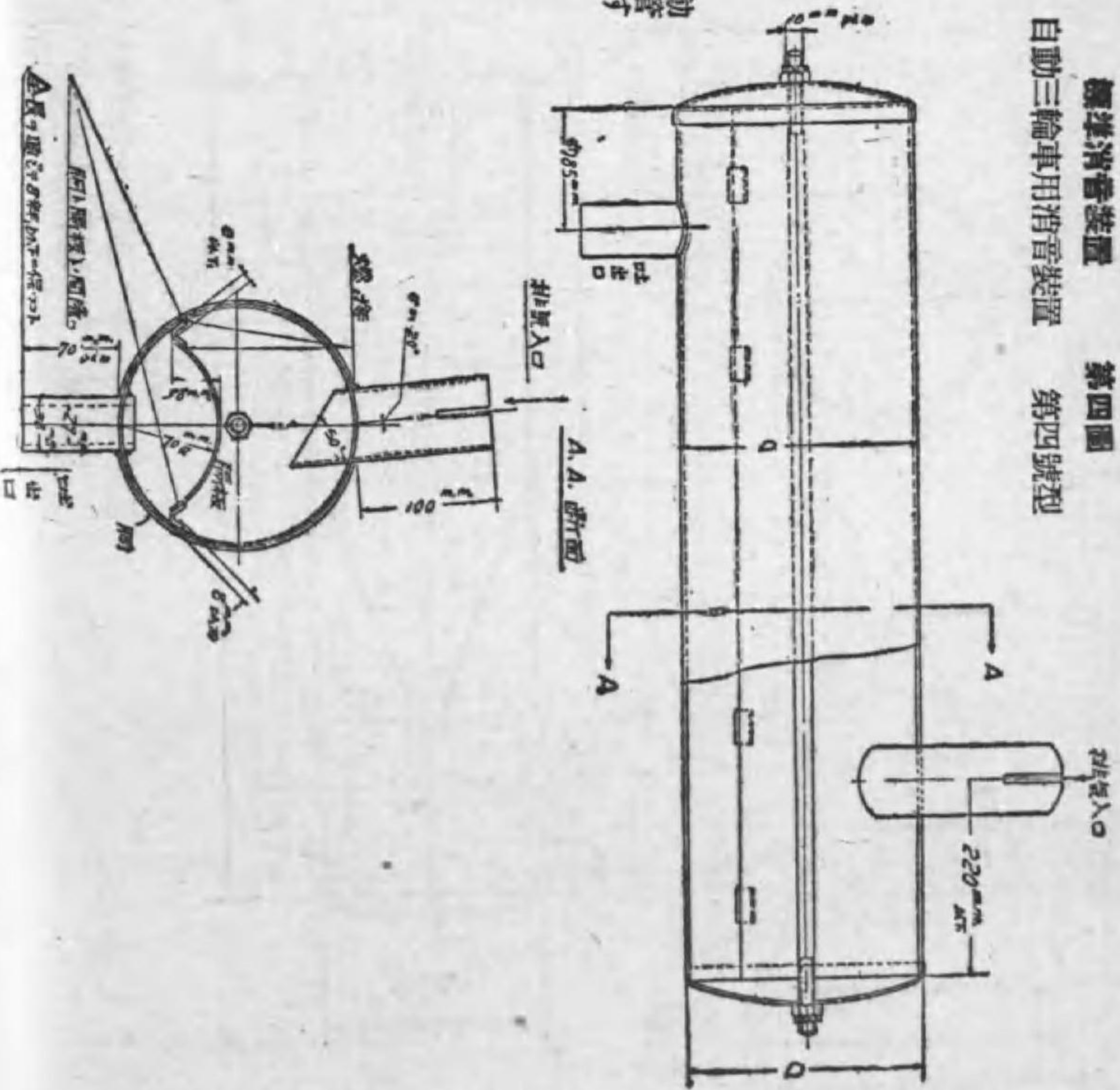


L = 630 mm 以上
D = 170 mm 以上
胴板厚さ = 1.40 mm 以上
鏡板厚さ = 1.60 mm 以上
漏斗厚さ = 0.8 mm 以上
d = 10 mm 孔數52

排氣入口 { 内徑 = 44.5mm (1 3/4") } 又は原動機排氣管に適合するもの
 { 外徑 = 47 mm (1 7/8") }

吐出口 { 内徑 = 29mm (1 1/8") } 以下
 { 外徑 = 38mm (1 1/2") } 以上

標準消音裝置 第四號型
自動三輪車用消音裝置 第四號型

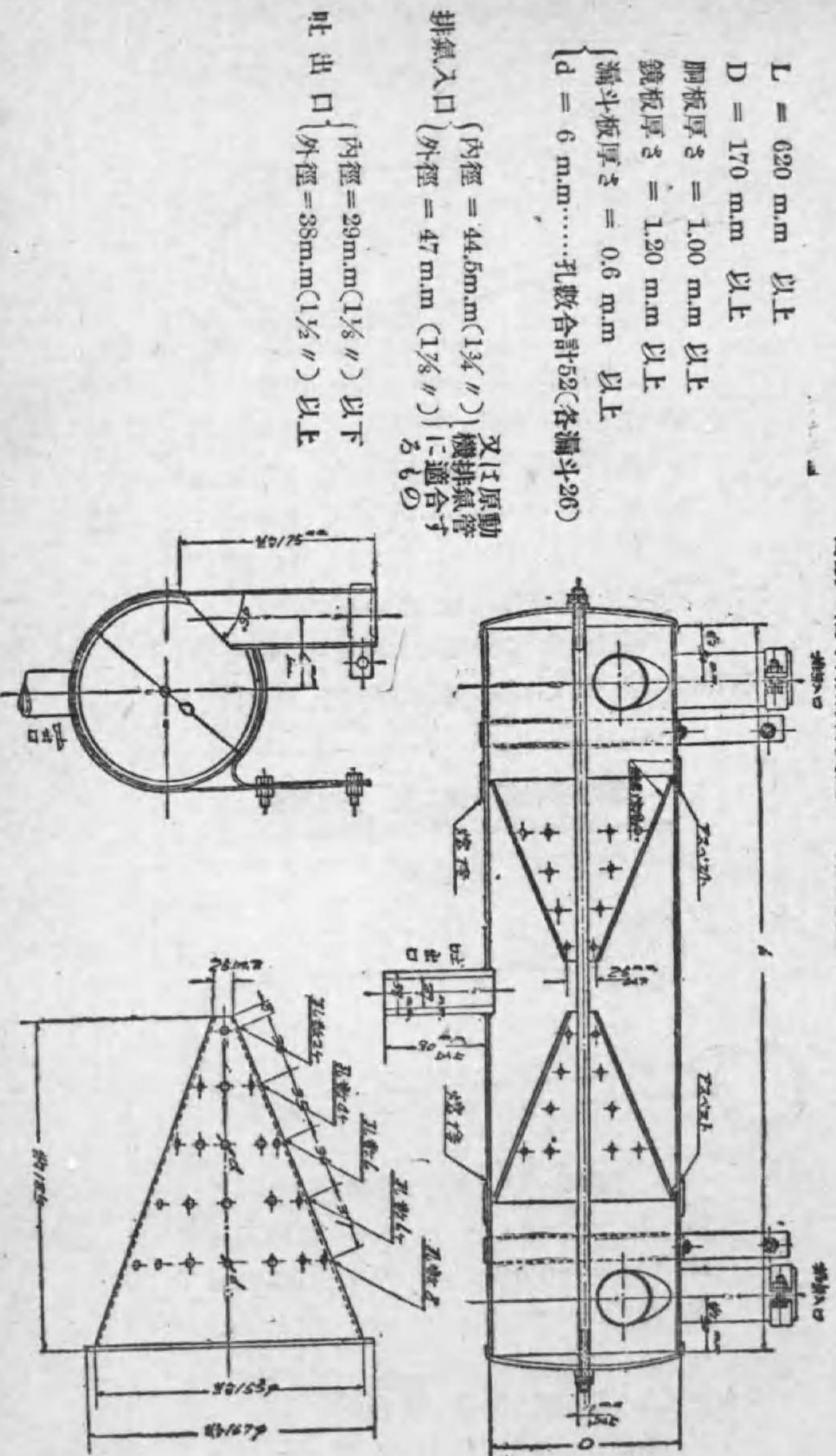


L = 620 m.m 以上
D = 170 m.m 以上
胴板厚さ = 1.50 m.m 以上
鏡板厚さ = 1.50 m.m 以上
隔板厚さ = 3.0 m.m 以上

排氣入口 { 内徑 = 44.5m.m(1 $\frac{3}{4}$ ") } 又は原動機排氣管に適合する
 { 外徑 = 47 m.m(1 $\frac{1}{2}$ ") }

吐出口 { 内徑 = 29m.m(1 $\frac{1}{8}$ ") 以下
 { 外徑 = 38m.m(1 $\frac{1}{2}$ ") 以上

標準消音裝置 第五號型
自動三輪車用消音裝置 第五號型

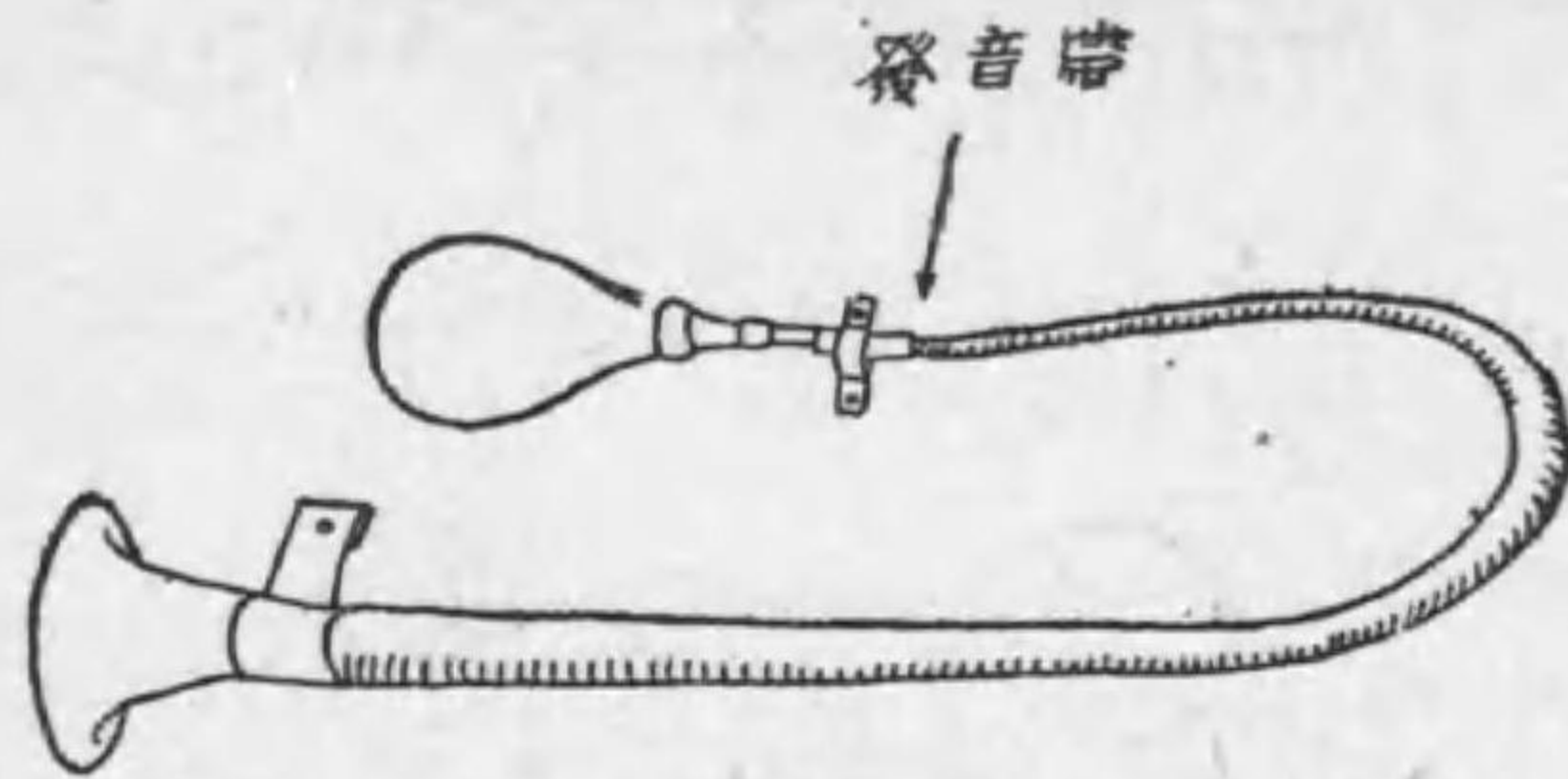


L = 620 m.m 以上
D = 170 m.m 以上
胴板厚さ = 1.00 m.m 以上
鏡板厚さ = 1.20 m.m 以上
漏斗板厚さ = 0.6 m.m 以上
{ d = 6 m.m.....孔數合計52(各漏斗26)

排氣入口 { 内徑 = 44.5m.m(1 $\frac{3}{4}$ ") } 又は原動機排氣管に適合する
 { 外徑 = 47 m.m(1 $\frac{1}{2}$ ") }

吐出口 { 内徑 = 29m.m(1 $\frac{1}{8}$ ") 以下
 { 外徑 = 38m.m(1 $\frac{1}{2}$ ") 以上

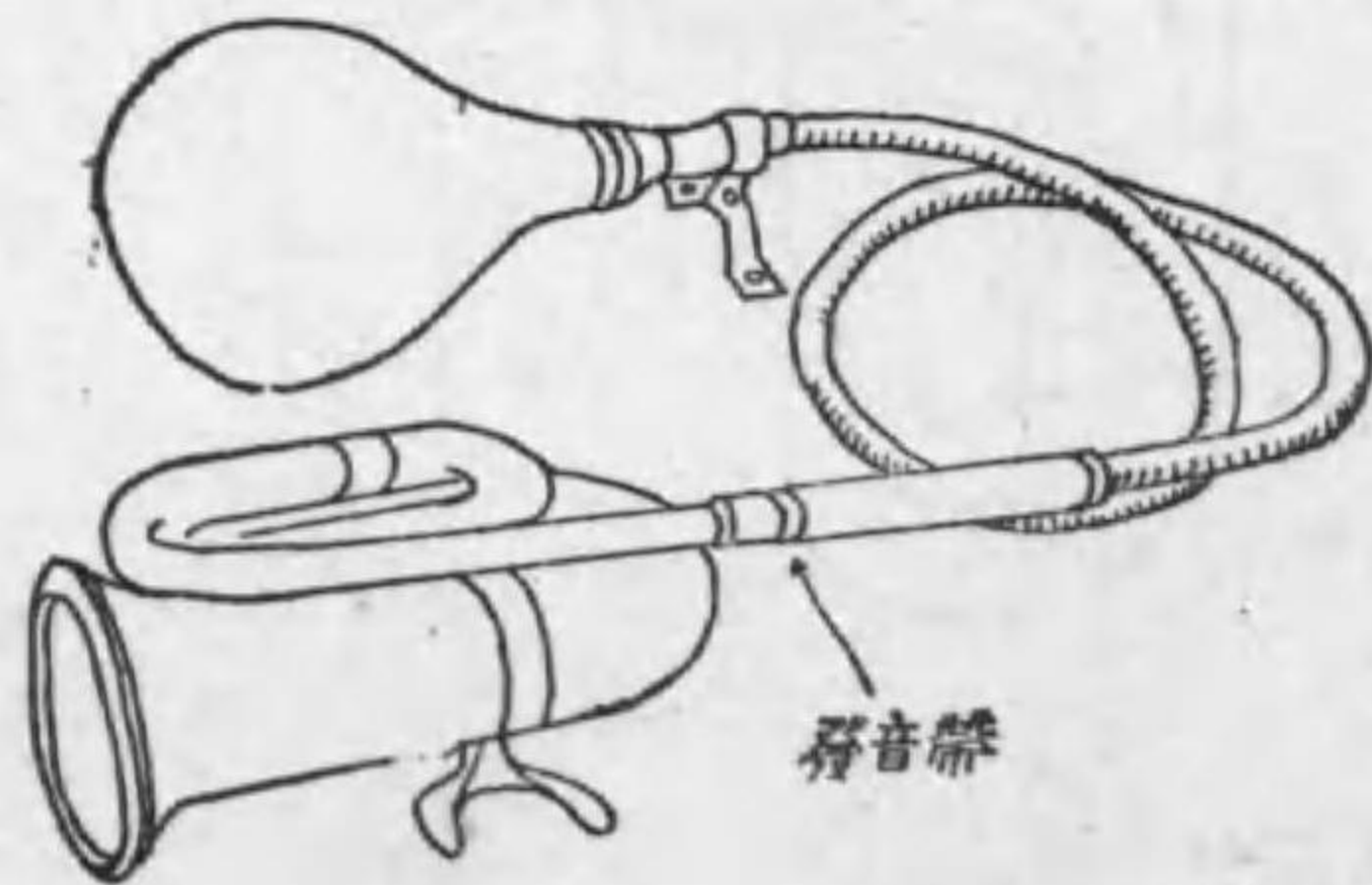
標準警音器 第三圖 第三號型



手押ストレート ボーア ホーン四號(小型)
 長さ 1460 m.m
 口徑 132 m.m
 重量 0.87 kg
 ゴム 16 番

ラセン管太み接続部分外徑 37 m.m
 パイプ接続部分(細き部分)外徑 12 m.m
 發音帶は第一號又は第二號

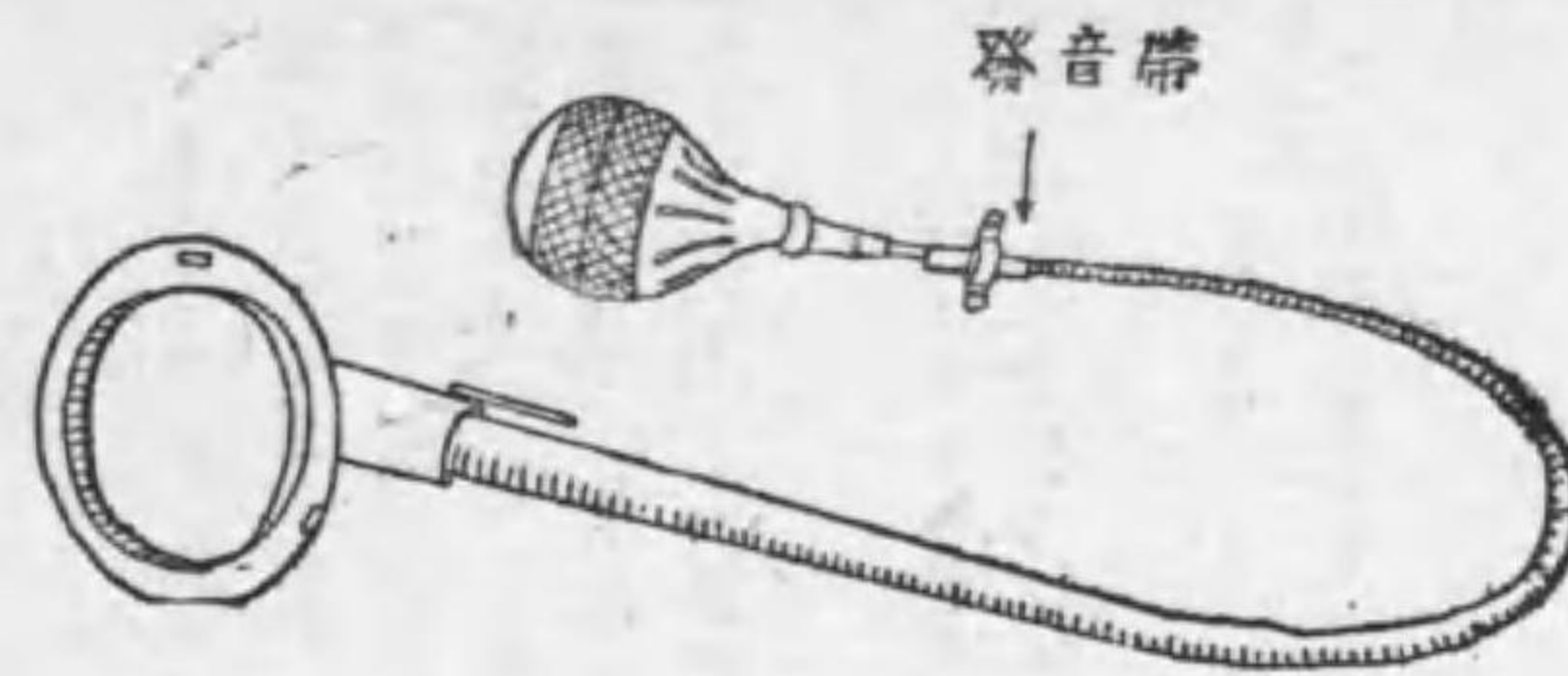
標準警音器 第四圖 第四號型



手押ルーカス、ホーン壹號(二ツ卷)
 長さ 1330 m.m
 口徑 87 m.m
 重量 0.83 kg
 ゴム 16 番

發音帶は第三號又は第四號

標準警音器 第一圖 第一號型



手押ボーア、ホーン貳號(中型)

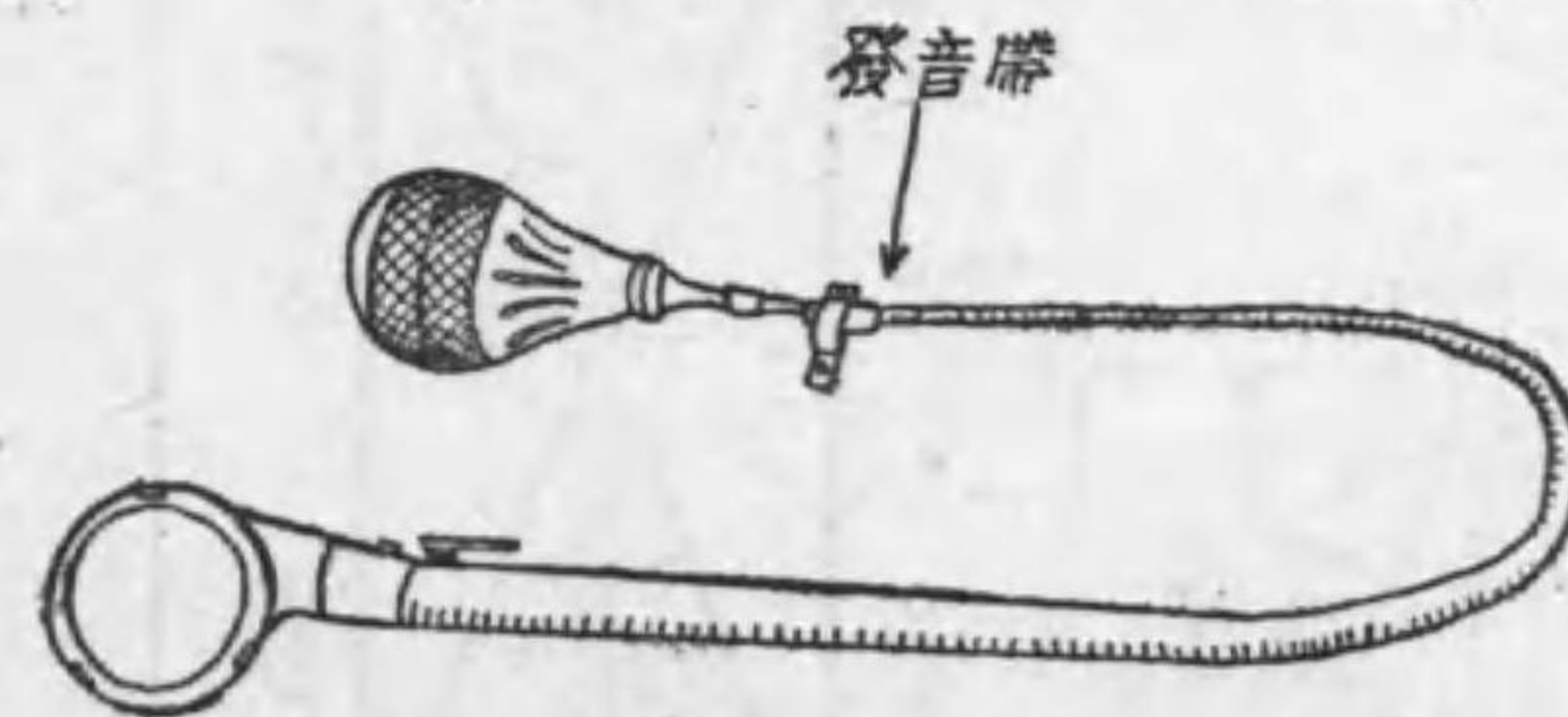
長さ 1750 m.m
 口徑 178 m.m
 重量 1.09 kg
 ゴム 16 番

ラセン管太み接続部分外徑 37 m.m

パイプ接続部分(細き部分)外徑 12 m.m

發音帶は第一號又は第二號(別圖参照、以下同じ)

標準警音器 第二圖 第二號型



手押ボーア、ホーン參號(小型)

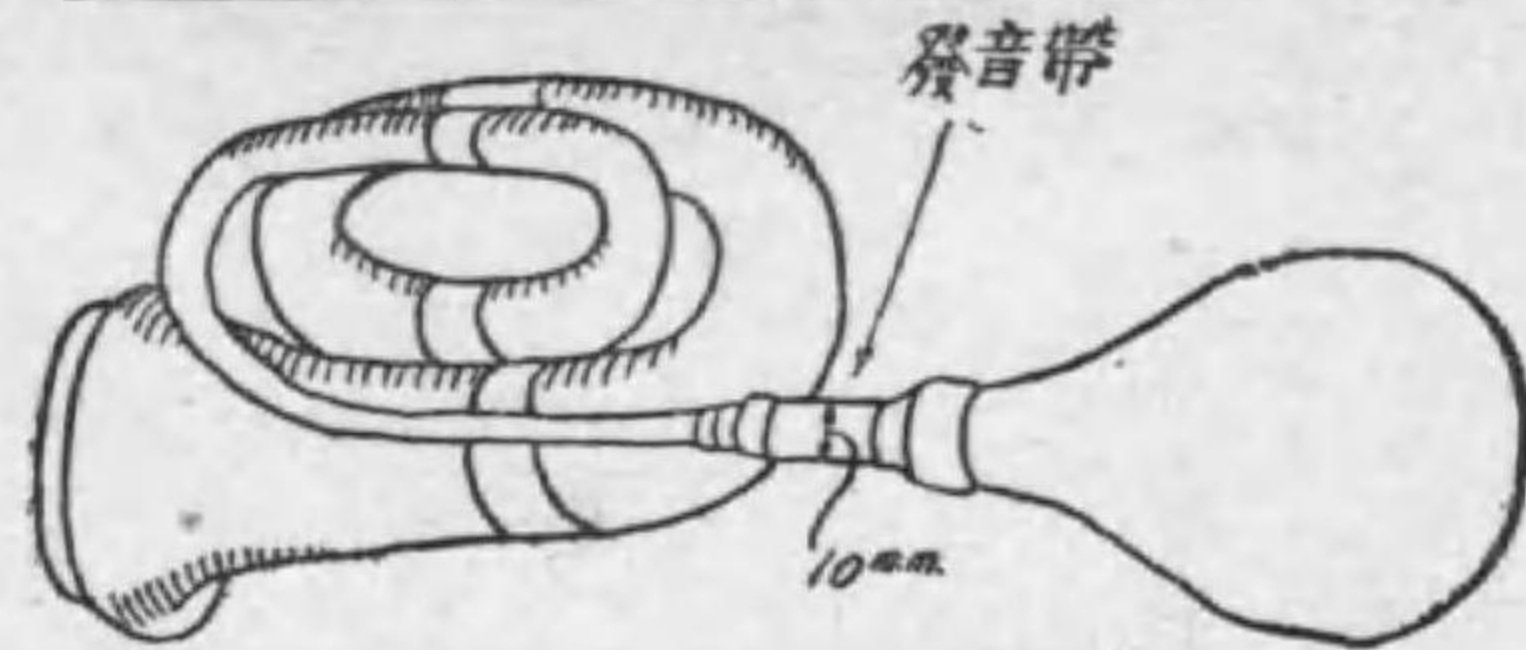
長さ 1450 m.m
 口徑 132 m.m
 重量 0.863 kg
 ゴム 16 番

ラセン管太み接続部分外徑 37 m.m

パイプ接続部分(細き部分)外徑 12 m.m

發音帶は第一號又は第二號

標準警音器 第六圖 第六號型



手押ルーカス、ホーン 116號 (二ツ卷)

口径 75 m.m

ゴム 直徑94 m.m

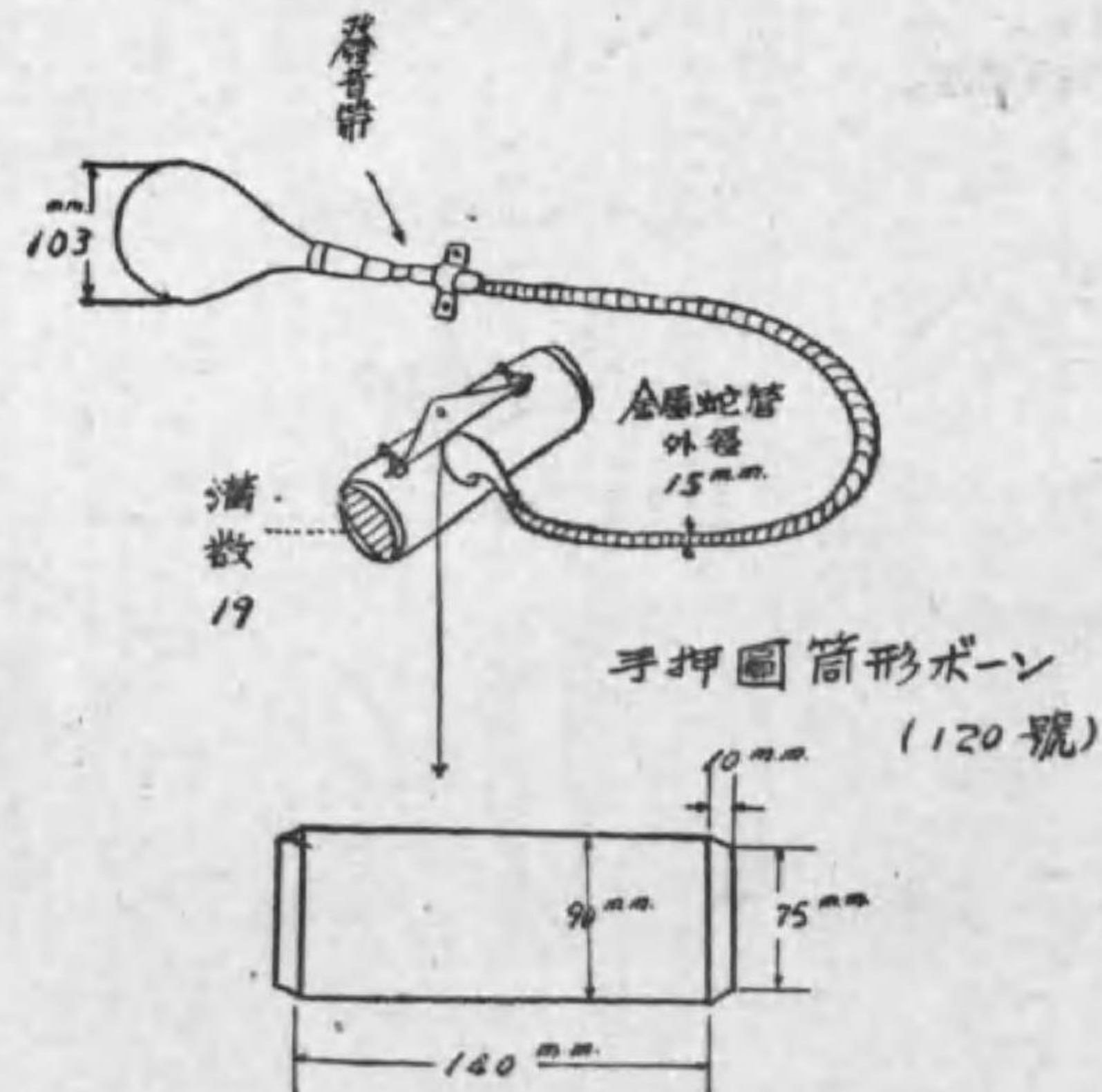
發音帶 全長 60 m.m 直徑 13 m.m

羽根長 45 m.m 羽根巾 10.2 m.m

厚 6 m.m 羽根厚 0.6 m.m

(本圖の數字は概數を示す)

標準警音器 第七圖 第七號型



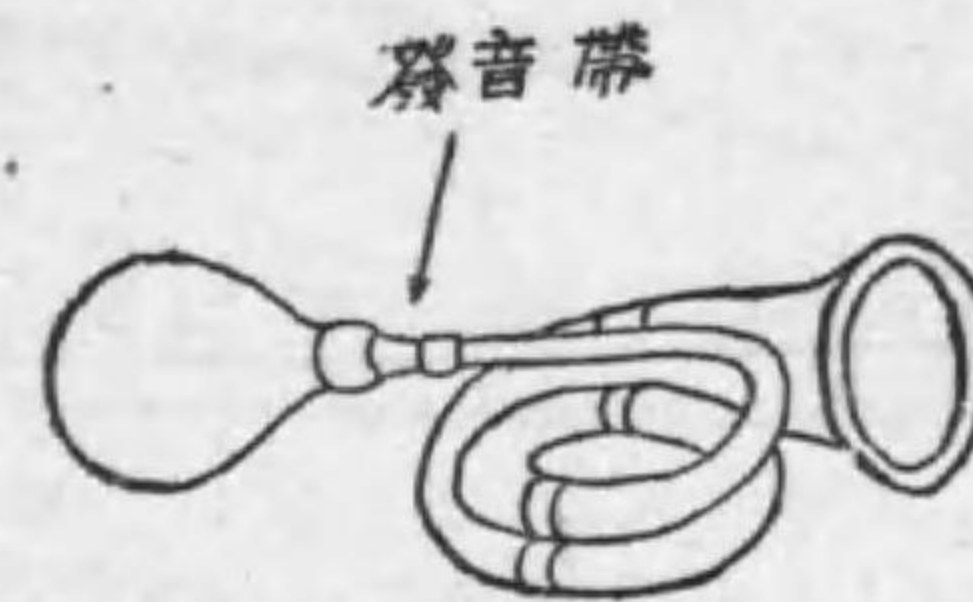
發音帶 全長 60 m.m 直徑 13 m.m

羽根長 44 m.m 羽根巾 10.2 m.m

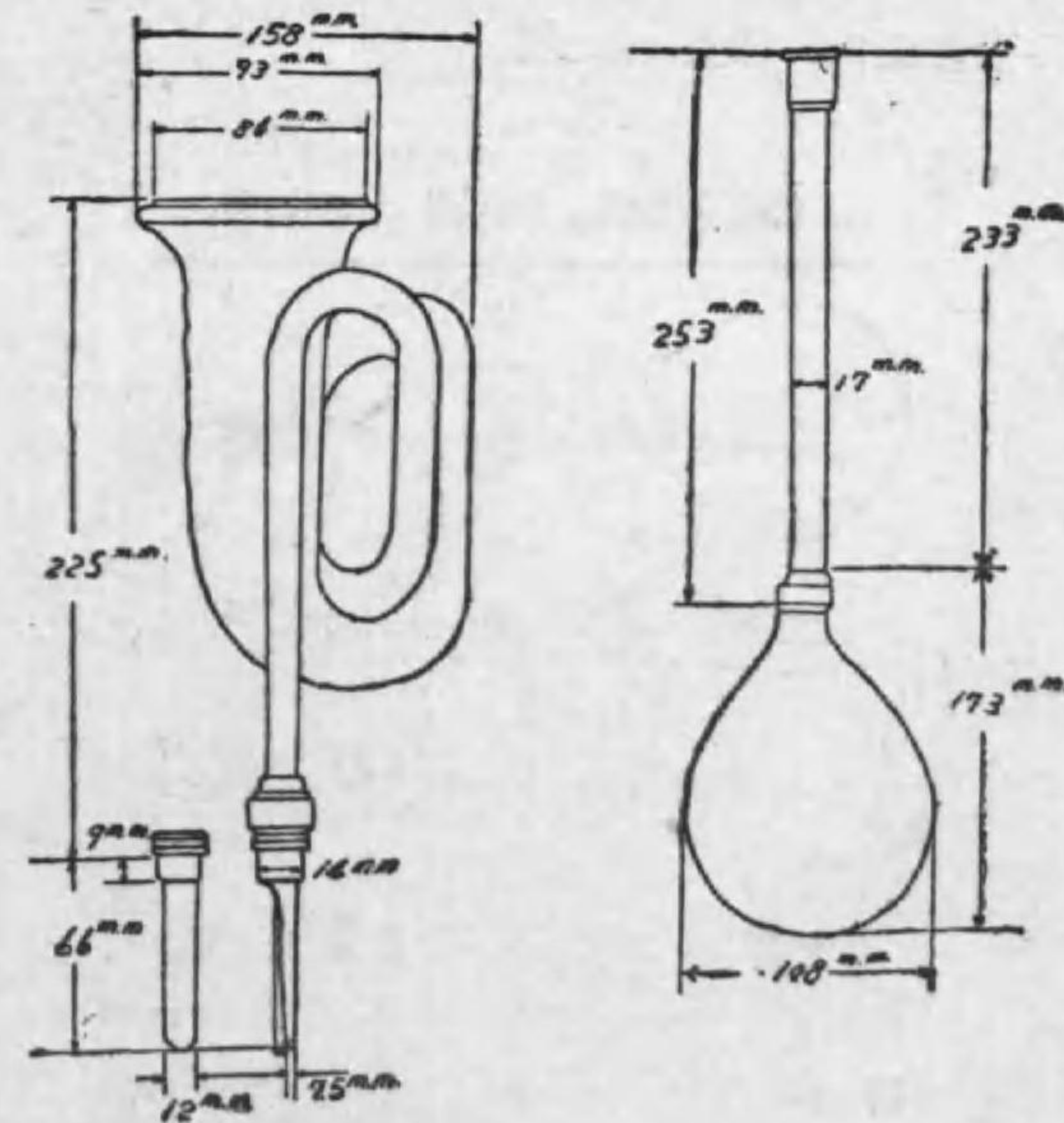
厚み 6 m.m 羽根厚 0.6 m.m

(本圖の數字は概數を示す)

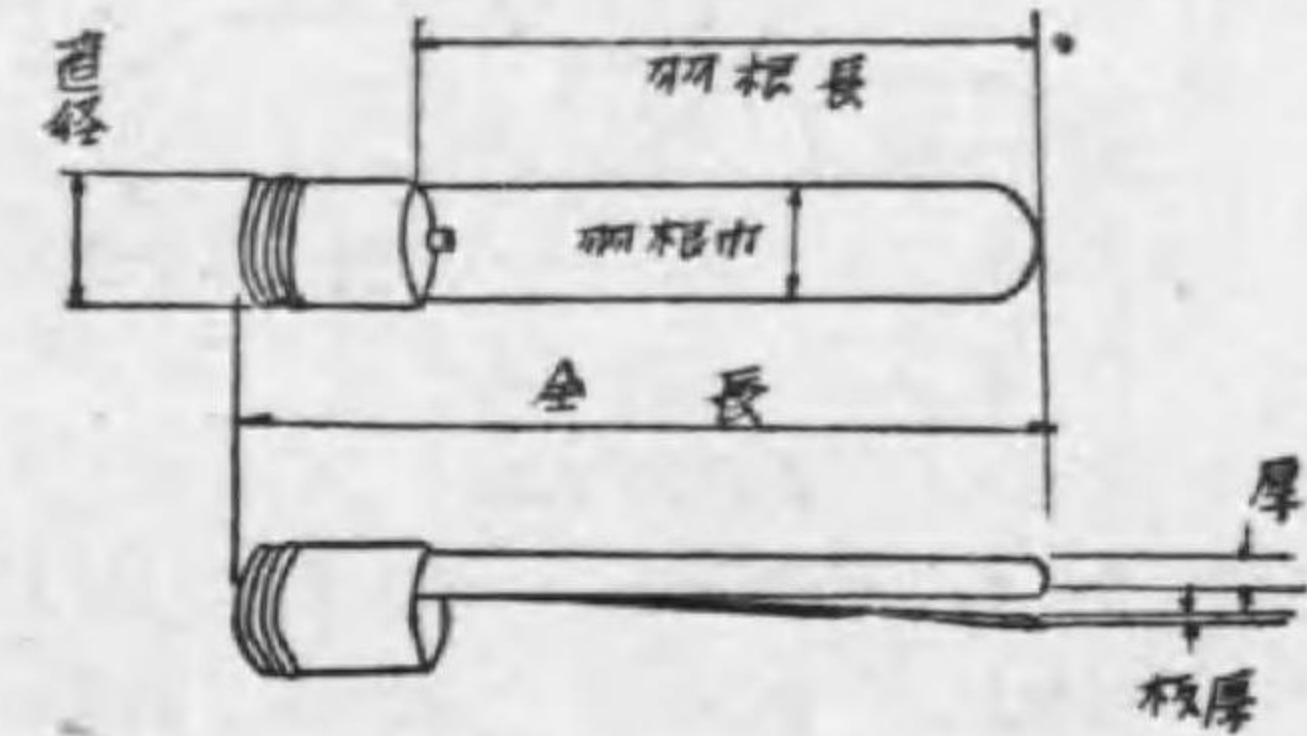
標準警音器 第五圖 第五號型



手押ルーカス、ホーン四號(特大型、二ツ卷)



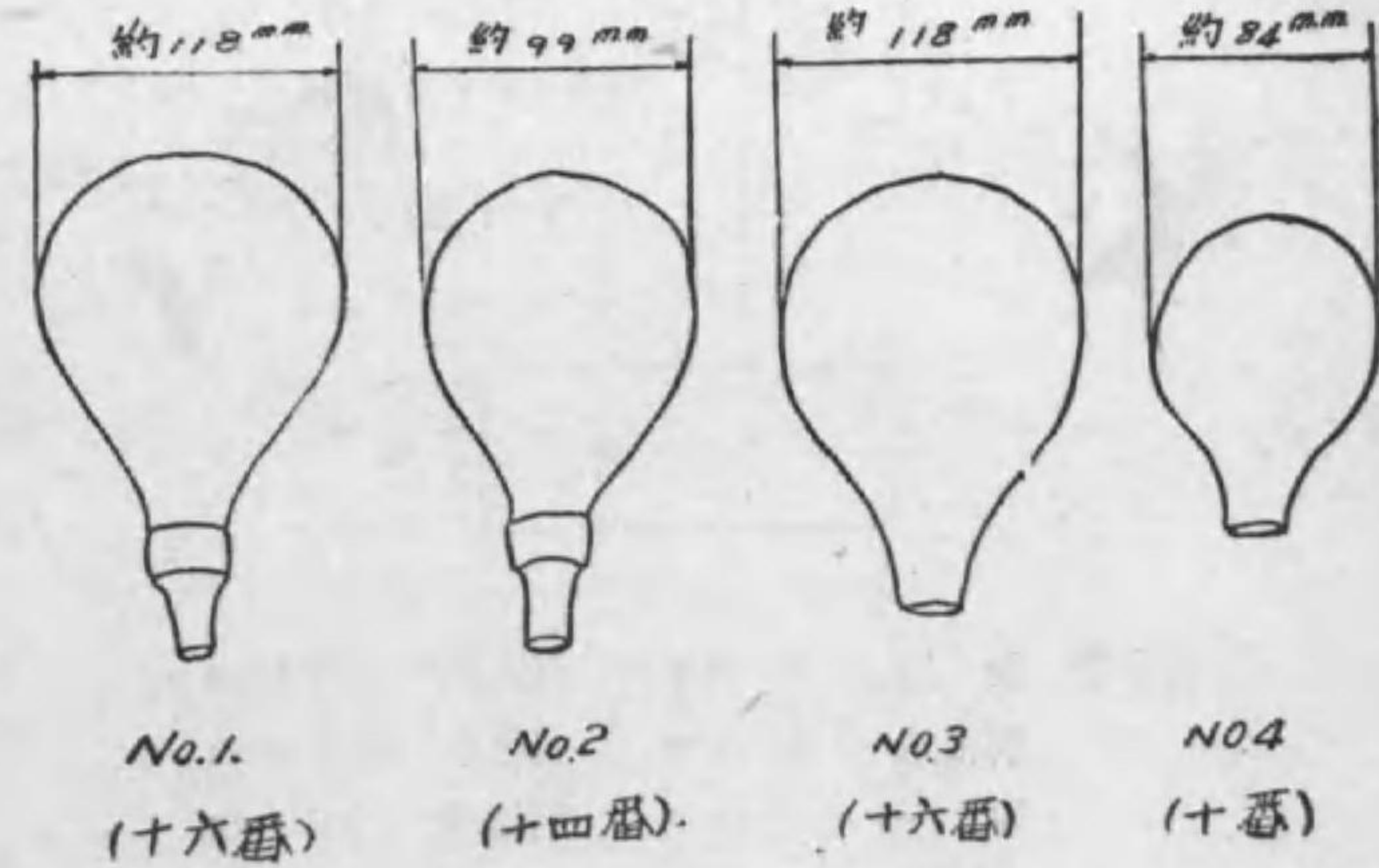
發音帶



| 種別 | 直径 | 羽根巾 | 全長 | 羽根長 | 厚 | 板厚 |
|----------------------|----|-----|----|-----|-----|-----|
| ホア-ホン用 (第一號及第二號) | 14 | 12 | 73 | 57 | 6.5 | 0.7 |
| ルーカスホン用 (第三號及第四號) | 14 | 12 | 63 | 47 | 6.5 | 0.7 |

本表ハ m.m. ヲ以テ示ス

ゴムスポイト



全日本小型自動車協會
消音裝置取扱規約

第一條 小型自動車用標準型消音裝置
(昭和十年十二月十八日警保局警發甲
第一七四號警保局長通牒ニ依ルモノ)
ノ取扱ニ關シテハ本規約ニ依ルモノト
ス

第二條 本協會員ニシテ前條ノ消音裝置
ノ製作ヲ爲サムトスルモノハ別表様式
第一號ニ依リ豫メ製作責任者ヲ協會ニ
届出テ同時ニ其ノ製作ニ係ル消音裝置
ノ見本ヲ提出スルコト
但シ見本品ハ協會ニ於テ之ヲ保管シ返
付セサルモノトス

前項ノ見本品ニ就テハ協會技術委員會
ニ於テ之ヲ審査シ合格シタルトキハ協
會ヨリ所定標板ヲ交付シ其ノ使用ヲ認
ムルモノトス

第三條 前條ノ規定ニ依リ標板ノ使用ヲ
認メラレタル者ハ別表様式第二號ノ誓

約書ヲ協會ニ提出シタル上交付ヲ受ケ
タル標板ヲ自製品ニ附シテ其ノ製作責
任ヲ明ラカナラシムルモノトス

第四條 協會ニ於テ必要ト認ムルトキハ
第二條ノ規定ニ依リ標板ノ使用ヲ認メ
タル者ノ製品ニ對シ臨時検査ヲ行フモ
ノトス

第五條 協會ニ於テハ標板整理簿ヲ備付
ケ左記各項ニ就キ記録スルコト
一、年度記號、製作所名、製作責任者
名
二、標板發行番號(番號ハ協會通シ番
號トス)
三、頒布年月日及頒布數量
第六條 一旦頒布ヲ受ケタル標板ハ之ヲ
返品スルコトヲ得サルモノトス
第七條 標板ハ消音裝置壹個ニ付壹枚ヲ
使用スルモノトス

第八條 第二條ノ規定ニ依リ協會ヨリ頒
布ヲ受ケタル標板ハ之ヲ他人ニ譲渡若
クハ轉賣スルコトヲ得サルモノトス

第九條 本規約ニ違背シタル會員ニ對ス
ル處置ニ關シテハ本部理事會之ヲ裁決
ス

(附帶申合)
一、技術委員會ニ於ケル見本品審査ノ
際ハ取締當局ノ立會ヲ乞フコト
二、標板ハ各製作希望者ノ申込ニ依リ
本部ニテ製作スルコト

(以下省略)

【別表様式第一號】
自動三輪車用標準消音裝置製作届
製作所々在
製作所名
一、製作ニ係ル標準型消音裝置ノ型式
號型該當ノモノ
昭和十年十二月十
八日內務省警保局
長通牒第一七四號
別表ニ依ル
二、製作責任者名
右ハ全日本小型自動車協會消音裝置取扱
規約ニ從ヒ當所ニ於テ製作致度候ニ付見
本品相添へ此段及御届候也

昭和年月日

右製作責任者

全日本小型自動車協會員

氏名

全日本小型自動車協會

理事長 殿

【別表様式第二號】

誓約書

今回全日本小型自動車協會消音装置取扱規約ニ基キ弊所ニ於テ消音装置ノ製作ニ從事致スコト、相成候ニ付テハ該規約ヲ遵守シ自今見本品ニ相違シタル消音装置ハ決シテ供給仕ル間敷此段誓約候也

昭和年月日

製作所々在地

製作所名

全日本小型自動車協會々員

責任者 氏名

全日本小型自動車協會

理事長 殿

消音装置標板ノ圖形

| | |
|-----------------------|--------|
| 製作所々在地名 (町名、番地共) | |
| 製作者名(會社ハ會社ノミ、個人ハ氏名) | |
| (年度記録) 1936 | 協會通シ番號 |
| 標準消音裝置 第 號型 | |
| 全日本小型自動車協會 (協會マーク刻印) | |
| 東京、芝區、田村町一、飛行館内 | |

【備考】

材質……真鍮板

厚サ……1/2耗乃至1耗

黒塗金文字(但シ文字ハ地肌ニテ可)

四隅ニ固定孔ヲ穿ツ

協會刻印及ビ

協會頒布番號ハ協會ニテ刻印スルコ

トトシ其他ハ全部焼付表示トス

燃料

我國の石油産出量は年産原油僅かに、一、九三五、〇〇〇バレルでありその確地下埋藏量も亦僅かに四〇、〇〇〇、〇〇〇バレルに過ぎない。而も其一ヶ年間の消費量は一九三三年に於て既に一四、〇〇〇、〇〇〇バレルに達してゐる(世界主要國石油一覽表参照)非常時に直面する我國にとつて燃料問題の解決は國策樹立の主要題目であらねばならない。商工省が石油業界に於ける混亂防止及び國防上の見地に立ち石油業をして國家管理に移す可く昭和九年七月一日より石油業法を制定實施し石油業の許可制度、貯油義務を規定し國內製油業の發達と國防上の缺陷を補正し市場統制を計るに至つた事は當然である。石油業法實施以來既に一年と十個月を経たる今日尙貯油義務の完全なる履行を見るに至らない事は甚

だ遺憾であるが兎まれ石油業法制定を一新紀元として、燃料自給自足の一大國策遂行に歩一步工作が進められる事となつたのは喜ぶ可き動向としなければならぬ。

小型自動車原動機の燃料たる石油中の揮發油の我國に於ける生産高は昭和九年に於て四九〇、六九一キロ立、その内僅かに四七、〇八六キロ立が内地原料油から生産され残餘の九割以上は輸入原料油から生産されてゐる現狀である(本邦揮發油生産高内外原料油別累年表参照)而もその國內消費量は逐年増加して昭和九年度に於ては一、〇七三、五九六キロ立に達し國內生産高はその五四%を供給するに止まり四六%を更に揮發油として海外から輸入してゐる(本邦揮發油需要量参照)國際貸借の關係上からもガソリン消費の節約が我國の急務である事は論を俟たない。

世界原油總産額は逐年増加しつつある

が天然資源の埋藏量には限りがある。

(世界原油總産額表及世界主要國石油一覽表参照)一部論者の説くが如き石油の世界的飢饉は當分を豫想しないとしても近時の世界的石油消費量増加率を以て進むときは數年ならずして世界的石油供給の澁滞を招來し必然的に各國石油市價の高騰を見る事は充分に豫想し得る。事態は既に最近の我國の輸入原油高によつても推測し得るであらう。更に國內情勢に於てはガソリン市價は輸入原油高以外に近く實施されんとする關稅引上げ、貯油義務強行、ガソリン消費稅賦課等を理由として連續的高騰氣配を示してゐる。今やガソリン消費量の如何は國家の重大問題たるのみならず實にガソリン消費者自體の死活問題ともなりつつあるのである。

即ち之を東京市内のタクシーのみに就いて見るも一日のガソリン消費量一五、〇〇〇ガロン、その價格四六、〇〇

〇圓、一ヶ年にして四一、九七五、〇〇
 〇ガロン、一六、七九〇、〇〇〇圓と推定され更に全國に於けるタクシーの一ヶ年間の消費量は實に一二五、九二五、〇〇〇ガロン、その價格五〇、三七〇、〇〇〇圓と云ふ巨額に達してゐるのであつて加ふるにタクシー以外の普通自動車のガソリン消費を以てすれば驚く可き巨額に達するのであつて此處に燃料節約の見

地からしても國家的に又普通自動車關係者の爲に小型自動車の發達如何が極めて重大視されなければならなくなつたのである。
 小型自動車のガソリン消費量はダットサンを例とすれば一ガロンで平均四四哩を走り一六二哩を走るに三七ガロンを消費するに過ぎないが普通自動車は一六二哩を走るに一〇ガロンを要しダットサン

の二倍半のガソリンを消費する。自動三輪車と普通貨物自動車のガソリン消費量の差異は一層大きなものである事論を俟たない。かくて小型自動車による運輸營業の全國的に實現發達を見る事は燃料國策の遂行と云ふ見地よりしても必須とされるに至りつゝあるのである。

世界主要國石油一覽表

一九三三年日本交通協會調査

| 國 | 別 | 確認埋藏量 (單位千バレル) | 原油年産額 (單位千バレル) | 消費推定高 (單位千バレル) |
|---|---|-------------------|-------------------|-------------------|
| 米 | 國 | 一一、〇〇〇、〇〇〇 | 八九八、八七四 | 八五〇、〇〇〇 |
| ロ | 國 | 三、〇〇〇、〇〇〇 | 一四七、〇七七 | 九四、〇〇〇 |
| イ | 國 | 二、五〇〇、〇〇〇 | 一、二〇〇 | 一、五〇〇 |
| イ | 領 | 二、〇〇〇、〇〇〇 | 一二〇、八八二 | 六、〇〇〇 |
| グ | 東 | 一、〇〇〇、〇〇〇 | 三八、五一三 | 一〇、五〇〇 |
| 蘭 | 領 | 一、〇〇〇、〇〇〇 | | |

| 年次 | 北海 | 秋 | 田 | 新 | 湯 | 其他 | 小 | 計 | 臺 | 灣 | 合 | 計 |
|------|-------|---------|---------|----|---------|--------|---------|---|---|---|---|---|
| 昭和元年 | 八、九二七 | 一一二、四〇二 | 一四八、一一五 | 九四 | 二七九、五三八 | 一六、四四五 | 二九五、九八三 | | | | | |

| 總 | 計 | 他 | 西 | 逸 | 陀 | ク | 本 | ド | ト | ン | 度 | コ | ア | ナ |
|-------------------|------------|--------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|---------|---------|---------|
| 確認埋藏量 (單位千バレル) | 二四、四六五、〇〇〇 | 二〇、〇〇〇 | 五、〇〇〇 | 一〇、〇〇〇 | 一〇、〇〇〇 | 一〇、〇〇〇 | 三〇、〇〇〇 | 四〇、〇〇〇 | 五〇、〇〇〇 | 九〇、〇〇〇 | 一〇〇、〇〇〇 | 一〇〇、〇〇〇 | 一〇〇、〇〇〇 | 三〇〇、〇〇〇 |
| 原油年産額 (單位千バレル) | 一、四一七、八二〇 | 二、六二八 | | 一、五九一 | 一、六二三 | 一、四四七 | 二、二八八 | 一、九三五 | 三、八六五 | 九、五六〇 | 三三、九五五 | 一三、九二五 | 八、五四三 | 三三、九〇五 |
| 消費推定高 (單位千バレル) | 一、三三九、七三〇 | 三、七〇〇 | | 二、一八〇 | 三、七〇〇 | 二、九〇〇 | 二、九五〇 | 一、四〇〇 | 二、七〇〇 | 二、九〇〇 | 二〇、〇〇〇 | 一三、八〇〇 | 一、四〇〇 | 一四、〇〇〇 |

(天然揮發油を含む、單位キロ立)

| 年次 | 生産高 | 輸入高 | 計 | 輸出高 | 差引需要高 | 割合 |
|------|--------|---------|----|---------|--------|---------|
| 昭和二年 | 一二、〇三九 | 一四二、三〇一 | 六九 | 二六九、一八四 | 二三、六二五 | 二九二、八〇九 |
| 昭和三年 | 一五、五四四 | 一七五、一六〇 | 六六 | 三〇三、三四二 | 一七、七一四 | 三二一、〇五六 |
| 昭和四年 | 一六、〇七六 | 一九四、四六三 | 六四 | 三二三、六四四 | 一一、一五九 | 三三五、八〇三 |
| 昭和五年 | 一七、九二八 | 二〇二、七九三 | 六四 | 三三〇、一七八 | 一六、一九〇 | 三四六、三六八 |
| 昭和六年 | 一九、四七一 | 二〇三、二八五 | 七五 | 三二〇、六六二 | 二五、七七二 | 三四六、四三九 |
| 昭和七年 | 一七、七六七 | 一五九、一〇三 | 六八 | 二六七、六二七 | 一七、九三九 | 二八五、五六六 |
| 昭和八年 | 一五、六六〇 | 一三八、三八六 | 六九 | 二三九、一七五 | 一一、九一六 | 二五一、〇九一 |
| 昭和九年 | 一五、四二三 | 一二八、一三九 | 六三 | 二九七、七四八 | 一二、〇三九 | 三〇九、七八七 |

本邦揮發油生産高内外原料油別累年表

| 年次 | 年産高合計 | 内地原料油より | 輸入原料油より |
|------|---------|---------|---------|
| 昭和四年 | 一九四、六四一 | 七一、九五七 | 一二二、六八四 |
| 昭和五年 | 二二〇、八六三 | 七一、七三七 | 一四九、一二六 |
| 昭和六年 | 三〇二、六八五 | 八九、一九二 | 二一三、四九三 |
| 昭和七年 | 三八一、四八三 | 七〇、九〇二 | 三一〇、五八一 |
| 昭和八年 | 四〇二、七八三 | 四九、四四〇 | 三五三、三四三 |
| 昭和九年 | 四九〇、六九一 | 四七、〇八六 | 四四三、六〇五 |

本邦揮發油需要量

(生産高に對する割合)

(單位キ口立)

| 年次 | 生産高 | 輸入高 | 計 | 輸出高 | 差引需要高 | 割合 |
|------|---------|---------|-----------|-----|-----------|-----|
| 昭和四年 | 一九四、六四一 | 二九九、三七三 | 四九四、〇一四 | 一三七 | 四九三、八七七 | 三九% |
| 昭和五年 | 二二〇、八六三 | 三五六、四〇六 | 五七七、二六九 | 四六 | 五七七、二二三 | 三八% |
| 昭和六年 | 三〇二、六八五 | 四一九、六八七 | 七二二、三七二 | 四〇 | 七二二、三三二 | 四二% |
| 昭和七年 | 三八一、四八三 | 四六二、三四六 | 八四二、八二九 | 六八 | 八四三、七六一 | 四五% |
| 昭和八年 | 四〇二、七八三 | 四八九、五〇一 | 八九二、二八四 | 六 | 八九二、二七八 | 四五% |
| 昭和九年 | 四九〇、六九一 | 五八三、五四三 | 一、〇七四、二三四 | 六三八 | 一、〇七三、五九六 | 四六% |

世界原油總産額

| 年次 | 生産高 | 輸入高 | 計 | 輸出高 | 差引需要高 | 割合 |
|-------|---------------|-----------|-----------|-----|-----------|-----|
| 一九一六年 | 四六一、四九三、〇〇〇 | 二九九、三七三 | 四九四、〇一四 | 一三七 | 四九三、八七七 | 三九% |
| 一九一七年 | 五〇六、七〇三、〇〇〇 | 三五六、四〇六 | 五七七、二六九 | 四六 | 五七七、二二三 | 三八% |
| 一九一八年 | 五一四、七二九、〇〇〇 | 四一九、六八七 | 七二二、三七二 | 四〇 | 七二二、三三二 | 四二% |
| 一九一九年 | 五四五、一二六、〇〇〇 | 四六二、三四六 | 八四二、八二九 | 六八 | 八四三、七六一 | 四五% |
| 一九二〇年 | 六九三、一九六、〇〇〇 | 四八九、五〇一 | 八九二、二八四 | 六 | 八九二、二七八 | 四五% |
| 一九二一年 | 七六五、〇六五、〇〇〇 | 五八三、五四三 | 一、〇七四、二三四 | 六三八 | 一、〇七三、五九六 | 四六% |
| 一九二二年 | 八五八、七一五、〇〇〇 | 一、〇七四、二三四 | 一、〇七四、二三四 | 六三八 | 一、〇七三、五九六 | 四六% |
| 一九二三年 | 一、〇一八、九〇〇、〇〇〇 | 一、〇七四、二三四 | 一、〇七四、二三四 | 六三八 | 一、〇七三、五九六 | 四六% |
| 一九二四年 | 一、〇一三、一三九、〇〇〇 | 一、〇七四、二三四 | 一、〇七四、二三四 | 六三八 | 一、〇七三、五九六 | 四六% |

東京市内スタン下賣値

(一ガロン當り、單位は錢)

日本石油考查課調査

| 昭和五年 | 昭和六年 | 昭和七年 | 昭和八年 | 昭和九年 | 昭和十年 |
|-----------|-------|-------|-------|-------|--------|
| 一月 五〇 | 四〇—四一 | 四〇—四二 | 四九—五〇 | 三二—三三 | 四二—四三 |
| 二月 四八—五〇 | 同 | 三九—四〇 | 四八—四九 | 同 | 同 |
| 三月 四六—五〇 | 同 | 三八—三九 | 同 | 同 | 同 |
| 四月 四五—四八 | 同 | 三八 | 同 | 同 | 同 |
| 五月 四三—四五 | 四〇 | 同 | 同 | 同 | 四一—四二 |
| 六月 四五 | 同 | 三六 | 同 | 三二 | 同 |
| 七月 同 | 三九—四〇 | 三四—三五 | 四六—四九 | 三八—三九 | 同 |
| 八月 四四—四五 | 同 | 三二—三三 | 四四—四六 | 三八—四〇 | 同 |
| 九月 四二—四四 | 四〇 | 四二—四三 | 三六—三八 | 三八—三九 | 四〇—四三 |
| 十月 同 | 同 | 三九—四一 | 三四—三五 | 同 | 同 |
| 十一月 四一—四三 | 三九—四〇 | 四二—四三 | 三三—三四 | 同 | 四六(建値) |
| 十二月 四〇 | 同 | 四九—五〇 | 三二—三三 | 三八—四〇 | |

貿易輸出

小型自動車に國産車が出現したのは極少數を除いては極めて新しい事である。従つてそれが國內需要を充たした上に更に餘力を輸出に迄向ける様になつたのは最近の事である小型自動車の輸出が未だ試験的の域を脱してゐないのも當然の事であつてその輸出情勢は本格的の進出を俟たないでは推測を許さないのである。小型自動車中에서도自動三輪車は大體的には一番早くから國産化されて國內に於ては驚異的の發達を遂げたので従つてその餘力を海外進出に向ける試みも一等早くからなされた様である。即ち古くはウエルビー、近くはグイハツがサンプルカーを海外に送りマツダも三菱商事の手に依つて海外進出が企圖されてゐる様であ

るが自動三輪車自體が我國の特殊情勢下に發達をして來たものである丈けに之を海外に輸出しては四圍の情勢の激變から獨自の機能を充分に發揮し得ざる憾があり加ふるにパーツの補給其他のサービスに圓滑を缺く爲に未だ本格的の海外需要を喚起するに至らないのであらう。今後自動三輪車が國內の生産過剩を海外輸出によつて緩和しやうとするならば自體のボデー其他諸機構に一大變革を加へる大英斷に出ない限りその實況は依然不可能であらう。

自動三輪車に次いで國産車として發達し今や國內需要の九〇%以上を占めてゐる小型四輪車ダットサンは大量生産制による丈けに當初から海外進出を必須條件としてをり三菱商事の輸出販賣網によつて單に東洋市場に止まらず世界各國の市場にサンプルカーを送り近くは自動車工業の本場たるアメリカ合衆國に迄出荷して萬丈の氣を吐いてゐるが而も尙その輸

出臺數に至つては極めて貧弱で未だにサンプルカー程度以上には出られないのである。現在のダットサンは國內の小型自動車制限規格に合致す可く作る事を餘儀なくされてゐる結果之を海外に輸出しては馬力には不足を感じボデーには狭小を嘆じられて充分にその機能を認識されず本格的需要を獲得するに至らないのは當然であり後日若しダットサンの規格が擴大される様な事があればその時には之等の海外的に見たる諸缺點は解消されて俄然本格的の大量輸出に可能性が濃化されるものと見られるのである。現在迄にダットサンの輸出された方面は滿洲、支那、海峽殖民地、シヤムから濠洲、印度を包含し遠くはエジプト、中南米、メキシコに迄及び更に最近では歐洲、アメリカ合衆國からさへ受註を見る程ではあるが而もその一ヶ年總輸出臺數は百臺にも達してゐない模様である。

自動三輪車がその機構上から海外需要

に適せず小型四輪車が規格制限に阻まれて海外要望を満足させ得ず何れもその輸出が試験的たるに止まつてゐる折柄最近俄然國産自動自轉車アサヒが大量生産制の前提として國內市場進出に先立つて逸早く海外市場にその獨自の自轉車海外販賣網を利用して進出し昭和十年國産輕單車アサヒを完成して以來僅か一ヶ年を出でざるに既に滿洲に二臺、天津、上海其他支那各地に三〇臺、ボルネオから海峽殖民地に一〇臺、メキシコから中米に五臺、南米に二臺、印度に一臺、合計五〇臺を輸出して而も各地市場に於て何れも好評を得て更に續々レビードオーダーに接しつゝあるのは我國の小型自動車中にあつては現状を以てしては自動自轉車が最も海外進出の可能性に富むものである事を如實に示してゐるのではあるまいか。即ち國産自動自轉車は海外市場に進出して其機構は全く萬國的存在である爲に自動三輪車の如き奇異の感を與へず小型四

輪車の如き窮屈さを持たず而も國産自轉車の多年に亘つて構築した牢固たる海外市場の地盤は直ちに國産自動自轉車にも或程度の信用を附與する結果自動三輪車小型四輪車に比較して極めて有利に海外販路を開拓し得るのである、加ふるに車輛の價格が低廉なる上燃料其他の消耗費の少くて済む輕單車の出現は東洋市場を始めとして世界市場の期待してゐた所である爲にアサヒの海外進出はかくも好調を示してゐるのであつてかゝる情勢を國內のそれと併せ考ふるときは今後の國産自動自轉車工業の進む可き道も自然明らかになるであらう。

小型自動車の部分品用品の輸出は小型自動車それ自體の輸出が試験的範圍内にある限り所詮之もサンプル程度以上に出るを得ないが而も尙最近は普通自動車の部分品用品の輸出活況に乗じてそれ等と連絡ある小型自動車部分品用品は小型自動車とは全然別個に普通自動車部分品用

品と共に相當の輸出を見てゐる事は注目しに價する。即ちビストンリングに於ては理研小型サイズ、プラグに於てはN・G・Kオートバイ用。ダイヤに於てはB・S小型サイズ等がその代表的なものであつて其他各種部分品用品を合すればその量に於ては勿論の事であるが價格に於ても車輛そのものゝ輸出額を遙かに凌駕してゐるものと見られる。然し小型自動車の國産部分品工業は輸入車が凋落しつゝある折柄普通自動車の國産部分品工業がフォード、シボレーのスペアパーツ供給によつて變態的な發達を遂げ最近は逆に旺盛な輸出を見つゝある様なスペアパーツ工業の發達を見てゐないだけに所詮その輸出の活況は國産車そのものゝ本格的な海外進出を俟たなければ期待し得ないものであらう。

輸 入

小型自動車の外國製品の輸入は自動三

輪車に於て最も早く杜絶した。現在尙輸入を見つゝあるインデアン、ハーレーもコンプリートカーとしては輸入されたものでなくそのシャーシもボデーも國産品でありハーレーの如きは最近遂にエンヂンに至る迄全部國産化された純國産車が發表された位である。即ち當初輸入された自動三輪車にヒントを得て誕生した國産自動三輪車は我國情に合致適應すべく改良に改良を重ねられて我國特有の發達を遂げた結果現在にあつてはその價格に於て又機構性能に於て到底輸入車の追従を許さず遂にその輸入を完全に杜絶せしめたのである。

小型四輪車は且てはシトロエン、ブヂョー、オースチン、モリス、C型フォード、オベル、ファイヤット等が旺んに輸入されてゐたがフォード、シボレーが震

災後俄然大舉して我國に猛進出を遂げ國內市場を風靡した結果オースチンを除く他の殆んど全部の小型四輪輸入車は之等大衆車に壓倒されて輸入が杜絶して了つた。従つて其後久しきに亘つて小型四輪車界はオースチンの獨占する所となつてゐたが最近國産小型四輪車としてのダットサンが日産自動車會社の大資本下に本格的に生産されるに至り漸次之が壓迫を受け、遂に從來オースチンの日本に於ける販賣を一手に引受けてゐた日本自動車會社が新興國産車ダットサンの販賣に乘換へるに及んで俄然兩車の地位は顛倒してオースチンの輸入は困難視される迄となつたが多年全國各地に亘つて構築した需要層は一朝一夕には覆らずオースチンファンの新車待望には依然旺盛なるものがあるので之に囑望した日新自動車會

社では日本自動車會社に代つて輸入元たるユニオン自動車商會と販賣契約を結び新型車を輸入したので此處にオースチンは捲土重來の意氣を以て舊地盤の回復に努める事となつた。然しその輸入數量は既に全盛期を遙かに遠ざかり現在一ヶ年輸入數量は一〇〇臺内外と見られる程度である。

自動自轉車は現在尙國産車の大量生産を見るに至らず従つてその需要臺數の大部分は之を輸入に仰いでゐるが而も尙近時の金輸出再禁止による對外爲替安に影響されて輸入困難となり市價高騰の結果は需要も亦著しく停滞しその輸入は車の形種に於て更に臺數に於て往年の全盛時に比して驚く可き減少を示すに至つてゐる。

自動自轉車輸入臺數 (第一表)

昭和七年中

| 種類 | 自昭和八年一月至同年五月 | | | | | | | | | | | | 上半期小計 | 下半期小計 | 合計 | | |
|--------|--------------|-----|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|-------|-------|-----|-----|-----|
| | 一月 | 二月 | 三月 | 四月 | 五月 | 計 | 一月 | 二月 | 三月 | 四月 | 五月 | 計 | | | | | |
| ハーレー | 11 | 24 | 68 | 30 | 26 | 100 | 30 | 368 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 3 | 34 | 402 | |
| インデア | 1 | 1 | 1 | 1 | 20 | 1 | 22 | 32 | 15 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 15 | 47 |
| トライアンフ | 12 | 1 | 3 | 23 | 17 | 14 | 24 | 93 | 14 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 14 | 107 |
| アリエル | 4 | 1 | 22 | 1 | 25 | 1 | 19 | 70 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 70 | |
| マツチレス | 1 | 1 | 3 | 1 | 1 | 4 | 7 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 7 | |
| ノートン | 1 | 1 | 1 | 1 | 3 | 1 | 1 | 3 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 3 | |
| B S A | 1 | 1 | 1 | 1 | 8 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 8 | |
| A J S | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 8 | |
| モトサコシ | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 8 | |
| 其他米車 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 8 | |
| 其他英車 | 27 | 19 | 4 | 1 | 1 | 1 | 1 | 75 | 4 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 81 | |
| サイドカー | 3 | 1 | 12 | 1 | 1 | 1 | 1 | 17 | 4 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 23 | |
| 合計 | 160 | 116 | 69 | 113 | 137 | 120 | 705 | 472 | 211 | 13 | 44 | 21 | 27 | 127 | 832 | | |

自動自轉車輸入臺數 (第二表)

自昭和八年一月至同年五月

我國に輸入されて以来の自動自轉車の種類は既に百餘種に及んでゐるが其間に榮枯盛衰あつて現在輸入されてゐるものは次の十種類となつてゐる。

A・J・S——英國ロンドン市A・J・Sモーターサイクル會社製、麴町區飯田町一松本オートサイクル會社販賣

アリエル——英國バーミンガム市アリエル自動自轉車製作會社製、横濱市中央区山下町一六四A・M・アブカー會社輸入

B・S・A——英國バーミンガム市B・S・Aサイクル會社製、赤坂區溜池町キノマタ商店販賣

ハーレー・ダビッドソン——米國ハーレー・ダビッドソン會社製、赤坂區溜池町ハーレー・ダビッドソン會社販賣

インデア——米國インデア會社製、京橋區木挽町四ノ四東西モーター會社販賣

ノートン——英國バーミンガム市ノ

ートンモーター會社製、麴町區飯田町一松本オートサイクル會社販賣

ラーチ——英國コベントリー市ラーチホキットウオース會社製、麻布區二ノ橋ナショナル會車輔部販賣

サンビーム——英國ウルバーハンプトン市ジョン・マーストン會社製、神田區五軒町四三國商店販賣

トライアンフ——英國コベントリー市トライアンフ會社製、麻布區二ノ橋ナショナル會車輔部販賣

ペロセツト——英國バーミンガム市ペロセツト製造會社製、麴町區丸ノ内郵船ビル富永貿易會社輸入

小型自動車部分品用品の輸入は當初はオートバイのスペアパーツに限られてゐたが我國に自動三輪車が發達するに及びそのオリヂナルパーツとしてエンヂンを始めとして各種部分品が漸次輸入されるに至つて小型自動車部分品の輸入は最高潮に達した。即ちエンヂンに於てはJ

・A・P、サンビーム、ノートン、ブラツクバイン、スター・メー・ア・チ・ア、トライアンフ、B・S・A、モトサコシ、ローヤル、M・A・G、インデア等、氣化器及給油装置ではアマル、シエブラ、ゼニス、ベスト・エンド・ロイド等、電氣装置ではボツシユ、ルーカス等、變速器ではバーマン、スター・メー・ア・チ・ア、ハート等、プラグではボツシユ、チヤンピオン、ロツヂ等、速度計ではボンニクセン、スチユワート、コルビン、パイク、スミス等、チエーンではレノルドコベントリー、ブリリアント、ダイアモンド、ダツクウオース、ウイツベルマン等が旺んに輸入されて國産品の抬頭を許さなかつたが折柄の金輸出再禁止による對外爲替安と小型自動車部分品の輸入關稅の引上げは漸く大勢を一變するに至り輸入品の市價高騰に乗じて國産品は漸次市場の大家需要を把握するに至り遂に現在にあつては次の如き部分品用品が輸入

されてゐるに過ぎない状態となつたのである。

エンジン—J・A・P(英)京橋區木挽町四東西モーター會社、インデア(米)同上、M・A・G(瑞)神戸市明石町三九番館ババドボーロ商會
 キヤブレター—アマル(英)神田區五軒町三國商會、シエブラー(米)麹町區丸

ノ内三菱二一號館木村洋行、ゼニス(英)同上
 電裝—ボツシュ(獨)神戸市江戸町八四イリス商會、ルーカス(英)麹町區丸ノ内三菱二一號館廣瀬商會
 フラグ—ボツシュ(獨)神戸市江戸町八四イリス商會、ロツヂ(英)神戸市江戸町九三エ・カメロン商會、チャンピオン

(米)ドツチシーモア會社
 メーター—ボンニクセン(英)神田區五軒町三國商會、スチユワート(米)麹町區丸ノ内三菱二一號館木村洋行
 チエーン—レノルド(英)神戸市江戸町九三エ・カメロン商會、コベントリー(英)同上、ダツクウォース(米)麹町區丸ノ内三菱二一號館木村洋行

小型自動車エンジン輸入臺數 (第一表)

昭和七年中

| 種類 | 昭和七年中 | | | | | | | | | | 總計 | |
|--------|-------|----|----|----|----|----|----|---|---|---|----|----|
| | 一 | 二 | 三 | 四 | 五 | 六 | 七 | 八 | 九 | 十 | | |
| 計 | 六三 | 六九 | 五九 | 九八 | 六九 | 四九 | 四〇 | 七 | 四 | 四 | 四 | 八二 |
| 合 | 六三 | 六九 | 五九 | 九八 | 六九 | 四九 | 四〇 | 七 | 四 | 四 | 四 | 八二 |
| 其 | 一 | 二 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 歐洲 | 一 | 二 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| アリエル | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| B・S・A | 二 | 二 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| トライアンフ | 六 | 五 | 一〇 | 二〇 | 二二 | 五 | 六 | 八 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| J・A・P | 一七 | 二八 | 二八 | 七八 | 四七 | 三四 | 二二 | 九 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 種 | 一 | 二 | 三 | 四 | 五 | 六 | 七 | 八 | 九 | 十 | 計 | 計 |

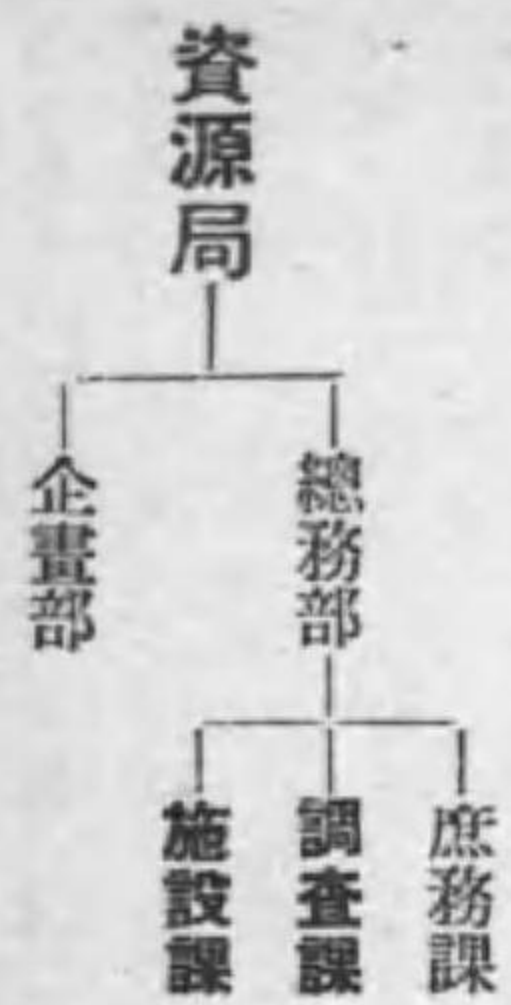
小型自動車エンジン輸入臺數第二表 (第二表)

自昭和八年一月至同年五月

| 種類 | 昭和八年一月至同年五月 | | | | | 計 | | | | | | |
|--------|-------------|----|----|----|----|----|----|---|---|---|---|---|
| | 一月 | 二月 | 三月 | 四月 | 五月 | | | | | | | |
| 計 | 七 | 一 | 一六 | 一 | 一 | 二七 | | | | | | |
| 合 | 七 | 一 | 一六 | 一 | 一 | 二七 | | | | | | |
| 其 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | | | | | | |
| 歐洲 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | | | | | | |
| アリエル | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | | | | | | |
| B・S・A | 二 | 二 | 一 | 一 | 一 | 一 | | | | | | |
| トライアンフ | 六 | 五 | 一〇 | 二〇 | 二二 | 五 | | | | | | |
| J・A・P | 一七 | 二八 | 二八 | 七八 | 四七 | 三四 | 二二 | 九 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 種 | 一 | 二 | 三 | 四 | 五 | 六 | 七 | 八 | 九 | 十 | 計 | 計 |

官制法規稅制

官制



資源局は内閣總理大臣の管理に屬し資源局分課規程(昭和二年五月二十八日官報)に總務部調査課に於ては

- 一、資源の現況調査に關する事項
 - 二、資源の戰時調査に關する事項
- を掌り總務部施設課に於ては
- 一、資源の培養助長に關する事項
 - 二、資源の統制運用計畫遂行達成に資する平時施設に關する事項

外務省

を掌る事となつてゐる。



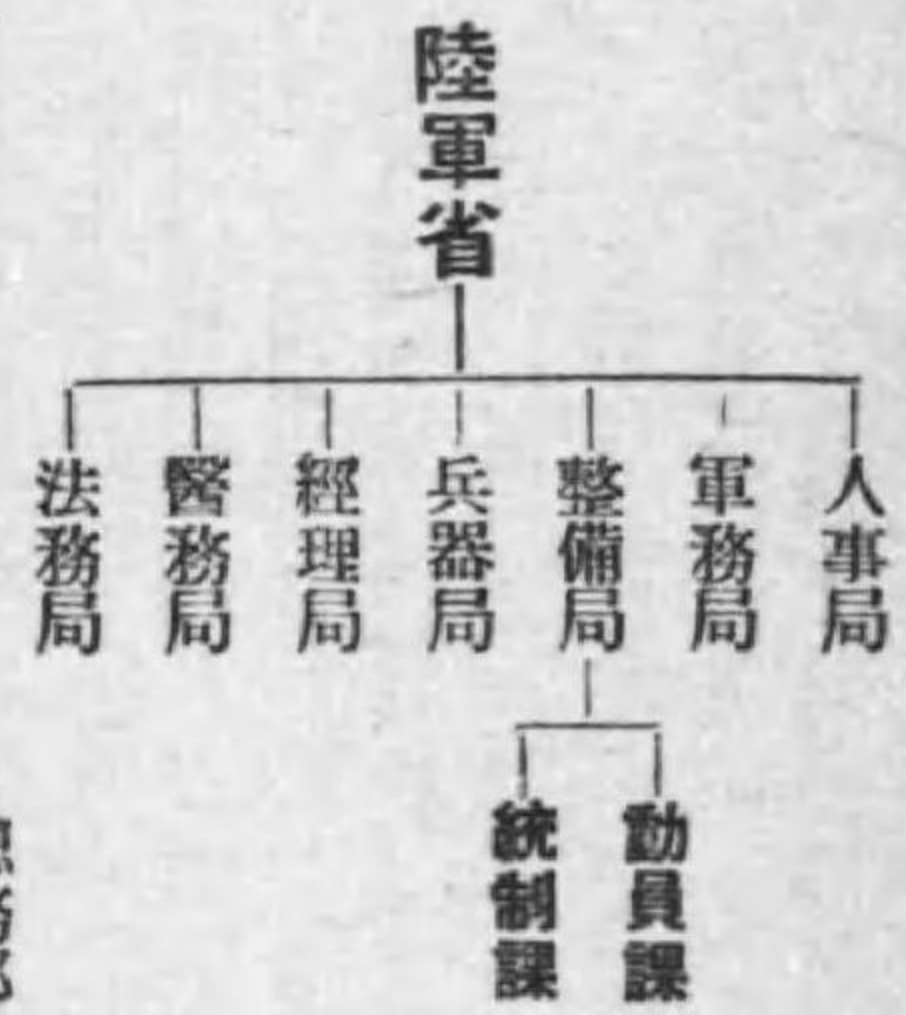
外務省通商局は我國と諸外國との通商に關する事項を掌り各分課に於て輸出入貿易に關する事項、輸出入關稅に關する事項、海外市場調査に關する事項等を掌る事となつてゐる。

内務省

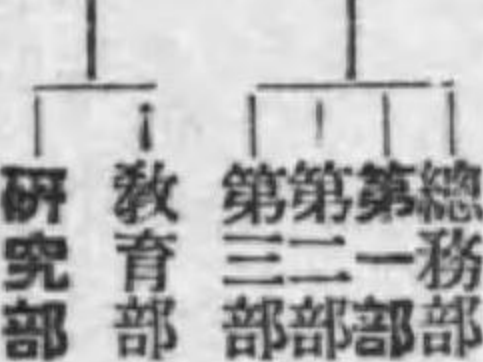


内務省警保局警務課は内務省分課規定（大正十三年十二月二十二日）に行政警察に關する事項を掌る事となつてゐる。

陸軍省



陸軍技術本部

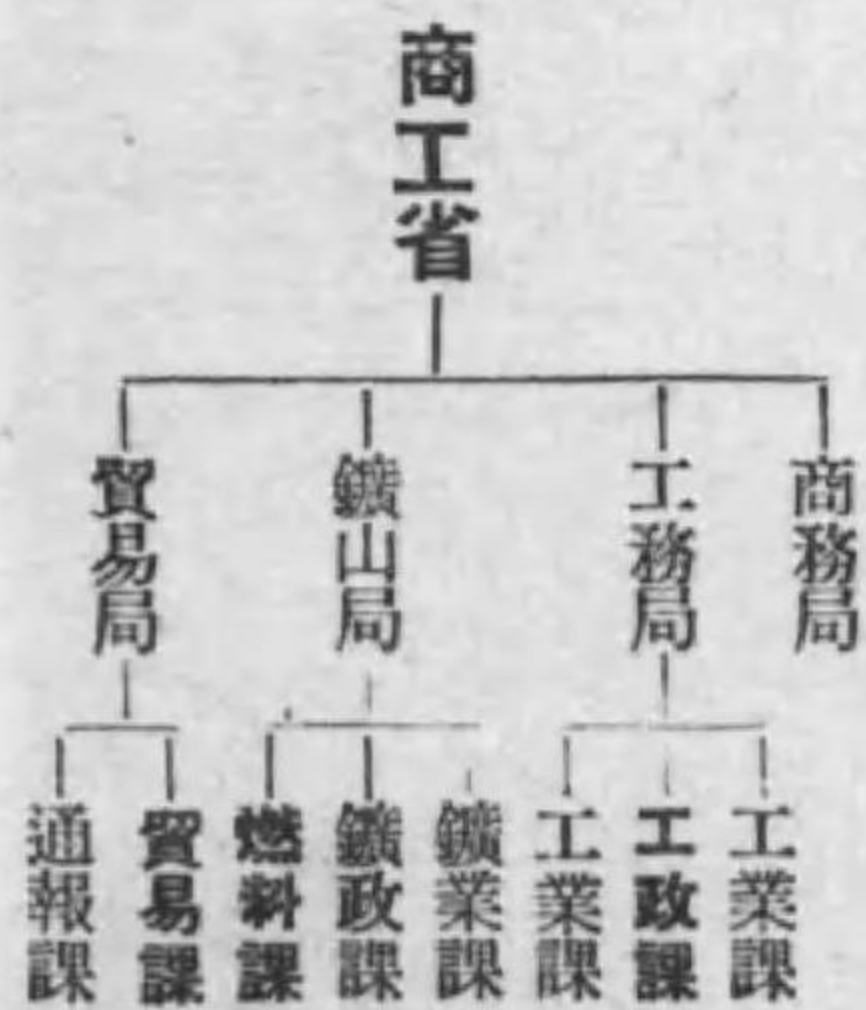


陸軍自動車學校



陸軍省官制（明治四十一年十二月十八日勅令第三百四十四號）に陸軍省整備局動員課に於ては動員、召集及人員の徵用、徵發に關する事項と共に軍需工業の指導及補助に關する事項を掌り整備局統制課に於ては
一、軍需品の調査研究及調達に關する事項

商工省



二、軍需品の整備及戰時補給の統制に關する事項
等を掌る事となつてゐる。
陸軍技術本部第一部は陸軍技術本部事務管掌規程に於て兵器の調査、研究、考察、審査及試験等に關する事項を掌る事となつてゐる。
陸軍自動車學校は教育總監部に所屬し研究部は陸軍自動車學校令に於て自動車に關する調査研究及試験を行ふ事となつてゐる。

商工省分課規程（大正十四年四月十五日官報）に於て工務局工政課は

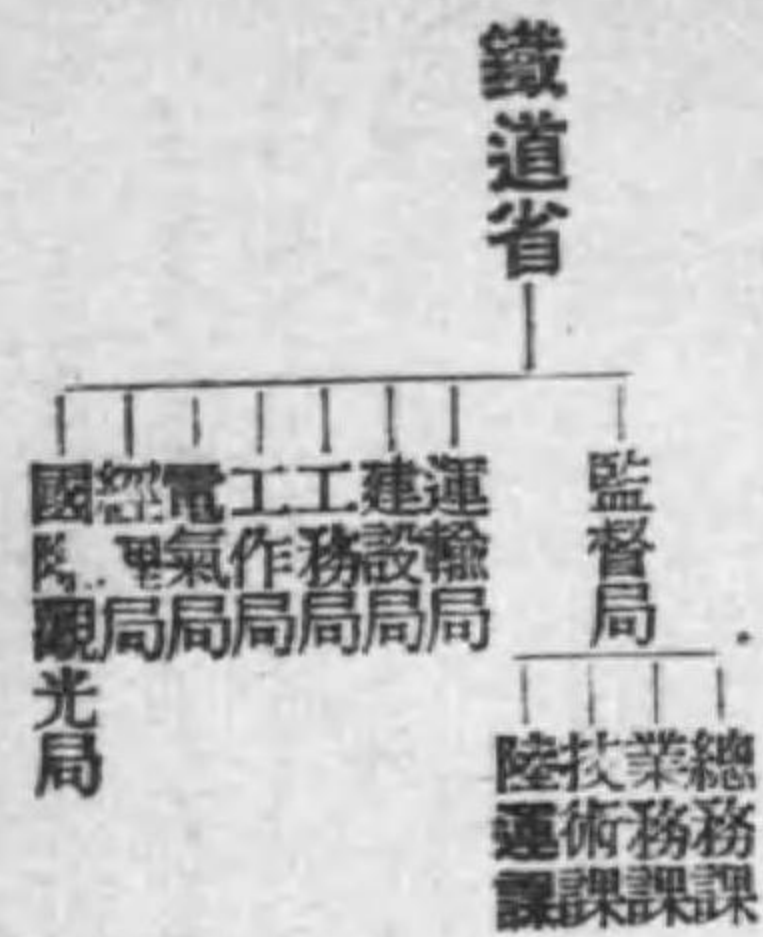
一、工業行政上諸般の調査に關する事項

二、重要工業の助成に關する事項
其他を掌り鑛山局燃料課は

一、石油業法の施行に關する事項
二、燃料鑛油の輸入税免除に關する事項

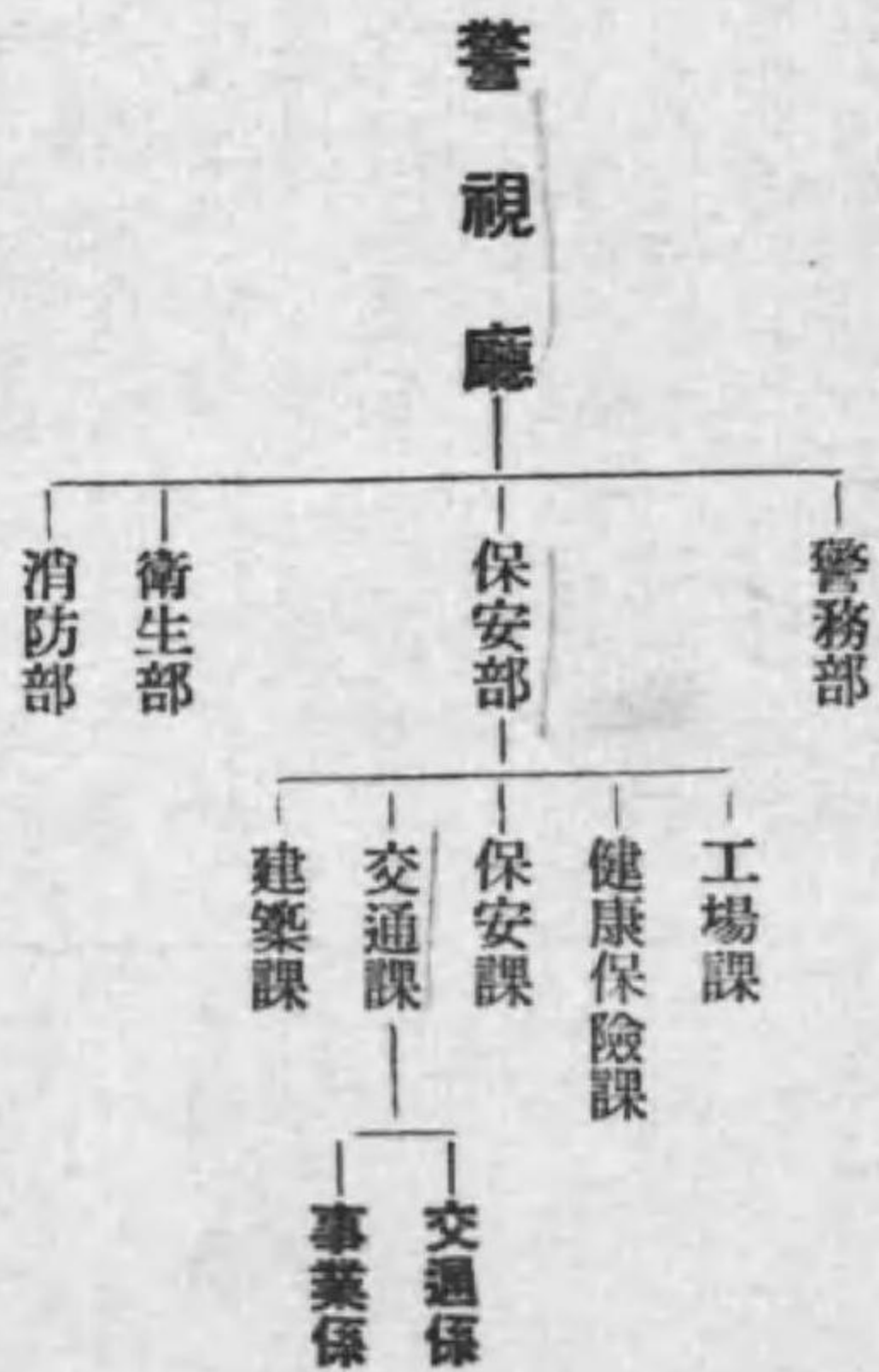
其他燃料研究に關する事項を掌り貿易局貿易課に於ては我國と諸外國との貿易に關する事務を掌る事となつてゐる。

鐵道省



鐵道省監督局陸運課は鐵道省分課規程（大正九年五月二十二日官報）に於て
一、陸運の免許、許可及認可に關する事項

警視廳



警視廳處務細則（明治三十九年四月訓令甲第二十六號昭和五年二月訓令甲第四號）に於て保安部交通課交通係は
一、陸上交通警察に關すること
一、水上交通警察に關すること

二、陸運の業務の監督に關する事項
三、陸運の實地監査に關する事項
四、陸運の統計及調査に關する事項
等の事務を掌る事となつてゐる。

一、航空警察に關すること
一、交通従業員に關すること
其他一般交通に關することを掌り保安部交通課事業係は
一、自動車營業に關すること

一、自動車車體検査に關すること
 一、自動車車庫に關すること
 一、荷車人力車自轉車に關すること
 を掌る事となつてゐる。

税制

昭和十一年度に於ける全國各廳府縣の課稅率は前年度と變更するものは目下續々新稅率の發表を見つゝあるが現在までに決定したものは左の如くである。

奈良縣

自動自轉車 二〇圓
 自動三輪車 三〇圓
 註一前年度に比し自動自轉車は三割三分自動三輪車は五割増

福島縣

小型自轉車 二〇圓
 乘員一人毎に六圓増

註一前年度に比し三割三分増

長野縣

前年通り

神奈川縣

△小型自轉車
 自家用乗用車 三〇圓
 營業用乗用車 二〇圓
 側車及三輪乗用車 二〇圓
 自家用貨物車 二〇圓
 營業用貨物車 一八圓
 △自動自轉車
 固定發動機附 一二圓
 簡易發動機附 八圓
 京都府
 自動自轉車 一五圓
 △小型及特殊
 乗用自家用 四五圓
 同營業用 二五圓

側車附又は後車附 二〇圓

富山縣

△小型自轉車
 乗用三輪車一人乗 一五圓
 但一人毎に五圓増
 △乗用四輪車
 營業用二人乗 二〇圓
 但一人毎に五圓増
 自家用二人乗 三五圓
 但一人毎に十圓増

岩手縣

△小型自轉車
 自動自轉車 一〇圓
 自動三輪車 一五圓
 小型四輪車 二〇圓
 △特殊自轉車
 自動自轉車 一五圓
 自動三輪側車及後車附 二〇圓
 其他 三〇圓

福井縣

自動自轉車 一五圓
 側車及後車附自動自轉車及自動三輪車 一八圓
 乗用營業用四輪車三人乗以下 三〇圓

千葉縣

△小型自轉車
 三輪車以上 二〇圓
 二輪車以上 一五圓
 △特殊自轉車
 三輪車以上 二五圓
 二輪車以上 二〇圓

鹿兒島縣

自家用四輪車 三〇圓
 營業用四輪車 二〇圓
 自動三輪車 一五圓
 自動自轉車 一〇圓

サイドカー

宮崎縣

△小型自轉車 一五圓
 自家用 四〇圓
 其他 二二圓
 二輪 一二圓
 其他 二〇圓

岡山縣

△小型自轉車 一二圓
 二輪車 二〇圓
 三輪車 二〇圓
 四輪車 三〇圓
 △特殊自轉車
 乗用 四〇圓
 貨物 三〇圓

廣島縣

自動自轉車 一二圓

同 附屬車附

滋賀縣

△小型自轉車 二四圓
 三輪未滿 一二圓
 三輪以上 一八圓
 △特殊自轉車
 自動自轉車 一八圓
 其他 三〇圓

香川縣

自動自轉車 一五圓

純國產輕量車
アサヒ
 自動自轉車
 發賣元
 山田輪盛館
 東京神田多町

各府縣課稅額一覽表(昭和十年度)(第二表)

| 種別 府縣 | 自動車 | | 自動三輪車 | 自動自轉車 | 自動自轉車 (側車附) | 小型 電氣自動車 | (備考) |
|----------|---|--------------------------|------------------------------------|-------|----------------|---------------------|----------------------------|
| | 營業用 | 自家用 | | | | | |
| 和歌山 | (別表) | 照參) | 20.00 | 11.00 | 16.00 | — | |
| 廣島 | 33.00 | 1人 30.00 2人 50.00 | 營業 33.00 自 1人 30.00 2人 50.00 | 12.00 | 24.00 | 營業 33.00 自 50.00 | |
| 島根 | — | — | — | 9.00 | 12.00 | 20.00 | |
| 香川 | 15.00 | 15.00 | 15.00 | 15.00 | 15.00 | 15.00 | |
| 高知 | 二人以下 27.00 六人迄 44.00 七人以上ハ一人ニ付 7.00 | 48.00 88.00 14.00増 | 18.00 | 15.00 | 18.00 | — | 四輪車ノ自家用ハ營業用ノ倍額トス |
| 福岡 | 10.00 | 20.00 | 10.00 | 5.00 | 10.00 | 7.50 | 四輪車ハ十馬力以下ノモノトス馬力ヲ增加スレバ又異ナル |
| 佐賀 | 22.00 | 22.00 | 20.00 | 15.00 | — | 電氣=非サル物ノ例=依ル | |
| 長崎 | 25.00 | 25.00 | — | 15.00 | — | — | 定員四人ヲ超ユルモノハ一倍半トス |
| 熊本 | 35.00 | 35.00 | 9.00 | 8.00 | 10.00 | 35.00 | |
| 大分 | 30.00 | 30.00 | 18.00 | 10.00 | 25.00 | — | |
| 宮崎 | (別表) | 參照) | 20.00 | 15.00 | 20.00 | 該當ナシ | |
| 鹿兒島 | 20.00 | 30.00 | 15.00 | 10.00 | 10.00 | — | |
| 奈良 | (別表) | 參照) | 20.00 | 15.00 | — | — | |
| 大阪 | — | — | — | — | — | — | 稅額ハ通知シ難シ |

小型自動車ニ對スル各府縣ノ課稅額狀況

各府縣課稅額狀況(昭和十年度)(第一表)

| 種別 府縣 | 自動車 | | 自動三輪車 | 自動自轉車 | 自動自轉車 (側車附) | 小型 電氣自動車 | (備考) |
|----------|-------------------|----------------|-------------------|-------|----------------|---------------------------------|--------------|
| | 營業用 | 自家用 | | | | | |
| 北海道 | 乘貨 25.00 15.00 | 25.00 15.00 | 25.00 15.00 | 15.00 | 25.00 15.00 | 25.00 | |
| 青森 | 40.00 | 55.00 | — | 10.00 | 6.00 | 營業 40.00 自 55.00 | |
| 岩手 | 20.00 | 20.00 | 15.00 | 10.00 | 20.00 | — | 電氣=非サル物ノ例=依ル |
| 宮城 | 22.00 | 40.00 | 乘貨 20.00 18.00 | 12.00 | 20.00 | — | |
| 茨城 | 25.00 | 25.00 | 20.00 | 15.00 | 20.00 | 15.00 | |
| 栃木 | 30.00 | 35.00 | 19.40 | 9.70 | 9.70 | — | |
| 神奈川 | 20.00 | 30.00 | 20.00 | 12.00 | 20.00 | 四輪 30.00 自 20.00 其他 20.00 | |
| 新潟 | (別表) | 參照) | 20.00 | 15.00 | 20.00 | 20.00 | 四輪ハ別表ノ通リトス |
| 石川 | 15.00 | 15.00 | 11.25 | 7.50 | 11.25 | 四輪 11.25 三輪 15.00 | |
| 福井 | 30.00 | 60.00 | 18.00 | 15.00 | 18.00 | — | |
| 山梨 | 30.00 | 30.00 | 30.00 | 20.00 | 30.00 | 30.00 | |
| 岐阜 | 30.00 | 50.00 | 20.00 | 15.00 | 20.00 | — | |
| 滋賀 | 15.00 | 15.00 | 15.00 | 10.00 | 15.00 | 二輪 11.25 三輪 15.00 | |
| 京都 | 25.00 | 45.00 | 20.00 | 15.00 | 20.00 | 營業 43.00 自 70.00 | |

各府縣課稅額一覽表 (昭和十年度) (第五表)

| | |
|----|---|
| 愛知 | 乗用車 { 一人乗..... 8,00 二人乗..... 12,00 三人乗以上..... 16,00 貨物車..... 12,00 |
| 三重 | 普通分車ナク小型車ノ乗業用 { 營業用 { 從業員ノ外三人迄... 28.00 " 五人迄... 45.00 " 九人迄... 55.00 " 十八以上 65.00 貨物用 { 積載千疋迄 28,00 " 以上ノモノ 35,00 自家用 { 一人... 33.00 三人迄... 63.00 四人以上 85.00 自動自轉車 14,00 |
| 徳島 | 乗用車...定員 { 一人ノモノ... 18.00 二人... 25.00 五人迄... 30.00 七人迄... 40.00 八人迄... 44.00 九人迄... 48.00 十人以上十三人迄ハ一人ヲ増ス毎ニ三圓ヲ加フ 十四人以上ハ " 二圓ヲ加フ 貨物用...積量 { 半屯迄... 25.00 一屯迄... 35.00 一屯半... 50.00 以上... 65.00 但シ木炭瓦斯使用ノモノハ八割トス |
| 鳥取 | 乗用ノモノ { 一人乗..... 10.00 二人乗..... 15.00 貨物用ノモノ 15.00 |
| 宮崎 | 構造ニ依リ(1)(2)ニ区分ス 小型自動車 { 自家用 { 二人乗ニテ... 45.00 三人乗以上... 90.00 營業用(六人乗迄) ... 40.00 一人ヲ増ス毎ニ 2,00ヲ増ス 2)自動三輪車ノ類 三輪車..... 20.00 自動自轉車..... 15.00 同(側車附)..... 20.00 |
| 奈良 | 自動四輪車 { 營業用... 乗車定員一人ニ付 15.00 六人以上ハ一人ヲ増ス毎ニ 6.00増 自家用... 營業用ノ五割増トス (其他ハ第一表ニ) |

各府縣課稅額一覽表 (昭和十年度) (第三表)

| 種別 | 自動四輪車 | | 自動三輪車 | 自車自轉車 | 自動(側車附)自轉車 | 電氣小型自動車 | (備考) |
|----|-------|-------|-------|-------|------------|----------------------|-------------------------------------|
| | 營業用 | 自家用 | | | | | |
| 群馬 | | | | | | | 小型自動車 ハ年 12.00 三輪以上ハ 5.00増 |
| 東京 | 12.40 | 12.40 | 12.40 | 12.00 | 12.40 | 12.40 | 附加税一圓 ニ付1,38都 計特別税同 上 0,16 |
| 愛媛 | 40.00 | 40.00 | 20.00 | 15.00 | | 二輪 17,00 三輪 25,00 | |
| 兵庫 | — | — | 20.00 | 15.00 | 20.00 | — | |
| 埼玉 | 25.00 | 40.00 | 14.00 | 14.00 | — | — | |

◇回答未着(照會中ノモノ)山口、岡山、静岡、長野、富山、千葉、福島、山形、沖縄

各府縣課稅額一覽表 (昭和十年度) (第四表)

| | |
|-----|---|
| 新潟 | 自動四輪車 { 乘用 { 營業用乗車人員三人迄ハ年四五圓一人ヲ増ス毎ニ 自家用(營業用ノ二倍半ヲ課ス)三圓五十錢ヲ加フ 貨物用(積量一噸迄ハ年42.00一噸以上ハ每噸十圓ヲ加フ) 其他(運轉手1人ノミノモノ年20,00)2人以上ノ稅額ノ記入 ナシ 他表ハ第一照 |
| 秋田 | 乗用車 { 一人乗..... 10.00 二人乗..... 15.00 三人乗以上..... 20.00 貨物車..... 15.00 |
| 和歌山 | 二輪ノモノ 11.00 三輪以上ノモノ 16.00 |

法規

內務省令 自動車取締令

(昭和八年八月十八日)
內務省令第二十三號

第一章 通則

第一條 本令ハ道路ニ於テ運轉スル自動車ニ之ヲ適用ス
 本令ニ於テ自動車ト稱スルハ原動機ヲ用ヒ軌條ニ依ラスシテ運轉スル車輛ヲ謂フ 本令ニ於テ道路ト稱スルハ一般ノ道路、自動車道其ノ他一般通行ノ用ニ供スル場所ヲ謂フ
 第二條 自動車ヲ分チテ普通自動車、特殊自動車及小型自動車ノ三種トス
 本令ニ於テ普通自動車ト稱スルハ内燃原動機、差動装置及前二輪ニ依ル操行装置ヲ具備シ車輛重量三百六十斤以上ニシテ主トシテ人又ハ貨物ヲ運搬スル構造ヲ有スル自動車ノ内小型自動車ニ非サルモノヲ謂フ
 本令ニ於テ特殊自動車ト稱スルハ普通自動車又ハ小型自動車ニ非サル自動車ヲ謂フ 牽引自動車ハ之ヲ特殊自動車ト看做ス
 本令ニ於テ小型自動車ト稱スルハ左ノ制限ヲ超エザ

ル自動車ヲ謂フ

一、車輛 長二・八米 幅一・二米 高一・八米
 二、内燃機關ヲ原動機トスルモノニ在リテハ四行程式ヲ用フルモノハ氣筒容積ノ合計七百五十立方厘米ニ行程式ヲ行フルモノハ氣筒容積ノ合計五百立方厘米

三、電動機ヲ原動機トスルモノニ在リテハ一時間定格出力四・五キロワット

第三條 本令ニ於テ車輛重量ト稱スルハ燃料油槽、潤滑油槽及冷却水槽ヲ充滿シタル狀態ニ於ケル自動車ノ重量ヲ謂フ 本令ニ於テ自動車ノ總重量ト稱スルハ車輛重量、最大積載量、五十五斤ノ乘車定員ヲ乗シタル重量ノ總和ヲ謂フ
 第四條 本令ニ於テ自動車ノ停車ト稱スルハ人ノ乗降若クハ貨物ノ積卸ノ爲自動車ヲ停止シ又ハ法令ノ規定若クハ交通上ノ標示指示ニ依リ若クハ交通上ノ危害豫防ノ爲一時自動車ヲ停止スルコトヲ謂フ
 本令ニ於テ自動車ヲ駐車ト稱スルハ停車以外ノ場合ニ於テ自動車ヲ駐ムルコトヲ謂フ 但シ停車ノ場合ト雖モ自動車ノ停止繼續時間五分以上ニ亘ルトキハ之ヲ駐車ト看做ス

第二章 構造装置

第五條 車輛ノ長ハ七・五米、幅ハ二・二米、高ハ三米ヲ超ユルコトヲ得ス 但シ特別ノ事由アルモノニシテ地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監以下之レニ

同シ)ノ許可受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第六條 操向車輪ニ懸ル重量ハ自動車カ水平面ニ在ルトキ其ノ總重量ノ二割以上タルコトヲ要ス 車輛ノ重心ノ高ハ空車ノ場合ニ於テ最大軸間距離ノ七割以内タルコトヲ要ス
 側車附自動車ト稱スルニ在リテハ側車ノ車輪ニ懸ル重量ハ其ノ總重量ノ三分ノ一以内タルコトヲ要ス

第七條 車輛ノ最短廻轉半徑ハ最外側ノ轍ニ就キ測リ十一米以内タルコトヲ要ス
 第八條 車輛重量三百六十斤以上ノ自動車ニ在リテハ逆行装置ヲ備フヘシ

第九條 蒸氣、瓦斯又ハ油其ノ他爆發性若クハ可燃性ノモノヲ容ルヘキ器、管及氣筒並ニ電氣裝置等ハ堅牢ニシテ漏洩又ハ危險ノ虞ナキモノタルコトヲ要ス

第十條 車輛ハ運轉ニ際シ甚シキ騒音ヲ發シ又ハ惡臭若クハ有害ノ瓦斯又ハ煤煙ヲ多量ニ發散セサル構造ニシテ且排出瓦斯又ハ煤煙ノ車室内ニ侵入セサルモノタルコトヲ要ス

第十一條 排氣管ニハ適當ナル消音裝置ヲ備フヘシ
 第十二條 動力調節裝置、制動裝置、操向裝置、斷續裝置及變速裝置ハ機能確實ニシテ且容易ニ操縱シ得ヘキモノタルコトヲ要ス

第十三條 制動裝置ニ付テハ左ノ各號ニ從フヘシ
 一、獨立ニ作用スヘキ二系統以上ノ制動裝置ヲ備フルコト 但シ總重量二千五百斤未滿ノ自動車ノ制動裝置ニシテ四個以上ノ車輪ヲ制動シ且制動力ノ

傳達ニ流體壓力ヲ用ヒサルモノニ在リテハ一系統ト爲スヲ妨ケス

二、二系統以上ノ制動裝置ヲ備フル場合ニ在リテハ一系統ハ後車軸ノ兩車輪ヲ制動スルコト

三、制動距離(二系統以上ノ制動裝置ヲ備フル場合ニ在リテハ足動制動裝置ノ制動距離)ハ乾燥セル水平道路ニ於テ第五十一條第一項第一號及第三項ノ自動車ニ在リテハ走行速度毎時五十斤ノトキ二十二米、同條第一項第二號ノ自動車ニ在リテハ走行速度毎時三十五斤ノトキ十四米ヲ超エサルコト
 四、運轉者自動車ニ在ラサルトキ停止狀態ヲ保持シ得ル構造ヲ有スルコト

第十四條 前照燈ニ付テハ左ノ各號ニ從フヘシ

一、車輛ノ前面兩側ニ各一個ヲ備フルコト
 二、五十米ノ前方ニ在ル交通上ノ障害物ヲ明瞭ニ認メ得ヘキ光度ヲ有スルコト
 三、主要光線ノ限界ハ前方二十五米以内ニ在リテハ地上ニ一・二米ヲ超エサルコト

第十五條 車輛ノ後面ニハ相當ノ光度ヲ有スル赤色ノ尾燈一個以上及ヒ夜間二十五米ノ距離ニ於テ後面車輛番號ヲ明瞭ニ認メ得ヘキ燈火ヲ備フヘシ
 前項ノ燈火ハ運轉者ノ座席ヨリ消燈シ得サル裝置ト爲スヘシ

第十六條 運轉者ノ見易キ箇所ニ速度計ヲ備フヘシ
 第十七條 軟調ノ音響ヲ發スル警音器ヲ備フヘシ 但シ消防自動車及ヒ救急自動車ニアリテハ之ニ異ル警

音器ヲ備フルコトヲ得

第十八條 輪帶ハ護謨製ノモノタルコトヲ要ス
第十九條 地方長官ハ市街地其ノ他交通頻繁ナル場所ニ於テ運轉スル自動車ニ付方向指示器又ハ停止燈ノ備付ヲ命スル規定ヲ設クルコトヲ得
地方長官ハ自動車ニ依リ汚水泥土ヲ飛散スルノ虞アル場合ニ於ケル泥除ノ備付ヲ命スル規定ヲ設クルコトヲ得

地方長官ハ緩衝器、後寫鏡、前面硝子拂拭器若クハ室内燈ノ備付又ハ本令ニ規定スルモノノ外車輛ノ燈火若クハ塗色ノ制限ニ付規定ヲ設クルコトヲ得

第二十條 自動自轉車、側車附自動自轉車又ハ特殊自動車若クハ小型自動車タル自動三輪車ノ構造裝置ニ付テハ第十三條第一號、第十四條第一號及第三十一條第一項ノ規定ニ拘ラス左ノ制限ニ依ルコトヲ得

一、一系統ノ制動裝置ヲ備フルコト
二、前照燈一個以上ヲ備フルコト
三、車輛番號ハ車輛ノ後面ニ標示スルコト

小型自動車タル自動自轉車、側車附自動自轉車又ハ自動三輪車ニシテ左ノ制限ヲ超エサルモノニ在リテハ速度計ヲ備ヘサルコトヲ得

一、内燃機關ヲ原動機トスルモノニ在リテハ四行程式ヲ用フルモノハ氣筒容積ノ合計四百五十立方糎二行程式ヲ用フルモノハ氣筒容積ノ合計三百立方糎
二、電動機ヲ原動機トスルモノニ在リテハ一時間定

格出力三キロワット

第二十一條 地方長官ハ前條以外ノ特殊自動車ニ付第六條、第十三條乃至第十八條及第三十一條第一項ノ規定ニ拘ラス特別ノ規定ヲ設クルコトヲ得
地方長官ハ前條以外ノ小型自動車ニ付第十三條、第十四條及第十六條ノ規定ニ拘ラス特別ノ規定ヲ設クルコトヲ得

第二十二條 地方長官ハ常ニ危險物ヲ運搬スル自動車ニ付テハ其ノ構造裝置ニ付特別ノ制限ヲ設クルコトヲ得 交通上特ニ危險ノ虞アル道路ニ於テ常ニ運轉スル自動車ニ付亦同シ

第二十三條 運轉者ハ其ノ構造裝置ニ付危害ヲ防止スルニ必要ナル注意ヲ爲スヘシ
自動車ノ使用主其ノ構造裝置ノ缺陷ニ付、警察官吏又ハ運轉者ヨリ告知ヲ受ケタルトキハ直チニ危害防止ニ付必要ナル措置ヲ爲スヘシ

第三章 檢 査

第二十四條 自動車ハ車輛檢査ニ合格シ車輛番號ノ指示ヲ受ケタルモノニ非サレハ之ヲ運轉スルコトヲ得 但シ地方長官ノ定ムル所ニ依リ檢査、試運轉、廻送等ノ爲一時自動車ヲ運轉スルハ此ノ限ニ在ラス
第二十五條 車輛檢査ハ使用主ノ申請ニ依リ主タル使用主ノ地方長官之ヲ行フ
商品トシテ自動車ヲ所持スル者ハ自動車所在地ノ地方長官ニ申請シテ車輛檢査ヲ受ケタルコトヲ得

第二十六條

前條ノ申請者ハ車輛檢査ノ申請ニ際シ自動車ノ乘車定員又ハ最大積載量ヲ申告スヘシ、車輛檢査ヲ受ケタル後之ヲ變更セントスルトキ亦同シ
地方長官必要アリト認ムルトキハ前項ノ申告ニ拘ラス自動車ノ乘車定員又ハ最大積載量ヲ指定スルコトヲ得

前二項ノ規定ニ依ル乘車定員又ハ最大積載量ハ自動車ノ總重量ト共ニ車輛檢査證ニ之ヲ記載ス

第二十七條 車輛檢査ニ合格シタルトキハ別記第一號様式ノ車輛檢査證ヲ交附シ車輛番號ヲ指示ス 但シ商品トシテ車輛檢査ヲ受ケタル自動車ニハ車輛番號ヲ指示セス

商品トシテ車輛檢査ニ合格シタル自動車ヲ使用セントスルトキハ使用主ハ主タル使用主ノ地方長官ニ申請シテ車輛檢査證ノ書換及車輛番號ノ指示ヲ受クヘシ

第二十八條 車輛檢査ノ有効期間ハ一年トス 但シ特別ノ事由アル自動車ニ付テハ地方長官ハ一年以内ニ於テ其ノ有効期間ヲ指定スルコトヲ得

前條第二項又ハ第三十條第二項ノ規定ニ依リ車輛檢査證ノ書換ヲ得タル場合ニ於テハ新車輛檢査證ハ舊車輛檢査證ノ有効期間内ニ限リ其ノ効力ヲ有ス

第二十九條 車輛檢査ノ有効期間滿了後引續キ自動車ヲ使用セントスル者ハ有効期間滿了前三十日以内ニ車輛檢査ヲ申請スルコトヲ得
第三十條 自動車ノ使用主其ノ主タル使用主ヲ變更シ

タルトキハ十日以内ニ後ノ使用主ノ地方長官ニ届出テ車輛檢査證ニ其旨記入ヲ受ケ且車輛番號ノ指示ヲ受クヘシ

自動車ノ使用主ノ變更アリタルトキハ後ノ使用主ハ十日以内ニ其ノ主タル使用主ノ地方長官ニ届出車輛檢査證ノ書換ヲ受クヘシ 其ノ主タル使用主ノ使用主ノ主タル使用主ト異ルトキハ更ニ車輛番號ノ指示ヲ受クヘシ

第三十一條 車輛檢査證ハ車輛内部ノ見易キ箇所ニ、車輛番號ハ車輛ノ前面及後面見易キ箇所ニ之ヲ標示スヘシ

一般公衆ノ乗用ニ供スル自動車ニ在リテハ前項ノ外車室内乗用者ノ見易キ箇所ニ車輛番號ヲ標示スヘシ
第三十二條 車輛檢査ニ合格シタル自動車ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ使用主ハ直チニ主タル使用主ノ地方長官ニ届出テ變更檢査ヲ受クヘシ

一、原動機又ハ其ノ氣筒ヲ取換ヘタルトキ
二、燃料油槽ノ構造又ハ位置ヲ變更シタルトキ
三、制動裝置、變速裝置又ハ操向裝置ノ構造ヲ變更シタルトキ

四、貨物自動車ノ荷臺ノ構造ヲ變更シタルトキ
五、車輛ノ長、幅又ハ高ヲ増加シタルトキ
六、第二十二條ノ規定ニ依ル特別ノ構造裝置ヲ設ケ又ハ之ヲ變更シタルトキ
第三十三條 地方長官ハ定期又ハ臨時ニ車輛ノ檢査ヲ行フコトヲ得

第三十四條 地方長官ハ前二條ノ規定ニ依ル検査ニ基キ車輛検査ノ有効期間ヲ延長シ若クハ短縮シ又ハ自動車ノ使用ヲ停止シ若クハ禁止スルコトヲ得

ハ小型自動車ヲ運轉スルコトヲ得 前項ノ特殊自動車ノ種類ハ内務大臣之ヲ定ム

第三十五條 車輛検査證ヲ滅失シ又ハ毀損シタルキハ主タル使用地ノ地方長官ニ其ノ再交付ヲ申請スルコトヲ得

第三十八條 運轉免許ヲ受ケントスル者ハ其ノ主タル運轉地ノ地方長官ニ申請スヘシ 地方長官運轉免許ヲ與ヘタルトキハ別記第二號様式ノ運轉免許證ヲ交付ス

第三十六條 左ニ掲ケル場合ニ於テハ自動車ノ使用主ハ運轉ナク車輛検査證ヲ主タル使用地ノ地方長官ニ返納スヘシ

第三十九條 運轉免許ノ有効期間ハ五年トス

一、自動車ノ使用ヲ廢止シタルトキ

第四十條 運轉免許ノ有効期間滿了後引續キ自動車ヲ運轉セントスル者ハ有効期間滿了前六月以内ニ運轉免許ヲ申請スルコトヲ得

二、車輛検査ノ有効期間滿了シタルトキ

第四十一條 運轉免許ハ試験ニ合格シ且ツ左ノ各號ニ該當セサル者ニ之ヲ與フ 但シ小型免許ニ在リテハ試験ヲ行ハス

三、第三十四條ノ規定ニ依リ自動車ノ使用ノ停止又ハ禁止ヲ命セラレタルトキ

一、普通免許及特殊免許ニ付テハ十八歳未滿ノ者小型免許ニ付テハ十六歳未滿ノ者

四、車輛検査證ノ書換ヲ受ケタルトキ

二、精神病者、聾者、啞者又ハ盲者

五、車輛検査證ノ再交付ヲ受ケタル者舊車輛検査證ヲ所持スルトキ

三、運轉免許ノ取消シヲ受ケ一年ヲ經過セサル者

自動車ノ使用ノ停止期間滿了シタルトキハ車輛検査證ヲ自動車ノ使用主ニ還付ス

四、其ノ他地方長官ニ於テ不適當ト認ムル者

第四十七條 運轉免許ヲ受ケタル者ニ非サレハ自動車ヲ運轉スルコトヲ得ス

第四十二條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ付テハ前條ノ規定ニ依リ試験ノ全部又ハ一部ヲ省略スルコトヲ得

運轉免許ヲ分チテ普通免許、特殊免許及小型免許ノ三種トス 普通免許ヲ受ケタル者ハ普通自動車及ヒ小型自動車ヲ、特殊免許ヲ受ケタル者ハ特定種類ノ特殊自動車及小型自動車ヲ、小型免許ヲ受ケタル者

一、現ニ運轉免許ヲ有シ運轉免許ノ有効期間滿了後引續キ自動車ヲ運轉セントスル者

二、普通免許ヲ有スル者ニシテ特殊免許ヲ受ケントスル者

一、故意又ハ過失ニ因リ自動車ニ依リ人ヲ傷害シ又ハ物件ヲ損壞シタルトキ

三、特殊免許ヲ受ケントスル者

二、第四十一條第一項第四號ニ該當スルトキ

左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ付テハ前條ノ規定ニ依リ試験ノ一部ヲ省略スルコトヲ得

三、本令又ハ本令ニ基キテ發スル命令ニ違反シタルトキ

一、特殊免許ヲ受ケントスル者

第四十七條 運轉免許ヲ受ケタル者ハ重ネテ同種ノ運轉免許ヲ受ケルコトヲ得ス

二、本令施行區域外ノ行政廳ニ於テ與ヘタル運轉免許ヲ有スル者

第四十八條 運轉免許證又ハ假運轉免許證ヲ滅失シ又ハ毀損シタルトキハ主タル運轉地ノ地方長官ニ其ノ再交付ヲ申請スルコトヲ得

三、甲種工業學校又ハ之ト同等以上ノ學校ノ機械科卒業生ニシテ在學中自動車ノ構造ニ關スル學科ヲ修得シタル者

第四十九條 左ニ掲ケル場合ニ於テハ運轉ナク運轉免許證又ハ假運轉免許證ヲ主タル運轉地ノ地方長官ニ

四、内務大臣ノ指定シタル者ノ發行スル技術證明書ヲ有スル者

第四十條 左ニ掲ケル場合ニ於テハ運轉ナク運轉免許證又ハ假運轉免許證ヲ主タル運轉地ノ地方長官ニ

第四十三條 第四十一條第一項各號ニ該當セス且本令施行區域外ノ行政廳ニ於テ與ヘタル運轉免許ヲ有スル短期間滞在者ハ地方長官ニ假運轉免許ヲ申請スルコトヲ得 前項ノ申請アリタルトキハ地方長官ハ自動車ヲ指定シ三月以内ニ於テ期間ヲ限り假運轉免許ヲ與フルコトヲ得

第四十一條 運轉免許ハ試験ニ合格シ且ツ左ノ各號ニ該當セサル者ニ之ヲ與フ 但シ小型免許ニ在リテハ試験ヲ行ハス

前項ノ假運轉免許ノ與ヘタルトキハ別記第三號様式ノ假運轉免許證ヲ交付ス

第四十條 運轉免許ノ有効期間滿了後引續キ自動車ヲ運轉セントスル者ハ有効期間滿了前六月以内ニ運轉免許ヲ申請スルコトヲ得

假運轉免許ヲ受ケタル者ハ指定ヲ受ケタル自動車ニ限り之ヲ運轉スルコトヲ得

第四十一條 運轉免許ハ試験ニ合格シ且ツ左ノ各號ニ該當セサル者ニ之ヲ與フ 但シ小型免許ニ在リテハ試験ヲ行ハス

第四十四條 運轉者ハ運轉中運轉免許證又ハ假運轉免許證ヲ携帯スヘシ

第四十二條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ付テハ前條ノ規定ニ依リ試験ノ全部又ハ一部ヲ省略スルコトヲ得

返納スヘシ

- 一、運轉免許又ハ假運轉免許ノ有効期間満了シタルトキ
- 二、第四十六條ノ規定ニ依リ運轉免許又ハ假運轉免許ノ取消又ハ停止ヲ受ケタルトキ
- 三、運轉免許證又ハ假運轉免許證ノ再交付ヲ受ケタル者舊免許證ヲ所持スルトキ
- 四、普通免許證又ハ特殊免許證ノ交付ヲ受ケタル者小型免許證ヲ所持スルトキ

運轉免許又ハ假運轉免許ノ停止期間満了シタルトキハ運轉免許證又ハ假運轉免許證ヲ本人ニ還付ス

運轉免許又ハ假運轉免許ヲ受ケタル者死亡シ又ハ行方不明トナリタルトキハ其ノ戸主、家族又ハ雇主ニ於テ第一項ノ手續ヲ爲スヘシ

第五章 用法

第五十條 地方長官ハ自動車ノ通行スル道路、區域又ハ時間ニ關スル制限ヲ設クルコトヲ得

第五十一條 自動車ノ最高速度ハ左ノ制限ニ依ルヘシ

- 一、自動車ノ總重量二千五百斤未滿(乘車定員七人以下ノ乗用自動車ニ在リテハ總重量三千斤未滿)ニシテ全車輪ニ空氣入輪帶ヲ使用シ且全車輪ヲ制動スル制動裝置ヲ有スルモノニ在リテハ毎時五十
- 二、其ノ他ノ自動車ニ在リテハ毎時三十五斤

地方長官ハ道路、區域、時間又ハ自動車ヲ指定シテ

前項ニ規定スル制限ノ範圍内ニ於テ更ニ必要ナル最高速度ノ制限ヲ設クルコトヲ得

消防自動車、救急自動車其ノ他之ニ類スル地方長官ノ定ムル自動車ニ付テハ地方長官ハ第一項ノ制限ヲ超エテ其ノ最高速度ノ規定ヲ設クルコトヲ得

自動車道ニ於テ運轉スル自動車ノ最高速度ニ付テハ前各項ノ規定ニ拘ラス地方長官之ヲ定ム

第五十二條 運轉者ハ前條ノ規定ニ依ル最高速度ノ制限内ニ於テ道路及交通ノ狀況ニ應シ公衆ニ危害ヲ及ホスノ虞ナキ速度並ニ方法ヲ以テ運轉スヘシ

第五十三條 自動車ノ方向ヲ轉換シ、除行シ若ハ停止セントスル場合又ハ後續車輛ヲシテ追越サシメントスル場合ハ手信號ヲ爲スヘシ、但シ方向指示器又ハ停止燈ニ依ル信號ヲ以テ手信號ニ代フル場合ハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ手信號ハ左ノ方法ニ依ルヘシ

- 一、右折セントスルトキ
- 二、右折セントスルトキ
- 三、左折セントスルトキ
- 四、左折セントスルトキ
- 五、後續車輛ヲシテ追越サシメントスルトキ
- 六、右折セントスルトキ
- 七、右折セントスルトキ
- 八、右折セントスルトキ
- 九、右折セントスルトキ
- 十、右折セントスルトキ
- 十一、右折セントスルトキ
- 十二、右折セントスルトキ
- 十三、右折セントスルトキ
- 十四、右折セントスルトキ
- 十五、右折セントスルトキ
- 十六、右折セントスルトキ
- 十七、右折セントスルトキ
- 十八、右折セントスルトキ
- 十九、右折セントスルトキ
- 二十、右折セントスルトキ

第一號樣式 (車輛検査證)

右手又ハ左手ヲ開キ車體外斜下ニ出ス

五、停止セントスルトキ

右手又ハ左手ヲ握リ車體外斜下ニ出ス

運轉者ハ前項各號以外ノ場合ニ於テハ地方長官ノ定ムル所ニ依リ信號ヲ爲スヘシ

第五十四條 交通整理ノ行ハレサル道路ノ交叉點ニ異ナリタル方向ヨリ同時ニ入ラントスル自動車相互間ニ在リテハ左方ノ自動車ニ進路ヲ讓ルヘシ

但小道路ヨリ大道路ニ入ラントスル自動車ハ大道路ノ自動車ヲ讓ルヘシ

消防自動車又ハ救急自動車ト他ノ自動車トカ交通整理ノ行ハレサル道路ノ交叉點ニ異リタル方向ヨリ同時ニ入ラントスル場合ニ於テハ前項ノ規定ニ拘ラス

第五十五條 消防自動車又ハ救急自動車ノ接近シ來リタル場合ニハ他ノ自動車ハ道路ノ左側端ニ避讓スヘシ

第五十六條 運轉者ハ道路ノ交叉點、曲角、急坂路、隧道又ハ幅員狭キ橋梁ニ於テハ他ノ自動車ヲ追越スヘカラス、但シ消防自動車又ハ救急自動車ヲ運轉ス

第一號樣式 (車輛検査證)

廳府縣國

| 種類 | | 自動車 | |
|------|------|------|-------|
| 用途 | 車名 | 車種 | 型式 |
| 車輛番號 | 第 號 | 車輪重量 | 最大積載量 |
| 總重量 | 乘車定員 | 行程式 | 行程式 |
| 長 | 幅 | 氣筒 | 總容積 |
| 高 | 馬力 | 馬力 | ワット |
| 機關番號 | 登錄番號 | 機關番號 | 登錄番號 |
| 主地 | 使用 | 年月日 | 變更届出 |

廳府縣國

式樣號二第 (きとつ)

| | | | | | | |
|---------------------------------|------|------|-------|-----|----|----|
| 問期効有 至自 昭和 年 月 日 | 別種許免 | 免許事項 | 動異ノ所住 | | 住所 | 本籍 |
| | | | 異動 | 府縣印 | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |

(頁四)

(頁三)

注意事項

(側内紙表裏)

備考

(頁十、九、八、七、六、五)

於坂但カシ排ス置消運排ラスエ度ナ爲安ハ警ラム發騒ダ
テ路シラシム出シヲ音普轉氣スヘテヲル必要全交通器ヘセシキ
運急スヘセテ經裝中ハカ用之超限要ノ通器カシキ

式樣號三第 (證許免轉運假) (表)

20 種

第 號

自動車假運轉免許證

廳府縣印

注 意 事 項

轉上已ムヲ得サル場合ハ此ノ限リニ在ラス
第六十條運轉中惡臭若クハ有害ノ瓦斯又ハ煤煙ヲ多量ニ發散セシムヘカラス
第六十一條 夜間自動車ヲ運轉スルトキハ制規ノ燈火ヲ點スヘシ
前項ノ場合ニ於テ他ノ自動車ト行違フトキハ前照燈ノ光度ヲ減シ若クハ其照射方向ヲ下向ト爲シ又ハ照射燈ヲ一時消滅シテ側燈ヲ點スヘシ
第六十二條 運轉者ハ酒氣ヲ帶ヒテ自動車ヲ運轉シ又ハ運轉中喫煙スヘカラス

第六十三條 自動車ノ使用主又ハ運轉者ハ車輛ノ長、幅、高、地上三・五米又ハ車輛檢査證ニ記載シタル乘車定員若クハ最大積載量ヲ超エテ積載シ又ハ第六條ニ規定スル車輛ノ安定ヲ失ハシムル積載ヲ爲スヘカラス 但シ出發地警察官署ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラス
小型自動車ニ在リテハ前項ノ外高サ地上

第六十四條 左ノ場所ニ於テ交通上已ムヲ得サル場合ヲ除クノ外自動車ヲ停車シ又ハ駐車スヘカラス

一、道路ノ交叉點又ハ曲角ヨリ五米以内
二、橫斷歩道
三、安全地帯ノ左側
四、前各號ノ外地方長官ノ指定シタル場所
左ノ場所ニ於テハ交通上已ムヲ得サル場合ヲ除クノ外自動車ヲ駐車スヘカラス
一、隧道又ハ橋梁

第四式樣(就免業許證)

必要ナル應急ノ措置ヲ爲スヘシ 但シ警察官吏アルトキハ其ノ指示ニ從フヘシ
 運轉者ハ前項ノ措置ヲ了シ且本人、雇主、自動車使用主ノ氏名、住所(法人ニ在リテハ其ノ名稱事務所所在地)及車輛番號ヲ警察官吏ニ申請シ、警察官吏在ラサルトキハ被害者又ハ其ノ同伴者ニ同一事項ヲ通告スルニ非サレハ自動車ノ運轉ヲ繼續スルコトヲ得ス
 乗合自動車、消防自動車、郵便自動車、救急自動車又ハ傷病人運搬自動車ノ運轉者ハ乗務員其ノ他ノ從

第 號

自動車就業免許證

本籍 住所

氏名

年 月 日 生

府 縣 團

交付年月日

年 月 日

第六章 車輛の牽引

第七十一條 自動車ニ依リ他ノ車輛ヲ牽引スル場合ハ左ノ制限ニ從フヘシ
 一、牽引裝置其ノ他車輛ノ牽引ニ適スル構造ヲ有スル自動車ニ依リ牽引スルコト
 二、被牽引車ハ幅二・二米以内、高三米以内トシ牽引車ト被牽引トヲ連結シ全長十二米以内タルコト
 三、積荷ハ牽引車及被牽引車ノ幅、牽引車ノ前方又ハ被牽引車ノ後方一米若クハ其ノ高サ地上三・五米ヲ超エテ之ヲ積載セサルコト

九 業員ヲシテ、前二項ノ措置ヲ爲サシメ自動車ノ運轉ヲ繼續スルコトヲ得
 第三項後段ノ規定又ハ前項ノ規定ニ從ヒ自動車ノ運轉ヲ繼續シタル場合ニ於テハ運轉者ハ遲滞ナク前各項ノ事實ヲ警察官吏ニ申告スヘシ
 乗用者ハ運轉者カ第一項乃至第三項又ハ前項ノ措置ヲ爲スニ付之ヲ妨ケルコトヲ得ス

二、消防署、消防出張所、消防機具置場ノ直前及其ノ兩端ヨリ三米以内
 三、火災報知機又ハ消火栓ヨリ三米以内
 四、前各號ノ外地方長官ノ指定シタル場所
 第六十五條 地方長官ハ自動車ノ駐車ニ關スル時間ノ制限ヲ設クルコトヲ得
 第六十六條 地方長官ハ時間ヲ定メ又ハ定メスシテ一定區域内ニ於ケル駐車場ヲ指定スルコトヲ得
 前項ノ指定アリタルトキハ自動車ノ運轉者ハ當該區域及ヒ時間内ニ於テ駐車場以外ノ場所ニ駐車スルコトヲ得ス
 第六十七條 自動車ノ停車又ハ駐車ハ交通上已ムヲ得サル場合ヲ除クノ外道路ノ左側端ニ於テ交通方向ニ從ヒ之ヲ爲スヘシ
 地方長官ハ道路、區域、時間又ハ自動車ヲ指定シテ前項ノ規定ニ異ル停車又ハ駐

第三式樣(假運轉免許證)

本令施行區域ニ於テ運轉免許證

指定自動車

備考

年月日撮影

押出スタンプ

寫眞

交付年月日

有効期間

本籍又ハ國籍

居所又ハ所在地

氏名年齢

備考 一、寫眞ハ脱帽、正面、半身像、名刺、版トスルコト
 二、洋紙ハ白色用紙トスルコト

車ノ方法ヲ命スルコトヲ得
 第六十八條 運轉者停車又ハ駐車中ノ自動車ヲ去ラントスルトキハ停止状態ヲ保持シ得ル措置ヲ爲シ已ムヲ得サル場合ヲ除クノ外機關ノ回轉ヲ停止スヘシ
 第六十九條 運轉者ハ危害豫防其ノ他交通上ノ必要ニ基ク地方長官若クハ警察署長ノ標示又ハ警察官吏ノ指示ニ從フヘシ
 第七十條 自動車ニ依リ人ヲ傷害シ又ハ物件ヲ損壞シタルトキハ運轉者ハ直チニ其ノ運轉ヲ中止スヘシ
 前項ノ場合ニ於テ運轉者ハ被害者ノ救護其ノ他ニ付

(證許免業就) 式樣號四第

| | | | | | | | | |
|----|----|-----|----|-------|------|--------------------------|-------|------|
| 備考 | 異動 | 住所ノ | 異動 | 業地ノ異動 | 主タル就 | 本人ノ有スル 運轉免許證 ノ種別番號 | 届出年月日 | 廳府縣印 |
| | | 動 | 動 | 廳府縣印 | 廳府縣印 | | | |

備考 用紙ハ白色洋紙トスルコト

四、被牽引車ノ輪帶ハ護謨製ノモノタルコト
 五、被牽引車ニハ運轉者牽引車ニ在ラサルトキ停止
 状態ヲ保持シ得ヘキ制動裝置ヲ備ヘ第六十八條ノ
 規定ニ準シ措置スルコト
 六、被牽引車ニハ制動裝置ノ操作ヲ爲ス者ヲ乗車セ
 シムルコト 但シ運轉者ノ座席ヨリ操作スルコト
 ヲ得ル制動裝置ヲ有スルモノニ在リテハ此ノ限ニ
 在ラス
 七、制動距離ハ牽引車ト被牽引車トヲ連結シタル場

合乾燥セル水平道路ニ於テ最高速度制限毎時二十
 五軒ノモノニ在リテハ走行速度毎時二十五軒ノト
 キ十米、最高速度制限毎時十六軒ノモノニ在リテ
 ハ走行速度毎時十六軒ノトキ六米ヲ超エサルコト
 八、被牽引車ノ後面ニ相當光度ヲ有スル赤色ノ尾燈
 一個以上ヲ備ヘ夜間之ヲ點燈スルコト
 九、被牽引車ノ後面見易キ個所ニ牽引車ノ車輛番號
 ヲ標示シ夜間二十五米ノ距離ニ於テ之ヲ明瞭ニ認
 メ得ヘキ燈火ヲ以テ照射スルコト
 十、前二號ニ規定スル燈火
 ハ運轉者ノ座席ヨリ之ヲ
 消燈シ得サル裝置ヲ爲ス
 コト
 十一、最高速度ハ牽引車及
 被牽引車ノ全車輪ニ空氣
 入輪帶ヲ使用シ運轉者ノ
 座席ヨリ牽引車及被牽引
 車ノ全車輪ヲ制動スルモ
 ノニ在リテハ毎時二十五
 軒、其ノ他ノモノニ在リ
 テハ毎時十六軒タルコト
 前項ノ規定ニ依ル積荷ノ制
 限ヲ超エ分割スヘカラサル
 物ヲ積載スル場合ハ出發地
 警察官署ノ許可ヲ受クヘシ
 事故ニ依リ他ノ車輛ヲ牽引

スル場合ハ前二項ノ制限ニ依ラサルコトヲ得
 第七十二條 地方長官必要アリト認ムルトキハ前條第
 一項ノ規定ニ拘ラス特別ノ制限ヲ設クルコトヲ得

第七章 就業免許

第七十三條 就業免許ヲ受ケタル者ニ非サレハ一般公
 衆ノ乗用ニ供スル自動車ヲ運轉スルコトヲ得ス
 第七十四條 就業免許ヲ受ケントスル者ハ其ノ主タル
 就業地ノ地方長官ニ申請スヘシ 地方長官就業免許
 ヲ與ヘタルトキハ別記第四號様式ノ就業免許證ヲ交
 付ス
 第七十五條 就業免許ハ運轉免許ヲ有スル間ニ限り其
 ノ効力ヲ有ス
 第七十六條 就業免許ハ運轉免許ヲ有スル者ニシテ試
 驗ニ合格シ且左ノ各號ニ該當セサル者ニ之ヲ與フ
 一、二十歳未満ノ者
 二、傳染病疾患ヲ有スル者
 三、就業免許ノ取消ヲ受ケ一年ヲ經過セサルモノ
 四、其ノ他地方長官ニ於テ不適當ト認ムル者
 就業免許ノ試験ハ主タル就業地ノ地理其ノ他必要ト
 認ムル事項ニ關シ之ヲ行フ
 小型免許ノミ有スル者ニ付テハ前項ノ外小型自動車
 ノ運轉技能ニ關シ試験ヲ行フ
 第七十七條 就業免許ヲ受ケタル者其ノ主タル就業地
 ヲ變更シタルトキハ十日以内ニ後ノ主タル就業地ノ
 地方長官ニ届出テ就業免許證ニ其旨記入ヲ受クヘシ

前項ノ届出ヲ受ケタル地方長官ハ前條第二項ノ試験
 ヲ行フコトヲ得
 前項ノ試験ニ合格セサルトキハ其ノ道府縣ヲ主タル
 就業地ト爲スコトヲ得ス
 第七十八條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ主タル就
 業地ノ地方長官ハ就業免許ヲ取消シ又ハ停止スルコ
 トヲ得
 一、故意又ハ過失ニ因リ自動車ニ依リ人ヲ傷害シ又
 ハ物件ヲ損壞シタルトキ
 二、第七十六條第一項第二號又ハ第四號ニ該當スル
 トキ
 三、本令又ハ本令ニ基キテ發スル命令ニ違反シタル
 トキ
 第七十九條 第四十四條及第四十七條乃至第四十九條
 ノ規定ハ就業免許ニ付之ヲ準用ス

第八章 罰則

第八十條 第二十四條(車輛検査)、第三十七條第一項
 (運轉免許)、第七十條(事故ノ處置)及第七十三條(就
 業免許)ノ規定ニ違反シタル者又ハ第三十四條(車輛
 ノ検査ニ因ル禁止)、第四十六條(運轉免許ノ取消
 停止)、第七十七條第三項(就業地變更ノ禁止)及第
 七十八條(就業免許ノ取消停止)ノ規定ニ依ル地方
 長官ノ處分ニ違反シタル者ハ三月以下ノ懲役若クハ
 禁錮又ハ百圓以下ノ罰金又ハ拘留又ハ科料ニ處ス
 第八十一條 過失ニ因リ前條ノ罪ヲ犯シタル者ハ拘留

又ハ科料ニ處ス

第八十二條 左ニ掲クル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス
一、故意又ハ過失ニ因リ第二十三條(構造裝置ノ保全)、第三十條(使用地變更手續)、第三十一條(検査番号ノ標示)、第三十二條(變更検査)、第三十六條(車輛検査證ノ返納)、第四十四條(運轉免許證ノ携帶)、第四十五條(運轉地變更手續)、第四十七條(重交付運轉免許證ノ返納)、第四十九條(運轉免許證ノ返納)、第五十二條(安全ナル速度ノ方法)、第五十五條(避讓)、第五十六條(追越)、第五十七條(踏切通行)、第五十八條(電車側方通行)、第五十九條(騒音取締)、第六十條(瓦斯煤煙)、第六十一條(點燈)、第六十二條(酒氣、喫煙)、第六十三條(定員、積載量等ノ嚴守)、第六十四條(停車、駐車ノ制限)、第六十六條(駐車場指定ノ際ニ於ケル駐車ノ制限)、第六十七條(第一項(停車、駐車ノ方法)、第六十八條(停止狀態保持)、第六十九條(標示、遵守)、第七十一條(第一項(車輛牽引ノ諸制限)及第七十七條(第一項(就業地變更手續)ノ規定ニ違反シタル者
二、故意又ハ過失ニ因リ第五十條(道路ノ制限)及第七十二條(車輛牽引ノ特別制限)ノ規定ニ依ル地方長官ノ命令又ハ處分ニ違反シタル者、又ハ第六十五條ノ規定ニ依リ地方長官ノ定メタル駐車ニ關スル時間ノ制限又ハ第六十七條第二項ノ規定ニ依リ地方長官ノ命シタル停車若クハ駐車ノ方法

附 則

第八十六條 本令ハ昭和八年十一月一日ヨリ之ヲ施行ス
第八十七條 本令施行前ニ車輛検査ニ合格シタル自動車ハ本令ノ規定ニ依リ車輛検査ニ合格シタル自動車ト看做ス 但シ其ノ検査證ノ有効期間ハ之ヲ變更セズ
前項ノ自動車ノ使用主ハ本令施行ノ日ヨリ六日以内ニ主タル使用地ノ地方長官ニ申請シ本令第二條ノ規定ニ依リ自動車ノ種別ニ付指定ヲ受ケ且検査證ニ其ノ旨記入ヲ受ケヘシ
第八十八條 本令施行ノ際現ニ車輛検査ヲ要セスシテ使用スル自動車ニシテ本令ノ規定ニ依リ新ニ車輛検査ヲ受クルヲ要スルモノ、車輛検査及積載制限ニ付テハ本令施行ノ日ヨリ一年以内ハ本令又ハ本令ニ基キテ發スル命令ノ規定ニ拘ラス從前ノ規定ニ依ルコトヲ得
第八十九條 本令施行ノ際現ニ使用スル自動車ノ構造裝置ニ付テハ本令施行ノ日ヨリ一年以内ハ本令又ハ本令ニ基キテ發スル命令ノ制限ニ拘ラス從前ノ規定ニ依ルコトヲ得
第九十條 本令施行ノ際現ニ運轉免許ヲ有スル者ハ左ノ區別ニ從ヒ本令ノ規定ニ依リ運轉免許ヲ受ケタル者ト看做ス 但シ其ノ免許ノ有効期間ハ之ヲ變更セズ

ニ違反シテ自動車ヲ停車シ又ハ駐車シタル者
三、故意又ハ過失ニ因リ第五十一條第一項ニ規定スル最高速度ノ制限又ハ同條第二項乃至第四項及ヒ第七十二條ノ規定ニ依リ地方長官ノ定メタル最高速度ノ制限ヲ超エテ自動車ヲ運轉シタル者
四、故意又ハ過失ニ因リ第三十三條ノ規定ニ依ル検査ヲ拒ミ又ハ検査ヲ受クルコトヲ怠リタル者
五、運轉免許又ハ就業免許ヲ受ケ重ネテ同種ノ運轉免許又ハ就業免許ヲ申請シタル者
第八十三條 第四十四條(運轉免許證ノ携帶)第四十七條第三項(重交付運轉免許證ノ返納)及第四十九條(運轉免許證ノ返納)ノ違反ニ對スル罰則ノ規定ハ就業免許ニ付之ヲ準用ス
第八十四條 自動車ノ使用主ニシテ未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ本令又ハ本令ニ基キテ發スル命令ニ依リ之ニ適用スヘキ罰則ハ之ヲ其ノ法定代理人ニ適用ス 但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス
自動車ノ使用主ニシテ法人ナルトキハ本令又ハ本令ニ基キテ發スル命令ニ依リ之ニ適用スヘキ罰則ハ之ヲ法人ノ代表者ニ適用ス
第八十五條 自動車ノ使用主ハ其ノ代理人、戶主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ニシテ使用主ニ關スル本令又ハ本令ニ基キテ發スル命令ノ規定ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ル、コトヲ得ス

一、甲種免許ヲ有スル者ハ各種ノ運轉免許
二、普通自動車ニ付乙種免許證ヲ有スル者ハ普通免許
三、特殊自動車ニ付乙種免許證ヲ有スル者ハ當該特定種類ノ特殊自動車ニ關スル特殊免許
四、小型自動車ニ付乙種免許證ヲ有スル者ハ小型免許
前項第二號乃至第四號ニ該當スル者ハ本令施行ノ日ヨリ六月以内ニ主タル運轉地ノ地方長官ニ免許證ヲ提示シテ各種別ニ付記入ヲ受ケヘシ
第九十一條 本令施行ノ際現ニ運轉手免許ヲ要セスシテ自動車ヲ運轉スル者ニシテ本令ノ規定ニ依リ新ニ運轉免許ヲ受クルヲ要スルモノニ在リテハ本令施行ノ日ヨリ一年以内ハ本令ノ規定ニ依リ運轉免許ヲ受クルコトヲ得 但シ從前運轉手免許ヲ要セスシテ運轉シ得タル自動車ヲ運轉スルコトヲ得
第九十二條 本令施行ノ際現ニ普通自動車ニ付運轉手免許ヲ有スル者ハ本令ノ規定ニ依リ就業免許ヲ受ケタル者ト看做ス
前項ノ規定ニ該當スル者ハ本令施行ノ日ヨリ一年以内ニ主タル就業地ノ地方長官ニ申請シ就業免許證ノ交付ヲ受ケヘシ

内務省告示第三百五十號

自動車取締令第三十七條第四項ノ規定ニ依リ特殊自動

車ノ種類ヲ左ノ通り定ム

昭和八年十月二十四日

内務大臣 男爵 山本達雄

- 第一種 牽引自動車
牽引装置ヲ有シ常ニ他ノ車輛ヲ牽引スルコトヲ目的トスルモノ
- 第二種 「ロードローラー」ノ類
ロードローラー、グレーダー及耕作用自動車ノ類
- 第三種 蒸氣自動車
蒸氣機關ヲ原動機トシ前各種ニ屬セサルモノ
- 第四種 電氣自動車
電動機ヲ原動機トシ前各種ニ屬セサルモノ
- 第五種 ハノマーク型自動車ノ類
前二輪ニ依ル操向装置ヲ有シ差動装置ヲ有セサルモノニシテ前各種ニ屬セサルモノ
- 第六種 自動自轉車ノ類
前一輪ニヨリ操向スル自動自轉車、自動三輪車、側車附自動自轉車、後車附自動自轉車ノ類ニシテ前各種ニ屬セサルモノ
- 第七種 ソノ他ノ特殊自動車
前各種ニ屬セサルモノ

自動車取締令施行細則

(昭和八年十月三十日 警視廳令第四十二號)

第一章 通則

第一條 本令ノ規定ニ依ル届出ハ別段ノ定アルモノノ外届出事由發生ノ日ヨリ五日以内ニ之ヲ爲スヘシ

第二條 自動車取締令(以下單ニ取締令ト稱ス)又ハ本令ノ規定ニ依ル申請又ハ届出ハ警視總監ニ之ヲ爲スヘシ 但シ第三十九條ノ規定ニ依ルモノハ住所地所轄警察署長ヲ經由スヘシ

第二章 構造装置

第三條 取締令第十一條ニ依ル消音装置ハ左ノ各號ニ該當シ且充分消音ノ効果ヲ有スルモノタルコトヲ要ス

一、消音器ノ容積ハ四行程式ノモノニ在リテハ一氣筒ノ容積ノ五倍以上、二行程式ノモノニ在リテハ一氣筒ノ容積ノ七倍以上ノモノタルコト 但シ消音器内ニ特別ナル緩衝又ハ冷却装置アリテ充分ノ消音ノ効果ヲ齎ラスモノト認メラルモノニ在リテハ四行程式ノモノニ在リテハ一氣筒ノ容積ノ二倍半(自動自轉車ニ在リテハ一倍半)二行程式ノモノニ在リテハ一氣筒ノ容積ノ三倍半(自動自

自動自轉車專業



渡邊勝商店

東京市大森區大森四ノ二五九四
電話 大森 四四四五番

轉車ニ在リテハ二倍半)マデ低下スルコトヲ得

二、排出管ノ排出面積ハ機關排出孔ノ最小斷面積ノ二分ノ一以内タルコト 但シ排出孔ニシテ多數ニ分割セラレ又ハ不規則形ヲ有スルモノナルトキハ機關排出孔ノ最小斷面積マデ増加スルコトヲ得

三、器ハ堅牢ニシテ響音ノ爲震動セサルモノタルコト

第四條 側燈及空車札照明燈ヲ裝置スル場合ニ在リテハ光度十燭光以下タルヘシ

第五條 乗合自動車ニ在リテハ適當ナル室内燈火ヲ裝置スヘシ

第六條 乗合自動車ニ在リテハ車輛ノ前面上部兩側ニ紫色ノ燈火ヲ裝置スヘシ

第七條 自動車ニハ別段ノ定アルモノノ外其ノ外部ニ燈火ヲ裝置スヘカラス

取締令第十五條、第七十一條第八號、本令第八條、第九條及前條ノ規定ニ依ルモノノ外有色ノ燈火ヲ使用スヘカラス

第八條 普通自動車ニ在リテハ左ノ各號ニ該當スル方向指示器ヲ裝置スヘシ

一、方向ノ指示ハ矢形又ハ劍形ノ類ニ依ルコト

二、指示針ハ赤地ヲ以テ表ハシ其ノ長二十釐以上、最高幅部四釐以上ノモノタルコト

三、指示針ハ運轉臺前面硝子支柱兩端ノ上部又ハ之ニ準スヘキ箇所ニ之ヲ裝置シ換向セントスル側ノ後方ヨリ之ヲ明瞭ニ認メ得ヘキモノタルコト

四、指示針ハ車輛ノ最高幅部ヨリ三十糎以上突出セサルモノタルコト
 五、指示針ハ方向ヲ指示シタル場合ノ外表示セラレサルモノタルコト
 六、夜間ハ指示針ノ内部ヨリ燈火ヲ以テ照明シ得ヘキモノタルコト
 七、操作ハ容易且確實ニ爲シ得ヘキモノタルコト
 第九條 普通自動車ニ在リテハ左ノ各號ニ該當スル停止燈ヲ裝置スヘシ
 一、橙黄色ニシテ光度十燭光以上ノモノタルコト
 二、裝置位置ハ車輛ノ後面ニシテ後續車輛ヨリ見易キ箇所タルコト
 三、足動制動裝置ヲ操作スル場合ニノミ自動的ニ點燈スルモノタルコト
 第十條 自動車ニハ左ノ各號ニ該當スル泥除ヲ備フヘシ
 一、面ノ長車輪ノ直徑ノ三分ノ二以上、高十五糎以上ノモノタルコト
 二、路面トノ距離六糎以内ニ取付ケ得ヘキモノタルコト
 三、翻轉又ハ廻轉セサルモノタルコト
 第十一條 普通自動車ニ在リテハ車輛ノ前面及後面ニ左ノ各號ニ該當スル緩衝器ヲ裝置スヘシ 但シ乗用自動車以外ノモノニ在リテハ後面ニハ之ヲ裝置セサルコトヲ得
 一、幅七糎以上ノモノタルコト

二、「フエンダー」ノ外側面ヲ超エサルコト
 三、水平中心線ハ路面トノ距離四十糎以上四十五糎以下トシ車枠ニ固着スルコト
 第十二條 普通自動車ニ在リテハ適當ナル箇所ニ後寫鏡及自動式前面硝子拂拭器ヲ裝置スヘシ
 第十三條 自動車ハ溜色ニ塗ルコトヲ得ス
 消防自動車、郵便自動車及自動自轉車ヲ除クノ外赤色ニ塗ルコトヲ得ス
 第十四條 自動車ノ外部ニハ法令ノ規定ニ依リ表示スルモノノ外廣告其ノ他之ニ類スル表示ヲ爲スヘカラス 但シ貨物自動車及乗合自動車ニシテ左ノ各號ニ該當スルモノニ在リテハ此ノ限ニ在ラス
 一、貨物自動車
 イ、住所、氏名(法人ニ在リテハ其ノ名稱)、商品名、商標及商號ヲ表示スルモノタルコト
 ロ、文字、商品名及商標ノ大ハ三十糎方以下ノモノニシテ商標ハ車体ノ各面ニ付一箇ヲ表示スルモノタルコト
 二、乗合自動車
 イ、表示ノ大縱四十五糎、横七十五糎以下ノモノタルコト
 ロ、表示場所ハ車体ノ後面タルコト
 第十五條 常ニ危險物ヲ運搬スル自動車ニ在リテハ特別ナル構造裝置ヲ命スルコトアルヘシ
 第十六條 蒸氣機關ヲ原動機トスル自動車ノ汽罐ノ構造裝置ニ付テハ昭和七年六月警視廳令第十六號汽罐

取締規則ヲ準用ス
 第十七條 消防自動車、散水自動車、架線修理自動車ノ類ニシテ警視總監支障ナシト認メタルモノハ第七條乃至第十二條ノ規定ニ依ラサルコトヲ得
 第十八條 自動自轉車ニ在リテハ第十條ノ規定ヲ取締令第二十一條第二項ノ小型自動車ニシテ同令第二十條第二項各號ノ制限ヲ超エサルモノニ在リテハ取締令第十六條ノ規定ヲ、人又ハ貨物ヲ運搬スルノ構造ヲ有セスシテ他ノ車輛ヲ牽引スルコトノミヲ目的トスル牽引自動車ニ在リテハ取締令第十六條及本令第十條ノ規定ヲ「ロードローラー」ノ類ニ在リテハ取締令第十四條乃至第十八條ノ規定及本令第十條ノ規定ヲ適用セス
 「ロードローラー」ノ類、取締令第二十一條第二項ノ小型自動車及後車附自動自轉車(車輛重量ヲ七百五十斤以上ノモノヲ除ク)ニ在リテハ制動裝置ヲ一系統ト爲シ取締令第二十一條第二項ノ小型自動車及後車附自動自轉車ニ在リテハ前照燈ヲ一箇、小型自動車又ハ後車附自動自轉車ニ在リテハ車輛番號ヲ後面ノミニ裝置スルコトヲ得
 車輛ノ幅一米七十糎ヲ超ユル側車附自動自轉車又ハ後車附自動自轉車ニシテ前照燈ヲ一個ノミ裝置スルモノニ在リテハ側車又ハ後車ノ外側端ニ側燈ヲ裝置スヘシ「ロードローラー」ノ類ノ車輛番號ハ適當ナル箇所一箇所ニ之ヲ標示スヘシ
 第十九條 第四條乃至第九條及第十一條乃至第十四條

ノ規定ハ他ノ廳府縣ヲ主タル使用地トスル自動車ニ付テ之ヲ適用セス
 第三章 檢 査
 第二十條 檢査、試運轉又ハ廻送等ノ爲一時自動車ヲ運轉セントスル別記第一號様式ノ申請書二通ヲ自動車所在地ノ所轄警察署長ニ提出シ許可書ノ交付及一時運轉許可標板ノ貸與ヲ受クヘシ
 運轉者ハ運轉中許可書ヲ携帶シ一時運轉許可標板ヲ車輛ノ前面及後面見易キ箇所ニ標示シ運轉終了シタルトキハ遲滞ナク一時運轉許可標板ヲ返納スヘシ
 第二十一條 取締令第二十五條ノ規定ニ依リ自動車ノ檢査ヲ受ケントスルモノハ別記第二號様式ノ申請書ヲ提出スヘシ
 自動車ヲ他人ノ車庫ニ格納スル場合ニアリテハ前項ノ申請書ノ當該欄ニ承諾ノ旨記載ヲ受クヘシ
 第二十二條 取締令第二十七條第二項ニ依リ商品トシテ車輛檢査ニ合格シタル自動車ヲ使用セントスルトキハ使用主ハ別記第三號様式ノ申請書ニ車輛檢査證ヲ添ヘ渡入ト連署ノ上申請スヘシ
 第二十三條 取締令第二十九條ノ規定ニヨル車輛檢査ヲ受ケントスル者ハ別記第四號様式ノ申請書ニ車輛檢査證ヲ添ヘ申請スヘシ
 第二十四條 取締令第三十條第一項ノ規定ニ依ル届出ハ別記第五號様式ノ届書ニ前ノ使用地ノ地方長官ヨリ交付セラレタル車輛檢査證ヲ添ヘ之ヲ爲スヘシ

第二十五條 取締令第三十條第二項前段ノ規定ニヨル
届出ハ別記第六號様式ノ届書ニ車輛検査證ヲ添ヘ之
ヲ爲スヘシ

取締令第三十條第二項後段ノ規定ニヨル届出ハ別記
第七號様式ノ届書ニ車輛検査證ヲ添ヘ之ヲ爲スヘシ
第二十六條 取締令第三十二條ノ規定ニ依リ検査ヲ受
ケントスル者ハ別記第八號様式ノ申請書ニ車輛検査
證ヲ添ヘ申請スヘシ

前項ノ場合ニ車輛検査證ノ記載ニ變更ヲ生シタルト
キハ車輛検査證ノ訂正ヲ受クヘシ
第二十七條 側車附自動車ニシテ其ノ側車ヲ一時
取外シ自動車トシテ使用スル場合ニアリテハ取
締令第二十六條第一項後段ノ規定ヲ適用セス

第二十八條 車輛検査證ハ警視總監ノ指定スル寸法及
様式ニヨル容器ニ納メ所定ノ箇所ニ標示スヘシ但
シ車輛ノ構造上之ニ依リ難キモノニアリテハ當該官
吏ノ指示ニ從フヘシ

第二十九條 車輛番號ハ警視總監ノ指定スル寸法及様
式ニヨリ所定ノ位置ニ標示スヘシ 一般公衆ノ乗用
ニ供スル自動車ノ運轉者氏名ニ付亦同シ
第三十條 第二十四條、第二十五條及第二十六條第二
項ニ規定スル場合ヲ除クノ外車輛検査證ノ記載事項
ニ異動ヲ生シタルトキハ別記第九號様式ノ届書ニ車
輛検査證ヲ添ヘ届出書換ヲ受クヘシ

提出スヘシ
第三十二條 貨物自動車ニアリテハ車体後面見易キ箇
所ニ其ノ最大積載量ヲ白色ヲ以テ表示スヘシ
第三十三條 取締令第五十一條第一項第二號ニ規定ス
ル自動車ニアリテハ後車輪ヲ覆フ左側「フエンダー」
ノ後面表面、「フエンダー」無キモノ若クハ「フエン
ダー」ニ標示シ難キモノニアリテハ車体ノ後面左側
見易キ箇所ニ邊ノ長二十糎ノ正三角形ヲ太三糎ノ白
線ヲ以テ標示スヘシ
第三十四條 取締令第三十六條第一項第一號、第二號
又ハ第五號ノ規定ニ依リ車輛検査證ヲ返納スル者ハ
別記第十一號様式ニ依ル届書ニ車輛検査證ヲ添附ス
ヘシ
第三十五條 自動車ノ検査ヲ受クル際ハ當該官吏ノ指
示ニ從フヘシ

第四章 運轉免許

第三十六條 主タル運轉地ヲ警視廳管内ニ變更シタル
者ハ別記第十二號様式ニ依ル届書ニ寫眞一葉(申請
前六ヶ月以内ニ撮影シタル名刺版、脱帽、正面、半
身、無蓋紙ノモノニシテ裏面ニ撮影年月日ヲ記載セ
ルモノ以下之ニ同シ)運轉免許證及運轉免許證ノ寫
ヲ添ヘ届出ツヘシ
第三十七條 前條ノ規定ニ依ル届出ヲ爲シタル者ニシ
テ運轉免許ノ申請若クハ受驗ニ際シ不正ヲ行ヒ又ハ
運轉免許ヲ受ケスシテ自動車ヲ運轉シ發覺シタル日

ヨリ六月ヲ經過セサル者ナルトキハ其ノ期間満了ニ
至ル迄運轉ヲ停止ス

第三十八條 運轉免許證若クハ假運轉免許證ヲ減失シ
又ハ毀損シ其ノ再交付ヲ受ケントスル者ハ別記第十
三號様式ニ依ル申請書ニ寫眞一葉ヲ添ヘ申請スヘシ
第三十九條 運轉者ニシテ其ノ本籍、住所若ハ氏名ヲ
變更シ又ハ兵役關係ニ異動ヲ生シタルトキハ別記第
十四號様式ノ届書ヲ提出シ免許證ノ訂正ヲ受クヘシ
行政區劃ノ變更ニ依リ其ノ本籍又ハ住所ノ地名、地
番ニ異動ヲ生シタルトキ亦同シ(住所地所轄警察署
經由)

第四十條 取締令第四十九條第一項、第一號第三號又
ハ第四號ノ規定ニ依リ運轉免許證又ハ假運轉免許證
ヲ返納スル者ハ別記第十五號様式ニ依ル届書ニ運轉
免許證又ハ假運轉免許證ヲ添附スヘシ

第五章 用法

第四十一條 自動車ハ其ノ幅ノ二倍半以上ノ有効幅員
ヲ有スル道路ニ非サレハ之ヲ運轉スルコトヲ得ス
但シ適當ノ間隔ニ自動車相互ニ行進フ場所ヲ有シ其
ノ有効幅員自動車ノ幅ノ一倍半以上ノ道路ニ在リテ
ハ此ノ限リニ在ラス

第四十二條 市街地又ハ人家連擔ノ場所ニ在リテハ取
締令第五十一條第一項第一號ノ自動車ノ速度ハ毎時
四十糎(二十四哩八五)ヲ超過スルコトヲ得ス
運轉者ハ前車ニシテ毎時四十糎(二十四哩八五)以

上ノ速度ヲ以テ運轉スル場合ハ之ヲ追越スコトヲ得
ス 但シ消防自動車又ハ救急自動車ヲ運轉スル場合
ハ此ノ限ニ在ラス
消防自動車又ハ救急自動車ニ在リテハ其ノ最高速度
ヲ毎時六十五糎(四十哩三八)ト爲スコトヲ得
自動車道ニ於テ運轉スル自動車ノ最高速度ハ其ノ都
度ニ定ム
前條但書ノ場合ニ在リテハ自動車ノ速度ハ毎時十五
糎(九哩三五)ヲ超過スルコトヲ得ス
第四十三條 自動車ニ依リ汚水、泥土ヲ飛散スル虞ア
ル場合ニ於テハ第十條ノ規定ニ依ル泥除ヲ裝置スヘ
シ 但シ第十條ノ規定ノ適用ヲ受ケサル自動車ニ在
リテハ此ノ限リニ在ラス
第四十四條 自動車ノ積荷ハ運轉上必要ナル視野ヲ妨
ケサルモノタルコトヲ要ス
第四十五條 取締令第六十三條第一項但書又ハ第七十
一條第二項ノ規定ニ依リ出發地所轄警察署長ノ許可
ヲ受ケントスル者ハ別記第十六號様式ノ申請書二通
ヲ提出シ許可書及許可票ノ交付ヲ受クヘシ
前項ニ依リ許可ヲ受ケタルトキハ運搬中車輛ノ前方
見易キ箇所ニ許可票ヲ標示シ許可書ヲ携帯スヘシ
第四十六條 自動車ハ車庫以外ノ場所ニ之ヲ格納スヘ
カラス 但シ商品、揮發石油ヲ貯有セサルモノ、小
型自動車又ハ特殊自動車タル自動車、自動三輪
車、側車附自動車、若ハ後車附自動車、自動三輪
以下ヲ所持又ハ使用スル者ニシテ其ノ格納場所又ハ

常置場所ヲ有スル場合ニ在リテハ此ノ限ニ在ラス

第六章 車輛ノ牽引

第四十七條 取締令第七十一條第一項第一號ニ規定スル牽引裝置又ハ車輛ノ牽引ニ適スル構造トハ左ノ各號ニ該當スルモノタルコトヲ要ス

- 一、連結ニ使用スル材料ハ牽引車ノ有スル最大牽引力ノ五倍以上ノ抗壓力ヲ有スルモノタルコト
- 二、連結裝置ハ確實ヲ保持シ得ヘキモノタルコト
- 三、連結裝置ハ緩衝ノ爲必要ノ程度ヲ超エテ遊動セサルモノタルコト

第四十八條 被牽引車ヲ二輛以上連結スル場合ニ在リテハ各被牽引車ハ自動操向裝置ヲ有スルモノタルコトヲ要ス

但シ各被牽引車ニ操車手ヲ附スル場合又ハ特定ノ場所ニ於テ使用スルモノニシテ其ノ必要ナシト認メタルモノニ在リテハ此ノ限ニ在ラス

第四十九條 取締令第七十一條第二項ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタル場合ニ在リテハ取締令第七十一條第一項第二號及第四號乃至第七號ノ規定ニ依ラサルコトヲ得

被牽引車ヲ併セ全長七米以内ノ場合ニ在リテハ取締令第七十一條第一項第四號乃至第六號ノ規定ニ依ラサルコトヲ得

第七章 就業免許

第五十條 第三十八條及第四十條ノ規定ハ就業免許ニ付キ之ヲ準用ス

第八章 罰則

第五十二條 第一條(届出期間)、第三條(消音裝置)、第四條(側燈、空車札、照明燈)、第五條(室内燈火)、第六條(紫色燈)、第七條(燈火制限)、第八條(方向指示器)、第九條(停止燈)、第十條(泥除)、第十一條(緩衝器)、第十二條(後寫鏡、拂拭器)、第十三條(塗色)、第十四條(廣告)、第二十條(一時運轉)、第二十二條(商品タル自動車ノ使用)、第二十八條(検査證標示)、第二十九條(車輛番號、運轉者氏名標示)、第三十條(車輛検査證記載事項變更)、第三十二條(積載量表示)、第三十三條(正三角形標示)、第三十九條(運轉者住所等變更)、第四十二條第二項及第五項(追越及徐行)、第四十三條(泥除)、第四十四條(視野)、第四十五條第二項(許可票標示)、第四十六條(車庫格納)、第四十七條(牽引ニ適當ナル構造)及第四十八條(被牽引車自動操向裝置)ノ規定ニ違反シ又ハ第三十五條(當該官吏ノ命令)ノ基礎ニ基ク命令ニ違反シタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス其ノ違反行爲ヲ教唆若ハ封助シタル者亦同シ

附則

第五十三條 本令ハ昭和八年十一月一日ヨリ之ヲ施行ス 但シ第六條(紫色燈)、第八條(方向指示器)、第九條(停止燈)、第十一條(緩衝器)、第十二條(後寫鏡、拂拭器)、第十三條(塗色)、第二十八條(車輛検査證標示)及取締令第三十一條第一項後段ノ規定ニ依ル車輛番號標示位置ニ關スル規定ハ昭和九年五月一日ヨリ之ヲ施行ス

第五十四條 昭和三年七月警視廳令第二十八號自動車取締令施行細則及昭和六年七月警視廳令第二十七號自動車運轉手免許規則ハ之ヲ廢止ス

第五十五條 取締令第八十七條第二項ノ規定ニ依リ車輛検査證ニ自動車種類ノ記入ヲ受クル者ハ別記第七號様式ノ申請書ヲ提出スヘシ

第五十六條 取締令第九十條第二項ノ規定ニ依リ運轉免許證ニ免許種類ノ記入ヲ受クル者ハ別記第十八號様式ノ申請書ヲ提出スヘシ

第五十七條 取締令第九十二條第二項ノ規定ニ依リ就業免許證ノ交付ヲ受クル者ハ別記第十九號様式ノ申請書ヲ提出スヘシ

第五十八條 本施行前ニ車輛検査ヲ受ケ現ニ使用スル自動車ニシテ第十七條(廣告)及第五十八條(車庫格納)ノ規定ニ牴觸スルモノハ昭和九年十月三十一日迄ニ本令ノ規定ニ準據スヘシ

第五十九條 本令施行前甲種運轉免許ヲ受ケタル者ニ

シテ取締令第四十條ノ規定ニ依ル申請ヲ爲ス場合ニ在リテハ申請前六月以内ニ於テ特種自動車ヲ運轉シタル事實アル者ハ申請書ニ其ノ事實ヲ記載スヘシ

第一號様式

自動車一時運轉標板貸與申請書

- 一、自動車ノ種類及車名
 - 一、一時運轉ノ目的
 - 一、運轉期間 自 年 月 日 時 至 年 月 日 時
 - 一、運轉經路及經路中重要地點
 - 一、運轉者氏名及運轉免許種別
- 右ノ通り一時自動車ヲ運轉致度候間一時運轉標板貸與相成度此段及申請候也
- 年 月 日 住 所 氏 名 印

警察署長 殿 年 月 日生

備考

一、自動車ノ種類及車名ノ欄ニハ「普通」「特種」
型ノ種別及「シボレー」「フォード」等ノ如ク記
入スルコト（以下各様式ニ付亦同シ）
一、一時運轉ノ目的ノ欄ニハ「検査」「誠運轉」又ハ
「廻送」等ノ別ヲ記入スルコト

第二號様式（第二十一條ノ規定ニ依ルモノ）

| | | |
|------|------|------|
| 種別 | 普通 | 特種 |
| 型式 | シボレー | フォード |
| 年式 | 昭和 | |
| 用途 | 乗用 | 貨物 |
| 乗車定員 | 人 | |
| 車輪寸法 | 前輪 | 後輪 |
| 重量 | 全重 | 自重 |
| エンジン | 排気量 | 馬力 |
| 駆動方式 | 前輪 | 後輪 |
| 制動方式 | 手動 | 脚動 |
| その他 | 特殊装置 | |

備考（第五號様式ニツキ同シ）

一、種類欄ニハ「自動車」ノ左方ニ「普通」「特種」
「小型」ノ種別ヲ右方ニハ「特種自動車」ノ種別ヲ
種ト記入シ其ノ下ニ第二種特種自動車ノ場合ニ在
リテハ「ロードローラー」「グライダー」等ノ別ヲ
第六種特種自動車ノ場合ニ在リテハ「オートバイ」

七、特殊構造ノ欄ニハ自動荷卸装置付、木炭瓦斯發
生器付、空氣壓縮機付等ヲ記入スルコト

八、牽引車ノ種類欄ニハ「牽引専用」「乗用兼用」若
クハ「貨物用兼用」ノ別ヲ式ノ欄ニハ「裝軌式」
「裝輪式」「裝輪裝軌兼用式」若クハ「半裝軌式」
ノ別ヲ記入スルコト

九、制動裝置ノ制動車輪數ノ欄ニハ一系統、二系統
ノ別及各場合ニ於ケル制動車輪數ヲ足動、手動並
ニ前後ノ車輪別ニ分チテ記入スルコト

十、車庫ノ所在地ノ欄ニハ格納スヘキ車庫ノ所在地
ヲ記入スルコト 但第四十八條但書ニ該當スル場
合ニ在リテハ常置場所ヲ記入スルコト（以下各様
式ニ付同シ） 格納承諾書ノ欄ニハ他人ノ車庫ニ格
納スル場合ニ限リ車庫主ノ記名、捺印ヲ受クルコ
ト（以下各様式ニ付同シ）

十一、備考欄ニハ自動車運輸事業ニ使用スル自動車
ニ在リテハ自動車交通事業法施行規則第二條第一
項第二號ニ規定スル事項ヲ蒸汽機關ヲ原動機トス
ルモノニ在リテハ汽罐ノ構造仕様（必要アルトキ
ハ圖面ヲ添付）ヲ記入スルコト

第三號様式（細則第二十二條ノ規定ニヨルモノ）

商品自動車使用申請書

一、自動車ノ種類及車名

一、用

一、格納車庫所在地

右商品自動車ヲ使用致シ度候間車輛検査證相
添へ此段及申請候也

年 月 日

住 所 氏 名 印

讓渡人 住 所 氏 名 印

警視總監 殿 名 印

一、他人ノ車庫ニ格納スル場合ニアリテハ車庫主ノ
承諾書添付ノコト

第四號様式（細則第二十三條ノ規定ニヨルモノ）

自動車繼續使用申請書

一、自動車ノ種類及車輛番號

一、車輛検査證ノ有効期間

右自動車ヲ繼續使用致シ度候間検査相成度車
輛検査證相添へ此段及申請候也

年 月 日

住 所 氏 名 印

讓渡人 住 所 氏 名 印

警視總監 殿 名 印

| | |
|-------|---|
| 住所 | 年 月 日 生 |
| 氏 名 | |
| 所在場所 | 所有人名義上所在地ノ車庫ニ上記自動車 ヲ格納スルコトヲ承諾候也 車庫主 氏 名 印 |
| 格納承諾書 | |
| 備考 | |
| 署名 | 警視總監 殿 上記自動車車輛検査證 此段及申請候也 年 月 日 氏 名 印 |

「リヤーカー」等ノ別ヲ記入シ、外ニ二輪車、三
輪車、四輪車若クハ六輪車ノ別ヲモ記入スルコト
二、用途欄ニハ家用、營業用、商品用ノ別並ニ乘
用自動車、乗合自動車、患者運搬自動車、靈柩自
動車、撒水自動車、液体運搬自動車、消防自動車、
架線修理自動車急救自動車等ノ別ヲ記入スルコト
三、車名欄ニハ「フォード」「シボレー」等ノ如ク記
入スルコト
四、型式欄ニハ「何年式」並ニ「箱型」「幌型」「三
方開型」「平型」「タクシ型」等ヲ記入スルコト
五、機關名稱欄ニハ車名ト機關名ト同一ナルトキハ
其ノ形式ノミヲ L・D 型ノ如ク記入シ、異ナルト
キハ「ハリー T・R 型」ノ如ク記入スルコト
六、荷臺ノ大サ、内法寸法ニテ記入スルコト

| | |
|-----|---------|
| 住所 | 年 月 日 生 |
| 氏 名 | |
| 住所 | 年 月 日 生 |
| 讓渡人 | |
| 住所 | 年 月 日 生 |
| 氏 名 | |
| 印 | |

一、自動車ノ種類及車名
一、用
一、格納車庫所在地
右商品自動車ヲ使用致シ度候間車輛検査證相
添へ此段及申請候也
年 月 日
住 所 氏 名 印
讓渡人 住 所 氏 名 印
警視總監 殿 名 印
一、他人ノ車庫ニ格納スル場合ニアリテハ車庫主ノ
承諾書添付ノコト

年 月 日
住 所
氏 名 印
警視總監 殿

第五號樣式 (第二十四條ノ規定ニ依ルモノ)

| 種 類 | 普通自動車 | | | 特殊自動車 | | | 種 類 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 普通自動車 | 特殊自動車 | 特殊自動車 | 普通自動車 | 特殊自動車 | 特殊自動車 | |
| 用途 | 用途 | 用途 | 用途 | 用途 | 用途 | 用途 | 用途 |
| 車名 | 車名 | 車名 | 車名 | 車名 | 車名 | 車名 | 車名 |
| 型式 | 型式 | 型式 | 型式 | 型式 | 型式 | 型式 | 型式 |
| 年式 | 年式 | 年式 | 年式 | 年式 | 年式 | 年式 | 年式 |
| 車重 | 車重 | 車重 | 車重 | 車重 | 車重 | 車重 | 車重 |
| 乗車定員 | 乗車定員 | 乗車定員 | 乗車定員 | 乗車定員 | 乗車定員 | 乗車定員 | 乗車定員 |
| 車軸寸法 | 車軸寸法 | 車軸寸法 | 車軸寸法 | 車軸寸法 | 車軸寸法 | 車軸寸法 | 車軸寸法 |
| 全長 | 全長 | 全長 | 全長 | 全長 | 全長 | 全長 | 全長 |
| 全幅 | 全幅 | 全幅 | 全幅 | 全幅 | 全幅 | 全幅 | 全幅 |
| 全高 | 全高 | 全高 | 全高 | 全高 | 全高 | 全高 | 全高 |
| 軸間 | 軸間 | 軸間 | 軸間 | 軸間 | 軸間 | 軸間 | 軸間 |
| 軸高 | 軸高 | 軸高 | 軸高 | 軸高 | 軸高 | 軸高 | 軸高 |
| 軸荷 | 軸荷 | 軸荷 | 軸荷 | 軸荷 | 軸荷 | 軸荷 | 軸荷 |
| 馬力 | 馬力 | 馬力 | 馬力 | 馬力 | 馬力 | 馬力 | 馬力 |
| 燃料 | 燃料 | 燃料 | 燃料 | 燃料 | 燃料 | 燃料 | 燃料 |
| 燃料消費率 | 燃料消費率 | 燃料消費率 | 燃料消費率 | 燃料消費率 | 燃料消費率 | 燃料消費率 | 燃料消費率 |
| 制 動 | 制 動 | 制 動 | 制 動 | 制 動 | 制 動 | 制 動 | 制 動 |
| 制 動 | 制 動 | 制 動 | 制 動 | 制 動 | 制 動 | 制 動 | 制 動 |
| 制 動 | 制 動 | 制 動 | 制 動 | 制 動 | 制 動 | 制 動 | 制 動 |

第六號樣式 (第二十五條第一項ノ規定ニヨルモノ)

- 自動車使用主變更届
- 一、自動車ノ種類及車輛番號
 - 二、新使用主ノ住所、氏名
 - 三、舊使用主ノ住所、氏名

一、同時ニ變更シタル事項
右ノ通自動車使用主變更致シ候間車輛検査證
相添へ此段及届出候也
年 月 日
新使用主 氏 名 印
舊使用主 氏 名 印
警規總監 殿

| | |
|--|-------------|
| 住所 | 住所 |
| 氏 名 | 氏 名 |
| 所 在 地 (所在地) | 所 在 地 (所在地) |
| 格納車庫番 | 格納車庫番 |
| 前使用主住所 | 前使用主住所 |
| 前使用主氏名 | 前使用主氏名 |
| 警規總監 殿 上記ノ自動車使用地變更申請 (格納車庫番ノ車輛検査證) 相添及届出候也 | |
| 年 月 日 | 年 月 日 |
| 氏 名 | 氏 名 |

- 格納スル場合ニ在リテハ車庫主ノ承諾書ヲ添付スルコト
- 二、舊使用主ノ連署ヲ得サリシ場合ハ其ノ事由ヲ疎明スルコト (第七號樣式ニ同シ)

第七號樣式 (第二十五條第二項ノ規定ニ依ルモノ)

| 種 類 | 普通自動車 | | | 特殊自動車 | | | 種 類 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 普通自動車 | 特殊自動車 | 特殊自動車 | 普通自動車 | 特殊自動車 | 特殊自動車 | |
| 用途 | 用途 | 用途 | 用途 | 用途 | 用途 | 用途 | 用途 |
| 車名 | 車名 | 車名 | 車名 | 車名 | 車名 | 車名 | 車名 |
| 型式 | 型式 | 型式 | 型式 | 型式 | 型式 | 型式 | 型式 |
| 年式 | 年式 | 年式 | 年式 | 年式 | 年式 | 年式 | 年式 |
| 車重 | 車重 | 車重 | 車重 | 車重 | 車重 | 車重 | 車重 |
| 乗車定員 | 乗車定員 | 乗車定員 | 乗車定員 | 乗車定員 | 乗車定員 | 乗車定員 | 乗車定員 |
| 車軸寸法 | 車軸寸法 | 車軸寸法 | 車軸寸法 | 車軸寸法 | 車軸寸法 | 車軸寸法 | 車軸寸法 |
| 全長 | 全長 | 全長 | 全長 | 全長 | 全長 | 全長 | 全長 |
| 全幅 | 全幅 | 全幅 | 全幅 | 全幅 | 全幅 | 全幅 | 全幅 |
| 全高 | 全高 | 全高 | 全高 | 全高 | 全高 | 全高 | 全高 |
| 軸間 | 軸間 | 軸間 | 軸間 | 軸間 | 軸間 | 軸間 | 軸間 |
| 軸高 | 軸高 | 軸高 | 軸高 | 軸高 | 軸高 | 軸高 | 軸高 |
| 軸荷 | 軸荷 | 軸荷 | 軸荷 | 軸荷 | 軸荷 | 軸荷 | 軸荷 |
| 馬力 | 馬力 | 馬力 | 馬力 | 馬力 | 馬力 | 馬力 | 馬力 |
| 燃料 | 燃料 | 燃料 | 燃料 | 燃料 | 燃料 | 燃料 | 燃料 |
| 燃料消費率 | 燃料消費率 | 燃料消費率 | 燃料消費率 | 燃料消費率 | 燃料消費率 | 燃料消費率 | 燃料消費率 |
| 制 動 | 制 動 | 制 動 | 制 動 | 制 動 | 制 動 | 制 動 | 制 動 |
| 制 動 | 制 動 | 制 動 | 制 動 | 制 動 | 制 動 | 制 動 | 制 動 |
| 制 動 | 制 動 | 制 動 | 制 動 | 制 動 | 制 動 | 制 動 | 制 動 |

第八號樣式 (第二十六條ノ規定ニ依ルモノ)

- 自動車構造變更検査申請書
- 一、自動車ノ種類及車輛番號
 - 一、變更シタル部分
 - 右ノ通自動車ノ構造變更致候間検査相成度車輛検査證相添へ此段及申請候也

年 月 日
住 所
氏 名 印
警規總監 殿

| | |
|---|------------|
| 新使用主住所 | 新使用主住所 |
| 新使用主氏名 | 新使用主氏名 |
| 所在地 (所在地) | 所在地 (所在地) |
| 格納車庫番 | 格納車庫番 |
| 前使用主住所 | 前使用主住所 |
| 前使用主氏名 | 前使用主氏名 |
| 警規總監 殿 上記ノ自動車使用主、使用地變更申請 (格納車庫番ノ車輛検査證) 相添及届出候也 | |
| 年 月 日 | 年 月 日 |
| 新使用主 氏 名 印 | 新使用主 氏 名 印 |
| 舊使用主 氏 名 印 | 舊使用主 氏 名 印 |

- 備 考
- 一、原動機又ハ氣筒ヲ取換ヘタルトキハ機關ノ名稱並ニ番號及氣筒ノ行程式、内徑行程、個數、總容積並馬力等ヲ記入スルコト
 - 二、車輛大サヲ増加シタルトキ其ノ寸法ヲ記入スルコト
 - 三、其ノ他所定ノ構造ヲ變更シ若クハ特別ノ構造装置ヲ設ケタルトキハ其ノ内容ヲ説明スヘキ事項 (必要アラハ圖面添付) ヲ記入スルコト

第九號樣式 (第三十條ノ規定ニ依ルモノ)

自動車車輛検査登記事項變更届
一、自動車ノ種類及車輛番號
一、變更ヲ生シタル事項
右ノ通自動車車輛検査登記ノ記載事項ニ變更相
生シ候間車輛検査登記相添ヘ此段及届出候也
年 月 日
住 所
氏 名 印
警視總監 殿

備考

- 一、用途、住所又ハ格納庫庫若ハ常置場所ノ變更
ニ伴フ場合ハ新舊ノ關係ヲ明カニスルコト
- 二、大サ重量等ノ變更ニ伴フ場合ハ新數量ヲ記入
スルコト

第十號樣式 (第三十條ノ規定ニ依ルモノ)

自動車車輛検査再交付申請書
一、自動車ノ種類及車輛番號
二、再交付申請ノ事由
右ノ通ニ付車輛検査登記再交付相成度此段及申
請候也
年 月 日
住 所
氏 名 印
警視總監 殿

第十二號樣式 (第三十六條ノ規定ニ依ルモノ)

自動車運轉者運轉地變更届
寫 眞
假貼付
一、免許ノ種類及免許證番號
一、舊運轉地
一、新運轉地
右ノ通リ自動車運轉地變更致候ニ付寫眞一枚
免許證寫及免許證相添ヘ此段及申請候也
年 月 日
氏 名 印
警視總監 殿

備考

- 一、運轉免許證種類欄ニハ普通免許、特種免許又ハ
小型免許ノ別及特殊免許ニアリテハ昭和八年十月
内務省告示第三百五十號ニ規定スル種類ヲ記載ス
ルコト
- 二、寫眞ノ裏面ニハ氏名及撮影年月日ヲ記載スルコ
ト
- 三、第六十三條第一項ノ規定ニ依リ同時ニ就業地變
更ノ旨届出ル者ハ運轉免許關係事項ノ次ニ就業免
許關係事項ヲ追記シ仍就業免許證ノ寫及別ニ定ム
ルトコロニ依リ手数料ヲ添付スルコト

住 所
氏 名 印
警視總監 殿

備考

- 一、申請事由ノ欄ニハ滅失(遺失、紛失、盜難、
燒失、流失等)及毀損ノ別ヲ記入スルコト
- 二、滅失ノ場合ニ在リテハ警察署ニ其ノ旨届出共
ノ證明書ヲ添付スルコト

第十一號樣式 (第三十四條ノ規定ニ依ルモノ)

自動車車輛検査返納届
一、自動車ノ種類及車輛番號
一、返納ノ事由
右ノ通ニ付車輛検査登記返納致度候間車輛検査
證相添ヘ此段及届出候也
年 月 日
住 所
氏 名 印
警視總監 殿

備考

- 一、返納ノ事由ノ欄ニハ自動車ノ使用廢止、車輛
検査證ノ有効期間満了又ハ舊車輛検査證ノ發見等
ノ如ク記入スルコト

第十三號樣式 (第三十八條又ハ第五十條ノ規定
ニ依ルモノ)

自動車「免許證再交付申請
寫 眞
假貼付
一、免許ノ種類及免許證番號
一、再交付申請ノ事由
右ノ通ニ付「免許證再交付相成度寫眞一
葉相添此段及申請候也
年 月 日
氏 名 印
警視總監 殿

備考

- 一、「内ニハ「運轉」「假運轉」又ハ「就業」
ノ別ヲ記載スルコト
- 二、免許ノ種類欄ニハ普通免許、殊特免許、小型免
許、假運轉免許又ハ就業免許ノ別及特殊免許ニ在
リテハ昭和八年十月内務省告示第三百五十號ニ規
定スル種類ヲ記載スルコト
- 三、寫眞ノ裏面ニハ氏名及撮影年月日ヲ記載スルコ
ト
- 四、假運轉免許ヲ除キ別ニ定ムルトコロニ依リ手數
料ヲ添付スルコト

五、再交付申請ノ事由ニハ滅失（遺失、紛失、盜難、焼失、流失等）及毀損ノ別ヲ記載スルコト
 六、滅失ノ場合ニ在リテハ警察署ニ其ノ旨届出其ノ證明書ヲ添付スルコト
 七、毀損ノ場合ニ在リテハ毀損セル免許證ヲ添付スルコト

第十四號様式（第三十九條ノ規定ニ依ルモノ）

自動車運轉者「」届
 一、免許ノ種類及免許證番號
 一、届出ノ要旨
 右ノ通ニ付免許證訂正相成度此段及届出候也
 年 月 日
 氏 名 印
 警視總監

備考
 一、「」内ニハ「本籍、住所若ハ氏名變更」又ハ「兵役關係異動」ノ別ヲ記載スルコト
 二、免許ノ種類欄ニハ普通免許、特殊免許、小型免許ノ別及特殊免許ニ在リテハ昭和八年十月内務省告示第二百五十號ニ規定スル種類ヲ記載スルコト
 三、届出ノ要旨欄ニハ新舊両事項並其ノ事實發生年月日ヲ記載スルコト

第十五號様式（第四十條又ハ第五十條ノ規定ニ依ルモノ）

警察署長 氏 名 印
 年 月 日 生
 殿

| | |
|-----------|--|
| 自動車ノ用途 | 制限外物件（人）運搬許可申請 |
| 運搬品目 | 車輛番號 第 號 |
| 運搬方法 | |
| 制限ノ超過スル期間 | 人員 定員 名 定員外 名 量 屯 制限内 屯 制限外 屯 寸法 全長 米 全幅 米 軸間 米 軸高 米 軸間 米 軸高 米 重量 米 重量 米 重量 米 重量 米 |
| 運搬経路 | 山 経 経 地 地 地 |
| 運搬日時 | 日 年 月 日 年 月 日 午 時 時 |
| 備考 | |

備考
 一、自動車ノ用途欄ニハ貨物自動車、乗用自動車等ノ別ヲ記入スルコト
 二、車輛番號欄ニハ車輛番號ノ上部ニ普通自動車、特殊自動車、小型自動車ノ別ヲ記入スルコト
 三、運搬方法欄ニハ牽引自動車ヲ使用スル場合ニ限り記入スルコト

第十七號様式（第五十五條ノ規定ニ依ルモノ）

自動車種類記入申請書

依ルモノ）

自動車「」 「免許證返納届
 一、免許ノ種類及免許證番號
 一、返納ノ事由
 右ノ通ニ付自動車「」 「免許證返納致度
 免許證相添へ此段及届出候也
 年 月 日
 氏 名 印
 警視總監

備考
 一、「」内ニハ「運轉」「假運轉」又ハ「就業」ノ別ヲ記載スルコト
 二、免許ノ種類欄ニハ普通免許、特殊免許、小型免許、又ハ就業免許ノ別及特殊免許ニ在リテハ昭和八年十月内務省告示第三百五十號ニ規定スル種類ヲ記載スルコト

第十六號様式（第四十五條ノ規定ニ依ルモノ）

右自動車運轉ノ件御許可相成度此段及申請候也
 年 月 日
 住 所

一、自動車ノ種類及車輛番號
 右自動車ノ種類ヲ記入相成度車輛検査證ヲ相添此段及申請候也
 年 月 日
 住 所
 氏 名 印
 警視總監

第十八號様式（第五十六條ノ規定ニ依ルモノ）

自動車運轉免許種類記入申請
 一、免許證番號
 一、免許證ニ記載シアル自動車名及用途
 右ノ通ニ付運轉免許種類記入相成度運轉免許證相添へ此段及申請候也
 年 月 日
 住 所
 氏 名 印
 警視總監

備考
 一、乙種免許證ヲ有スル者ニ限り本申請ヲ爲スコト
 二、免許證ニ記載シアル自動車名及用途欄ニハ免許證自動車種類欄ニ記載シアル通り其ノ全部ヲ記載スルコト

第十九號樣式 (第五十七條ノ規定ニ依ルモノ)

自動車就業免許證交付申請
 一、現ニ有スル運轉免許ノ種類及免許證番號
 一、免許年月日
 右ノ通ニ付自動車就業免許證交付相成度此段
 及申請候也
 年 月 日
 住所
 氏 名 印
 警視總監

備考

- 一、普通免許ヲ有スル者ニ限リ本申請ヲ爲スコトヲ得
- 二、別ニ定ムルトコロニ依リ手数料ヲ添付スルコト

警視廳告示第三百六十五號

自動車取締令施行細則第二十八條ノ規定ニ依リ車輛検査證ヲ納ムル容器ノ寸法、様式及標示位置左ノ通定ム
 昭和八年十月三十日

- 一、容器ノ寸法ハ長十八糎、幅十四糎ノモノタルコト
- 二、容器ハ無色透明ノ「セルロイド」製ニシテ車輛検査證ヲ取出スコトナクシテ其ノ記載事項ヲ容易ニ識

別セラレ且車輛検査證ノ汚損スルノ虞ナキモノタルコト

- 三、美器ノ標示位置ハ運轉臺若ハ座席ノ左側扉内面ノ無色透明ノ「セルロイド」製袋(第一圖參照)内ニ標示スルコト 但シ自動車交通事業法施行細則第一條第二號、第五號乃至第九號等ノ事業ニ使用スル自動車(乗合自動車型)ニ在リテハ運轉臺前方上部ノ鐵枠(第二圖參照)内ニ、貨物自動車タル特殊自動車及小型自動車ニ在リテハ荷臺ノ前面左外側ノ鐵枠(第二圖參照)内ニ之ヲ標示スルコト
- 自動自轉車及「ロードローラー」ノ類ニ在リテハ前項ノ規定ニ拘ハラズ運轉者ニ於テ之ヲ携帯スルコトヲ得

附 則

本告示ハ昭和九年五月一日ヨリ之ヲ施行ス

第一圖

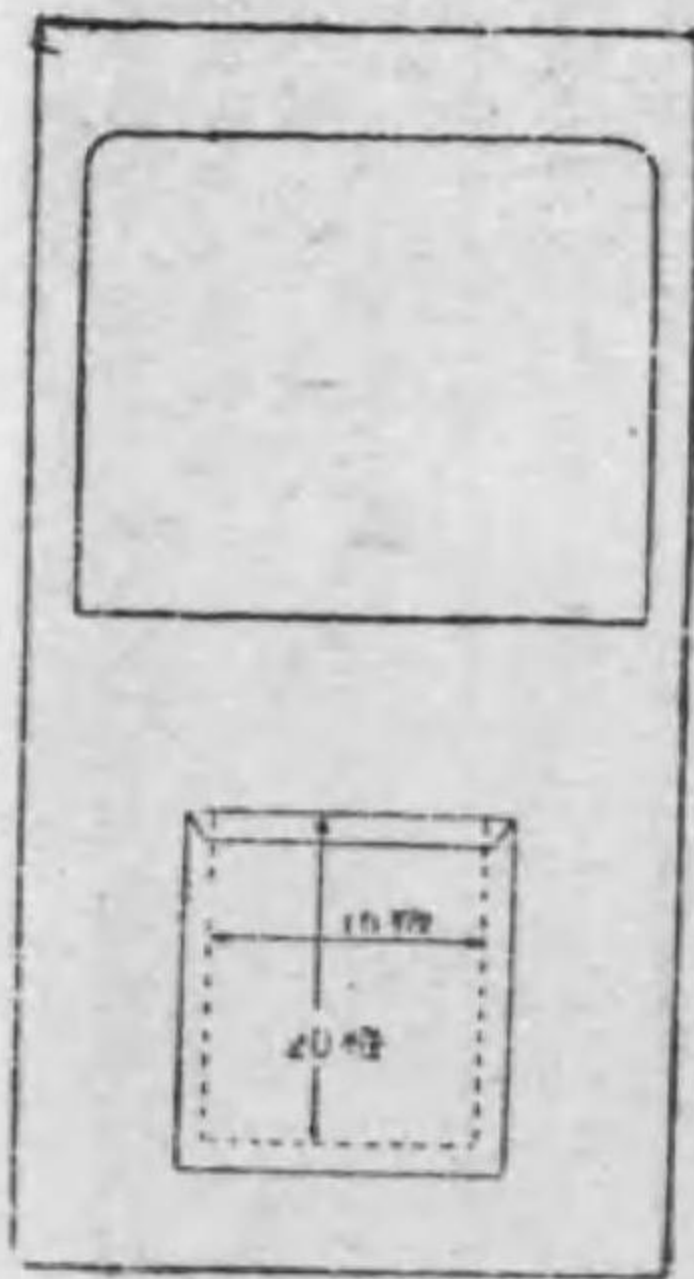
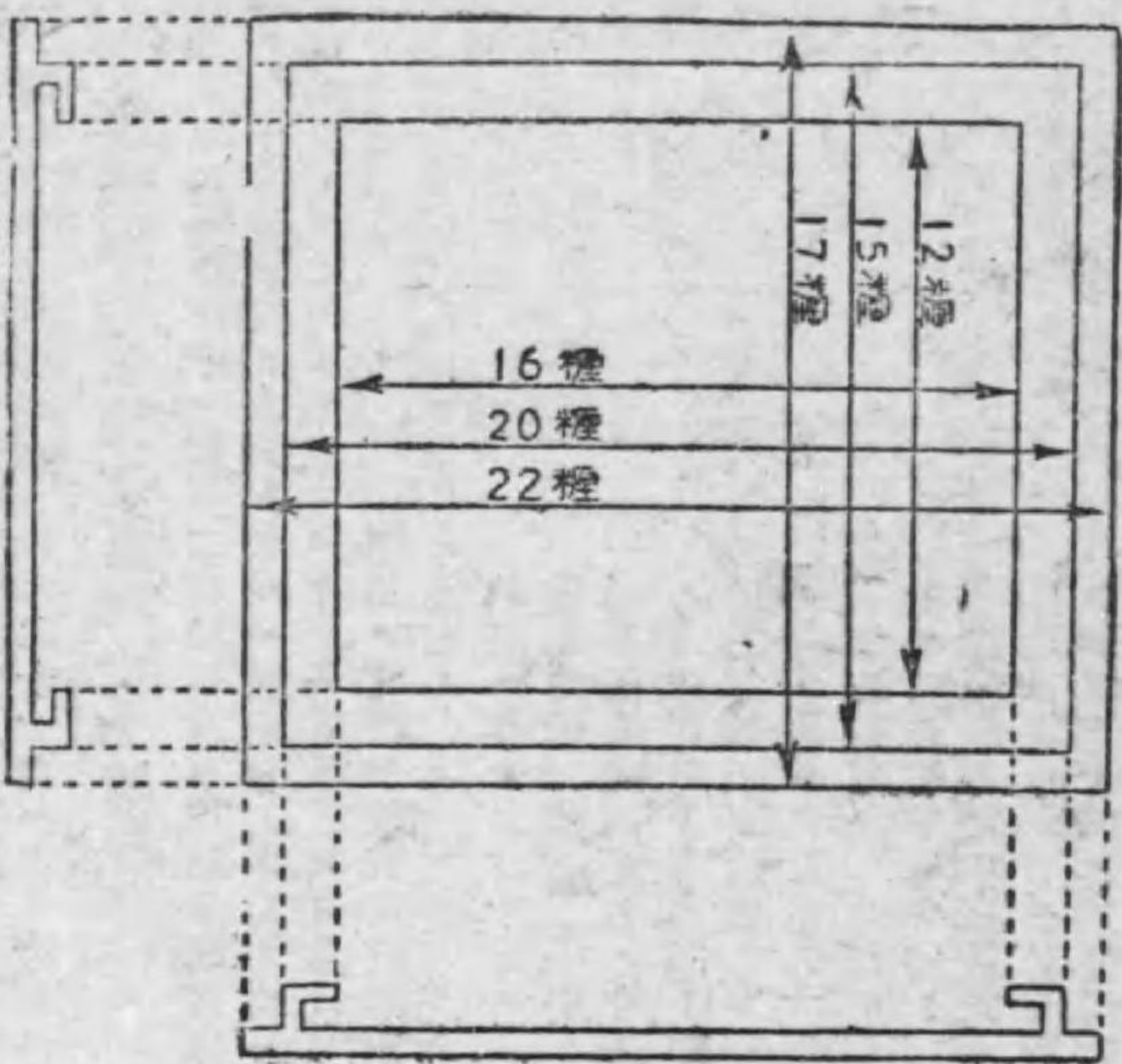


圖 二 第



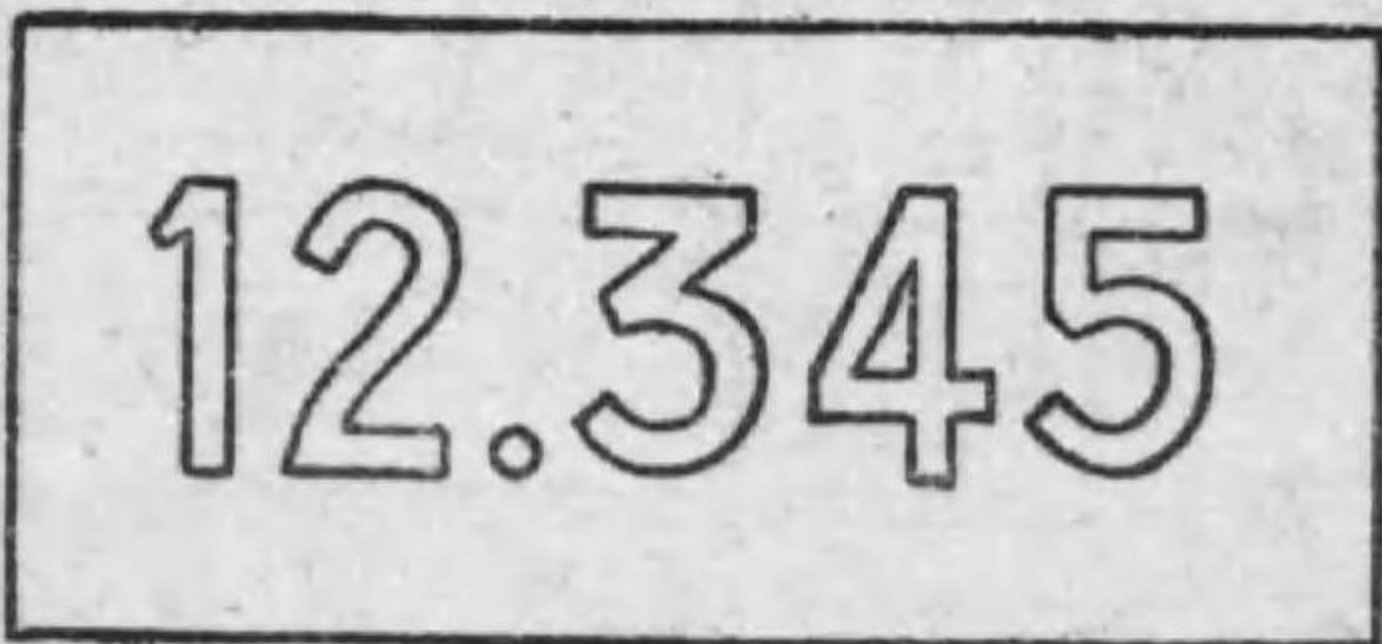
警視廳告示第三百六十六號

自動車取締令施行細則第二十九條前段ノ規定ニ依ル自動車車輛番號標示ノ寸法、様式及位置左ノ通定ム
 昭和八年十月三十日

警視總監 藤 沼 庄 平

- 一、車輛番號ノ文字ノ寸法ハ普通自動車ニ在リテハ太十八糎以上、高百二十糎以上幅六十糎以上、間隔十五糎特殊自動車ニ在リテハ太十二糎以上、高九十糎以上、幅四十五糎以上、間隔十糎、小型自動車ニ在リテハ太十糎以上、高八十糎以上、幅四十糎以上、間隔十糎ト爲スヘシ

雜 形



輛番號ハ車輛ノ後面中央部若ハ左側ニ之ヲ標示スヘシ

- 二、車輛番號ノ標示様式ハ普通自動車ニ在リテハ黒地ニ白色ノ文字、特殊自動車ニ在リテハ青地ニ白色ノ文字、小型自動車ニ在リテハ橙黄色地ニ黒色文字ヲ以テシ千位ニハ「・」(其ノ直徑文字ノ太ニ等シキモノタルコト)ヲ附シ左ノ雜形ニ依ルヘシ但シ後面車輛番號ノ標示ハ東京府府稅取締規則ノ規定ニ依リ東京府ノ交付スル鑑札ノ標示ヲ以テ之ニ代フ
- 三、車輛番號ノ標示位置ハ前面車輛番號ハ車輛ノ前面中央部ニ後面車輛番號ハ車輛ノ後面中央部若ハ左側ニ之ヲ標示スヘシ

側車附自動自轉車ノ類ノ車輛番號ハ前項ノ規定ニ拘
ハラス自動自轉車ノ後面ニ之ヲ標示スヘシ

附 則

四、本告示ハ昭和八年十一月一日ヨリ之ヲ施行ス
五、昭和六年二月警視廳告示第二十七號ハ之ヲ廢止ス

警視廳告示第三百六十七號

自動車取締令第三十一條第二項並自動車取締令施行細
則第二十九條後段ノ規定ニ依ル一般公衆ノ乗用ニ供ス
ル自動車ノ車室内ニ標示スヘキ車輛番號、從業者氏名
標示ノ寸法、様式又位置左
ノ通定ム

百六十耗

| | |
|-----------|-------|
| 番 號 | 2.345 |
| 車 種 | 何 |
| 從 業 者 氏 名 | 某 |

百二十五耗

百六十耗 四十耗

昭和八年十月三十日
警視廳總監 藤沼庄平

一、車輛番號ノ文字ノ寸法
ハ太四耗以上、高三十耗
以上、幅十五耗以上トシ
從業者氏名ノ文字ノ寸法
ハ太三耗以上、高及幅各
十五耗以上ト爲スヘシ
二、車輛番號ノ標示様式ハ
黒地ニ白色ノアラビヤ數
字、從業者氏名ノ標示様
式ハ白地ニ黒色ノ楷書ヲ

(自動車取締要項)

昭和九年九月 日本小型自動車協會編

目 次

- 一、自動車ノ定義
- 二、自動車ノ種類
- 三、自動車ノ検査
- 四、車輛ノ構造装置
- 五、用 法
- 六、經過規定
- 七、自動車ノ種類ノ区分表
- 八、構造装置省略表

(附) 自動車々輛検査取扱覺書
(警視廳)

百六十耗

| | |
|-----------|-------|
| 番 號 | 2.345 |
| 車 種 | 何 |
| 從 業 者 氏 名 | 某 |

百五十耗

四十耗 四十耗

附 則

五、本告示ハ昭和八年十一月一日ヨリ之ヲ施行ス
六、昭和八年六月警視廳告示第百八十二號ハ之ヲ廢止
ス

以テシ車輛番號ノ千位ニ
ハ「・」ヲ附シ左ノ鑄形ニ
依ルヘシ
三、車輛番號、從業者氏名
ノ標示ハ運轉臺背面上
部ニシテ乗用者ノ見易キ
箇所ニ之ヲ標示スヘシ
但シ車体ノ構造上之ニ依
リ難キモノニ在リテハ運
轉臺前方上部ニシテ乗用
者ノ見易キ箇所ニ之ヲ標
示スルコトヲ得
四、標示物體ハ金屬製ニシ
テ容易ニ毀損又ハ剝離セ
サルモノタルヘシ

自動車車輛關係

- 一、自動車ノ定義……自動車取締令第一條
 - (1) 自動車ノ定義(令第一條)
 - (2) 原動機(内燃機關、蒸氣機關、電氣機關)ヲ使用スル車輛
 - (3) 軌 條(レール)及「トロリーウワイヤー」(架空線)ヲ用ヒザル車輛
 - (4) 取締對象ノ自動車
道路ニ於テ運轉スル自動車ニ限ル
 - (5) 道 路
 - (6) 一般道路
 - (7) 自動車道……自動車交通事業法第十七條
自動車ノミ通行スル道路
 - (8) 專用自動車道……自動車交通事業法第十七條
事業者ノ自動車ノミ通行スル道路
- 二、自動車ノ種類
 - (1) 法規上ノ区分
令第二條、令第三十七條、内務省告示第三五〇號(八年十月)
 - (2) 小型自動車ノ定義
(イ) 定義
車輛長二・八米、幅一・二米、高一・八米ノ範圍ニアルモノ殆ンド全部(自動自

轉車ノ馬力大ナルモノハ特殊自動車ニテ
例外)ヲ小型自動車ト思ヘハ可

- (ロ) 種類
- (A) 自動自轉車 (大馬力ノモノハ特殊第六種トナル)
 - (B) 自動三輪車 (リヤカー) 殆ト全部
 - (C) 自動四輪車 (オースチン小型、ダットサン號、太田號、京三號等僅少、乗用モ貨物用モアリ)
 - (D) 側車自動自轉車 (大多數ハ特殊ナルモ幅狭キモノモ稀ニアリ)
- (二) 特殊自動車ノ種類
- 第一種……牽引自動車
 - (イ) 牽引專用車 (トラクター) (フォードソン號)
 - (ロ) 兼用牽引車 (貨物兼用、乗用兼用) 被牽引車ヲ牽引スルトキノミ牽引車ノ取扱ヲ受ケ貨物又ハ乗用ノミニ使用セル時ハ普通自動車
 - 第二種……「ロードローラー」(道路轉壓用) 「グレーダー」(道路地均用耕地機械車)
 - 第三種……蒸氣自動車 (現在登録ナシ)
 - 第四種……電氣自動車 (數アルノミ)
 - 第五種……ハノマーク型自動車 (數臺アルノ)

- (三) 普通自動車
- 第六種……自動自轉車ノ類
 - (イ) 自動自轉車 (單車又ハ「オートバイ」)
 - (ロ) 自動三輪車 (リヤカー)
 - (ハ) 側車附自轉車 (サイドカー) 乗用、貨物用アリ
 - (ニ) 側車附自動自轉車ノ側車ヲ一時取外シ單車トシテ使用スルモ構造變更ノ手續不用 (細則第二十七條) 但シ運轉免許證ハ特殊免許證
 - 第七種……其ノ他ノ特殊自動車
 - タンク (戰車) 及普通自動車ニテ車輛重量三六〇斤以下ノモノ
- (イ) 型別……箱型 (セダン)、輕型 (フェイトン)、大型 (乗合型)
- (ロ) 許可別……自家用、營業用 (交通事業法以外ノ運送事業規則)
- (三) 貨物用
- 型別……平臺、並三方開、深一方開、箱一方開等
- 許可別……自家用、營業用、(交通事業法ニヨル定期ト事業外事業ニヨル貸切ト二種)
- (四) 其ノ他
- 救急自動車 (人命救護ニノミ使用スル車輛)、郵便自動車、寢臺自動車、靈柩自動車、撤水自動車 (路面洗滌)、應急修理自動車等
- 三、自動車ノ検査 (使用、廢止、其他手續)
- (一) 使用申請 (車輛検査申請)
- (二) 車輛検査申請 (令第二十五條、令第二十六條——細則二十一條)
- 自動車ヲ使用セントスル場合ニハ主タル使用地ノ地方長官 (東京府ハ警視總監) ニ細則第二號様式ノ申請書ニ必要事項ヲ記入シテ本廳交通課ニ提出スル事

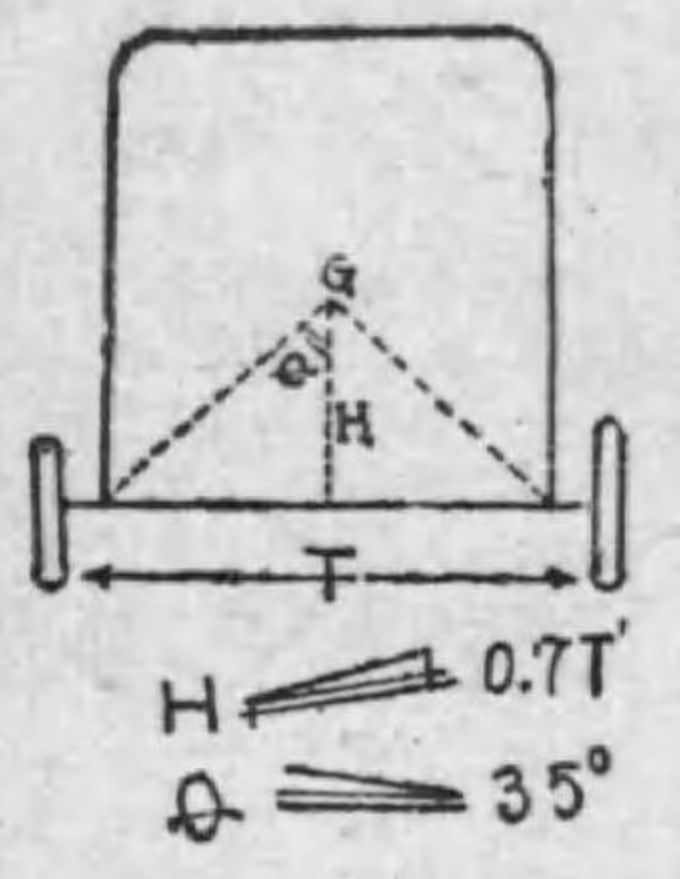
(2) 取縮上ノ區別

- 物用、作業用等全部
- | | | |
|--|--------------|------------------------|
| 普通自動車 | 特殊自動車 | 小型自動車 |
| 車輦番號標示 (警告) (第三六六號) 検査證ノ色 (令第三十七條) (第一號様式) | 黒地ニ 白色 | 青地ニ 白色 橙黄色 黒地 |
| 淺黄色 | 桃色 | 藤色 |
| 運轉免許證 (令第三十七條) (令第九十條) | 普通免許 (舊甲種免許) | 特殊免許 (舊甲種免許) |
| | 特別免許 (舊甲種免許) | 小型免許 (舊甲種免許) |
| | 普通免許 (舊甲種免許) | 特殊免許 (舊甲種免許) |
- (3) 車名ノ種類ノ區別
- 車名ハ各製造會社ニ於テ數種類命名シアリ世界各國ヨリ輸入セラル、ニ依リ數百種ニ達ス多クハ前面「ラヂエーター」或ハ乗降「ステップ」ニ車名ヲ記入ス
- 尙検査證ト車輛トカ一致スルヤ否ハ機關番號ニテ検査ス、機關番號ハ機械ノ右又ハ左ニ必ス刻印セルモノニテ鑄出セルモノハ機關番號ニ非ス
- (4) 用途別種類
- (一) 乗用

- (1) 繼續使用検査申請（令第二十九條——細則第二十三條）
検査證有效期間滿了後引續キ自動車ヲ使用セントスル場合ハ有效期間滿了前三十日以内ニ細則第四號様式ノ申請書ニ検査證交付手数料（告示第五十號八年十一月）普通、特殊ハ一圓、小型ハ五十錢納入シテ新ニ検査證ヲ受クルヲ要ス
- (2) 商品検査申請（令第二十七條第二項——細則第二十二條）
商品検査ハ其ノ自動車カ車輛番號ノ交付ヲ受ケレハ（納税スレハ）何時ニテモ使用シ得ル保證ヲ與フルモノニシテ検査證ニハ車輛番號ヲ指示セス
故ニ之ヲ使用スル場合ハ必ス一時運轉ノ許可ヲ要ス
- (3) 一時運轉許可申請（令第二十四條——細則第二十條）
自動車ヲ一時検査、試運轉又ハ廻送等ノ爲ニ使用セントスル場合ニハ細則第一號様式ノ申請書ニ通ヲ提出シ許可證（申請、通ニ署名印ヲ押捺セルモノ）及一時運轉許可標板（執行心得第一條）ノ貸與ヲ受ケ運轉中前者ヲ携帯シ後者ヲ車輛ノ前後見易キ處ニ標示スル事
其ノ他ノ手續

- (1) 使用主變更届（令第三十條第二項——細則第二十五條）
- (2) 記載事項變更届（細則第三十條）
- (3) 検査證返納届（令第三十六條——細則第三十四條）
 - (イ) 自動車使用廢止ノ場合
 - (ロ) 車輛検査有效期間滿了ノ場合
 - (ハ) 再交付ヲ受ケ舊検査證ヲ所持スル場合
- (4) 検査ノ種類
 - (一) 使用検査（令第二十五條——細則第二十一條）
 - (二) 繼續使用検査（令第二十九條——細則第二十三條）
 - (三) 變更検査（令第三十二條——細則第二十六條）
 - (四) 臨時検査（令第三十三條）
 - (五) 出張検査、車庫内検査、路上検査
- (5) 車輛検査證及其ノ有效期間
- (6) 検査證（令第二十七條）
車輛検査證ハ検査ノ合格ノ證即チ使用許可證トモ言フヘキモノニテ自動車ノ運轉中ハ告示第三六五號ニ規定スル場所ニ標示スルコト
- (7) 有效期間（令第二十八條）

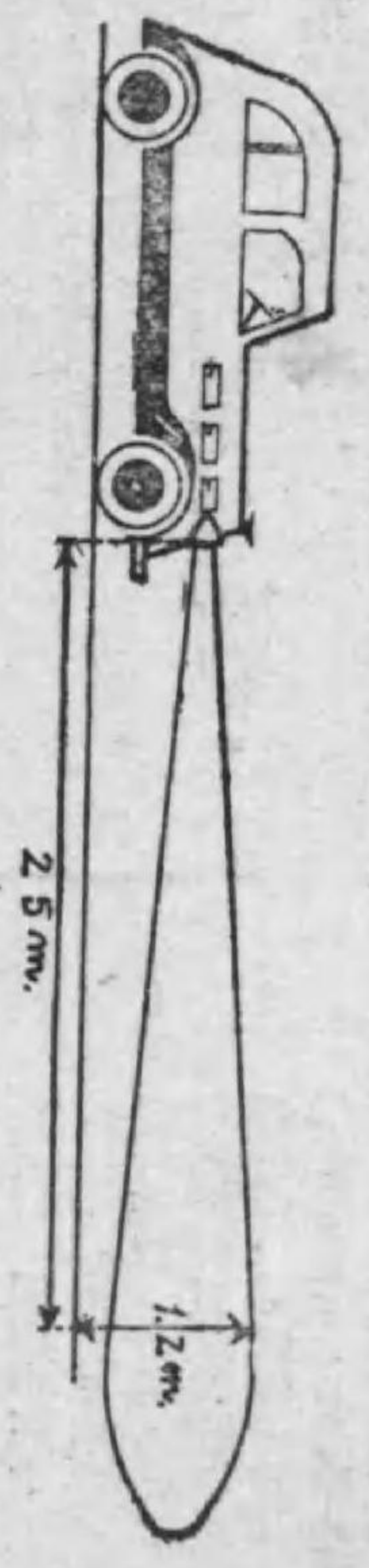
- 四、車輛ノ構造装置
- 1 車輛ノ大サ（令第五條）
長七・五米、巾二・二米、高三米以下
- 2 特別許可……検査證ニ其旨記載（執行心得第十八條）
- 3 車輛ノ安定度（令第六條）
 - 一 前後ノ安定度
 - 二 前輪ニ懸ル重量 荷物ヲ積載シタ場合 ≥ 0.2
 - 三 左右ノ安定度



(3) 側車附自動自轉車
側車輪ニ懸ル重量(荷物ヲ積載シタ場合) $\geq T$
總重量

- (4) 迴轉半徑（令第七條）
迴轉半徑十一米ノ場合ニ五米道路ヲ直角ニ迴轉シ得
- (5) 逆行装置（令第八條）
車輛重量三六〇斤以下ノモノハ省略
- (6) 爆發性、可燃性ノ容器（令第九條）
「ガソリンタンク」ノ注入口ト尾燈「スキツチ」トノ距離ハ四十厘米以上、但シ「クローズスキツチ」ハ四厘米以上（執行心得第十五條）
- (7) 消音器（令第十一條）
大サ（細則第三條）
排氣管ハ後方ニ向ケ水平ニ出スコト（執行心得第十六條）
- (8) 制動装置（令第十三條）
 - (一) 種類……手動、足動
 - (二) 構造……槓杆式、液壓式
 - (三) 系統
 - (イ) 二系統……原則トシテ二系統タルコト

- (イ) 一系統
- (A) 二五〇瓩未満ニシテ四輪制動、且液壓式制動機ナラザルモノ
- (B) 別表特殊、小型自動車(令第二十條—細則十八條)
- (C) 停止状態保持
- (A) 手動制動機
- (B) 自動自動車(單車)ハ不要
- (9) 燈火
- (一) 前照燈(令第十四條)

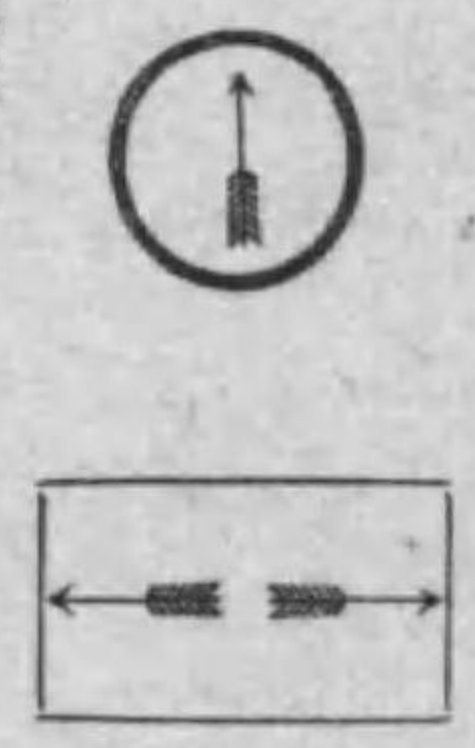


- (イ) 個數
- 前面左右二個
- 一個ノ場合及省略シ得ル場合別表(令第二十條第一項、細則第十八條)
- (ロ) 照度
- 二乃至三三燭光
- (ハ) 防幻裝置
- 電球、レンズ、反射鏡ノ位置

- (二) 尾燈(令第十五條、令第七十一條第一項第八號)
- (イ) 赤色タルコトヲ要ス
- (ロ) 車輛番號ヲ照射スル燈火ト共用シテ可
- (ハ) 車輛番號ヲ照射スル燈火ハ十燭光以上(執行心得第七條—第十七條)
- (三) 停止燈(細則第九條、執行心得第十七條)
- 橙黄色ニテ尾燈ト區別スルコトヲ要ス(普通自動車ノミニ適要)
- (四) 側燈(令第六十一條—細則第四條、第十八條第三項)
- 側燈、空車札照明燈等外部燈火ハ防幻上十燭光以下
- (五) 室内燈(細則第五條)
- 營業乗用車ノミナラズ自家用乗用車モ設備スルコト
- (六) 乗合ノ上部燈火(細則第六條)
- (イ) 紫色ノ燈火ヲ行先方向指示幕ノ兩側ニ

- (ロ) 裝置スルコト
- 舊規定ハ綠色……經過規定(令第八十九條)
- (七) 有色燈火(細則第七條)
- (イ) 尾燈(赤色)、方向指示器(赤色)、停止燈(橙黄色)、乗合ノ上部燈火(紫色)、以外ノ有色燈火禁止
- (ロ) 屋上青色燈……宮内省御用車(一般ニハ禁止)
- (八) 燈火制限(細則第七條)
- (イ) 別段ノ定アルモノ(前照燈、側燈、尾燈、停止燈、方向指示器、乗合ノ上部燈火)
- (ロ) スポットライト等(イ)以外ハ禁止
- (9) 速度計(令第十六條)
- 速度計ヲ省略シ得ルモノハ四五〇立方種以下……別表(令第二十條二項—細則第十八條)
- (10) 警音器(令第十七條)
- 軟調ノ音響ヲ發スルモノタルコトヲ要ス
- (11) 輪帶(令第十八條)
- (一) 護謨製タルコト
- (二) 例外規定別表(細則第十八條)
- (12) 方向指示器(細則第八條)
- 普通自動車ニ適用
- (一) 構造

- (イ) 矢形、劍形(椽取り黑色アリテモ大體四分ノ三以上、赤色ナレバ可)
- (ロ) 長二十種(外部ニ突出スル部分ガ二十種ノコト)
- (ハ) 巾四種(黑色ノ部ヲ含ミアレハ可)
- 不可ノ例
- (二) 所謂折疊式ナルコト
- (一) 位置
- 前面硝子支柱兩端(左右二個)上部車體ノ運轉臺ヨリ廣キモノハ「ブランクケット」ヲ取付ケ、矢形ノ先端ガ車體ヨリ少シデモ外方ニ出ル機裝置スルコト、運轉臺ガ最大巾ヲ爲ス如キ場合ハ其ノ儘「ブランクケット」ナシニ取付ケルコト
- 燈火
- 内部照明タルコト
- 機能
- 電動、手動ヲ問ハズ手ヲ離シテモ必要時間ダケ方向ヲ指示スルモノタルコト
- (13) 泥除(第十條)
- (一) 構造



- (11) 面ノ長サ車輪ノ直徑ノ三分ノ二以上、高サ十五厘以上、路面トノ距離六厘以内ニ取付ケ得テ翻蓋又ハ廻轉セザルコト
- (12) 用法(細則第四十三條)
- (13) 省略規定(細則第十八條)別表
- (14) 緩衝器(細則第十一條)
 - 普通自動車ニ適用、但シ貨物自動車ハ前面ノミ(後而省略)
 - (一) 横ニ二本三本アルモノハ合シテ其ノ巾ト見做ス
 - (二) 長サハ左右ノ「フエシター」ヲ超ヘザルコト
 - (三) 中央部切斷サレ左右分割サレタルモノモ可
 - (四) 大體空車ノ場合高四十厘乃至四十五厘トシ横ニ二本三本分割サレオルモノハ其ノ何レニテモ效用ヲ爲スト認ム
- (15) 後寫鏡(細則第十二條)
 - 普通自動車ニ適用
 - (一) 構造
 - (二) 位置
 - 半面鏡、集約鏡何レモ可
 - 運轉察其ノ外側或ハ「フエンダー」何レノ所ニテモ可
- (16) 拂拭器(細則第十二條)
 - 普通自動車ニ適用、自動式ニ限ル
- (17) 塗色制限(細則第十三條)

- 溜色……宮内省御用車
- 赤色……郵便自動車、消防自動車、自動車
- (18) 廣告
 - (一) 乗合自動車
 - (イ) 行先表及事業者ノ名稱又ハ徽章(事業法運輸規程第六條)
 - (ロ) 車體後面ノ廣告(細則第十四條)
 - (二) 貨物自動車(細則第十四條)
- (19) 車輛番號標示(令第二十條、令第三十一條細則第十八條)
 - (一) 前二及後面ノ車輛番號(細則第二十九條、告示三六六(八年十月))
 - (二) 營業用車ノ車室番號及運轉者氏名(細則第二十九條、告示第三六七(八年十月))
- 五、用法
 - (1) 道路制限
 - (一) 普通ニ通行シ得ル道路(細則第四十一條)
 - 車輛ノ幅員ノ二、五倍以上
 - 普通乗用車ハ巾一、八米位ナルニ依リ四、五米ノ道路
 - 最大車輛ノ巾ハ二、二米ナルニヨリ五、五米以上ノ道路ハ如何ナル自動車ニテモ通行シ得
 - (二) 例外道路

- (2) 車輛ニ依ル速度制限……検査設備考欄ニ其旨記入ス
- (一) 高速自動車(令第五十一條第一項第一號ノ自動車)
 - (イ) 七人乗以下ノ乗用車、乗合車
 - (ロ) 積載量七〇〇、前前後後ノ貨物自動車(舊法自動車ニ屬スルモノニテ乗用型ヲ貨物自動車ニ改造セルモノ)
 - (ハ) 特殊小型自動車「オートバイ、サイドカー、リヤーカー」ニテ足動制動機以外ニ手動制動機ヲ以前輪ヲ制動スルモノ
- (二) 低速自動車(同右第二號自動車)
 - (イ) 種類……前號以外ノ自動車
 - (ロ) 標示……△印ヲ車體後部ニ標示(細則第三十三條)
 - (ハ) 検査證……備考欄ニ其旨記入ス
- (3) 最高速度
 - (一) 高速自動車
 - (イ) 市街地又ハ人家連擔ノ場所……四十軒
 - (ロ) 二十五哩(細則第四十二條)
 - (ハ) 右以外ノ場所……五十軒
 - (二) 三十一哩(令第五十一條)

- (二) 低速自動車……三十五軒
- (三) 消防自動車、救急自動車……六十五軒
- (四) 四十哩(細則第四十二條)
- (五) 有效幅員ガ自動車ノ二、五倍以下ノ道路……十五軒十哩(細則第四十二條)
- (四) 追越規定(細則第四十二條第二項)
 - 前車ニシテ四十軒(二十五哩)ノ速度ニテ運轉スル場合ハ之ヲ追越スコトヲ得ス
- (4) 燈火ノ用法(令第六十一條)
 - (一) 制規ノ燈火(前照燈、側燈、尾燈、方向指示器、停止燈、乗合ノ紫色)
 - (二) 他ノ自動車ト行違フ場合
- (5) 積載量(令第二十六條令第六十三條)
 - (一) 重量……最大積載量標示(細則第三十二條)
 - (二) 人員……乗客定員、營業用車、乗車定員運轉者、助手ヲ含ム
 - (三) 積荷ノ大サ……車輛ノ長、幅及地上三、五米以下
 - (四) 例外規定……細則第四十五條、執行心得第二十三條
 - 交甲第八七八二號(八年十二

| | | |
|---|--|---|
| <p>普通自動車</p> <p>四輪六輪自動車 (普通乗用車) (乗合自動車) (寢臺自動車) (普通貨物車) (撒水自動車) (靈柩自動車) (修理應急自動車) (架線修理自動車) (消防自動車)</p> | <p>特殊自動車</p> <p>牽引専用自動車 (第一種) (フォードソン號) 蒸氣自動車 (第三種) 電氣自動車ノ大型(第四種) 自動自轉車ノ大型(第六種) 自動三輪車ノ大型(第六種) (乗用貨物) 側車付自動自轉車(第六種)</p> | <p>小型自動車</p> <p>四輪車ノ小型 (オースチン七馬力、ダ ットサン號、京三號、太 田號、ワカバ等) 電氣自動車ノ小型 自動自轉車ノ小型 自動三輪車ノ小型 (乗用貨物)</p> |
|---|--|---|

A 自動車ノ種類ヲ外見上便宜ニ區別スル方法

| | |
|--|---|
| <p>(6) 停止駐車 月</p> <p>(一) 定 義……令第四條</p> <p>(二) 禁止場所……令第六十四條</p> <p>(7) 事故ノ際ノ處置……令第七十條</p> <p>(8) 車輛ノ牽引(令第七十一條— 則第四十七條、第四十八條、第四十九條)</p> <p>(一) 牽引車</p> <p>(二) 事故ニ依ル他車ノ牽引</p> | <p>六、經過規定</p> <p>(1) 内務省令ニ依ルモノ</p> <p>(一) 新ニ検査ヲ受クル事ヲ要スルモノ(令第八十八條)</p> <p>(二) 既ニ検査ニ合格セル車輛(令第八十九條)</p> <p>(2) 施行細則ニ依ルモノ</p> <p>(一) 構造設備……細則第十三條、令第五十八</p> <p>(二) 検査證種別記入……細則第五十五條</p> |
|--|---|

オートバイと
小型自動車
販賣修理

部分品

製作・販賣卸

酸素・熔接並ニ
切斷

小山商會

東京・麻布・富士見町四七

